

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	小田原市文化振興ビジョンの推進について	文化政策課
2	学校法人関東学院小田原キャンパスの今後について	
3	第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について	図 書 館
4	小田原市スポーツ振興基本方針の改正 指針	スポーツ課
5	産婦人科医療施設整備費補助事業について	福祉政策課
6	第3期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について	
7	第2期おだわら障がい者基本計画（素案）について	障がい福祉課
8	小田原市保育所等訪問支援事業の実施について	
9	第2期小田原市食育推進計画（素案）について	健康づくり課
10	小田原市立病院経営改革プラン（案）について	経営管理課
11	平成28年度（平成27年度分）教育委員会事務の点検・評価報告書	教育総務課

平成28年12月 1 日

小田原市文化振興ビジョンの推進について

1 小田原市文化振興ビジョン推進委員会について

(1) 開催結果

回	日時	場所	内容
第7回	10月6日(木) 10時～11時30分	602会議室	議題 (1) 小田原市文化条例(案)について (2) 最終答申について
	10月31日(月) 13時～13時30分	市長室	答申

(2) 答申について

平成27年 6月30日 「文化に関わる条例の制定について」 諮問

平成28年 5月23日 文化に関わる条例の骨子案について中間答申

平成28年10月31日 答申(別紙のとおり)

<参考>

小田原市文化振興ビジョン推進委員会委員(平成27年6月委嘱)

	氏名	所属等
委員長	水田 秀子	公益財団法人かながわ国際交流財団専務理事
副委員長	鬼木 和浩	横浜市文化観光局文化振興課担当課長(主任調査員) / 日本文化政策学会理事
委員	石田 麻子	昭和音楽大学オペラ研究所教授
	中根 希子	ピアニスト
	萩原美由紀	小田原市教育委員 / NPO 法人アール・ド・ヴィーヴル理事長
	関口 秀夫	小田原市文化連盟会長
	木村 秀昭	自治会総連合会長
	片桐 晃	小田原・箱根商工会議所副会頭
	高橋 茂樹	公募市民
	深野 彰	公募市民

写

文化に関する条例の制定について

答 申

小田原市文化振興ビジョン推進委員会

平成28年10月

平成 28 年 10 月 31 日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市文化振興ビジョン推進委員会

委員長 水 田 秀 子

文化に関わる条例の制定について（答申）

平成 27 年 6 月 30 日、当委員会に対し意見を求められた「文化に関わる条例の制定」について、答申をいたします。

平成 23 年度に策定された「小田原市文化振興ビジョン」や、それ以降、推進体制などを話し合ってきた「小田原市文化振興ビジョンを推進するための懇話会」の意見等を念頭に、様々な視点からの審議を重ねてきました。

本年 5 月 23 日には文化に関わる条例の骨子案として中間答申をさせていただいたところです。

その後、パブリックコメント等の意見を拝見し、委員会として、小田原市の将来にわたる持続的な発展の礎として、文化の力こそが重要であり、そのことを市民、行政が改めて認識するための条例案を検討いたしました。条例の名称には、文化振興の主体となるのは市民であること、そして、この条例は、市民の自由な文化活動を保障するものとなるという考えから「私たちの」という言葉を使用しています。

文化振興に関する基本的な方向性を定めるこの条例が、市民と行政で共有され、市の施策の基盤となることを期待しています。

本条例を理念条例に終わらせないために、条例案に規定しているとおり、今後、基本計画を策定し、推進体制を整え、計画の評価を実施することで、将来にわたり、小田原市民の自治の基盤として市民主体の文化が振興されることを切に願うものです。

私たちの小田原文化振興条例

文化とは、長い歴史や風土の中で生まれ、人々の生活するところにあり、暮らしそのものです。文化による人と人との繋がりは、生活にゆとりと潤いをもたらします。人々は、過去いくたびか訪れた大きな災害などの困難をも地域の誇りである文化とともに乗り越えてきました。文化は未来への希望や生きる力を育む源となります。

小田原では千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきました。中世には関東最大の城下町として、城下には小田原の文化が溢れていました。江戸時代には、東海道の宿場町として栄え、報徳仕法を主導した二宮尊徳を生み出しました。近代になると、多くの政財界人や文化人が自然豊かな小田原に居を移しています。

現在では、県西地域の中心都市として私たち市民が紡ぐ文化活動が行われ、受け継がれています。小田原にしかない文化がここに 있습니다。

小田原の歴史や風土に育まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化、芸術文化。そしてそれらを支えてきた私たち。

文化は、私たちのまちの礎となるものです。過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けることで、感動との出会いをもたらし、いつの時代も私たちの誇りとなるのです。

感動は行動を起こす力となり、共感はそのを持続させる力を生みます。

小田原の文化を守り育てながら新たな文化を創造していくことができるのは、私たち市民です。市民がつくり繋いでいく小田原の文化が、小田原を愛する市民とまちを育くみ、未来に受け継がれていきます。

私たち市民には豊かな文化的環境の中で、いのちを育み、守り、暮らす権利があります。私たち市民は、多様な文化を振興することで、すべての人と寄り添い、共に社会の仲間として暮らしていくまちを目指します。文化により地域の繋がりを生み出すことが新しい価値を生みだし、様々な社会的課題を解決していく未来への一歩となるのです。

私たち市民は、小田原を愛するすべての人とともに心豊かに、自分たちらしく生きる道しるべとしてこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市と市民がともに推進する文化の振興(継承、創造及び発信等)に関する基本的事項を定め、その総合的かつ効果的な推進を図ることにより、希望と幸福感を持って暮らすことのできるまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化を創造し、享受すること、また文化活動に参加することが市民の生まれながらの権利であることに鑑み、子ども、高齢者、障がいの有る無しにかかわらず、全ての人に社会参加の機会をひらく社会的基盤として、私たち市民が心豊かな生活を送り、自分たちらしく生きるために、将来にわたり文化を振興するものとする。

2 歴史や風土に育まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化など小田原ならではの豊かな文化を大切にするとともに、それらに常に新しい光を当てることで後世に継承するものとする。また、芸術文化の自由な創造活動が行われることで、小田原の新しい文化を構築するものとする。

3 文化の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性並びに互いの多様性を尊重するものとする。

4 自らのまちを自ら創りあげていく自治の基盤は、小田原の豊かな文化と私たち市民によって創られた文化であり、その文化によって小田原を支える市民が育くまれることを認識し、文化を振興するものとする。

5 文化を振興することで、まちの魅力を高め、産業や観光へ活用し、経済の発展に貢献するとともに、文化と社会や経済が影響を与え合い、相互に磨かれる循環をつくるものとする。

(市民による文化の振興)

第3条 市民は、前文及び第2条に定める基本理念にのっとり、一人ひとりが文化の担い手であるとの認識のもと、自ら小田原の文化を継承し、創造し、及び発信に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、文化の振興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化に親しむとともに、文化を振興することができるよう環境の整備と支援を行うものとする。

3 市は、市民や文化活動を行う団体、事業者等と連携し、地域における人材や文化資源、情報等を活かし、文化を振興するものとする。

4 市は、社会や地域の課題を考慮し、その解決に向けた文化振興施策を推進するよう努めるものとする。

5 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化の振興に資するように配慮するものとする。

- 6 市は、文化の振興を図るため、国、神奈川県、他の地方公共団体等と連携に努めるものとする。
- 7 市は、上記の責務を果たすため、必要な体制と財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(施策の方向性)

第5条 市は、全ての市民が文化に親しむ機会を充実させるとともに、芸術文化を鑑賞し、さらには、市民自らが創造活動を行うことができる環境の整備、その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、文化の継承及び発展を図るため、伝統文化等の後継者の育成を支援するとともに、様々な文化資源が適切に保存され、及び活用されるための必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、特色ある文化の創造に向けて、本市の豊かな自然、歴史、伝統、なりわい等の文化資源を生かした取り組みやその他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、市民一人ひとりが文化の担い手であるという認識のもと、文化活動を行う人やそれを支える人を育てる環境を整備し、その成果を発表する機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。
- 5 市は、次代を担う子どもたちの豊かな心を育むため、子どもたちが多様な文化に親しむための施策を推進するものとする。
- 6 市は、文化活動等に関する情報を積極的に収集し、市民及び文化活動団体等と協働してその情報を内外に発信することにより、文化を通じた様々な交流を促進するものとする。
- 7 市は、文化の振興及びまちの魅力の向上を図るため、小田原ゆかりの芸術家や研究者など文化に関わる人材との交流及び連携に努めるものとする。
- 8 市は、市民が文化に対する親しみを深められるよう生涯学習活動を行う市民及び団体との連携に努めるものとする。

(計画の策定)

第6条 市長は、本条例に基づき、市の文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 市長は、基本計画の策定にあたり、別に条例で設置する小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を求めるとともに、市民及び文化団体等から意見を聴くものとする。
- 3 市長は、基本計画に基づく施策や事業の成果について、審議会の評価を受けることとする。

4 市長は、前項の評価及び検証の結果、必要に応じ、計画の変更その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進体制)

第7条 市長は、市の文化の振興施策を推進するに当たり、必要に応じ、審議会からの意見を求めることとする。

2 市は、市の文化の振興施策を推進するに当たり、専門性を持った人員の配置及び組織による継続的な事業推進を図るよう努めることとする。

学校法人関東学院小田原キャンパスの今後について

1 法学部生の修学キャンパス

平成 28 年度の法学部生の修学キャンパスは、1 年生が横浜キャンパス、2～4 年生は小田原キャンパスとなっており、平成 29 年 4 月にはすべての学年が横浜キャンパスへ移転することとなっている。

2 今後の小田原キャンパスの様態

関東学院では、法学部移転後も「神奈川県西部における高等教育の確立」と「開かれた大学として、経済・社会・文化の各分野において地域社会に貢献」という小田原キャンパス開設時の二つの理念を踏まえた活用を継続することとし、これまで工学総合研究教育施設の開設準備を進めてきたが、この度、施設名を「国際研究研修センター」と定め、平成 29 年 4 月に開設することとなった。

なお、当センター開設時点で設置される施設は次のとおりである。

(1) 材料・表面工学研究所

研究分野：「めっき」を中心とした表面処理の先端技術及び新素材の研究開発。

近年では食品分野の研究にも着手。

開設時構成員：所長以下所員（教授等）25 人・研修生等 29 人・

その他事務員等数名程度

施設の特徴：排水が環境を汚染しないことを最重要視し、無排水システム

（ゼロディスチャージシステム）を導入。

(2) 大学院

関東学院大学 大学院工学研究科総合工学専攻 材料・表面工学専修博士後期課程を新たに設置。

10 人程度が在籍する予定。

※ 関東学院では、小田原キャンパスを高度研究及び産官学連携の拠点とすべく、材料・表面工学研究所及び大学院の設置後も、第二、第三の研究所の設置を目指すとともに、学院の児童・生徒を対象とした語学研修や大学生のゼミ合宿としての利用など様々な施設活用の方策を検討している。

3 施設開放

敷地内にある体育館やグラウンド、ホール、会議室等の施設については、地域貢献の一つとして市民利用を可能とする方向で検討を進めている。

4 その他

法学部が横浜キャンパスへ移転するに当たり、小田原キャンパス内で使用されていた教育用機材（机 240 台、椅子 304 脚、ロッカー6 台ほか）を市内の小中学校等へ寄付したい旨の申し出があった。そこで、教育委員会において学校及び幼稚園への希望調査を行い、その結果をもとに本年 8 月、寄付をいただいた。

第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について

1 第二次計画の概要

(1) 計画策定の背景

ア 子どもの読書活動の意義

○子どもの読書活動は…

言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの。

○そのために…

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

イ 国・県の動向

○国の動向 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月施行)

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)(平成25年5月策定)

○県の動向 「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」(第三次)

(平成26年4月策定)

ウ 本市の第一次計画期間における取組・成果・課題

家庭・地域・学校等が互いに連携を図り、読書環境を整備し、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することを計画のめざす姿として、平成22年9月に「小田原市子ども読書活動推進計画」(第一次計画)を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組みました。平成27年9～10月に、「子どもの読書活動に関するアンケート」調査を実施し、この調査結果と第一次計画で設定した努力目標の達成状況から、第一次計画における取組の成果と課題を次のとおり検証しました。

子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

調査項目		平成19年度	平成27年度
乳幼児のいる家庭での読書の状況	読書をしない子どもの割合	10.8%	21.8%
	読み聞かせをしない保護者の割合	14.0%	21.3%
	読書をしない保護者の割合	37.0%	49.4%
本を読む児童生徒の割合	小学生	88.5%	93.3%
	中学生	83.5%	89.7%
毎日または週に1日以上学校図書館を利用する児童生徒の割合	小学生	32.3%	41.9%
	中学生	13.6%	9.2%

第一次計画時の努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
児童書の年間貸出冊数	170,958冊	200,000冊	189,829冊
ヤングアダルト向け 図書の年間貸出冊数	6,241冊	10,000冊	7,645冊
学校図書館図書標準を充足 している小中学校の割合	63.9%	100%	55.6%
市内小中学校の団体登録率	50%	100%	75%

(ア) 家庭における子ども読書活動の取組

主な取組	「家庭における家族の読書（家読）」の推進
成果・課題等	乳幼児のいる家庭において「読書をしない子ども」や「家庭で読み聞かせをしない保護者」、「読書をしない保護者」の割合がいずれも増加しました。

(イ) 地域における子ども読書活動の取組

○図書館における子ども読書活動の取組

主な取組	・児童向け図書資料の充実 ・ブックリストの作成配布
成果・課題等	図書館において児童書とヤングアダルト向け図書の貸出冊数が増加しました。

○地域等における読書活動の支援

主な取組	自動車文庫による配本
成果・課題等	放課後児童クラブでの利用は多くありましたが、分館での利用は減少しました。

(ウ) 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の取組

○学校における子どもの読書活動の取組

主な取組	・すべての小中学校で朝の読書活動を継続して実施 ・学校司書や図書ボランティアによる読み聞かせやブックトークなどを実施 ・すべての小中学校に学校司書を配置して読書相談や学習支援等学校図書館の環境を整備
成果・課題等	・本を読む児童生徒の割合が増加しました。 ・学校図書館を利用する児童の割合は増加しましたが、生徒の割合は減少しました。 ・図書標準を充足している小中学校が一時的に減少しました。

○幼稚園・保育所における子どもの読書活動の取組

主な取組	・絵本コーナーの設置及び地域への開放 ・地域のボランティア等との連携や協力
成果・課題等	・地域の中での読書が拡がりました。 ・幼稚園・保育所で提供する絵本が不足しました。

○支援を必要とする子どもの読書活動の取組

主な取組	図書館での養護学校の児童生徒の施設見学や施設利用の受入
成果・課題等	図書館におけるニーズを把握しました。

(エ) 学校・関係機関・団体等との連携における子ども読書活動の取組

○学校と公共図書館との連携

主な取組	学校の団体登録の促進
成果・課題等	小中学校の団体登録数が増加しました。

○県内公共図書館等及び国立国会図書館サービスの提供

主な取組	県内公共図書館との相互貸借事業の実施
成果・課題等	貸出冊数・借受冊数が増加しました。

○関係機関・団体等の連携・協力

主な取組	生涯学習施設や地域センターへブックリストや子ども読書活動推進事業の情報提供
成果・課題等	一定の利用や参加者を得ることができました。

○子ども読書活動を推進する図書館以外の関連事業

主な取組	事業に関連した図書資料の貸出や図書館内での展示などの支援
成果・課題等	事業目的の達成に寄与しました。

(2) 第二次計画の基本的な考え方

ア 子ども読書活動の推進でめざす姿

「考えられる」・「伝えられる」・「大切にできる」子どもを育てる。

イ 基本方針

(ア) 家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進

子どもたちの身近に本があり、いつでも本を手にすることができる環境を整えていきます。

(イ) 取組を行う関係機関や団体の連携の推進

関係機関や団体が役割分担を図りながら、相乗効果を生み出すように、公共図書館を中心とした連携の中で推進していきます。

(ウ) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり

継続して読書に親しむことができるように、年代や発達段階を意識しながら読書環境を整え、働きかけていきます。

ウ 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する「第二次計画」として策定します。また、本市総合計画「おだわらTRYプラン」(後期基本計画)や「小田原市教育大綱」、「小田原市学校教育振興基本計画」、「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」との整合性に努め、施策・事業間の調整・連携を図ります。

エ 計画の推進に向けて

次の6項目を数値目標として設定します。

項 目		平成27年度	数値目標(平成34年度)
①乳幼児のいる家庭での読書をしない子どもの割合		21.8%	10%
②児童書の年間貸出冊数		189,829冊	200,000冊
③ヤングアダルト向け図書の年間貸出冊数		7,645冊	10,000冊
④本を読む児童生徒の割合	小学生	93.3%	98%
	中学生	89.7%	95%
⑤学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合		55.6%	80%
⑥団体登録率	幼稚園・保育所	14%	60%
	小中学校	75%	100%

オ 取組の期間

平成29年度から平成34年度までの6年間。

カ 推進体制

図書館を中心とする子ども読書活動にかかわる事業を担当している本市の関係各課や、家庭、学校・幼稚園・保育所等、関係機関・団体等が相互に連携・協力を図り、子どもの読書活動を推進します。

(3) 第二次計画推進のための方策

事業項目	
① 家庭における子ども読書活動の推進	「家読（うちどく）」の推進
	ブックリストの作成と活用
	乳児と保護者への啓発事業
	読み聞かせ講座の実施
	家庭教育講座との連携
② 地域における子ども読書活動の推進	図書資料の充実
	図書資料の利用促進
	ブックリストの作成と活用（再掲）
	図書館への来館促進
	ボランティア団体との連携と支援
	児童行事の充実
	職場体験・体験学習の受け入れ
	読書活動推進講演会の実施
	地域等における読書活動の支援
	支援を必要とする子どもの読書活動の推進
	国際化を見据えた読書活動の推進
図書館員の資質向上	
③ 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携	学校における読書活動の推進
	学校図書館の充実
	幼稚園や保育所における読書活動の推進
④ 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進	小田原文学館への来館促進
	小田原ゆかりの童謡・詩歌の普及
	小田原が登場する作品等の紹介
⑤ 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進	図書施設への誘い
	子育て世代、子ども連れの来館の促進
	ヤングアダルト世代を対象とした事業の実施

2 今後のスケジュール

平成 28 年 12 月～29 年 1 月	意見公募の実施
平成 29 年 1 月	図書館協議会で意見公募の結果報告
平成 29 年 1 月	教育委員会定例会で意見公募の結果報告
平成 29 年 2 月	定例会前厚生文教常任委員会で意見公募の結果報告
平成 29 年 3 月	第二次小田原市子ども読書活動推進計画策定

第二次

小田原市子ども読書活動推進計画（案）

平成〇〇年〇月

小田原市



目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 国・県の動向	1
3 本市の第一次計画期間における取組・成果・課題	2
（1）家庭における子ども読書活動の取組	2
（2）地域における子ども読書活動の取組	3
（3）学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の取組	4
（4）学校・関係機関・団体等との連携における子ども読書活動の取組	6
第2章 第二次計画の基本的な考え方	8
1 子ども読書活動の推進でめざす姿	8
2 基本方針	9
（1）家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進	9
（2）取組を行う関係機関や団体の連携の推進	9
（3）子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり	9
3 計画の位置づけ	9
4 計画の推進に向けて	9
5 取組の期間	10
6 推進体制	10
第3章 第二次計画推進のための方策	11
1 家庭における子ども読書活動の推進	11
2 地域における子ども読書活動の推進	12
3 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携	14
4 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進	14
5 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進	15
○計画の体系図	17
○計画事業一覧	18
○用語解説	19
○「子どもの読書活動に関するアンケート」の結果	21

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）」の基本理念では、子どもの読書活動について、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と明示されています。

子どもたちの知性の地平を拓き、子どもたちの世界を豊かにし、子どもたちが健やかで心豊かに人生を生きていくために、その成長過程で、本に触れ、本を読むことは、大きな意義を持っています。

今日では、時間に追われるくらい忙しすぎる日常を送る子どもたちも、少なくありません。こうした生活の中で、本に触れる時間は、大変貴重な時間です。その貴重な機会に、子どもの成長過程において、その時期でなければ楽しむことのできない大切な一冊に出会えるように、家庭・地域・学校等が連携・協力して子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2 国・県の動向

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

国においては、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）を定め、家庭・地域・学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めました。平成25年5月には、第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、新たに、第三次基本計画を策定しました。

神奈川県においては、平成16年1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」(第一次計画)を、平成21年7月には「第二次計画」を策定し、家庭や地域、学校、あるいは市町村や社会教育関係団体等における子どもの読書活動の推進を図るため、さまざまな取組を実施してきました。平成26年4

月には、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書を行えるよう、「第三次計画」を策定しました。

3 本市の第一次計画期間における取組・成果・課題

本市では、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」および平成16年の「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」において、市町村の役割とされた、「地域の特色に応じた読書活動の取組、家庭・地域・保育所・幼稚園・小中学校等における関係機関・団体等への連携・協力」に基づき、これまで本市が取り組んできた子どもの読書活動の推進に関する取組の成果や課題を検証・抽出し、整理・体系化することによって、今後、子どもをとりまく様々な生活の舞台において読書活動が一層推進されることを目的に、「小田原市子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を平成22年9月に策定しました。

第一次計画では、策定から概ね5年間を取組期間として定め、家庭・地域・学校等がそれぞれの機能や特性を活かした読書活動を推進するとともに、お互いに連携を図り、読書に親しむことのできる環境を整えることにより、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することを計画のめざす姿として取り組みました。

また、第一次計画期間の最終年に当たる平成27年9月から10月に、幼稚園、保育所、小中学校を通じてアンケート調査（子どもの読書活動に関するアンケート）を実施しました。第一次計画策定前に実施した子ども読書活動実態調査（平成19年度実施）での子どもの読書活動の実態と比較して、第一次計画期間における取組の成果と課題を検証しました。

(1) 家庭における子ども読書活動の取組

「家庭における家族の読書（家読（うちどく））」を推進するために、家読スローガン「家庭から未来をひらく1ページ」を定め、広く啓発するとともに、絵本の選び方や絵本の読み方の案内、絵本の紹介を行いました。乳幼児のいる家庭において、読書をしない子どもの割合や家庭で読み聞かせをしない保護者の割合、読書をしない保護者の割合がいずれも増加しました。今後は、絵本等の紹介による家読の啓発を継続して行うとともに、多忙な子育て世代が本に触れる機会を増やすために、身近に本がある環境を整備する必要があります。

このような状況の中、図書館では、読み聞かせボランティアや学校等で読み聞かせに参加を希望する方の育成のために継続して実施してきた、読み聞かせボランティア養成講座を、読み聞かせの趣旨を踏まえ、子育て世代の保護者を

対象とした読み聞かせ講座として平成27年度より新たに開催し、多くの参加者を得ました。今後も、家庭での読書環境を支援するために、継続して実施していく必要があります。

乳幼児のいる家庭での読書の状況

項目	平成19年度	平成27年度
読書をしない子どもの割合	10.8%	21.8%
読み聞かせをしない保護者の割合	14.0%	21.3%
読書をしない保護者の割合	37.0%	49.4%

(2) 地域における子ども読書活動の取組

①図書館における子どもの読書活動の取組

図書館では、最も基本的な機能の一つである資料収集において、児童向け図書資料の充実を図るとともに、これらの図書資料の利用を促進するために、子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し、幼稚園や保育所、小中学校、高等学校を通じて配布しました。配布に併せ、図書館ホームページにもブックリストを掲載しました。図書資料全体の貸出冊数が減少する中で、児童書と*ヤングアダルト向け図書の貸出冊数は、第一次計画の目標値は下回ったものの、増加しています。

図書資料の利用促進のための新たな取組として、平成26年度からは、0歳から高校生までを対象に、テーマごとに選書した絵本や児童書、ヤングアダルト向け図書をタイトルがわからないようにパッケージした「としょかんお楽しみぶくろ」の貸出を実施しました。この取組は、普段自分では選ばないような本を手にするることによる、新たな読書への拡がりを狙ったものです。また、*調べ学習への活用を推進するために、平成28年度からは、小学生を対象に、「図書館を使った調べる学習コンクール」を新たに実施しました。このような図書資料の利活用の拡がりを意識した取組を今後も継続して実施していく必要があります。さらに、図書館利用者層の中でも図書資料の利用が少ないヤングアダルト世代向けに対する利用拡大を図る新たな取組を実施する必要もあります。

図書館への来館を促進する取組として、ボランティア団体の協力のもと、絵本の読み聞かせやおたのしみ会、絵本展、おりがみ展等を継続して開催し、多くの参加者を得ています。これらのボランティア団体の支援として、各ボランティア団体との情報交換会を実施するとともに、連携した取組が継続して出来るようにする必要があります。

図書館の仕事を体験することを通じて、図書館への理解をより一層深めてもらうための取組として、*図書館子どもクラブや*一日図書館員、*図書館たんけん隊を継続して実施しました。また、中学生から高校生までの体験学習を積極的に受け入れるとともに、教職員の職場研修も多く受け入れ、情報交換の機会ともしました。これらの取組は、図書館への来館のきっかけにつながるため、今後も継続して実施する必要があります。

子どもの読書活動の推進や環境の充実について考える機会の提供を目的とした取組として、作家や子ども読書活動に携わっている関係者等を講師に招き、子どもの読書活動推進講演会を実施し、多くの参加者を得ています。

努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
児童書の年間貸出冊数	170,958冊	200,000冊	189,829冊
ヤングアダルト向け 図書の年間貸出冊数	6,241冊	10,000冊	7,645冊

※数値は市内図書館、ネットワーク館の個人貸出冊数の合計。児童書には絵本、紙芝居を含む。

②地域等における読書活動の支援

子どもたちの身近に本のある環境を整備するために、*放課後児童クラブや図書館分館、地区公民館、*地域文庫、*家庭文庫等に*自動車文庫による配本を継続して行いました。放課後児童クラブでは、多くの利用がありましたが、図書館分館では、利用者数・利用冊数ともに減少しています。また、地域文庫や家庭文庫の配本箇所も減少しています。地域の自主的な文庫活動に対して、継続的に支援をする必要があります。

図書館を利用しにくい地域に住む市民の利便性を向上させるため、かもめ図書館、市立図書館と市内のネットワーク館（マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、尊徳記念館図書室、生涯学習センターけやき図書室、国府津学習館図書室）の図書資料の一元管理化を図りました。2つの図書館とネットワーク館全体での図書の利用冊数は減少していますが、利便性の向上に伴い、インターネットによる図書の予約等の利用件数は増加しました。

(3) 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の取組

①学校における子どもの読書活動の取組

児童生徒の読書に対する意欲と関心を高めるための取組として、すべての小

中学校で朝の読書活動を継続して実施しました。また、*学校司書や図書ボランティアによる読み聞かせや*ブックトークなどを実施しました。これらの取組により、本を読む児童生徒の割合は増加しました。

学校図書館の充実のための取組として、平成23年度からすべての小中学校に週1日学校司書を配置し、さらに平成24年度からは週2日に配置日数を拡大しました。読書相談や学習支援をはじめ、図書ボランティアと連携した学校図書館の環境整備を進めることで、児童生徒の学校図書館の利用を促進しました。また、学校図書館の蔵書のデータベース化も開始しました。学校図書館を利用する児童の割合の増加や市内小中学校全体の*学校図書館の図書標準に対する充足状況の割合の増加など、その成果が表れている反面、学校図書館の蔵書整備に伴い、古い資料等の廃棄が進み、蔵書数が一時的に減少することにより、図書標準を充足していない学校が増えるなど、学校図書館の充実のための課題はあります。今後も児童生徒の読書活動推進に向け、学校司書と図書ボランティアが連携した取組を進めるとともに、学校図書館を充実するために、データベース化された蔵書データの活用方法の検討や図書標準をすべての小中学校で充足させていく必要があります。

本を読む児童生徒の割合

	平成19年度	平成27年度
小学生	88.5%	93.3%
中学生	83.5%	89.7%

学校図書館の利用頻度（毎日または週に1日以上利用する児童生徒の割合）

	平成19年度	平成27年度
小学生	32.3%	41.9%
中学生	13.6%	9.2%

小中学校全体の図書標準に対する充足状況

	平成21年度	平成27年度
充足状況割合	95.9%	107.4%

努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合	63.9%	100%	55.6%

②幼稚園・保育所における子どもの読書活動の取組

子どもの読書環境を充実させる取組として、施設内に絵本のコーナー等を設置して、子ども・保護者のみならず、地域の方への開放も行いました。地域の中の身近な場所に、本がある環境を整えることで、親子をはじめ地域ぐるみで絵本に親しむなど、地域の中での読書の拡がりを図ることができました。また、子どもが集中できるように施設内の環境を整えながら、地域の方やボランティアとの連携や協力により、絵本の読み聞かせを行いました。職員以外の方に絵本を読んでもらうことは、子どもにとって刺激を受け、興味を引くことにつながり、子どもたちは、静かに真剣に読み聞かせを聞くなど相乗効果を生み出しています。さらに、保護者に対しては、「園だより」等を通じて、子どもが興味を持つ絵本を紹介することにより、家庭での情報共有を図りました。

このように、多くの成果をもたらしている反面、幼稚園・保育所で提供している絵本が充足できていないこともあります。図書館からの自動車文庫による配本を受けている幼稚園はありますが、*団体貸出を利用している幼稚園・保育所はほとんどありませんでした。子どもの読書環境の充実のために、図書館からの団体貸出の利用を促進するなど、地域との連携・協力が不可欠になります。

③支援を必要とする子どもの読書活動の取組

福祉関係機関等との連携を図る取組として、図書館では、養護学校の児童生徒の施設見学や施設利用を積極的に受け入れ、ニーズの把握に努めました。養護学校内で利用する本の充足や図書館への来館が難しい利用者に対するサービスの拡充など、図書館との連携を推進して、子どもたちが本に触れる機会を増やしていく必要があります。

(4) 学校・関係機関・団体等との連携における子ども読書活動の取組

①学校と公共図書館との連携

図書館では、小学校の授業における図書館見学を積極的に受け入れ、図書館の利用促進を図りました。また、授業カリキュラムでの図書館資料の利活用を図る取組として、学校の団体登録を促進した結果、小中学校の団体登録数は、目標値には達しませんでした。増加しました。

学校図書館への図書館としての支援を推進するために、本市図書館協議会において調査研究を行い、学校図書館と公共図書館が効果的な連携を図るために、公共図書館が学校図書館に対して支援できることの着実な実施や学校図書館に対する適切な助言など、公共図書館の役割について、提案を受けました。図書

館に関わる全ての人たちが密接に連携し、学校図書館と公共図書館が補完し合える関係づくりが必要です。

努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
市内小中学校の団体登録率	50%	100%	75%

②県内公共図書館等及び国立国会図書館サービスの提供

本市の図書館及び県内の他の公共図書館が所蔵している図書資料をお互いに貸出・借受する相互貸借事業を継続して実施しました。貸出冊数・借受冊数ともに年々増加しています。

また、国立国会図書館の所蔵する資料の取寄せ及び文献の複写サービスを継続して提供しました。さらに、*デジタル化資料送信サービスや*歴史的音源配信提供サービスを新たに提供するなど、その充実を図りました。これらの本市以外の図書館との連携によるサービスの提供は、様々な情報に出会うために、今後も継続して実施していく必要があります。

③関係機関・団体等の連携・協力

図書館では、生涯学習施設や地域センターに対して、作成したブックリストや子どもの読書活動推進のための事業の情報提供を行いました。これらの情報は、紙媒体やホームページを中心に提供し、一定の利用や参加者を得ていますが、SNS等の効果的な利用など、子どもたちを引き付けられるように、より一層の工夫が必要です。

④子ども読書活動を推進する図書館以外の関連事業

図書館では、図書館以外の本市の各課が子どもを対象とした事業などを実施する際に、事業に関連した図書資料の貸出や図書館内での展示などの支援を通じて、事業目的が達成できるように相互に協力をしています。今後も子どもを対象にした事業をはじめ、本市の各課が実施する事業を通じて、子どもの読書活動に資するように各課との相互協力をするとともに連絡調整を図る必要があります。

第2章 第二次計画の基本的な考え方

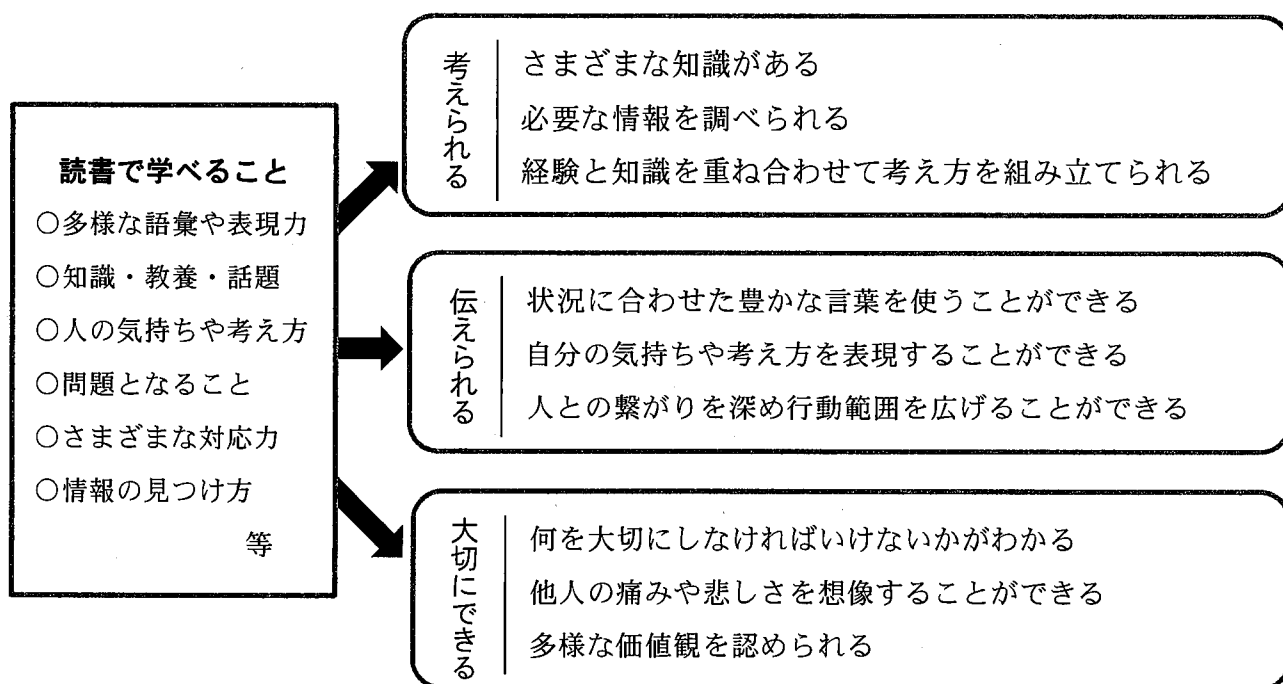
1 子ども読書活動の推進でめざす姿

第一次計画は、第1章に述べた「1 子どもの読書活動の意義」を前提として、「子どもをとりまく様々な生活の舞台において読書活動が一層推進されること」を目的として策定されました。このような子ども読書活動の意義や、推進の背景についての理解は、教育現場等では周知のことであっても、一般にその重要性が理解されているとは言いがたく、この関心の低さが、子どもの本離れに対する危機感を欠く一つの原因になっていると考えられます。

本計画では、第一次計画の目指した姿を一步進め、「子どもの読書活動が推進され、子どもがどのように成長することを期待しているか」を示すことで、読書活動が子どもの成長に与えるメリットを推進の動機付けにします。

読書は、子どもたちの様々な力を育てます。子どもたちは、将来にわたって、様々な場面や状況で、文章を読み、理解し、行動を起こすことが求められますが、そのために必要な読解力は、読書によって培われます。また、社会と関わっていくために必要なコミュニケーション力や共感力、表現力等の子どもたちが生きていくために必要な力を、読書は伸ばしてくれるのです。

本計画では、これらの力を身に付け「考えられる」「伝えられる」「大切にできる」子どもを育てていくことを目指します。



2 基本方針

(1) 家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進

子どもの読書活動が、子どもの日常の場である、家庭・地域・学校等いずれにおいても盛んに行われることが望まれます。そのためには、それぞれが機能や特性を活かしながら読書活動を推進し、子どもたちの身近に本があり、いつでも本を手にすることができる環境を整えていきます。

(2) 取組を行う関係機関や団体の連携の推進

家庭・地域・学校等それぞれの場面で、子どもたちは様々な顔を見せます。どこで、どのように過ごし、また、どのような本と接しているかという情報を関係機関や団体間で相互に共有し、役割分担を図りながら、相乗効果を生み出すように、公共図書館を中心とした連携の中で推進していきます。

(3) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり

乳幼児期から、子どもが成長していく過程で、その発達段階に応じ、子どもの生活や興味は、どんどん変わっていきます。そうした中で、継続して読書に親しむことができるように、年代や発達段階を意識しながら読書環境を整え、働きかけていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する「第二次計画」として策定します。また、平成29年度にスタートとなります。本市総合計画「おだわらTRYプラン」（後期基本計画）や「小田原市教育大綱」、「小田原市学校教育振興基本計画」、「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」との整合に努め、施策・事業間の調整・連携を図ります。

4 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたり、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを客観的に測るため、次の6項目を数値目標として設定します。

項目	平成27年度	数値目標(平成34年度)
乳幼児のいる家庭での読書をしない子どもの割合	21.8%	10%
児童書の年間貸出冊数	189,829冊	200,000冊
ヤングアダルト向け図書の年間貸出冊数	7,645冊	10,000冊

項 目		平成27年度	数値目標(平成34年度)
本を読む児童生徒の割合	小学生	93.3%	98%
	中学生	89.7%	95%
学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合		55.6%	80%
団体登録率	幼稚園・保育所	14%	60%
	小中学校	75%	100%

5 取組の期間

計画の実施期間は、本計画に基づく事業を確実に推進する上で、本市総合計画「おだわらTRYプラン」(後期基本計画)に合わせ、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

6 推進体制

図書館を中心とする子ども読書活動にかかわる事業を担当している本市の関係各課や、家庭、学校・幼稚園・保育所等、関係機関・団体等がそれぞれの機能や特性を活かすとともに、相互に連携・協力を図り、子どもの成長発達の段階に合わせ、体系的に子どもの読書活動を推進していきます。

第3章 第二次計画推進のための方策

家庭・地域・学校等がそれぞれの機能や特性を活かし、相互に連携・協力して子どもの読書活動を積極的に推進し、0歳から18歳までの子どもたちへ、素晴らしい本との出会いの機会を提供していきます。

1 家庭における子ども読書活動の推進

子どもを本好きにし、読書習慣を付けていくためには、子どもが一番はじめに本と出会う場である家庭の役割が非常に重要です。子どもにとって最も身近な存在である保護者自身が読書を楽しみ、家庭の中で読み聞かせをしたり、子どもといっしょに本を読んだりするなど、幼いころから子どもが日常的に本と出会い、読書を楽しむことができる環境をつくることは、その後の子どもの自主的な読書活動に大きな影響を与えます。また、「家庭における家族の読書(家読：うちどく)」等、家庭での読書活動の取組は、子どもの読書活動を推進するだけでなく、家族のコミュニケーションを深めることにも繋がります。家読が日々の家庭生活の中に位置づけられるように推進するとともに、子どもの言語力や思考力、判断力、表現力等を高めるために、「小田原市学校教育振興基本計画」における家庭学習の推進の施策と連携し、家庭での読書活動を推進します。

○「家読（うちどく）」の推進

家庭における子ども読書活動の重要性を広く理解してもらうため、第一次計画から引き続き、「家読（うちどく）」の取組を推進します。子育て関連部署等と連携し、情報紙やチラシ等により、家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話し合う「家読」について周知し、家庭での定着を図ります。また、あわせて「家読」に向けたおすすめ本等を紹介します。

○ブックリストの作成と活用

家庭で本を選ぶ際の参考や、子どもが読書するきっかけとなるように、子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し、図書館及び関連施設で配布します。

○乳児と保護者への啓発事業

子どもと保護者が絵本を介して、ゆっくりと心触れあうひとときを持つきっかけや子どもと本をつなぐきっかけを作り、身近に本がある環境を整備するための方策の実施に向けて、本市関連部署との連携を推進します。

○読み聞かせ講座の実施

家庭での読書環境を支援するために、子育て世代の保護者を対象にした読み聞かせ講座を継続して実施します。

○家庭教育講座との連携

社会教育の一環として、学校や幼稚園、保育所の保護者等を対象に開かれる家庭教育学級等において、子ども読書の意義や、進め方に関する研修を実施します。

2 地域における子ども読書活動の推進

図書館は、地域の知的基盤として地域住民の学習活動を支援するとともに、地域の情報拠点となっています。子どもにとって図書館は、読みたい本を自由に手に取り、読書の楽しみを知る場であり、調べ学習などで情報を集めたり、問題解決のヒントを得たりすることを通じ、読解力や情報活用能力を身につける事ができる場です。保護者にとっても、子どもに読ませたい本の選択や相談のできる場となっています。

また、図書館では、子どもやその保護者を対象に、読み聞かせ会や講座、展示会等を実施して読書活動のきっかけを提供するほか、それらに関わるボランティアの活動機会や場所の提供を行っています。地域での子どもの読書活動を支えていくため、地域のボランティアグループを支援し、人材を育成していきます。

さらに、図書館では、子どもたちの読書習慣の定着を図るために「小田原市学校教育振興基本計画」における読書活動の充実の施策と連携し、子どもの読書活動を推進します。

○図書資料の充実

発達段階に応じた図書資料（乳幼児向け、児童向け、ヤングアダルト向け）の充実を図ります。

○図書資料の利用促進

子どもたちに、新たな読書の広がりを提供するため、「としょかんお楽しみぶくろ」の貸出を継続して実施します。また、「図書館を使った調べる学習コンクール」等も継続して実施し、調べ学習への図書資料の活用を促進します。

○ブックリストの作成と活用（再掲）

発達段階に応じたブックリストを作成し、図書館及び関連施設で配布します。

○図書館への来館促進

ボランティア団体の協力を得て、絵本の読み聞かせやおたのしみ会、絵本展、おりがみ展等を継続して実施し、子どもや保護者が図書館に来館するきっかけを

多くつくります。

○ボランティア団体との連携と支援

読書に関わるボランティア活動を行っている市民グループのネットワーク化や情報交換を行う場を提供し、知識の共有やレベルアップを図ります。

○児童行事の充実

学習や遊びを通して図書館への理解を一層深めてもらうため、一日図書館員等の児童行事を充実させます。

○職場体験・体験学習の受け入れ

学校の体験学習を積極的に受け入れ、中学生や高校生に図書館を理解し親しんでもらえる機会を提供していくことで、読書活動の推進を学校に広めるリーダー的役割を果たす子どもを育むよう努めます。

○読書活動推進講演会の実施

作家や子ども読書活動に携わっている関係者等を講師に招き、子どもの読書活動の推進や環境について考える機会を提供します。

○地域等における読書活動の支援

子どもたちに身近な読書環境を整備するために、放課後児童クラブや地域の自主的な文庫活動に対して、自動車文庫による配本を実施し、継続して支援します。

○支援を必要とする子どもの読書活動の推進

養護学校の児童生徒の見学や施設利用を引き続き受け入れるとともに、*CDブックや触れて楽しむ本等の充実に努めます。また、学校や関係施設、支援団体と情報を共有し、子どもの心の支えとなる本との出会いの場として、他の来館者にも配慮しながら見守っていきます。

○国際化を見据えた読書活動の推進

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを控え、国際社会の一員としての自覚と知識を身に付けられるように、諸外国や日本文化を紹介する図書を充実させます。また、外国語の絵本を充実させ、読み聞かせ等を通じて外国語に親しむ機会を設けるとともに、日本語を母国語としない子どもたちでも楽しめるよう配慮していきます。

○図書館員の資質向上

子どもの発達段階に応じた図書の選書や読書指導等のために、児童やヤングアダルト用図書を含む図書資料に関する広範な知識を習得します。また、子どもの読書活動に関する案内や相談に対応するための研修等に参加し、子どもの読書活動を支援する図書館員の資質・能力の向上を図ります。

3 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携

幼稚園と保育所は、乳幼児期の子どもが読書に親しむ活動を積極的に行うことを期待されています。また、学校は子どもが生涯に渡る読書習慣を身に付ける上で大きな役割を担っており、発達段階に応じた読書指導を充実させ、読書量だけでなく、読書の質についても高めていくことが期待されています。

「小田原市学校教育振興基本計画」に基づいた、学校司書と図書ボランティアとの連携をはじめ、地域の方やボランティアとの連携や協力を進めることで、子どもの読書活動の充実を図ります。

○学校における読書活動の推進

朝の読書活動を継続して実施し、子どもの読書の習慣化に取り組みます。また、ボランティア等と連携し、読み聞かせ、ブックトーク等を実施していきます。

○学校図書館の充実

学校司書の計画的な配置を継続して行うとともに、図書ボランティアと連携した学校図書館の環境整備を更に推進して、児童生徒の利用を促進します。

また、データベース化を図っている学校図書館の蔵書情報の利活用を検討します。

○幼稚園や保育所における読書活動の推進

幼稚園や保育所において、乳幼児が絵本や読書に親しむ活動が一層充実するよう、絵本コーナー等の設置や、図書館の団体貸出を利用し、保護者や園児の読書環境を整えます。ボランティア等と連携を図り、子育て支援の観点も踏まえ、保護者への読書活動の意義や大切さの普及に努めます。

4 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進

小田原は、近代文学の魁である北村透谷、詩人として名高い北原白秋など、数多くの文人が生まれ、居を構えました。作品の中には、小田原が登場し、今も、その風趣を味わうことができる景色が残されているものも少なくありません。こうした小田原ゆかりの文学者や作品を知ること、小田原ならではの知識や、郷土への愛着が身につく、豊かな文学的風土のまちに育つ子どもとして、読書の幅を広げていくような働きかけをします。

○小田原文学館への来館促進

本市南町にある小田原文学館は、登録有形文化財でもある歴史的建造物を活用し、小田原の文学について学べる施設です。この存在を広く周知し、子どもたち

の来館を促進していきます。

○小田原ゆかりの童謡・詩歌の普及

大正期に小田原に居住した北原白秋は、この時期の童謡運動を牽引する存在で「からたちの花」「ペチカ」「この道」など、教科書にも多く採用されている作品を小田原在住時代に創作しました。また、「めだかの学校」や「みかんの花咲く丘」など小田原ゆかりの童謡は数多くあります。童謡を耳にする機会を増やし、親しみ、歌い継いでいくことで、文学への扉を広げていきます。

詩や俳句、短歌などは、情緒豊かな言葉遣いや表現方法を通じて、豊かな表現力を育てることができます。自分で書き写したり、朗読したりする体験を通し深く味わう機会を増やします。三好達治や藤田湘子など教科書でも取り上げられる小田原ゆかりの詩人や俳人の作品や、小田原を訪れ、小田原の風景を詠んだ詩歌を、子どもたちに紹介していきます。

○小田原が登場する作品等の紹介

文学作品の中で、自分が知っている風景や事柄に出会うと、その作品に親しみがわき、より印象が深く、作品の世界を感じることができるものです。小田原を舞台にした作品や、小田原ゆかりの人物が登場する作品を、展示やブックリスト、ブックトークなどの機会に積極的に取り上げ、読書のきっかけづくりをします。

5 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進

「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」では、「アクセスしやすい出会う図書館」を小田原駅前の新たな図書施設におけるコンセプトとし、その役割の一つとして「次世代の育成」を掲げています。利用しやすい読書環境の整備に併せて、図書資料の利用が少ないヤングアダルト世代の利用促進に向けて、事業を展開します。

○図書施設への誘い

図書館は、誰でも利用することができ、様々な情報に出会える公共施設です。近年は、家庭や学校に次ぐ「第三の場（サード・プレイス）」としての役割も注目されており、自分自身の充電を図る憩いの場として利用する人も増えてきました。図書館に足を運び、その雰囲気に関心しながら、本と出会い、読みたい本を探し、手に取ってもらうため、子どもたちが利用している新しいメディアなどを活用し、来館を喚起するような情報発信や子どもの読書への意欲を促進します。

○子育て世代、子ども連れの来館の促進

子どもから図書館に親しむことは、読書活動の推進に大きく寄与するも

のですが、小さな子どもを連れての外出は、子どもの言動や行動など保護者が気を遣うことが多くあります。新たな図書施設では、子ども連れでも気兼ねなく来館できるよう配慮した施設にすることで、子育て世代の来館を促します。また、来館者が、新たな気づきを得て、本により親しみが持てるように展示の工夫や子育て世代向けの事業を実施することで、繰り返し来館されるよう務めます。

○ヤングアダルト世代を対象とした事業の実施

これまで、中高生を対象とする図書館事業は、体験学習を中心に実施しているため、参加できる中高生は限られていました。一方、自習目的で図書館を訪れる中高生は多くおり、新たな図書施設では、こうした中高生の来館が期待されます。来館した中高生が、次のステップとして、心に残る本と出会えるように、それぞれにあった本を推薦していくとともに、※ビブリオバトルなど訴求力が強い事業を実施し、中高生の参加を増やします。

計画の体系図

基本的な考え方

子ども読書活動の推進でめざす姿

考えられる

伝えられる

大切にできる

基本方針

- (1) 家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進
- (2) 取組を行う関係機関や団体の連携の推進
- (3) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり

数値目標

- ①乳幼児のいる家庭での読書をしない子どもの割合 10%
- ②児童書の年間貸出冊数 200,000冊
- ③ヤングアダルト向け図書の年間貸出冊数 10,000冊
- ④本を読む児童生徒の割合

小学生	98%
中学生	95%
- ⑤学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合 80%
- ⑥団体登録率

幼稚園・保育所	60%
小中学校	100%

推進のための方策

- 1 家庭における子ども読書活動の推進
- 2 地域における子ども読書活動の推進
- 3 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携
- 4 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進
- 5 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進

計画事業一覧

事業項目		関係機関等
家庭における 子ども読書活動の推進	「家読（うちどく）」の推進	生涯学習課 図書館 健康づくり課 子育て政策課
	ブックリストの作成と活用	
	乳児と保護者への啓発事業	
	読み聞かせ講座の実施	
	家庭教育講座との連携	
地域における 子ども読書活動の推進	図書資料の充実	図書館 ネットワーク館
	図書資料の利用促進	
	ブックリストの作成と活用（再掲）	
	図書館への来館促進	
	ボランティア団体との連携と支援	
	児童行事の充実	
	職場体験・体験学習の受け入れ	
	読書活動推進講演会の実施	
	地域等における読書活動の支援	
	支援を必要とする子どもの読書活動の推進	
	国際化を見据えた読書活動の推進	
図書館員の資質向上		
学校・幼稚園・保育所における 子ども読書活動の推進と連携	学校における読書活動の推進	保育課 保育所 教育指導課 幼稚園 小中学校
	学校図書館の充実	
	幼稚園や保育所における読書活動の推進	
小田原ゆかりの文学を通じた 子ども読書活動の推進	小田原文学館への来館促進	図書館
	小田原ゆかりの童謡・詩歌の普及	
	小田原が登場する作品等の紹介	
新たな図書施設の中での 子ども読書活動の推進	図書施設への誘い	図書館
	子育て世代、子ども連れの来館の促進	
	ヤングアダルト世代を対象とした事業の実施	

用語解説

※ヤングアダルト

児童と成人の中間に位置する主に中学生・高校生の読者あるいは利用者。YAと略して使用することもある。

※調べ学習

児童・生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。

※図書館こどもクラブ

小学生を対象に、図書館の仕事、絵本づくり等の体験や学習や活動を通じて図書館への一層の理解を深めてもらうことを目的とした図書館行事。

※一日図書館員

夏休み期間中に、小学校4～6年生を対象として、図書館の仕事を体験することにより、図書館をさらに身近なものとするを目的とした図書館行事。

※図書館たんけん隊

夏休み期間中に、小学校1～3年生を対象として、図書館内の見学や壁面おりがみの製作などを行い、図書館の利用方法を理解することを目的とした図書館行事。

※放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病などにより、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する制度。

※地域文庫

地域の自治会やPTAなどのグループが地域の施設等で子どもを対象に図書の貸出等を行う私設の図書館。

※家庭文庫

個人の篤志家が自宅を開放し、子どもを対象に図書の貸出等を行う私設の図書館。

※自動車文庫

図書館サービスを市全域に提供するため、図書館分館や配本所に定期的に図書資料の配本を行う事業。

※学校司書

学校図書館の充実を図り、児童や生徒、教員の学校図書館の利用促進のため、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員。

※ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、特定のテーマに沿ってあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

※学校図書館の図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に文部科学省が各種学校（小・中学校、特別支援学校等）の学級数に応じた蔵書の標準冊数を定めたもの。

※団体貸出

幼稚園・保育所・小中学校等やその他の団体に対して、貸出冊数や貸出期間の上限を100冊（その他の団体は50冊）、1か月として図書資料等の貸出をする制度。

※デジタル化資料送信サービス

国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を国立国会図書館の承認を受けた図書館等の館内で利用できるサービス。

※歴史的音源配信提供サービス

歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）がデジタル化した、1900年初頭から1950年頃までに国内で製造されたSP盤及び金属原盤等に収録された音楽や演説等の約5万の音源のうち、インターネット上で一般公開されていない音源を、国立国会図書館の配信提供に参加している図書館等の館内で利用できるサービス。

※CDブック

主に書籍を朗読したものを録音した音声媒体。

※ビブリオバトル

参加者が面白いと思った本を紹介し合い、参加者全員でディスカッションを行い、最後に一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム。（書評合戦）。

「子どもの読書活動に関するアンケート」の結果

1 調査の概要

(1) 調査の目的

「第二次小田原市子ども読書活動推進計画」の策定に当たり、幼稚園・保育所の園児の保護者や小中学校の児童生徒を対象にアンケート調査を行うことにより、平成22年9月に策定した「小田原市子ども読書活動推進計画」の成果を検証し、第二次計画策定の基礎資料とするために実施する。

(2) 実施方法

調査対象校にアンケート用紙を配布し、幼稚園・保育所、小中学校ごとに実施・回収する。

(3) 調査対象

- ①調査対象 小田原市内の公立幼稚園・保育所、小中学校
(幼稚園6園、保育所6園、小学校25校、中学校11校)
幼稚園・保育所は園ごとに15人
小中学校は各学年1クラス
- ②対象学年等 幼稚園・保育所 0～6歳
小中学校 全学年

(4) 調査期間

平成27年9月17日～10月16日

(5) サンプル数

①幼稚園・保育所 169人

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
人数	1人	5人	9人	17人	37人	60人	40人	169人

②小学校 4,315人

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数	674人	684人	708人	695人	765人	789人	4,315人

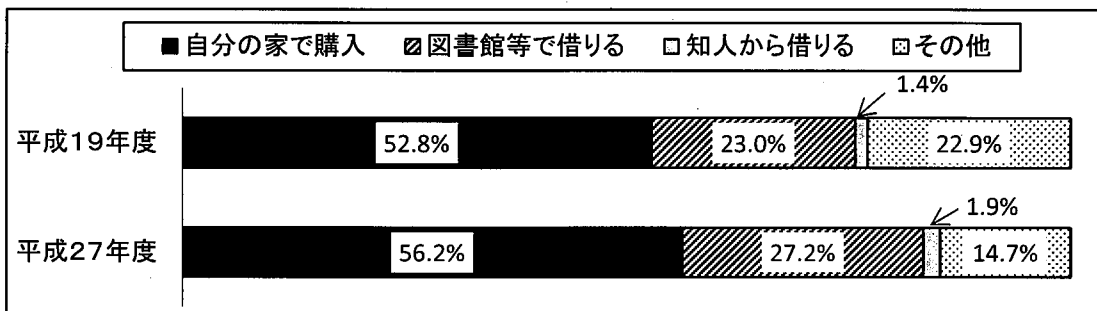
③中学校 1,069人

学年	1年	2年	3年	合計
人数	368人	356人	345人	1,069人

2 調査の結果

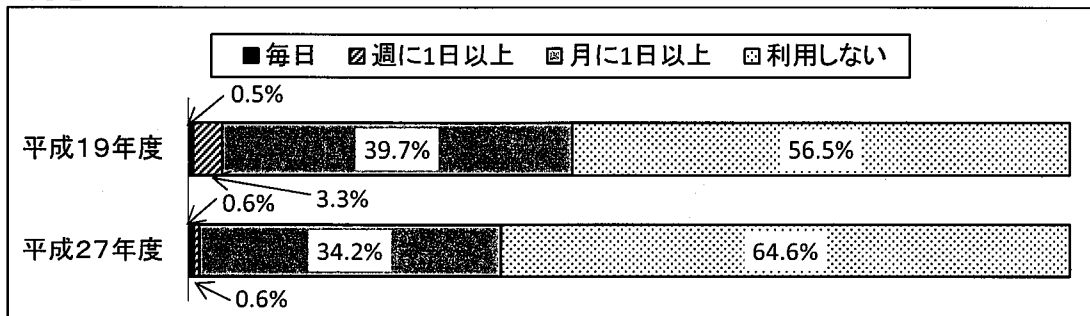
(1) 幼稚園・保育所の園児の保護者

①お子さんの読書のための本は、どのようにされていますか



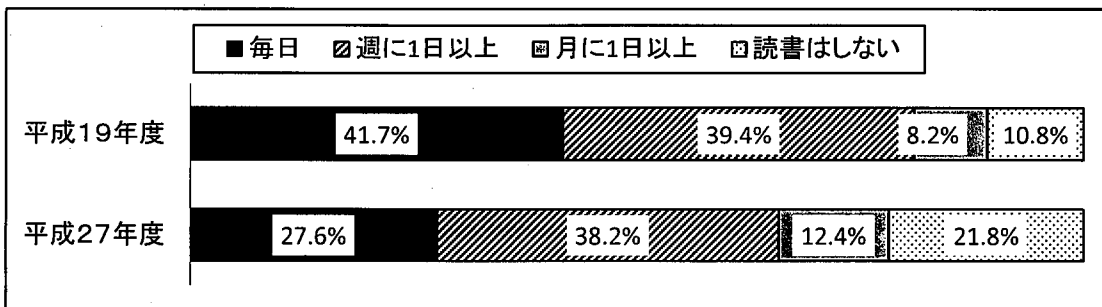
56.2%の家庭が、子どもの本を「自分の家で購入」していると回答しており、保護者が子どもに本を提供している割合は、平成19年度に比べて、3.4ポイント増加しています。また、「図書館等で借りる」家庭も27.2%となり、平成19年度に比べて、4.2ポイント増加しています。

②お子さんの市立図書館・かもめ図書館・ネットワーク館の利用状況を教えてください



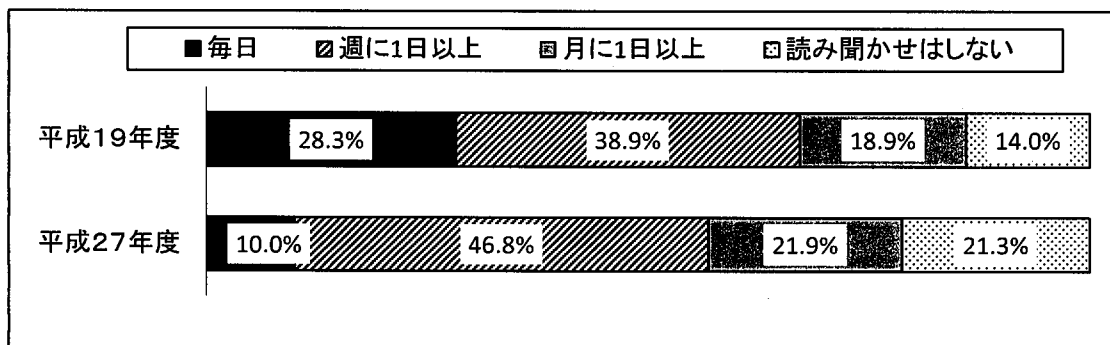
「月に1日以上」図書施設を利用する子どもの割合は、34.2%となり、平成19年度に比べて、5.5ポイント減少していますが、64.6%の子どもが「図書施設を利用しない」と回答しており、平成19年度より、8.1ポイント増加しています。利用しない理由として、「家の身近に図書施設がないため利用しにくい。」といった意見が多くありました。

③お子さんはどのくらい読書をされていますか



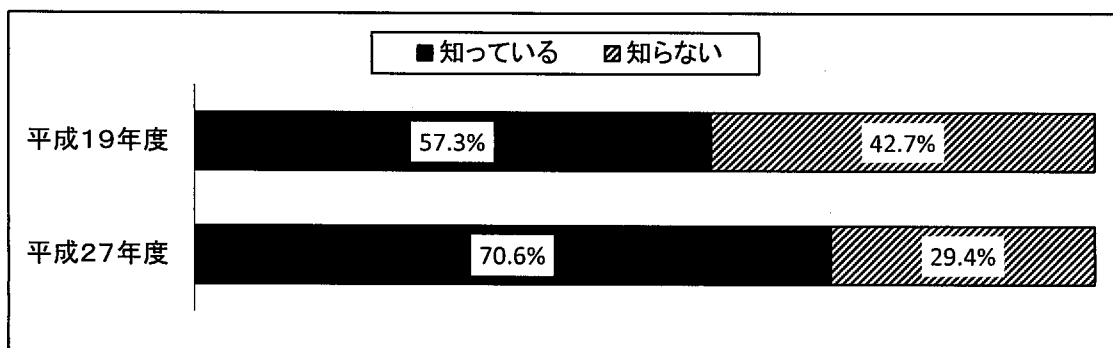
「毎日」読書をする子どもの割合は27.6%となり、平成19年度に比べて、14.1ポイント減少しています。また、「読書はしない」子どもの割合は、21.8%となり、平成19年度に比べて、11ポイント増加しています。

④お子さんに読み聞かせをされていますか



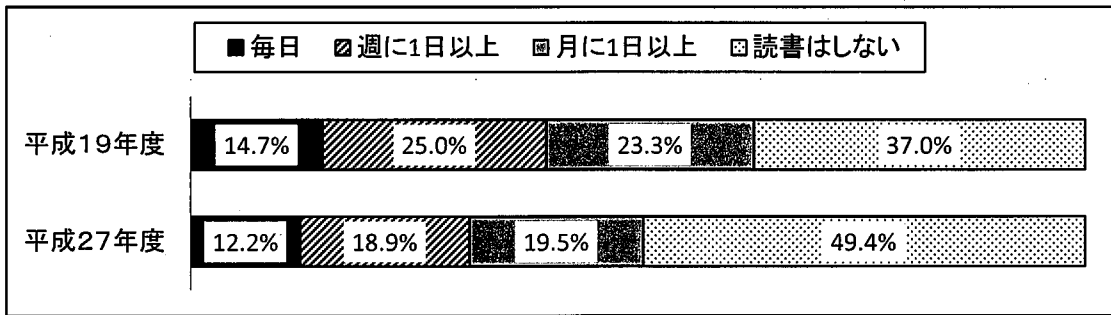
「毎日」読み聞かせをしている家庭は、10.0%となり、平成19年度に比べて、18.3ポイント減少しています。また、「読み聞かせはしない」家庭は、21.3%となり、平成19年度に比べて、7.3ポイント増加しています。子どもの就寝時間の優先や親の就労時間の影響で読み聞かせに充てる時間が取れない等の意見がありました。

⑤市立図書館・かもめ図書館・けやき図書室で実施している絵本の読み聞かせをご存じですか



図書館等で実施している絵本の読み聞かせを「知っている」と回答した保護者の割合は、70.6%ありました。平成19年度に比べて、13.3ポイント増加しています。

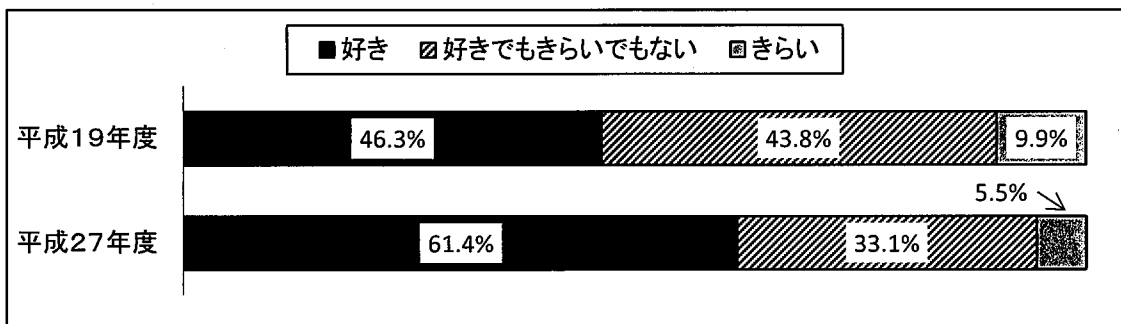
⑥あなた自身は読書をされていますか



「毎日」読書をする保護者の割合は、12.2%となり、平成19年度に比べて、2.5ポイント減少しています。また、「読書はしない」保護者の割合は、半数近い49.4%となり、平成19年度に比べて、12.4ポイント増加しています。

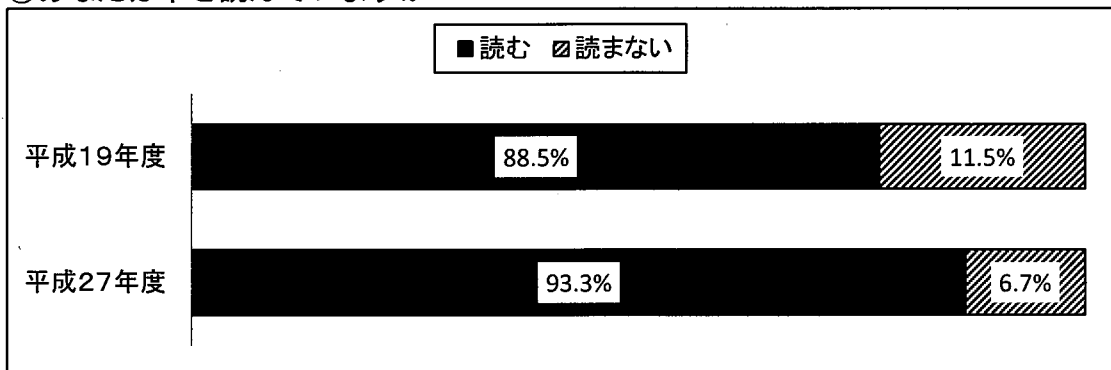
(2) 小学生

①読書をすることは好きですか



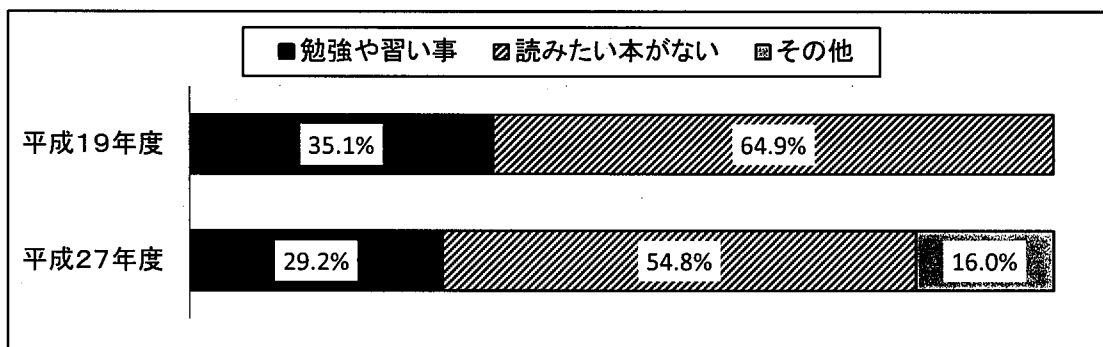
読書をするのが「好き」な児童の割合は、61.4%となり、平成19年度に比べて、15.1ポイント増加しています。また、読書が「きらい」な児童の割合は、5.5%となり、平成19年度に比べて、4.4ポイント減少しています。

②あなたは本を読んでいますか



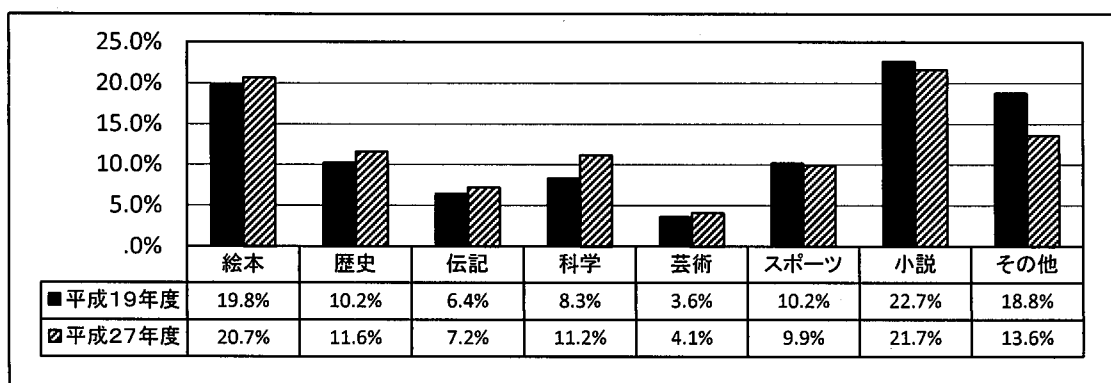
本を「読む」児童の割合は、93.3%となり、平成19年度に比べて、4.8ポイント増加しています。

③本を読まないのはなぜですか



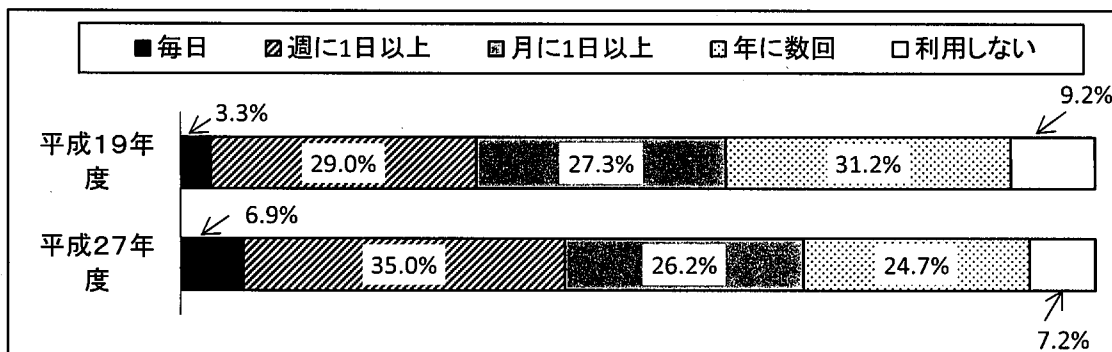
調査項目を追加したため、正確な比較はできませんが、「勉強や習い事」や「読みたい本がない」ため、本を読まない児童の割合は、それぞれ、29.2%、54.8%となり、平成19年度に比べて減少しています。「その他」の理由では、「読書に興味がない」や「身近に本がない」、「運動やスポーツを優先している」などがありました。

④あなたはどのような本を読みますか



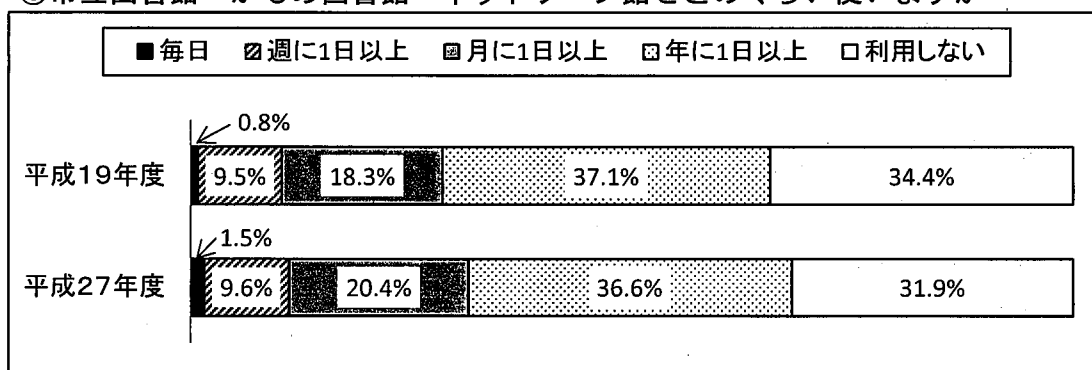
「科学」の分野の本を読む児童の割合が11.2%となり、平成19年度に比べて、2.9ポイント増加していますが、児童が読む本のジャンルの大きな変化はありませんでした。

⑤学校の図書室をどのくらい使いますか



「毎日」と「週に1日以上」学校の図書室を利用する児童の割合は、それぞれ6.9%、35.0%となり、平成19年度に比べて、増加しています。また、「年に数回」や「利用しない」はそれぞれ24.7%、7.2%となり、平成19年度に比べて減少しています。

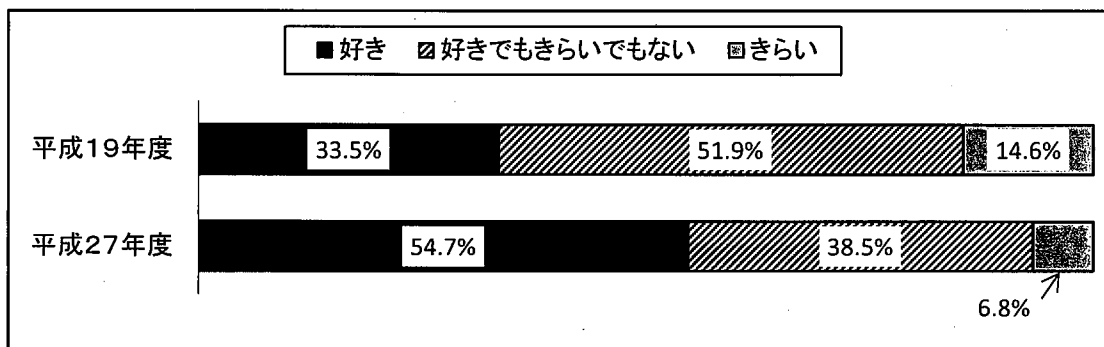
⑥市立図書館・かもめ図書館・ネットワーク館をどのくらい使いますか



市内の図書施設を「利用しない」児童の割合は31.9%となり、平成19年度に比べて、2.5ポイント減少しています。「毎日」と「週に1日以上」利用する児童の割合は、それぞれ1.5%、9.6%で平成19年度とほぼ同じ割合でした。

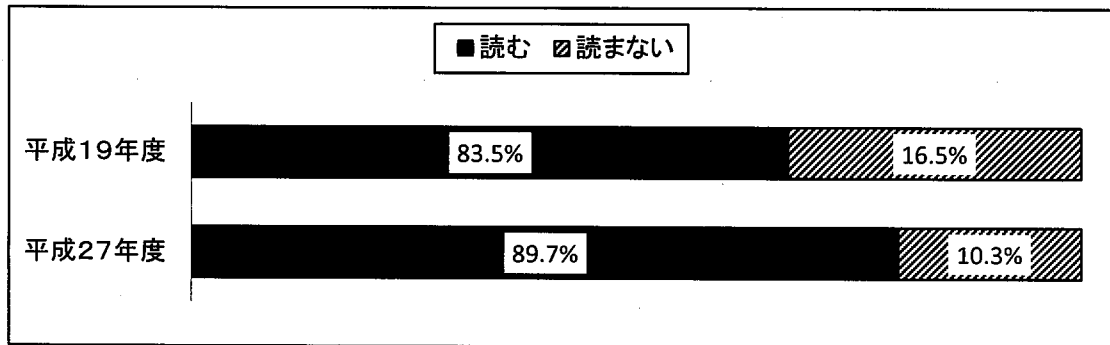
(3) 中学生

①読書をすることは好きですか



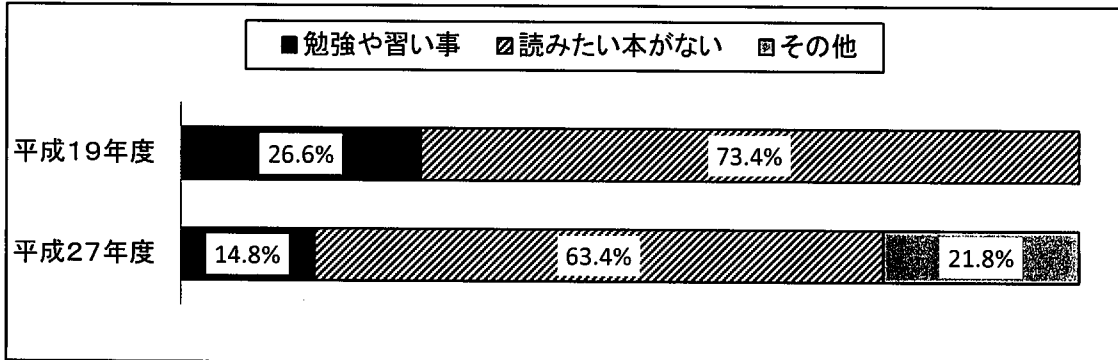
読書をするのが「好き」な生徒の割合は、54.7%となり、平成19年度に比べて、21.2ポイント増加しています。また、読書が「きらい」な生徒の割合は、6.8%となり、平成19年度に比べて、7.8ポイント減少しています。

②あなたは本を読んでいますか



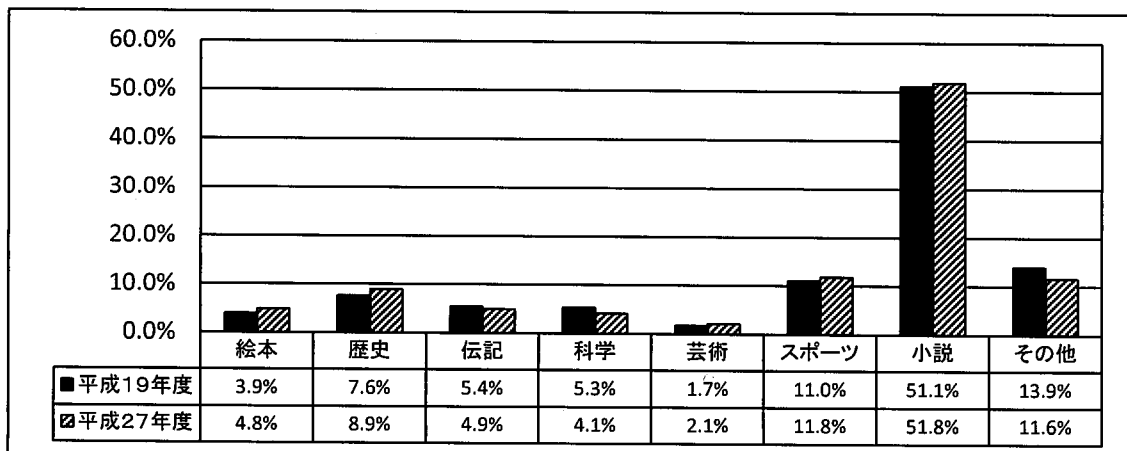
本を「読む」生徒の割合は、89.7%となり、平成19年度に比べて、6.2ポイント増加しています。

③本を読まないのはなぜですか



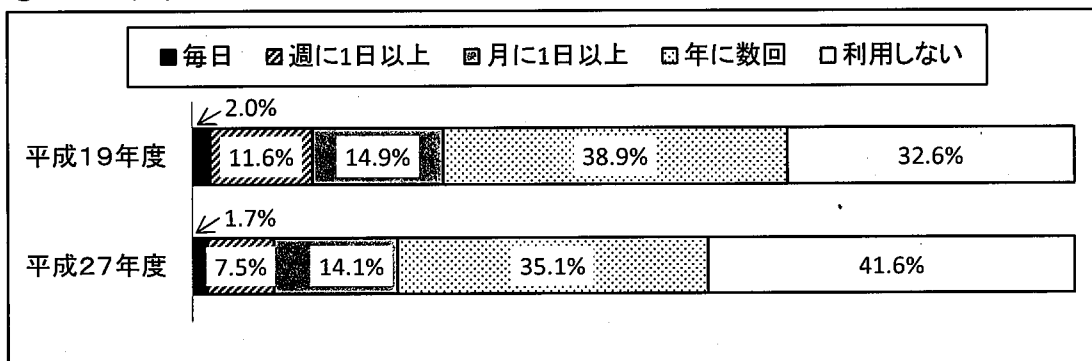
調査項目を追加したため、正確な比較はできませんが、「勉強や習い事」や「読みたい本がない」ため、本を読まない生徒の割合は、それぞれ、14.8%、63.4%となり、平成19年度に比べて減少しています。「その他」の理由では、「読書に興味がない」や「読書をしている時間がない」などがありました。

④あなたはどのような本を読みますか



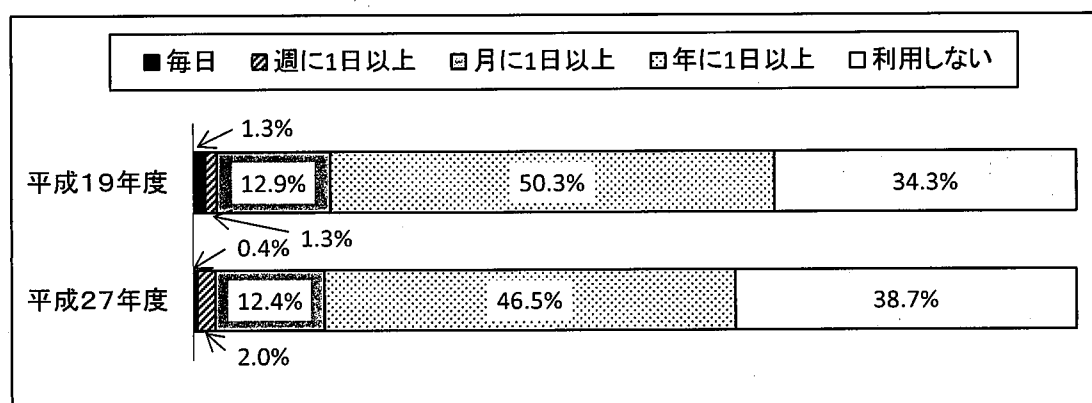
「科学」の分野の本を読む生徒の割合が4.1%となり、平成19年度に比べて、1.2ポイント減少していますが、生徒が読む本のジャンルの大きな変化はありませんでした。

⑤学校の図書室をどのくらい使いますか



「毎日」と「週に1日以上」学校の図書室を利用する生徒の割合は、それぞれ1.7%、7.5%となり、平成19年度に比べて、減少しています。また、「利用しない」生徒は、41.6%となり、平成19年度に比べて、9ポイント増加しています。

⑥市立図書館・かもめ図書館・ネットワーク館をどのくらい使いますか



市内の図書施設を「利用しない」生徒の割合は38.7%となり、平成19年度に比べて、4.4ポイント増加しています。「毎日」と「週に1日以上」利用する生徒の割合は、それぞれ0.4%、2.0%で平成19年度とほぼ同じ割合でした。

第二次小田原市子ども読書活動推進計画

発行：平成〇〇年〇月

発行者：小田原市

編集：小田原市文化部図書館

（小田原市立かもめ図書館）

小田原市南鴨宮1-5-30

電話 0465-49-7800



小田原市スポーツ振興基本指針の改正について

I 小田原市スポーツ振興基本指針概要

1 策定の背景・趣旨

本市は、総合計画において「生涯スポーツの推進」を掲げ、スポーツを通じて健康で生き生きとした社会の実現を目指す中で、市のスポーツ振興における基本的な方向性を示すものとして、目標年次を平成 28 年度とする「小田原市スポーツ振興基本指針」を平成 21 年度に策定しました。

この度、期間の満了となる小田原市スポーツ振興基本指針について、平成 27 年度に実施した「第 2 回小田原市民スポーツアンケート」の結果などをもとに見直しを行い、平成 34 年度を目標年次とする小田原市スポーツ振興基本指針（以下、「本指針」という。）を策定します。

※スポーツ振興基本指針と総合計画の推進期間

小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」	
前期基本計画 H23～H28	後期基本計画 H29～H34
小田原市スポーツ振興基本指針	
H21～H28	H29～H34

2 現況と課題

2-1 スポーツに対する意識の変化

- ・身近で気軽に楽しめるスポーツや健康・体力づくりへのニーズの増加に対し、参加、継続しやすい環境づくりが必要となっています。

2-2 本市におけるスポーツの実施状況

- ・多忙な生活状況の中、スポーツ実施率（44.3%）を向上させるためには、日常生活の合間にできる運動の紹介やきっかけづくりが重要となっています。

2-3 既存の組織・団体と総合型地域スポーツクラブ

- ・それぞれが目標に応じたスポーツの普及・発展に寄与していますが、生涯スポーツ社会の実現のために連携した活動が必要です。

2-4 地域スポーツの活性化

- ・地域でのスポーツ参加意欲に比べ、活動団体やスポーツ推進委員の認知度は高くないため、コーディネーターとしてのスポーツ推進委員の育成・支援とともに、人気が高いウォーキングなどによる地域での取り組みの推進が必要です。

2-5 子どもたちの体力向上、スポーツをする機会の創出

- ・子どもたちのスポーツをする機会が減少しているため、スポーツを気軽に、継続的に行える仕組みづくりが必要です。

2-6 高齢者・障がい者のスポーツ

- ・スポーツ活動に生きがいや交流、健康増進が求められる中、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しめるよう、支援や環境づくりが必要です。

2-7 スポーツ施設の整備・充実

- ・多様化する施設へのニーズやスポーツ観の変化を踏まえ、施設運営のあり方を研究することが必要です。

2-8 スポーツ指導者の充実

- ・競技から気軽な運動へ広がりをもせている市民ニーズに対応するため、大学や関係機関と連携して、指導者の充実や活動の多角的な支援が必要です。

2-9 効果的なスポーツ情報の提供・発信

- ・オリンピックなど、トップレベルのスポーツはスポーツ活動への意識を高める好機となるため、効果的に情報提供できるよう取り組んでいくことが重要です。

3 目標

生涯スポーツ社会の実現のため、気軽に、身近な地域や日常生活の中で運動を継続することを目指し、次のとおり定めます。

- 目標1 生涯スポーツを推進するために、幅広く関係機関が連携を図り、一体となった取り組みを展開します。
- 目標2 子どもから高齢者まで、多世代にわたるスポーツ活動を地域ぐるみで推進し、屋外・野外で元気に体を動かせる機会を増やします。
- 目標3 仕事や家事の合間に「日常生活の中でできる運動」をすすめるとともに、スポーツへの意識の高揚を図ります。
- 目標4 数値目標として、スポーツを全くしない人を15%減少させるとともに、成人週1回以上のスポーツ実施率を65%にします。

4 スポーツ振興基本指針

「目標」を達成するため、「する」「みる」「支える」の3つの視点に、日常を意識した「日常生活化」というキーワードを加え、振興を図ります。 ※【】に表示

● 「する」スポーツの振興

生涯スポーツ社会実現のため、だれもが、どこでも、いつまでもスポーツができるよう、「する」スポーツを振興します。

【暮らしの中で気軽に行える運動】

● 「みる」スポーツの振興

市民が広くスポーツに興味・関心を持ち、またスポーツへの参加が動機づけられるよう、「みる」スポーツを振興します。

【オリンピック・パラリンピック等を契機とした、日常とスポーツの融合】

● 「支える」スポーツの振興

豊かなスポーツ活動が促進できるよう、関係団体の連携や施設整備など、ハードとソフトの両面から「支える」スポーツを振興します。

【スポーツとコミュニティの活性化】

II 今後のスケジュール

平成28年12月～29年1月	意見公募の実施
平成29年1月	スポーツ推進審議会での意見公募の結果報告
平成29年1月	教育委員会定例会での意見公募の結果報告
平成29年1月	定例会前厚生文教常任委員会で意見公募の結果報告
平成29年3月	スポーツ振興基本指針策定

(改正案)

小田原市スポーツ振興基本指針

～ 動かそう、あなたの体、スポーツで ～

小田原市

もくじ

1 策定の背景・趣旨	1
2 現況と課題	3
2-1 スポーツに対する意識の変化.....	3
2-2 本市におけるスポーツの実施状況.....	4
2-3 既存の組織・団体と総合型地域スポーツクラブ.....	4
2-4 地域スポーツの活性化.....	5
2-5 子どもたちの体力向上、スポーツをする機会の創出.....	6
2-6 高齢者・障がい者のスポーツ.....	7
2-7 スポーツ施設の整備・充実.....	7
2-8 スポーツ指導者の充実.....	8
2-9 効果的なスポーツ情報の提供・発信.....	8
3 目標	8
4 スポーツ振興基本指針	11

1 策定の背景・趣旨

少子高齢社会の到来や情報化の進展、余暇の増大など、社会がこれまで以上に変化していく中で、充実した自由時間の実現や健康・生きがいがづくりなどから、市民のスポーツに対する志向は今後ますます高まることが予想されます。

競技者を中心とした従来からの種目活動に加え、ウォーキングを始め、ペタンクやグラウンドゴルフなどのニュースポーツに取り組む人々も増え、スポーツがこれまで以上に身近なものになってきています。

このように身近で、気軽に楽しめるスポーツへの高まりを受け、スポーツ観戦を楽しむことや、スポーツ関連イベントの運営サポートで充実感を味わうことも「スポーツ活動への参加」として捉える動きも見られ、スポーツへのかかわり方にも広がりが見られています。

一方、子どもたちのスポーツをする機会が減少し、特に近年は、子どもの体力向上が全国的にも大きな課題となっています。子どもたちの体力・運動能力の低下傾向は昭和 60 年頃から続いており、さらに肥満などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。文部科学省では、中央教育審議会の答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」を受け、平成15年度から「子どもの体力向上推進事業」を実施していますが、子どもたちの外遊びの減少も相まって、生涯スポーツの基盤づくりに大きな影響を及ぼすことも懸念されています。

スポーツ活動へのニーズが多様化し、また、スポーツに対して新たな価値観が生まれるなど、これまでのスポーツ環境に変化が現れているなか、子どもから高齢者まで、だれもが、どこでも、いつまでもスポーツ活動を行えるようスポーツ環境をより充実させていくことが、今後のスポーツ振興を支え・発展させる鍵となっています。

特に、子どもたちがスポーツの指導を受けられ、いつまでも継続できるスポーツ活動の新しい“しくみづくり”は大きな課題と言えます。

国では1961年(昭和36年)以降50年間、国民スポーツの方向性を示してきたスポーツ振興法に代わり、2011年(平成23年)に、スポーツ基本法を制定し、それに基づく「スポーツ基本計画」を策定しました。また、神奈川県では、2016年(平成28年)にそれまでの「アクティブかながわ・スポーツビジョン」に代わる計画を策定しています。

本市は、2010年度(平成22年度)までを計画期間とする総合計画「ビジョン21おだわら」において「生涯スポーツの推進」を掲げ、スポーツを通じて健康で生き生きとした社会の実現を目指す中で、平成19年度に「小田原市民スポーツアンケート」を実施し、スポーツ活動に関する市民ニーズを把握するとともに、スポーツ活動の実施状況等を調査しました。その調査結果を踏まえ、市のスポーツ振興における基本的な方向性を示すものとして、

目標年次を平成28年度とする「小田原市スポーツ振興基本指針」を平成21年度に策定しました。

この度、平成28年度に期間の満了となる小田原市スポーツ振興基本指針について、平成27年度に実施した「第2回小田原市民スポーツアンケート」の結果などをもとに見直しを行うものです。

本指針目標年次については、市総合計画の後期基本計画目標年次の平成34年度に合わせ、推進に当たっては、基本計画、実施計画に反映させるものとします。

～2012 ～H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023～ H35～
国(文部科学省)スポーツ基本計画 H24～H33											
「かながわグランドデザイン」 H24～H37											
神奈川県スポーツ振興指針 「アクティブかながわ・スポーツビジョン」 H16～H27											
「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン」 H26.8～											
小田原市総合計画「おたわらTRYプラン」											
前期基本計画 H23～H28					後期基本計画 H29～H34						
小田原市スポーツ振興基本指針											
H21～H28					H29～H34						

～ 「運動」、「スポーツ」、「スポーツ活動」について ～

「運動」

ここでいう「運動」とは、健康のためなどに行う軽度の身体活動をいう。

「スポーツ」

通常、スポーツは、競技スポーツ、生涯スポーツ、学校教育などで実施されている活動などを指すが、ここでいう「スポーツ」とは、それらのレベルや内容、目的にかかわらず、幅広く行うものをいう。

「スポーツ活動」

ここでいう「スポーツ活動」とは、実際に体を動かす“するスポーツ”のみならず、競技を観戦するなどの“みるスポーツ”、スタッフやサポーター、指導者などとして“支えるスポーツ”を指す。

2 現況と課題

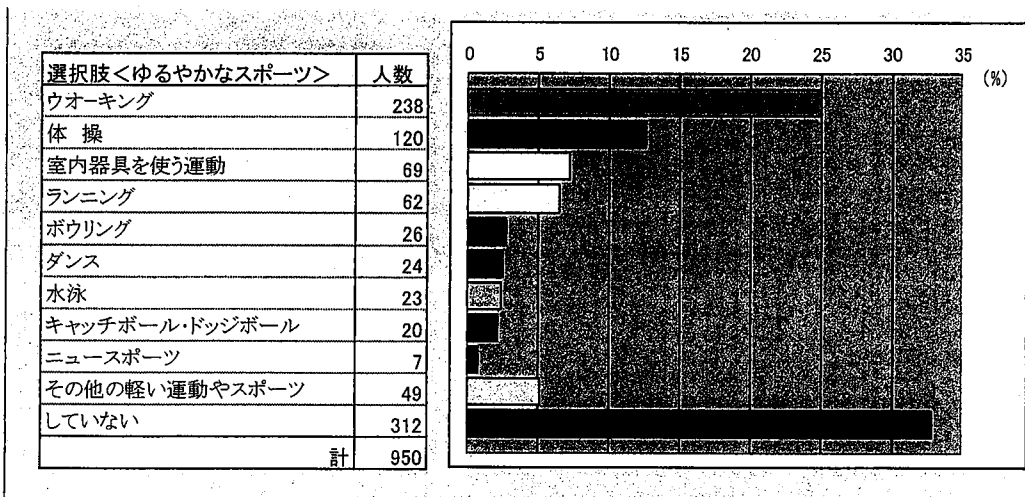
2-1 スポーツに対する意識の変化

社会環境の変化に伴い、人々のスポーツに対する意識も徐々に変化が生じてきました。

本市では、平成20年2月と平成27年10月の2度にわたり、「小田原市民スポーツアンケート」を実施しましたが、どちらにおいても、定期的に行っているスポーツとして、「ウォーキング」や「体操(ストレッチ)」など、手軽に実施できるものの割合が高い結果となりました。全国的にも、競技を中心としたスポーツだけではなく、身近で気軽に楽しめるスポーツへと広がりを見せ始めています。

今後も、スポーツに気軽に参加できるよう促すとともに、性別・年代を問わず、継続してスポーツに親しめる環境づくりが必要になっています。

★定期的に1日あたり30分以上行っているスポーツについて(ゆるやかなスポーツ)



出典:「小田原市民スポーツアンケート」2015. 10月

また、健康・体力づくりのために運動をする人が増えています。

運動をよく行っている者は、虚血性心疾患、高血圧、糖尿病などの罹患率や死亡率が低いことが知られています。また、運動がメンタルヘルスに効果をもたらします。さらに高齢者においても歩行など日常生活における運動が寝たきりや死亡を減少させる効果があることが示されています。

多くの人が無理なく日常生活の中で運動が実施できる方法の提供や環境を作ることが重要です。

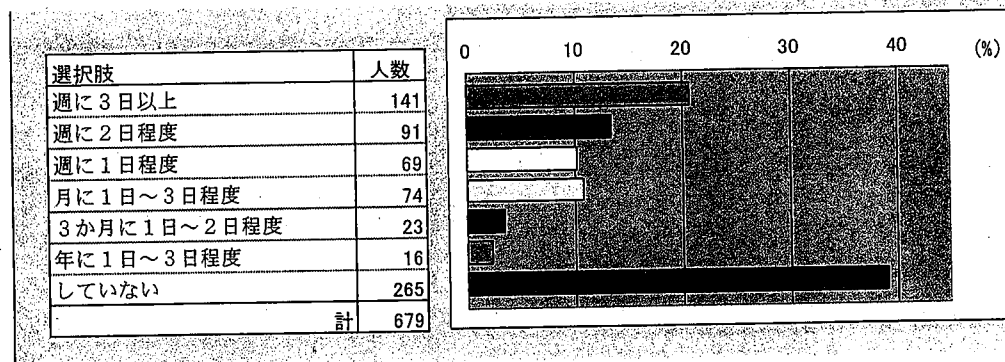
出典:「小田原市健康増進計画」

2-2 本市におけるスポーツの実施状況

国では、1回あたり30分以上の運動を週1回以上行った人の割合を「スポーツ実施率」として、生涯スポーツ社会の実現に向けた一つの指標としていますが、「第2回小田原市民スポーツアンケート」をもとに算出した本市のスポーツ実施率は、平成19年度調査より0.6ポイント上昇して44.3%となりました。これは、国の調査結果(平成24年)47.5%をやや下回るものの、県の調査結果(平成27年)42.2%を上回る結果となっています。

また、「小田原市民スポーツアンケート」では、スポーツを全くしない人の割合(スポーツ非実施率)が前回より1.2ポイント上昇して39.0%となっています。今後は実施率の向上はもとより、非実施率の割合を減らすよう、スポーツをするきっかけづくりとなる施策にも、より一層取り組んでいく必要があります。特にスポーツを行わなかった理由で最も多いものが「仕事(家事・育児含む)が忙しいから」であることから、日常生活の合間に短時間で手軽にできる運動の紹介、啓発が重要です。

★スポーツを1日30分以上行っている場合、その頻度について



出典:「小田原市民スポーツアンケート」2015. 10月

2-3 既存の組織・団体と総合型地域スポーツクラブ

本市には地域住民で構成された26地区の体育振興会・体育協会があり、地域スポーツ活動の受け皿となっています。また、スポーツ基本法に基づき、本市では、各地域から3名、合計78名のスポーツ推進委員を委嘱しており、市民が行うスポーツ活動への指導・助言をしています。さらに、市体育協会内には21の競技団体、10のレクリエーション団体、そしてスポーツ少年団等が組織されており、それぞれ固有の種目や目標に応じたスポーツの普及・発展に寄与しています。

一方、国が「全国の市町村に少なくとも1つ設置する」とこととしている総合型地域スポーツクラブについては、本市ではすでに2団体が設立されています。

種目団体はそれぞれ競技に応じた大会等を積極的に行っており、また、2つの総合型地域スポーツクラブについても、種目や地域を拠点とした活動を行っています。が、「生涯スポーツ社会の実現」に向け、今後は、新たな連携の必要性も生じています。

地区体育団体

1	緑地区体育振興会	14	山王網一色体育振興会
2	新玉地区体育協会	15	下府中体育振興会
3	万年体育振興会	16	富士見体育振興会
4	幸地区体育振興会	17	桜井体育振興会
5	十字地区体育振興会	18	豊川体育協会
6	足柄体育振興会	19	上府中体育協会
7	芦子地区体育振興会	20	下管我体育協会
8	二川体育協会	21	国府津体育振興会
9	東富士水体育振興会	22	酒匂体育協会
10	富士水体育振興会	23	片浦体育振興会
11	久野体育振興会	24	管我体育振興会
12	大窪体育振興会	25	前羽体育振興会
13	早川体育振興会	26	橋北体育振興会

競技団体

1	小田原野球協会	12	小田原ソフトボール協会
2	小田原卓球協会	13	小田原バドミントン協会
3	小田原市陸上競技協会	14	小田原スキー協会
4	小田原ソフトテニス協会	15	小田原射撃協会
5	小田原水泳協会	16	小田原空手道協会
6	小田原地区バレーボール協会	17	小田原テニス協会
7	小田原柔道協会	18	小田原少林寺拳法協会
8	小田原弓道協会	19	小田原市ゴルフ協会
9	小田原剣道連盟	20	小田原地区空手道連盟
10	小田原バスケットボール協会	21	小田原市ボウリング協会
11	小田原サッカー協会		

レクリエーション団体

1	小田原市歩け歩けの会
2	小田原市スクエアダンス協会
3	小田原市ゲートボール協会
4	小田原市インディアカ協会
5	小田原ベタンク協会
6	小田原リズム体操協会
7	小田原市ダンススポーツ連盟
8	小田原市スポーツチャンバラ協会
9	小田原市パークゴルフ協会
10	小田原市グラウンドゴルフ協会

(データはすべてH28年度4月現在)

2-4 地域スポーツの活性化

地域が受け皿として生涯スポーツを支える一方、地域の活性化の一端をスポーツ活動が担っているという互恵的な関係があるものの、「小田原市民スポーツアンケート」によると、小田原市スポーツ推進委員、地区の体育振興会・体育協会、総合型地域スポーツクラブについては「知らない」との回答が過半数を占めています。また、地区ごとにスポーツクラブ・同好会の活動情報を集約して公開していますが、一部の活用にとどまっています。

健民祭(地区の運動会)や市民総合体育大会など、地域単位のスポーツ活動への参加が一定数見られることや、総合型地域スポーツクラブに「ぜひ加入したい」「条件次第で加入したい」の合計が全回答の約3分の2を占めるなど、地域スポーツのベースは存在しているので、これを活かして地域スポーツの活性化を推し進めていく必要があります。

こうした取組を進めるためには、地域でのコーディネーターとしてスポーツ推進委員の育成・活動支援が重要です。

また、気軽に楽しみ取り組んでみたいスポーツとして人気の高いウォーキングやランニングは、スポーツを始める一歩となります。これらウォーキングやランニングを糸口に、スポーツ振興を進めていくことが必要と考えます。

2-5 子どもたちの体力向上、スポーツをする機会の創出

子どもたちのスポーツをする機会が減少し、特に、近年は、子どもの体力向上が全国的にも大きな課題となっています。国では、定期的に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施し、子どもの体力の状況を把握・分析することにより、体力向上に関して継続的に検証することとしています。

本市では、子どもたちのスポーツをする機会の受け皿として、スポーツ少年団や学校運動部活動が中心的な役割を果たしていますが、近年の少子化の影響により、加入者の減少や指導者の確保の難しさも新たな課題となっています。さらに、地域のつながりの希薄化も子どもたちへはマイナスの要因となっています。

このような傾向が継続的に進むことにより、子どもたちのスポーツをする機会を減少させるだけでなく、ゲーム機など室内遊びの増加による外遊びの減少も相まって、生涯スポーツの基盤づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

平成27年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、神奈川県は小学5年生男子の体力合計点において全国47都道府県中46位、そしてその中でも本市の平均は県内平均を0.5ポイント下回る状況でした。

今後は、子どもたちがスポーツを気軽に、そして継続的に行うことができるしくみづくりが求められています。

また、小田原市教育委員会では、新体力テストの総合評価が下位層(D・E層)の児童生徒の割合を全国平均の割合まで下げることが目標としています。新体力テストの総合評価とは、8種目全てを実施した場合の体力テストの合計得点(80点満点)の良いほうからA・B・C・D・Eの5段階で評定した体力の総合評価のことです。スポーツの楽しさを伝え、子どもたちの苦手意識の克服や、やる気をおこさせる等、地域などが学校体育を側面より支援することが求められています。

なお、子どもたちの運動能力向上のためには、幼児期からの運動を習慣付けることも重要です。

小学校5年生	男子			女子		
	小田原市	神奈川県	全国	小田原市	神奈川県	全国
握力(kg)	15.57	16.44	16.45	15.28	15.85	16.05
上体起こし(回)	18.81	19.21	19.58	17.96	17.75	18.42
長座体前屈(cm)	32.51	33.30	33.05	36.98	37.61	37.44
反復横とび(点)	39.34	38.92	41.60	37.94	36.22	39.55
20m ショトルラン(回)	49.31	48.21	51.64	37.86	34.98	40.69
50m 走(秒)	9.44	9.39	9.38	9.64	9.69	9.62
立ち幅とび(cm)	147.99	148.58	151.24	141.60	140.58	144.77
ソフトボール投げ(m)	21.70	21.77	22.52	13.42	12.65	13.77
体力合計点(80点満点)	51.94	52.44	53.80	53.56	52.61	55.18

出典:「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における種目ごとの平均値」

2-6 高齢者・障がい者のスポーツ

おだわら障がい者基本計画では、「障がい者にとって、スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりと潤いある生活を送るためになくしてはならないもので、こうした活動は、社会参加、リハビリテーションのみならず健康の維持増進、余暇の充実等多様なニーズで展開しており、障がい者の生きがいや仲間とのふれあいに必要です。」とあり、主な取り組みとして、障害者スポーツ大会参加選手への支援や障がい者のスポーツ振興を行っている団体への支援事業等があります。

おだわら高齢者福祉介護計画(第6期 平成27～29年度)では、新しい総合事業の介護予防事業のうち介護予防普及啓発事業として、高齢者筋力向上トレーニング事業や、いきいき健康事業を推進し、健康寿命の延伸に努めています。

また、小田原市健康増進計画では、高齢者においても歩行など日常生活における身体活動が寝たきりや死亡を減少させる効果があるとして、多くの人が無理なく日常生活の中で運動が実施できる方法の提供や環境を作ることが重要とあります。

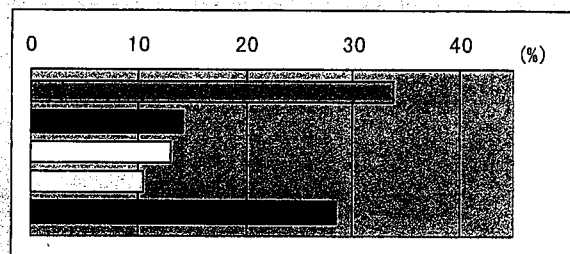
生涯スポーツ社会の実現において、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが主体的にスポーツを楽しむことのできる支援や環境づくりが必要と考えられます。

2-7 スポーツ施設の整備・充実

本市は、小田原アリーナを始め、城山陸上競技場や小田原テニスガーデンなど幅広くスポーツ施設の充実を図ってきました。しかしながら、「小田原市民スポーツアンケート」によると、「施設の数も整備内容も不十分」という意見が最も多い結果でした。一方、市内のスポーツ施設の利用頻度は、「利用したことはない」が5割以上もあることから、アンケート結果をもとに、さらに分析をする必要がありますが、市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、今後は、多様化するニーズやスポーツ観の変化を踏まえた施設運営の在り方も研究する必要があります。なお、ウォーキングやランニングでの安全に配慮した道路整備なども求められています。

★小田原市のスポーツ施設について

選択肢	人数
施設の数も整備内容も不十分	199
施設の数も整備内容も十分	84
施設の数が少ないが整備内容は十分	77
施設の数はあるが整備内容が不十分	62
その他	168
計	590



出典:「小田原市民スポーツアンケート」2015. 10月

2-8 スポーツ指導者の充実

本市では、これまで関係団体等を通じてスポーツ指導者養成事業を実施してきましたが、近年ではスポーツへの市民ニーズが競技を中心とした内容から、身近で気軽に楽しめる内容へと広がりを見せています。

今後、市民のスポーツニーズの拡大やスポーツ環境の変化に対応した新しい視点を取り入れるため、大学や関係機関等と連携し、スポーツ指導者の充実やスポーツ活動を多角的に支援する必要があります。

2-9 効果的なスポーツ情報の提供・発信

トップレベルの選手が繰り広げるパフォーマンスは、見る人を魅了し、スポーツ活動の動機づけにもなります。2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、こうした絶好の機会であるとともに、小田原市をホームタウンとする「湘南ベルマーレ」や、小田原アリーナをホームアリーナとする「湘南ベルマーレフットサルクラブ」など身近なプロのスポーツチームは、市民の誇りであり、スポーツ活動を始めるきっかけとなったり、今後スポーツをすることへの意識を高めるものとなります。

また、本市のスポーツ活動に関する情報提供は、ポスターやチラシを始め、広報紙など、紙ベースでの情報提供が主となっていますが、今後は、単に情報を発信するだけでなく、様々なメディアを活用して効果的にスポーツ情報を提供できるよう取り組んでいくことが重要となります。

3 目標

だれもが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現のため、現況と課題を踏まえ、気軽に、身近な地域や日常生活の中で運動を継続することを目指し、次のとおり定めます。

◇目標1

生涯スポーツを推進するために、幅広く関係機関が連携を図り、一体となった取り組みを展開します。

地域や学校を始め、26地区にある体育振興会・体育協会、21の競技団体、10のレクリエーション団体、そしてスポーツ推進委員協議会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体とともに、高齢者や障がい者にかかわる団体等も含め、幅広く関係機関が連携を図ります。そしてそれを効果的に市民に情報提供し、参加を促進することでスポーツ活動に接する機会を増やすだけでなく、継続してスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の土台を築きます。

◇目標2

子どもから高齢者まで、多世代にわたるスポーツ活動を地域ぐるみで推進し、屋外・野外で元気に体を動かせる機会を増やします。

子どもたちが小さな頃から体を使って遊ぶ経験を積むことは、成長してからもスポーツを日常的に楽しむライフスタイルを保つことにつながります。また、地域の力を活かして世代を超えたスポーツ交流を行うことは、スポーツのすそ野を広げるだけでなく、子どもや高齢者の体力づくりや健康増進などの効果も期待できるため、その機会の提供に努めます。

◇目標3

仕事や家事の合間に「日常生活の中でできる運動」をすすめるとともに、スポーツへの意識の高揚を図ります。

スポーツ施設に出向かなくとも、家事の合間の短時間に日常生活の中で運動できる(体を動かす)機会は多々あります。

また、テレビ等でトップアスリートのプレーを観ることも、スポーツをすることへの意識・意欲は高まります。こうした「日常生活の中でスポーツ」を意識することにより、スポーツ振興を図ります。

◇目標4

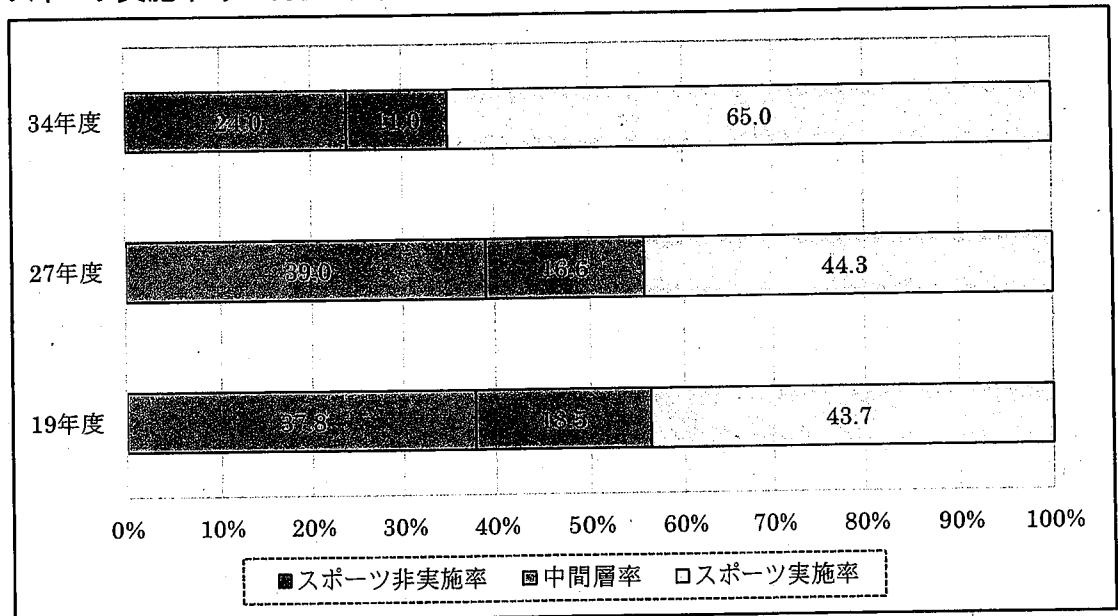
数値目標として、スポーツを全くしない人を15%減少させるとともに、成人週1回以上のスポーツ実施率を65%にします。

＜対平成27年度実績。目標年次は平成34年度＞

平成27年度に実施した「小田原市民スポーツアンケート」によると、1回あたり30分以上のスポーツを週1回以上実施している人の割合(スポーツ実施率)は44.3%となっており、また、スポーツを全くしない人の割合(スポーツ非実施率)は、39.0%となっています。そして、その中間層と言える「スポーツを実施してはいるが、週1回に満たない人」の割合(中間層率)は16.7%となっています。

国では、できる限り早期にスポーツ実施率を65%とするよう目標を定めています。本市でも、本指針の目標年次である平成34年度までにスポーツ実施率を65%にするとともに、スポーツを全くしない人の割合を15%減少させることにより、目標年次以降のスポーツ実施率をさらに高めることを目指します。

スポーツ実施率等の現状と目標



- ◆ スポーツ実施率 … 1回あたり30分以上のスポーツを週1回以上実施している人の割合
- ◆ 中間層率 … スポーツを実施しているが週1回に満たない人の割合
- ◆ スポーツ非実施率 … スポーツを全くしない人の割合

4 スポーツ振興基本指針

本指針は、本市スポーツ振興における基本的な方向性を示すものであり、「目標」を達成するため、「する」「みる」「支える」の3つの視点に、日常を意識した「生活」というキーワードを加えます。



◇ 「する」スポーツの振興

スポーツを「する」ことは、楽しさや達成感、さらに仲間意識や連帯意識が醸成され、充実した自由時間の実現や、健康・生きがいがいづくりなど、様々な面でプラス要因につながります。

スポーツ志向の高まりの中、スポーツを「する」機会を充実させるとともに、これまでスポーツをする機会がなかった人たちへのきっかけづくりも今後のスポーツ振興を発展させる鍵となります。

生涯スポーツ社会実現のため、だれもが、どこでも、いつまでもスポーツができるよう、「する」スポーツを振興します。

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが主体的にスポーツを楽しめる環境づくり
- 初心者から上級者まで、レベルに応じたスポーツの推進
- ニュースポーツの推進など、スポーツを始めるきっかけづくり
- 日常生活に運動を取り入れる環境づくり

「する」スポーツ+「日常生活化」=暮らしの中で気軽に行える運動

アンケートでは、スポーツを行わなかった理由として、「仕事(家事・育児を含む)が忙しいから」という理由が多く見られました。しかしながら生活していくということは体を動かすことである以上、日常のどこにでも運動の機会はあるはずです。日々の暮らしの中で気軽に行える運動を進めることで、運動への気付きを促し、スポーツ実施率の向上を図ります。

◇「みる」スポーツの振興

「みる」スポーツは、スポーツの楽しみ方や参加のひとつの形態であり、スポーツ文化の新しい楽しみ方として市民生活の中に定着しつつあります。そして、「みる」スポーツは家族で楽しむことができるなど、誰でも気軽に取り組めることから、スポーツのすそ野を広げることにもつながります。また、競技者のパフォーマンスに感動やあこがれが生まれ、スポーツをする動機づけにもなり、さらにはトップレベルのスポーツを「みる」ことは競技力の向上につながることも期待されます。

市民が広くスポーツに興味・関心を持ち、またスポーツへの参加が動機づけられるよう、「みる」スポーツを振興します。

- 家族でスポーツを「みる」ための環境づくり
- 「みる」スポーツから「する」スポーツへの動機づけ
- 「湘南ベルマーレ」等、地元チームとの連携
- 競技力の向上、競技スポーツ振興へのつながり

「みる」スポーツ+「日常生活化」=オリンピック・パラリンピック等を契機とした、日常とスポーツとの融合

2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの際には、日本中がスポーツ観戦ブームに沸くことが予想されます。その時はテレビ、インターネット等を通じて、多種目に渡る質の高いトップスポーツを観ることができるようになります。このスポーツ観戦の機会の増大をチャンスと捉えて、大会後も暮らしの中で様々なスポーツ観戦の習慣を育て、日常とスポーツとの融合を推進します。あわせてこれを契機に、市民を「みる」スポーツから、「する」スポーツや、指導員・スポーツボランティア等「支える」スポーツにつなげ、未来へ続く一層のスポーツ振興を図ります。

◇「支える」スポーツの振興

システムの構築や施設整備、さらに指導者の育成など、「支える」スポーツを支援することもスポーツ振興に必要不可欠なものです。

また、学校や地区体育振興会・体育協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブなど、関係団体の連携強化もスポーツを「支える」重要な役割を担います。さらに、市主催のイベントなどで活躍するスポーツボランティア活動も、スポーツを「支える」大きな柱となります。

豊かなスポーツ活動が促進できるよう、関係団体の連携や施設整備など、ハードとソフトの両面から「支える」スポーツを振興します。

- 多様化するニーズを踏まえたスポーツ情報の提供、施設の整備
- 学校や地域、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等の新たな連携
- スポーツ非実施率を減少させるための指導者育成
- スポーツボランティア活動の促進

「支える」スポーツ＋「日常生活化」＝スポーツとコミュニティの活性化

地域には地域の力が、スポーツにはスポーツの力があります。地域の力を活かすことはスポーツ振興のための重要な方策ですが、同じく、スポーツの力を活かすことは、生活していくうえで必要不可欠な地域コミュニティを活性化するためにも有効であると言えます。つまり、それらは別々のものではなく、互恵的な関係にあります。

一般に「支える」スポーツとは、「スポーツ〈を〉支える」ことですが、今後の人口減少時代を見据えて、「スポーツ〈が〉支える」という視点も、新たに求められていると考えます。

産婦人科医療施設整備費補助事業について

平成28年度当初予算において予定されている標記事業の対象である産婦人科医療施設（旧社会福祉センター跡地に建設予定）について、建設が遅延しているが、次のとおり建設される予定である。

○ 建設スケジュール

平成28年11月1日	施行主と工事施行業者とで工事請負契約の仮契約締結
11月1日～	実施設計作成
平成29年3月	工事請負契約締結予定 工事請負契約締結後、速やかに着工
11月下旬	工事完了予定

(参考) 建設予定地

位 置	小田原市城山二丁目422番5及び427番2
敷地面積	1861.27㎡(公簿)

第 3 期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について

1 計画策定の趣旨

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、福祉関連分野の個別計画について地域福祉を推進する上での共通理念や方針を明らかにし、その推進方向と具体的な推進施策などを定める計画であるとともに、本市のケアタウン構想を推進するための地域福祉の取組を示す計画である。

第 3 期の本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となった計画とし、本市全体の地域福祉の取組方針や内容をわかりやすく示した実践的な計画とする。

2 計画期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間

3 第 3 期計画の特徴

- (1) 地域の実情に応じた取組の推進
- (2) 新たな国の制度等の反映
- (3) ケアタウン構想の実現に向けた実践的な計画
- (4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となった計画

4 計画の体系

- (1) 基本理念
「いのちを大切にするケアタウンおだわら」
- (2) 基本目標
「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」
- (3) 計画の体系

基本方針	施 策	取組の方向性
1 総合的な相談支援体制の整備	1 横断的な地域ケア体制の整備	地域における包括的な支援体制の充実
		相談体制の強化
	2 権利擁護の充実	権利擁護の普及促進
		社会的孤立者への対策の推進
		虐待対策の推進
	3 ニーズ把握の強化	情報共有の推進
緊急時対応体制の構築		
訪問型の支援活動の推進		

2 地域支え合い体制づくりの推進	1 地域福祉活動の促進	地域支え合いネットワークの強化
		団体活動の促進
		地域コミュニティの拠点づくり
	2 地域福祉を担う人づくり	人材教育の推進
		福祉教育の推進
		地域人材の活用促進
	3 関係機関との連携強化	行政と市社会福祉協議会との連携
		民生委員・児童委員活動への支援
		福祉事業者との連携
3 社会参加と自立支援の推進	1 自立した生活を支える環境の整備	公共施設などのバリアフリー化の推進
		高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
		障がい者の社会参加の促進
		生活応援隊事業の推進
		生活困窮者の自立支援
	2 主体的な介護予防・健康づくりの推進	地域ぐるみでの介護予防、健康づくりの推進
		食育の推進
		健康管理の促進
4 災害時における要配慮者支援体制の整備	1 災害時における要配慮者への支援	災害時における要配慮者への支援

5 今後のスケジュール

平成28年

12月 パブリックコメント実施（12月15日～平成29年1月13日）

平成29年

3月 第3回小田原市地域福祉計画策定検討委員会開催

策定

小田原市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画（素案）

小田原市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の位置づけ	2
	(1) 市の各計画との関係	
	(2) ケアタウン構想との関係	
	(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化	
4	計画の期間	5

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1	位置	6
2	地形・気候	6
3	人口・世帯	7
4	高齢者・障がい者	8
5	子育て	10
6	生活保護	11
7	健康	12
8	第2期計画の実施状況と課題	15
	(1) 行政の実施状況	
	(2) 市社会福祉協議会の実施状況	
	(3) 最近の福祉課題	

第3章 計画の基本方針

1	基本理念	17
2	基本目標	17
3	基本方針	18
	(1) 総合的な相談支援体制の整備	
	(2) 地域支え合い体制づくりの推進	
	(3) 社会参加と自立支援の推進	
	(4) 災害時における要配慮者支援体制の整備	
4	計画の体系	20

第4章 計画の取組内容

- | | | |
|----------------------|------------|----|
| 1 総合的な相談支援体制の整備 | ・・・・・・・・・・ | 21 |
| 2 地域支え合い体制づくりの推進 | ・・・・・・・・・・ | 33 |
| 3 社会参加と自立支援の推進 | ・・・・・・・・・・ | 46 |
| 4 災害時における要配慮者支援体制の整備 | ・・・・・・・・・・ | 55 |

第5章 計画の推進

- | | | |
|------------------|------------|----|
| 1 地域の実情に応じた計画の推進 | ・・・・・・・・・・ | 58 |
| 2 計画の推進体制 | ・・・・・・・・・・ | 58 |
| 3 計画の進行管理 | ・・・・・・・・・・ | 58 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 12 (2000) 年に社会福祉法が制定され、地域福祉の推進が基本理念の1つとして掲げられました。そして、同法第 107 条 (平成 15 (2003) 年 4 月 1 日施行) の規定により、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを整備するための計画として地域福祉計画が位置づけられました。

福祉に関する計画は、一般的には「高齢者」「障がい者」「児童」などの対象ごとに策定されますが、地域福祉計画は「地域」という視点で福祉に共通する課題を整理し、市民とともに、地域において支援を要するさまざまな人の生活を支えていくための計画です。

○社会福祉法より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉 (以下「地域福祉」という。) の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。) を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画策定の背景

いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025年問題が象徴するように少子高齢化はますます進み、それに比例するように介護が必要な方や生活困窮者など生活不安や困難を抱えた人たちが増えています。

また、住民の抱える福祉ニーズは、高齢者介護と子育て、障がい児の子育て、老々介護など複雑化、複合化しており、介護、子育て支援、障がい者福祉、困窮者対策など複数のサービスを必要とする世帯が増えています。

しかしながら、このような支援を必要とする方が増える一方で、介護職員不足など支援をする側の人たちの不足はますます深刻化しています。

このような中、高齢者福祉においては、高齢者が介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を進めたり、障がい者福祉においては、障がいのある方もその能力を存分に発揮できる環境の整備を推進し、共生社会の実現に向けた施策のより一層の充実を図っているところです。

これまでの福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきました。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてにとっての福祉として、かつ、地域住民すべてで支える福祉に変わっていく必要があります。

さらに、大地震をはじめ、頻発する台風などによる豪雨災害に備え、地域の役割の重要性が再認識されています。

誰もがそれぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を目指し、市民、事業者、行政、福祉団体その他の関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら、その地域の実情に応じ、その地域全体で支え合い、その地域に根ざした福祉を推進していく必要があります。

3 計画の位置づけ

(1) 市の各計画との関係

本計画は、地域福祉を総合的に推進するため、社会福祉法第107条の規定で定められている事項及びその他地域福祉の推進に関する事項など、地域福祉を推進するための基本的理念及び方針について定めるものです。

また、本計画は、第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」を上位計画とし、あわせて、地区自治会連合会の区域を単位として市内26の地域において策定した地域別計画にも即しつつ、おだわら高齢者福祉介護計画、おだわら障がい者基本計

画、小田原市食育推進計画、小田原市子ども・子育て支援事業計画、小田原市健康増進計画などの個別・分野別計画についての地域福祉を推進するうえでの共通する理念や方針を明らかにし、その推進方向と具体的な推進施策などを定めるものであり、総合計画と個別・分野別計画の中間に位置づけられる計画です。

(2) ケアタウン構想との関係

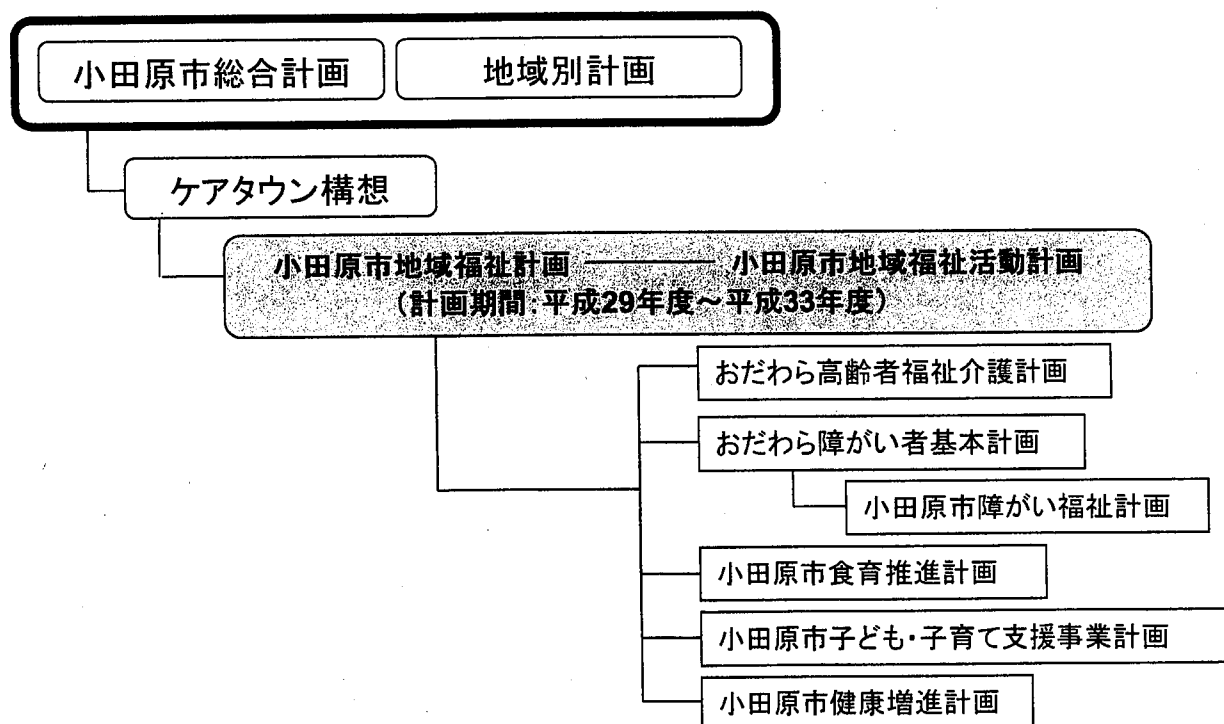
ケアタウン構想は、平成22年に策定した本市が進める高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みです。地域福祉計画は、このケアタウン構想を推進するための地域福祉の取組を示す計画となります。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化

本計画は、小田原市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体となった計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画を補完・補強するものとして、住民などによる福祉活動及び地域福祉計画の実現を支援するための民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となった計画にすることにより、実際に地域福祉の推進に携わる地域住民の方々に本市全体の地域福祉の取組方針や内容をわかりやすく示した実践的な計画です。



ケアタウン構想の体系

基本理念

くいのちを大切に
する
ケアタウン
おだわら

基本目標

～市民一人ひとりが
地域福祉を「自分自
身の問題」と捉え、
主体的に行動するま
ち～

～市民、事業者、行
政等が協力して支援
する体制が整備さ
れ、誰もが安心して
暮らせるまち～

～市民一人ひとり
が、自分にあつたサ
ービスを受けられる
まち～

取組の方向性

- 1 人材・担い手の育成
- 2 市民意識の向上
- 3 福祉教育の推進
- 4 相談・交流の場の確保
- 5 交流の仕組みづくり
- 6 団体間の連携促進
- 7 相談体制の充実
- 8 情報提供の充実
- 9 生活支援サービスの提供
- 10 災害時支援体制の充実

4 計画の期間

本計画は、平成 29 (2017) 年度から平成 33 (2021) 年度までの 5 年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

計画の名称	計画期間	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
小田原市地域福祉計画	H29～H33							
小田原市地域福祉活動計画	H29～H33							
第6期おだわら高齢者福祉介護計画	H27～H29							
おだわら障がい者基本計画	H29～H34							
小田原市食育推進計画	H29～H34							
小田原市子ども・子育て支援事業計画	H27～H31							
小田原市健康増進計画	H25～H34							
第5次小田原市総合計画 「おだわらTRYプラン」	H23～H34							

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 位置

本市は、神奈川県西部に位置し、東西 17.5km、南北 16.9km で、南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町とそれぞれ境を接しています。面積は 114.06km²で、神奈川県の面積の 4.7%を占め、県内の市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで4番目の広さを有しています。

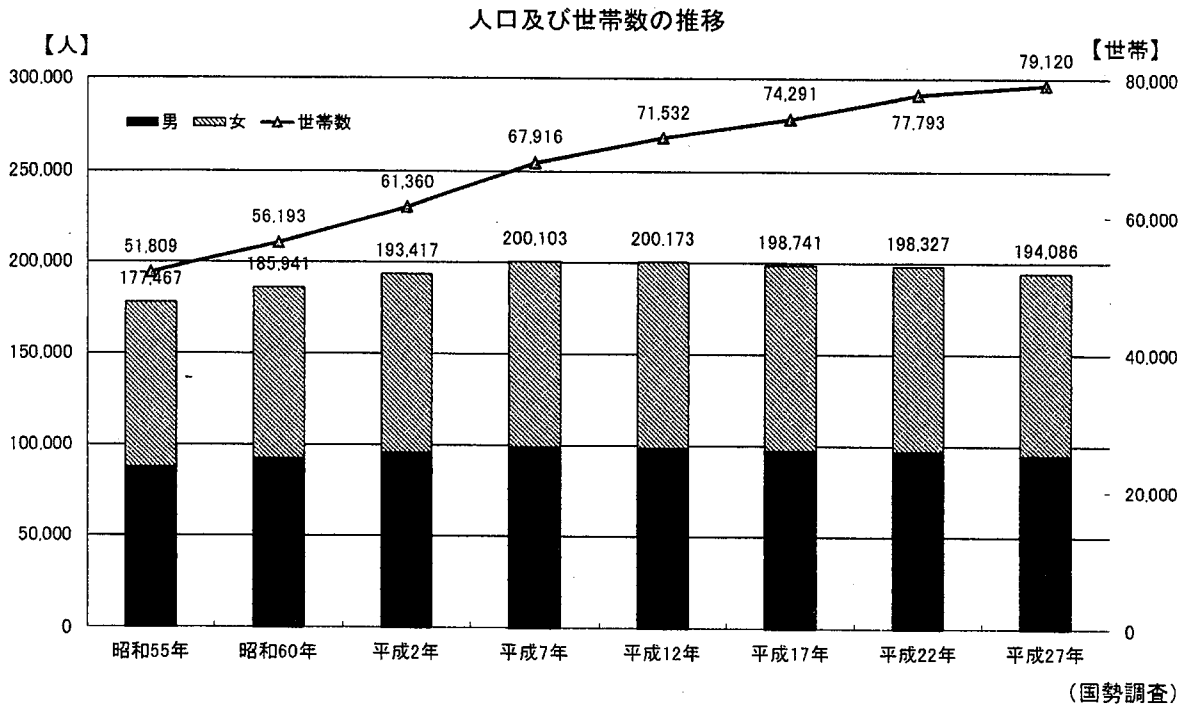
2 地形・気候

市域の南西部が箱根連山につながる山地であり、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯になっています。市の中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成しており、南部は相模湾に面しています。この風光明媚な自然環境と夏は涼しく冬は暖かいという気候により、明治から昭和初期にかけて、保養地（避暑地・避寒地）として多くの著名人に愛されてきました。黒潮の影響を受けた温暖な気候と適度な雨量が、生活の快適さだけでなく、梅やみかんをはじめとした多くの農産物の成長を支えています。

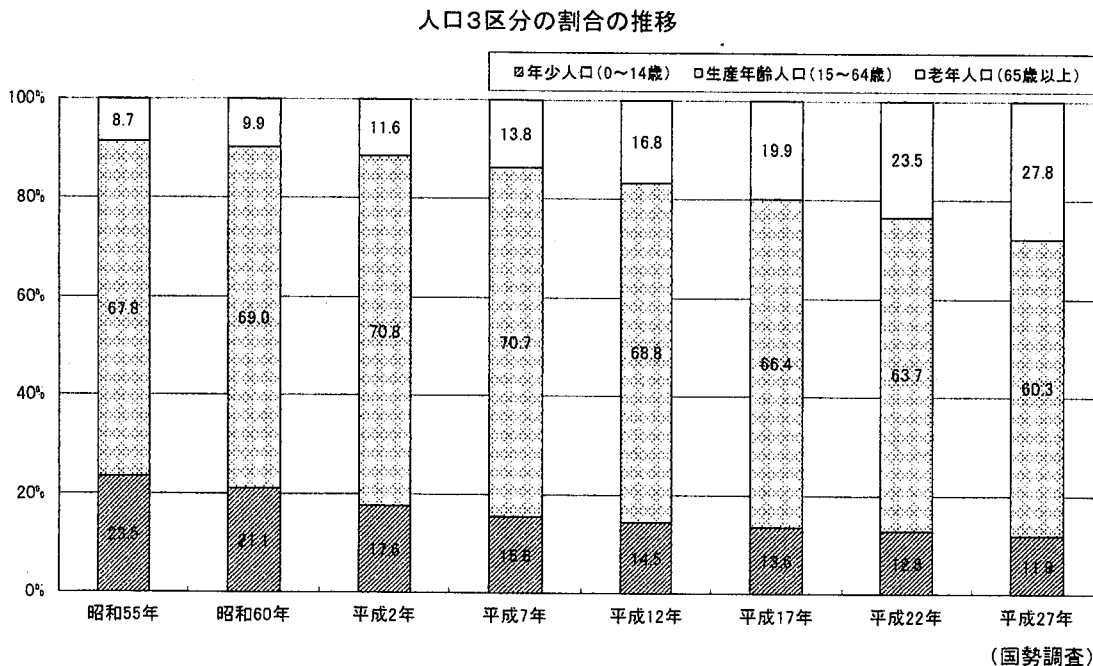
3 人口・世帯

本市は、昭和 30（1955）年の国勢調査で約 11 万人だった人口が年々増加し続け、ピーク時の平成 11（1999）年の人口は 200,587 人まで達しました。その後は緩やかな減少傾向に転じ、今後もこの傾向は続くものと推測されます。

また、人口が減少する一方で世帯数は増加しており、平成 27（2015）年の国勢調査では、1世帯当たりの人数が約 2.5 人となっています。

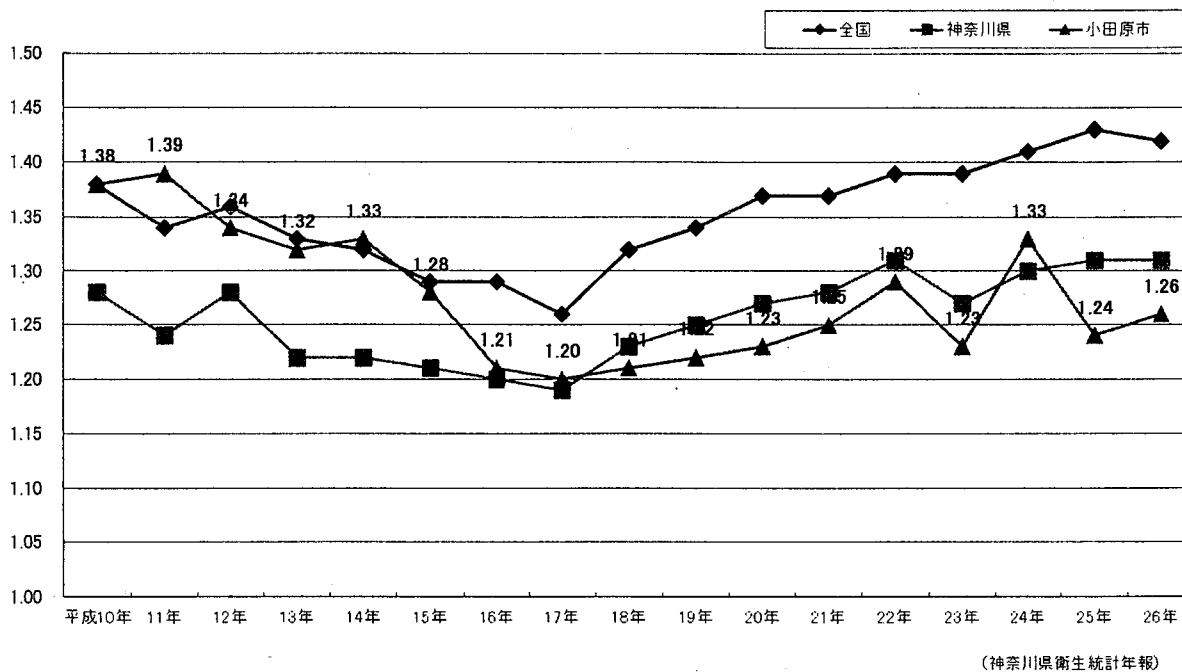


本市の人口構成を国勢調査の数値をもとに見てみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が急速に増加しています。



1人の女性が生涯に産むであろう子どもの数を表す合計特殊出生率は、近年微増傾向にあります。全国の数値と比較すると低い水準にあります。

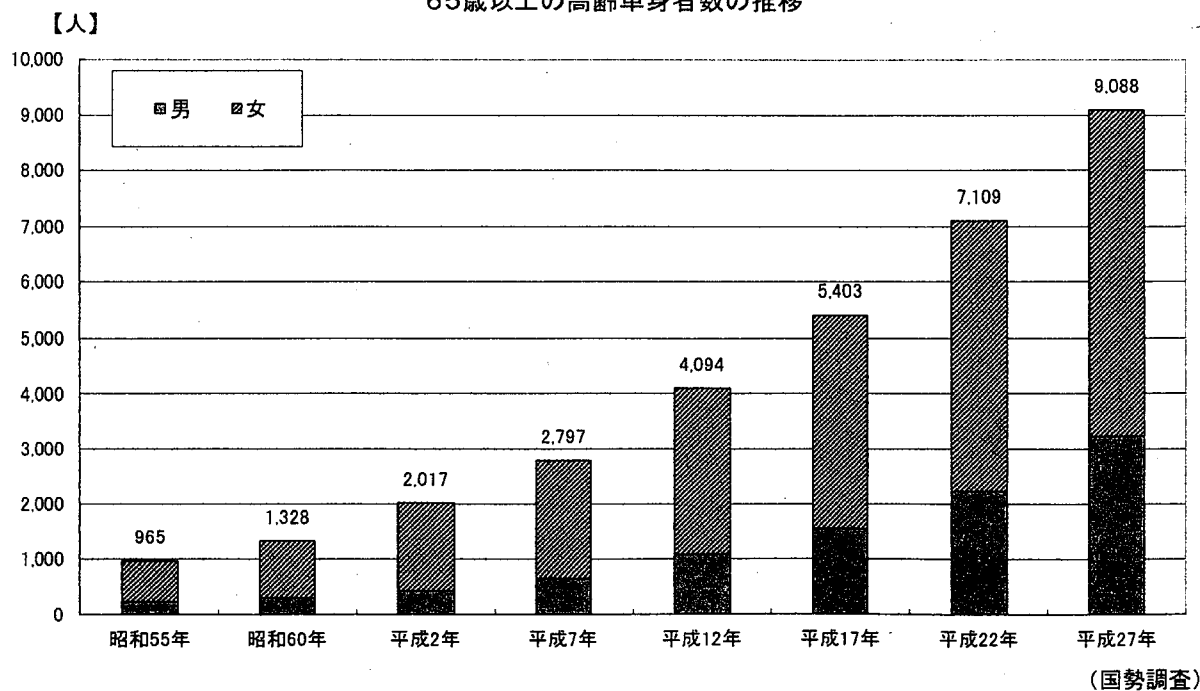
合計特殊出生率の推移



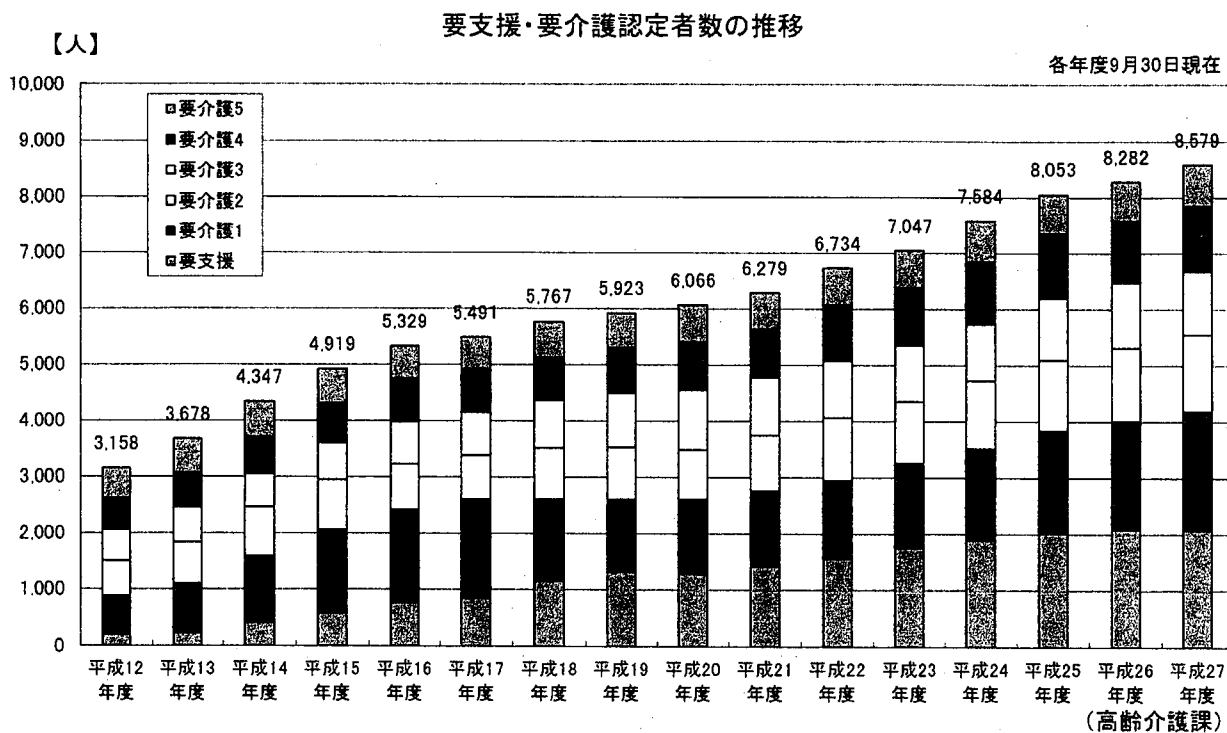
4 高齢者・障がい者

ひとりで暮らす高齢者の数は急激に増加しており、特に女性の高齢者にこの傾向が目立っています。

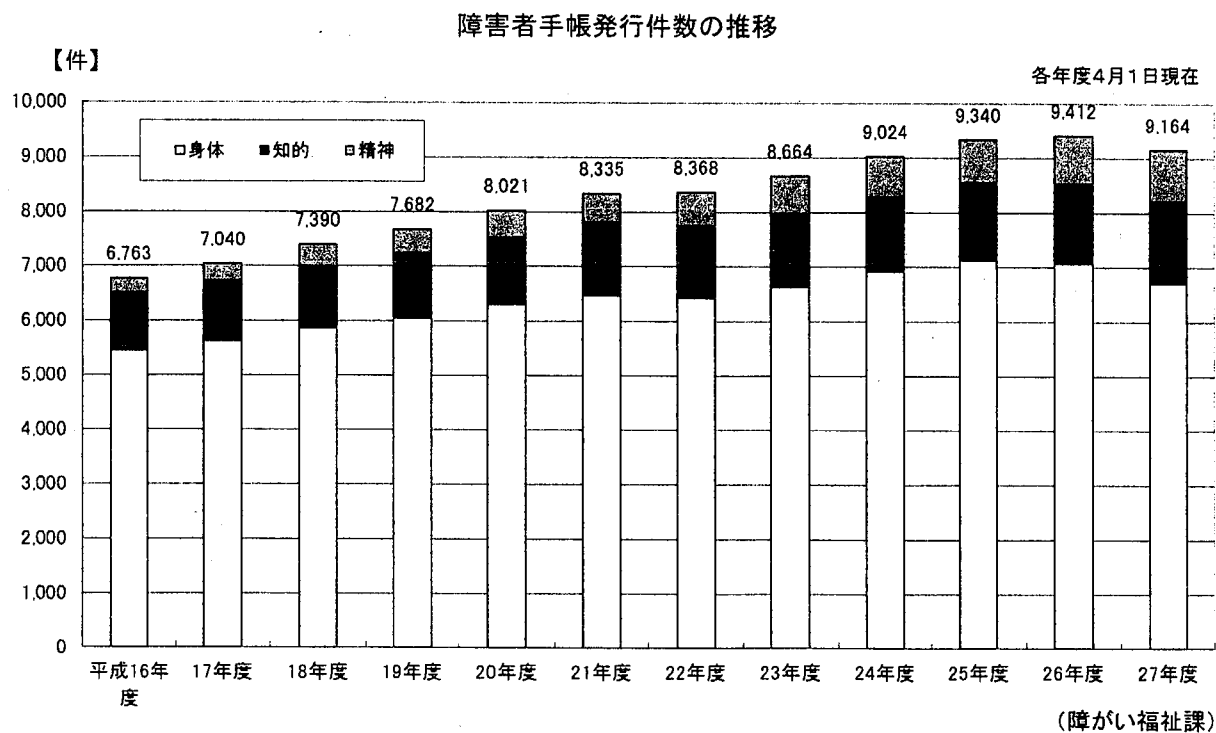
65歳以上の高齢単身者数の推移



支援や介護が必要な高齢者の数は年々増加しており、今後も高齢者数が増加することから、この傾向は続くものと推測されます。

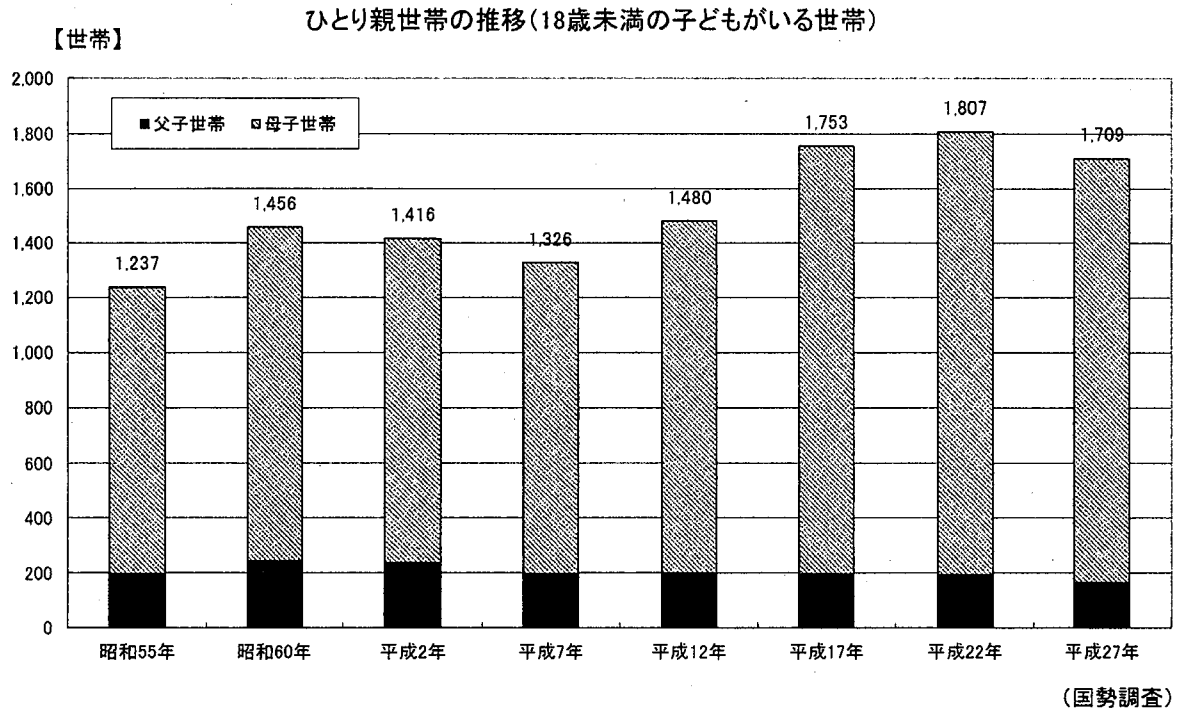


本市の窓口において障害者手帳を発行する件数は年々増加しており、身体障がいの割合は全体の約73%を占めています。



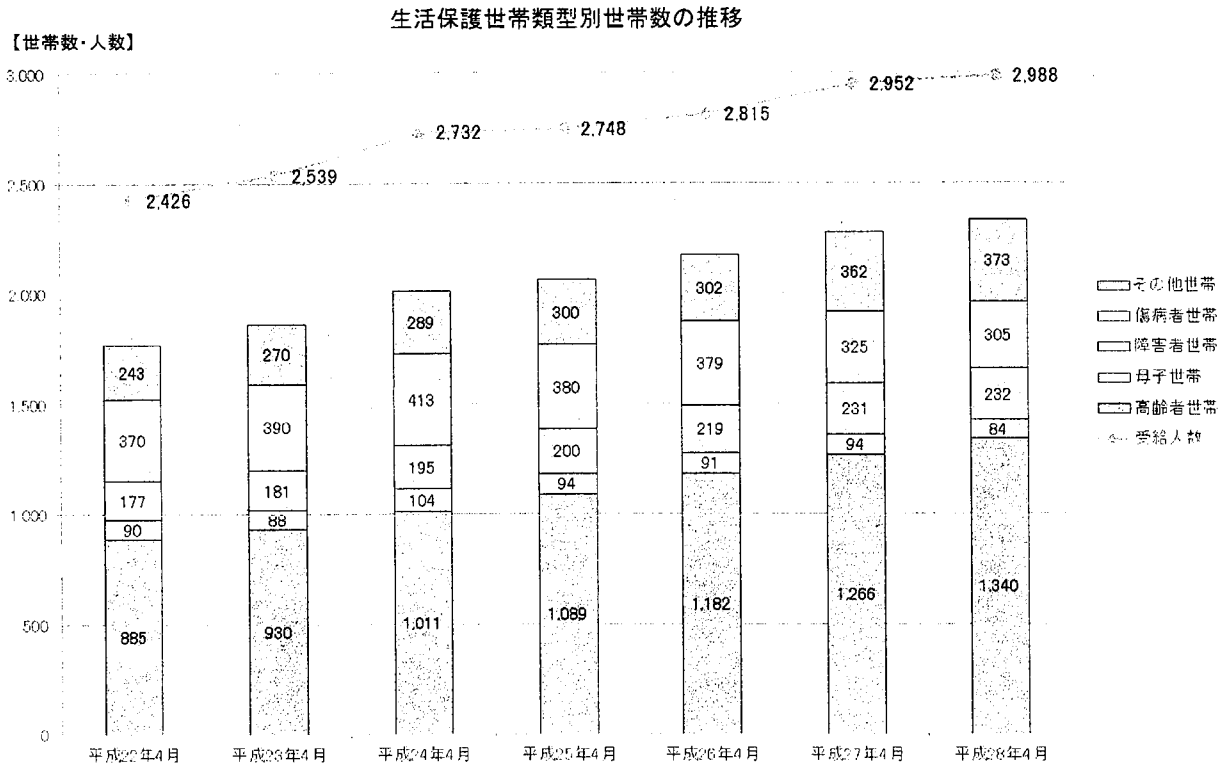
5 子育て

母親または父親の片方いずれかと、その18歳未満の子どもとからなる家庭の数は増加していましたが、現在は微減しています。



6 生活保護

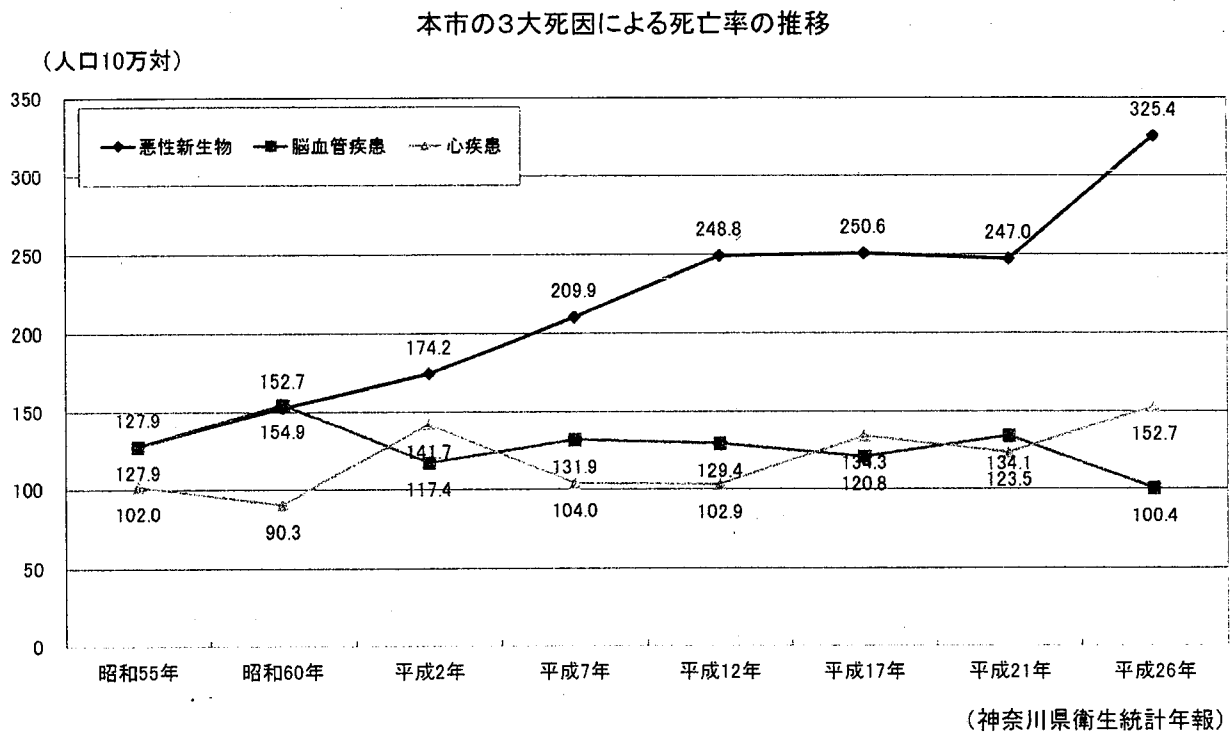
本市の生活保護受給者数は、主に高齢者数の増加に伴い、増加しています。



7 健康

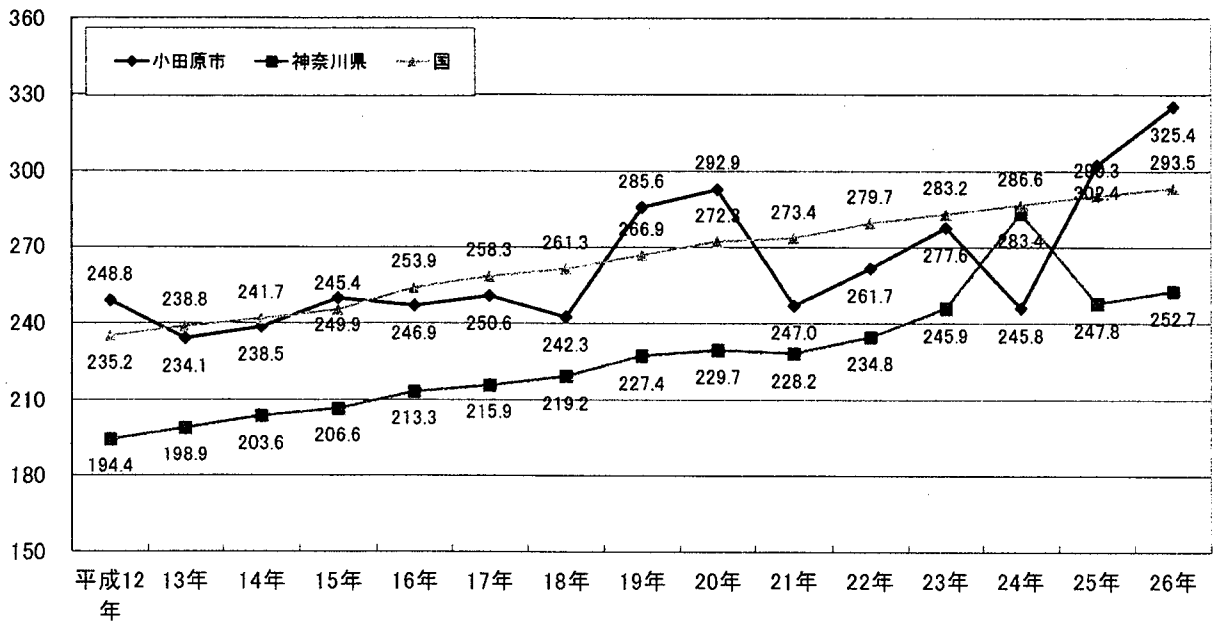
現在、日本人の3大死因として挙げられているのは、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患の3つです。これらの疾患は、毎日の食事や睡眠、運動などの生活習慣が原因となって起こります。

本市は、脳血管疾患による死亡率が神奈川県や全国と比較しても高い数値になっています。



(人口10万対)

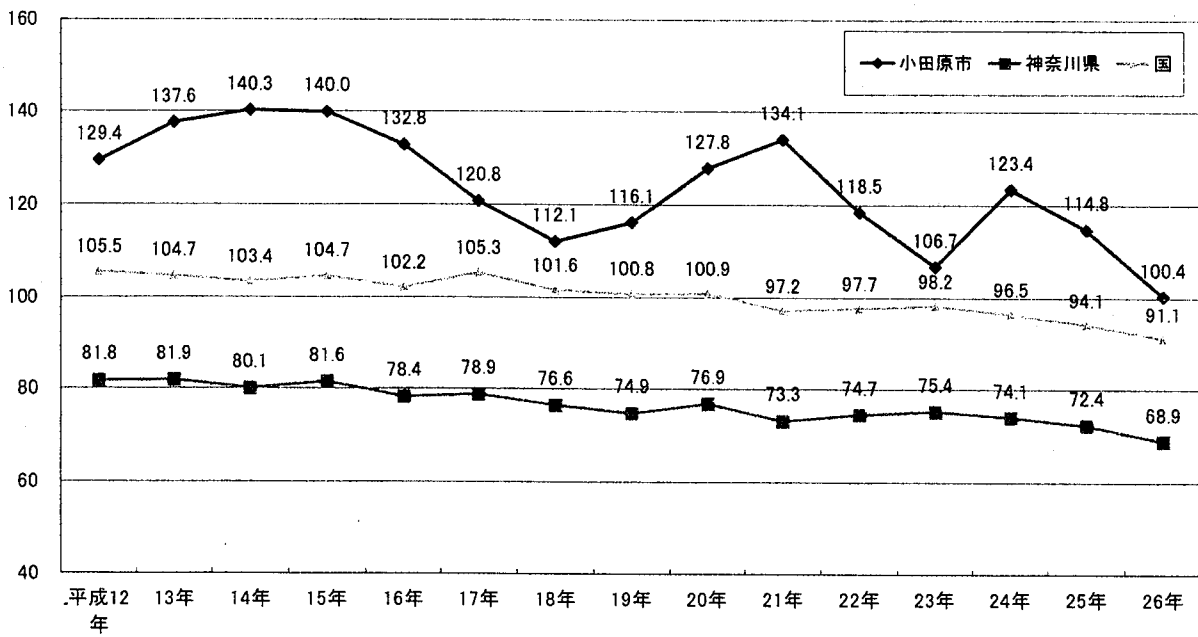
悪性新生物死亡率の推移



(神奈川県衛生統計年報)

(人口10万対)

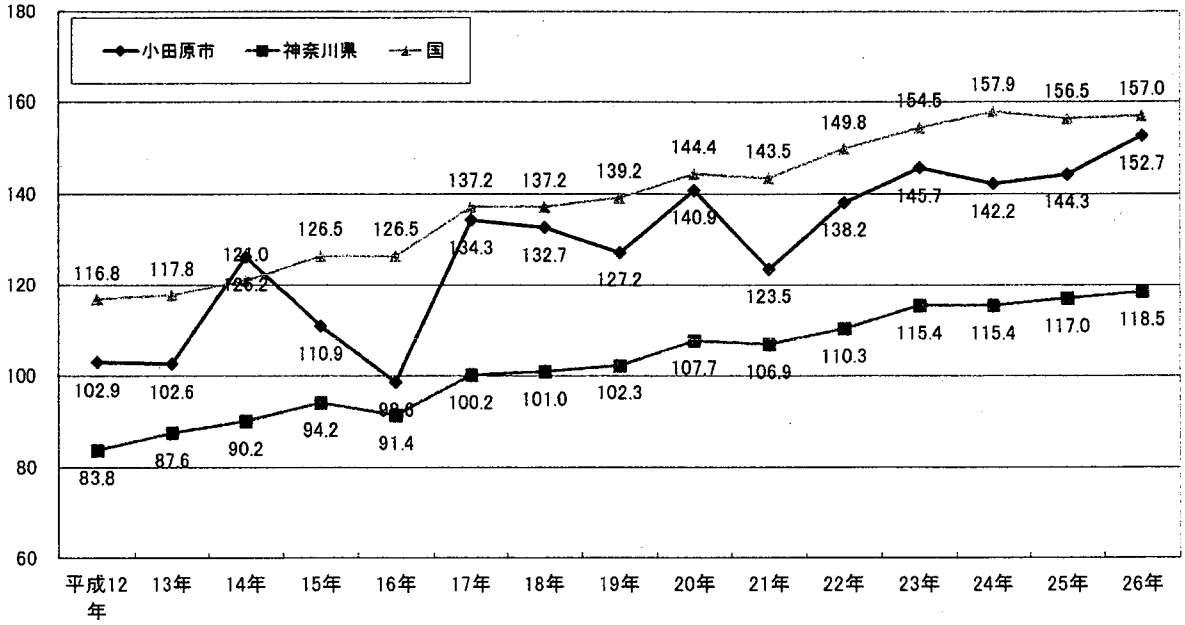
脳血管疾患死亡率の推移



(神奈川県衛生統計年報)

心疾患死亡率の推移

(人口10万対)



(神奈川県衛生統計年報)

8 第2期計画の実施状況と課題

第2期計画で掲げられていた取組の実施状況について、主な成果、課題は、次のとおりであった。

(1) 行政の実施状況

- ・相談窓口の民間委託や、処遇困難事例検討会の開催などの相談窓口の支援に取り組み、相談支援体制は整備されつつある。
- ・ボランティア活動をはじめとした各種団体の活動拠点の確保ができていない。
- ・地域福祉に関する情報提供が不十分である。
- ・新たな地域福祉の担い手との発掘、育成の取組が進んでいない。
- ・高齢者、障がい者の社会参加の促進に向けての取組、健康づくりの推進の取組、地域の防犯体制の取組は進められている。
- ・災害時における要配慮者への支援の方法については、再検討が必要である。
- ・一部の地域において実施され、一部の地域においては実施されていない取組があるなど、全市的な取組に至っていない施策もある。

(2) 市社会福祉協議会の実施状況

- ・地区社会福祉協議会を主体とした活動については、概ね地域福祉活動計画に基づく展開がされた。特に市でケアタウン構想を推進するための具体的な事業が展開されていることに伴い、地域福祉コーディネーター活動の推進や生活応援隊の取組地区拡大につながっている。
- ・誰もが気軽に立ち寄り、世間話しなどをして過ごすといった身近な地域での交流・仲間づくりの場としての「サロン活動」は様々なスタイルで取り組まれ、成27年度末時点でのサロン運営数は22地区で49運営となっている。
- ・地域福祉コーディネーター養成研修は平成20年度から開催し、昨年度までの受講者は229名になる。受講者が多い地区においては、地区内で組織的な活動を目指すようになり、現在は10地区で地域福祉コーディネーター会を発足している。
- ・生活応援隊の活動に取り組む際に実施する担い手募集も兼ねたニーズ把握調査は、新しい担い手を発掘するための有効な手段となっている。
- ・地域福祉コーディネーター、生活応援隊といった活動は地区の主体性に基づくものであり、取り組んでいる地区は活性化が進む反面、取り組んでいない地区

との差異が広がることが懸念される。こうしたことに対して、今後は地域アセスメントで各地区の特徴を明らかにし、地区ごとの課題、目標を設定することが必要と考える。

(3) 最近の福祉課題

① 人々のつながりやかかわりの希薄化、② 地域における協力体制の低下、③ 相談・交流の場に対するニーズの多様化、④ 地域における団体の活動や連携のあり方、⑤ 公的福祉制度に当てはまらない要望などニーズの多様化、⑥ 支援が必要な人の生活不安など、以前から指摘されている地域における福祉課題のほか、介護サービスをはじめとする介護人材の不足、生活困窮者の増加、福祉ニーズの複合化などが顕在化しており、地域における福祉活動のあり方にも影響している。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

ケアタウン構想の基本理念である

「いのちを大切にするケアタウンおだわら」

を本計画の基本理念とします。

2 基本目標

平成34年度までの第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の基本構想には「まちづくりの目標」の1つとして「いのちを大切にするおだわら」が掲げられており、「生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまち」を目指すこととされています。

したがって、平成33年度までの本計画においても、前計画に引き続き、

「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」

を目標に掲げます。

○第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の基本構想より抜粋

まちづくりの目標

(1) いのちを大切にする小田原

地域での支えあいを大切に育て、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉と医療が連携した包括的なケア体制をつくることにより、生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指します。また、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

3 基本方針

(1) 総合的な相談支援体制の整備

制度や施策の縦割りが地域の生活課題に対して横断的に取り組みづらい状況をつくることがあります。市民の問題をそれぞれの状況に即して具体的に対応する地域福祉の現場では、地域での連携や横断的な取組が不可欠です。そこで、地域住民に身近な生活課題を迅速かつ適切に解決できるよう、福祉部門間の連携を強化し、市民が抱えるさまざまな相談に柔軟に対応できる仕組みをつくります。

そして、地域福祉を推進するうえでは、弱い立場に置かれがちな人の権利が尊重され、守られることが基本となります。しかし、現実には、さまざまな差別や、子ども・障がい者・高齢者などへの虐待、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や判断能力が十分ではない人などの消費者被害など、権利が侵害されている事例が増えてきているのが実情です。誰もが安心して心豊かに暮らしていくために、弱い立場に置かれがちな人たちの権利擁護について、地域と行政とが連携して支援します。

また、困っていても誰かに助けを求めたり、関係機関などに相談に行ったりすることができない人もいます。あるいは、制度と制度、組織と組織などの狭間から抜け落ちてしまう人もいるかも知れません。そうした人たちの現状をよく理解し、適切な支援に結びつけることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、さまざまな機会を捉えてニーズ把握に努めます。

(2) 地域支え合い体制づくりの推進

「いのちを大切に作るケアタウンおだわら」の前提となるのは、身近な地域で支え合う力です。そして、誰もが安心していきいきと暮らせる社会を地域全体でつくり、守っていくことが必要です。また、関係団体などの個々の取組がつながることで、課題が解決できたり、よりよい取組が生まれたりするなどの効果が期待できます。そこで、身近な地域で関係団体などが連携し、地域の課題を解決するための仕組みづくりに取り組みます。

そして、人や情報、事業者、さらには個々の取組など、地域福祉を支えるさまざまな資源をつなげる人材を確保し、地域福祉のコーディネーターとして地域内で活躍してもらうことは、地域福祉を効果的・効率的に推進するうえで、非常に重要な要素となります。そこで、地域福祉に関するさまざまな団体の担い手育成をはじめ、多くの人が福祉について学ぶ機会を設けるなど積極的な人材育成に努めます。

また、地域福祉活動を推進する役割を担う社会福祉協議会や、地域の見守り役として常に住民の立場に立って活動している民生委員・児童委員など、それぞれの地域において行政と連携した取組を展開してきました。今後は、さらに連携を強化し、地域

の実情にあった取組を進めるとともに、福祉事業者などとも連携を図りながら、それぞれの担い手が存分に力を発揮できる仕組みをつくります。

(3) 社会参加と自立支援の推進

すべての市民が安全かつ安心して住み、活動することができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいて、公共施設などの生活環境の整備に努めます。

また、生きがいを持って暮らすためには、地域の資源を生かしたレクリエーションや交流イベントなどを実施することにより、社会参加の場や機会を増やすことが必要です。そこで、誰もが参加しやすい条件や参加を支援する仕組みをつくります。さらに、プロダクティブ・エイジングの視点で、高齢者が自らの能力を発揮し、社会の活力を支える存在としていきいきと活動できるよう支援していきます。

そして、すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、子どもから高齢者まで、また障がいがある人もない人も誰もが助け合いながら、協力し合って生活する仕組みが必要です。そこで、公的な支援の対象とならない生活上のちょっとした困り事を地域内の助け合いで解決する仕組みをつくります。

あらゆる活動の源は「健康」と言っても過言ではありません。健康づくりは、市民一人ひとりが主体的に意識を持って取り組んでいく必要があります。年々市民の健康志向も高まりつつあります。そこで、「自らの健康は自らが守る」といった健康に対する意識をさらに醸成し、体力の増強・心の健康に取り組むとともに、食を通じた健康づくりにも取り組みます。また、介護予防を充実することで、健康寿命の延伸を目指します。

(4) 災害時における要配慮者支援体制の整備

近い将来発生する可能性が高いとされる東海地震や神奈川県西部地震、または、近年、全国各地で発生している風水害などの災害の発生時に備え、避難等に支援を要する人に対して円滑かつ迅速な支援が行えるよう、災害時要配慮者支援マニュアルを整備し、支援を要する人の支援体制を整えていきます。

4 計画の体系

本計画の基本理念・基本目標に即し、かつケアタウン構想を積極的に推進するための取組の体系は、次のとおりです。

基本目標：「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」

基本方針	施策	取組の方向性
1 総合的な相談支援体制の整備	1 横断的な地域ケア体制の整備	地域における包括的な支援体制の充実
		相談体制の強化
	2 権利擁護の充実	権利擁護の普及促進
		社会的孤立者への対策の推進
		虐待対策の推進
	3 ニーズ把握の強化	情報共有の推進
		緊急時対応体制の構築
		訪問型の支援活動の推進
	2 地域支え合い体制づくりの推進	1 地域福祉活動の促進
団体活動の促進		
地域コミュニティの拠点づくり		
2 地域福祉を担う人づくり		人材教育の推進
		福祉教育の推進
		地域人材の活用促進
3 関係機関との連携強化		行政と市社会福祉協議会との連携
		民生委員・児童委員活動への支援
		福祉事業者との連携
3 社会参加と自立支援の推進	1 自立した生活を支える環境の整備	公共施設などのバリアフリー化の推進
		高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
		障がい者の社会参加の促進
		生活応援隊事業の推進
		生活困窮者の自立支援
	2 主体的な介護予防・健康づくりの推進	地域ぐるみでの介護予防、健康づくりの推進
		食育の推進
		健康管理の促進
	4 災害時における要配慮者支援体制の整備	1 災害時における要配慮者への支援

第4章 計画の取組内容

基本方針1 総合的な相談支援体制の整備

施策1 横断的な地域ケア体制の整備

地域住民に身近な生活課題を迅速かつ適切に解決できるよう、福祉部門間の連携を強化し、市民が抱えるさまざまな相談に柔軟に対応できる仕組みをつくります。

- ◎ 地域における包括的な支援体制の充実
- ◎ 相談体制の強化

ケアタウン構想における取組の方向性

相談体制の充実、情報提供の充実

(1) 方向性に対する役割

① 住民・地域（地区社会福祉協議会など）が取り組める役割

- ・ 高齢者や障がい者を地域で支える仕組みや環境をつくりましょう。
- ・ ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者など孤立しがちな人を地域で見守りましょう。
- ・ 地域住民が共に子どもたちを見守りましょう。
- ・ 子育て中の保護者が楽しく育児に取り組めるよう地域全体で支え合いましょう。
- ・ 子どもから高齢者まで誰もが集える交流の場や機会を積極的に作りましょう。
- ・ 地域福祉に関心を持ち、地域で行われている福祉活動を知りましょう。
- ・ 「ノーマライゼーション」の理念を理解し、障がいを理由とする差別をしないようにしましょう。

② 市社会福祉協議会の役割

- ・ 援護が必要な人に対しての見守り活動を主に担う「きずなチーム」に

ついて、チーム員の資質向上を図るとともに、地域特性にあった、より充実した活動を目指します。

- ・地域福祉活動を円滑に進めるため、地区社会福祉協議会と社会福祉施設・地域包括支援センターや団体との連携が密になるよう支援します。
- ・障がいのある子ども達をはじめ、誰もが健やかに成長できる地域づくりが目的の「遊びのひろば」について、家族やボランティアの交流の場となることを目指して開催します。
- ・福祉に関する様々な援助相談や問合せなど、気軽に相談できるような窓口としての機能を整備します。
- ・ファミリー・サポート・センターの受託団体として、本事業を適切に運営します。
- ・誰もが交流できる機会として、地区社会福祉協議会で取り組まれる世代間交流事業を支援します。
- ・子育て中の親子や児童を対象に、地区社会福祉協議会で取り組まれるサロンを支援します。
- ・地域における「子育てサークル」の活動に対して、年末たすけあい義援金を活用した支援をします。
- ・生活困窮世帯に対する資金貸付事業について、関係機関と連携のうえ適正に運営します。
- ・緊急的に支援が必要な生活困窮者・世帯に対し、年末たすけあい義援金を財源に食糧物資などを援助します。

③ 市の役割

- ・高齢者などに対する支援を包括的に行う地域包括支援センターを運営します。
- ・市域を越えた広域的な連携により、障がい者への情報提供、相談・就労支援事業を実施します。
- ・地域での子育て意識の醸成や、子育て支援の仕組みづくりを支援します。
- ・「子育て支援センター」や「地域育児センター」、地域における「子育てサークル」などを活用し、子育て中の保護者同士の交流を促進するとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制を拡大します。
- ・市の子ども相談窓口を中心として、関係機関との連携のもと、さまざまな相談に適切に対応できるよう体制を整備します。

- ・障がい者やその家族、地域の支援者などが相談できる窓口の充実を図ります。

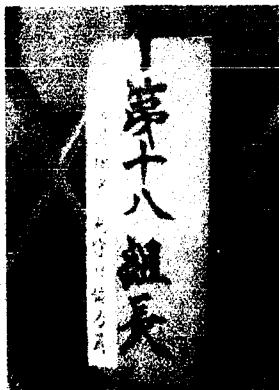
(2) 主な取組

地域の子カラ

—きずなチーム活動—

見守り協力員制度発足（上府中・延清地区）

ある高齢者から「突然私が死んだ時、何日間も気づかれないうままにいると思うと切ない。」という話を聞き、きずなチーム（自治会長、民生委員、ボランティアで構成）で対応策を話し合った結果、“近所同士でさりげなく無理なく見守っていく「見守り協力員」制度が提案されました。



この制度は、組長にその任期中、組内の方を見守っていただくものですが、特別に時間を割いて何かをするのではなく、犬の散歩や買物の道すがら、それとなく気になる高齢者のお宅に注意を払い、チラシが郵便受けに溜まっていたり、雨戸が閉まったままになっているなど『異変のサイン』に気付いたら、自治会長や民生委員やボランティアに連絡をしてもらうというもので、平成27年4月に発足しました。

組長の任期は1年ですが、年々、地域の高齢者に気をかける住民が増えていくことになり、安心して住みやすい地域づくりに役立つものと期待されています。

地域の子カラ

—ケアタウン推進事業—

各種団体の連携による見守り活動（桜井・西栢山地区）

平成25年度から桜井地区社会福祉協議会が中心になって、自治会、民生委員児童委員協議会、創友（老人）クラブ、ボランティア会などと連携して高齢者の見守り活動を進めました。

各種団体の役員さんが一緒になって、高齢者のお宅を訪問することによって、お互いが顔見知りになるきっかけにもなっています。



市社会福祉協議会のチカラ

市社会福祉協議会では主に次のような取組をしています。

- きずなチーム活動の充実（代表者連絡会・チーム員研修会の開催）
地区社会福祉協議会関係者などが構成員となり、主に見守り活動を行なう「きずなチーム」活動について、26地区代表者連絡会、チーム員研修会の開催を通して充実を図る。
- 総合相談事業の整備
制度やサービスの有無にかかわらず、生活問題などのニーズを受け止め、多様な担い手との協働で対応していく体制づくりに努める。
- 生活困窮者支援事業
緊急的に支援が必要ではあるが、現行の諸制度では対応できない生活困窮者・世帯に対し、年末たすけあい義援金を財源に食糧物資などを援助する。

市のチカラ

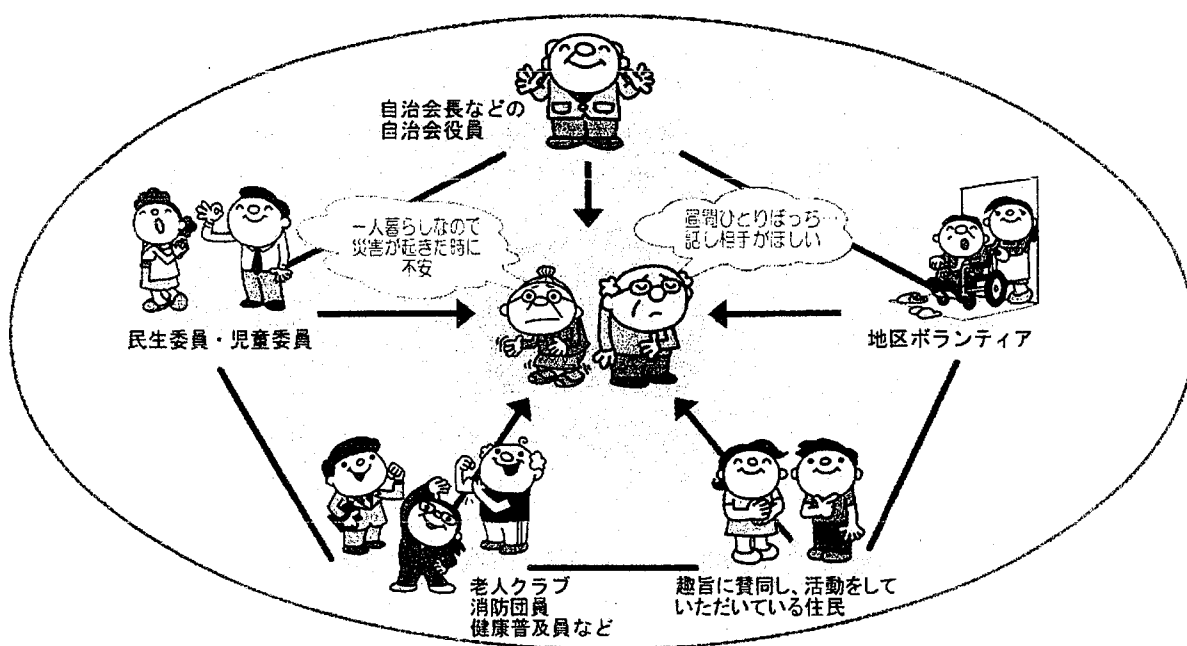
市では主に次のような取組をしています。

- 地域包括支援センター運営事業…日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、支援が必要な高齢者の相談に応じ、必要なサービスや関係機関につなぐ。
- 障がい者相談支援事業…社会福祉センターに障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、行政では対応できない範囲までの相談支援を提供する。
- ファミリー・サポート・センター管理運営事業
…育児の援助等を受けたい人と育児の援助等を行う人が会員となり、地域で相互援助活動を行う。

きずなチームとは

きずなチームは、地区の実情に合わせ単位自治会又は民生委員・児童委員の担当エリアなどを範囲に、自治会長、民生委員・児童委員、地区ボランティア、地区社会福祉協議会関係者等を構成員として組織され、主には、日常的な見守り活動を中心に行なっています。

そのほか、一人暮らし高齢者などへの手紙や慰問活動、交流会、いきいき健康事業、ふれあいサロン、視察研修、敬老会、防災訓練といった地域の行事などに対しても重要な役割を担っています。



活動の基本的な考え方・目的

- ・ちょっとした声かけや見守りで、地域住民同士が顔見知り
- ・いろいろな「困った」を解決するお手伝い
- ・共に支え合う地域社会づくりを目指して

見守りの3つの方法と理想的な「きずなチーム」の位置づけ

(1) 緩やかな見守り

① 外部からさりげなく確認する見守り

- ・近所の複数の住民が、「郵便受けに新聞がたまっていないか」「昼間でも電気がついたままになっていないか」などを確認。

② 趣味やサークル、ボランティア活動への参加

- ・高齢者自らが社会に関わり、生きがいを見つけることにより、広く見守りにもつながる。

(2) 担当による見守り

① 民生・児童委員や住民ボランティアによる1:1などの見守り

- ・1:1の見守りは、毎回同じ担当が訪問するため、時間を掛けて信頼関係を構築することが可能であり、人との関わりが苦手な方などに効果的。
- ・チームを組み交替で訪問する見守りは、見守られる側に、複数人から見守られているという安心感を与えるとともに、見守る側も、一人で課題を抱え込むことが無く、数人の目による気付きを得ることができる。

② 老人クラブの友愛訪問活動など

きずなチーム

(1)と(2)の性格を併せ持ち、場合によっては(3)とも連携

(3) 専門的な見守り

① 行政の事業

虐待防止ネットワーク事業、徘徊高齢者SOSネットワーク事業、
食の自立支援事業、独居老人等緊急通報システム事業など

② 地域包括支援センター

- ・地域の見守りの総合相談窓口として、関係機関や地域住民とネットワークを構築し、見守り活動を推進する役割を担う。

施策2 権利擁護の充実

誰もが安心して心豊かに暮らしていくために、弱い立場に置かれがちな人たちの権利擁護について、地域と行政とが連携して支援します。

- ◎ 権利擁護の普及促進
- ◎ 社会的孤立者への対策の推進
- ◎ 虐待対策の推進

(1) 方向性に対する役割

① 住民・地域（地区社会福祉協議会など）が取り組める役割

- ・ 「ノーマライゼーション」の理念を理解し、障がいを理由とする差別をしないようにしましょう。
- ・ ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、子育て中の保護者などに気を配り、声掛けや訪問を通じて見守りましょう。
- ・ サロンやお茶飲み会、体操教室などを身近な地域ごとに実施し、家に閉じこもりがちな高齢者にも参加を呼び掛けましょう。
- ・ 地域住民が地域の情報を共有し、心配ごとや困ったことがあった場合には、速やかに関係機関などに連絡しましょう。

② 市社会福祉協議会の役割

- ・ 日常生活自立支援事業を通して、判断能力が十分でない高齢者や障がい者などの日常生活を支援するとともに、利用者の抱える多様な生活課題などの解決に向けて適切な支援をします。
- ・ 社会福祉法人として後見人となり支援する「法人後見事業」を適正に推進します。
- ・ 差別のない社会を築くため、福祉ボランティアスクール・福祉施設体験学習・福祉体験出前講座などを開催します。
- ・ 広報啓発活動を通して「心のバリアフリー」を醸成します。
- ・ 援護が必要な人に対しての見守り活動を主に担う「きずなチーム」について、チーム員の資質向上を図るとともに、地域特性にあった、より充実した活動を目指します。
- ・ 社会的孤立感の解消などの観点から、高齢者を対象に、地区社会福祉協議会で取り組まれるサロン活動を支援します。

- ・ 福祉に関する様々な援助相談や問合せなど、気軽に相談できるような窓口としての機能を整備します。
- ・ ファミリー・サポート・センターの受託団体として、本事業を適切に運営するとともに、子育てに対する不安解消を目的とした相談にも対応します。

③ 市の役割

- ・ 成年後見制度を利用するための支援を行います。
- ・ 市民後見人を養成するための仕組みづくりを進めます。
- ・ 障がいや理由とする差別の解消を図っていきます。
- ・ 緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与します。
- ・ 支援を必要とする人へ訪問、助言、指導などを行います。
- ・ 児童や高齢者、障がい者などに対する虐待の相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応します。
- ・ 高齢者虐待の予防や早期発見のためのネットワークをつくります。
- ・ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の観点から、虐待に対する意識の醸成に努めます。

(2) 主な取組

地域の子カラ

—サロン活動—

輪い輪いサロン（橘南地区社会福祉協議会）

民生委員経験者が多い橘南地区の「地域福祉コーディネーター会」で、楽しく参加できるようなサロンを行なっています。（年4～5回）

同地区は、もともと顔なじみが多く、気心の知れた近所づきあいができていますが、サロンを通してより一層、ご縁が深まっています。

「いつも家では一人で過ごすことが多いですが、サロンに来ると多くの人に会えることが一番で、サロンを通して知り合い、顔なじみになった人もたくさんいて、その皆さんと会ってお話してできるのが良いです」と、参加者からの感想も寄せられています。



市社会福祉協議会のチカラ

- ・日常生活自立支援事業

一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して暮らせるよう、不安を抱えるご本人との契約に基づき、福祉サービスの利用、日常的な金銭管理等の支援をし、高齢者や障がい者などの権利擁護を図ることを目的とした事業

- ・各種講座等の開催

福祉ボランティアスクール…一般的なボランティアとしての基礎知識の習得、技術を要するボランティアとしての技術的な養成を目指して開催

福祉施設体験学習…施設利用者とのふれあいの中から、人の気持ちを理解できる豊かな人間性が育まれるようになることを目指して開催（小学生以上対象）

福祉体験出前講座…車イス介助法などを体験することで、心のバリアフリーを醸成することを目的に、地域や学校に出向く講座

市のチカラ

市では主に次のような取組をしていきます。

- ・成年後見制度利用支援事業…市長が後見開始等の審判請求を行い、また、審判請求に要する費用や後見人等に対する報酬を支弁し、高齢者等の権利擁護を図る。
- ・緊急通報システム事業…一定の要件の一人暮らし等の高齢者や障がい者を対象に緊急通報システムを設置し、在宅生活を支援する。
- ・高齢者虐待防止ネットワーク事業
…虐待の相談対応、処遇困難事例検討会、研修会、高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催により、虐待の早期発見、早期対応、虐待対応に対する問題解決能力の向上を図る。

施策3 ニーズ把握の強化

関係機関に相談に行かれない人や制度と制度の狭間から抜け落ちてしまうような人たちの現状をよく理解し、適切な支援に結びつけることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、さまざまな機会を捉えてニーズ把握に努めます。

- ◎ 情報共有の推進
- ◎ 緊急時対応体制の構築
- ◎ 訪問型の支援活動の推進

ケアタウン構想における取組の方向性

情報提供の充実

(1) 方向性に対する役割

① 住民・地域（地区社会福祉協議会など）が取り組める役割

- ・ 地域で困っている人がいた場合は、相談窓口を伝えたり、関係機関などに連絡してあげたりしましょう。
- ・ 民生委員・児童委員など地域福祉を支える方々と日頃から交流を図り、いざというときの体制をつくっておきましょう。
- ・ 隣近所における些細な変化に気がつくよう、日頃から顔の見える関係を築いておきましょう。
- ・ 地域福祉に関心を持ち、自分の思いや考えを進んで発信しましょう。

② 市社会福祉協議会の役割

- ・ 援護が必要な人に対しての見守り活動を主に担う「きずなチーム」について、チーム員の資質向上を図るとともに、地域特性にあった、より充実した活動を目指します。
- ・ 社会的孤立感の解消などの観点から、高齢者を対象に、地区社会福祉協議会で取り組まれるサロン活動を支援します。
- ・ ファミリー・サポート・センターの受託団体として、本事業を適切に運営するとともに、子育てに関する相談にも対応します。

③ 市の役割

- ・ 民生委員・児童委員などとの連携により、福祉サービスを必要とする人の把握と関係機関との情報共有に努めます。
- ・ 福祉サービス、地域団体の活動や地域福祉を支援する行政機関など、地域福祉に関する情報提供を行います。
- ・ 保健福祉関係者間の連携によるネットワークの構築を図ります。
- ・ 救急搬送時などに備え、救急要請カードの普及を進めます。
- ・ 専門的な支援が必要な高齢者や障がい者などに対し、個別相談や訪問指導を行います。
- ・ 乳児がいる家庭を訪問することにより、家庭における子育てを支援します。

(2) 主な取組

地域の子カラ

—きずなチーム活動—

「ふれあい委員会」を四者で組織（富士見地区）

富士見地区内の人々が健康で明るく、安心して暮らせるまちづくりをめざし、同地区では四者連絡会（連合自治会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア会、社会福祉協議会）を開催し、各団体から意見を聞き、活動の目的、体制づくり、対象者等について話し合いを重ねました。

その結果、平成 27 年 7 月に四者で見守りを行なう「ふれあい委員会」を組織することになり、現在は 75 歳以上の一人暮らしの人を対象に活動に取り組み、情報や課題を共有しています。

また、見守り活動にあたって、郵便局や新聞店等との連携についても模索しています。

市社会福祉協議会の子カラ

・きずなチーム活動の支援

各地区、各チームで有効な活動が展開できるように、地域特性にあった取組の支援を目指す。

・ファミリー・サポート・センター事業（子育て不安解消室）

市からの受託事業を適切に運営することで、「地域でつながる子育て」の環境づくりを目指す。また、会員登録の際などに必要に応じて、子育て相談にも対応する「子育て不安解消室」を展開する。

市のチカラ

市では主に次のような取組をしています。

- 民生委員児童委員事業…民生委員児童委員協議会の事務局として、民生委員児童委員との情報共有を図る。
- 救急要請カード配布事業…高齢者や障がい者に対し救急要請カードを配布し、緊急搬送時の迅速化を図る。
- 訪問指導事業…保健指導が必要であると認められる者に保健師等が家庭訪問し、必要な指導を行い、家庭での療養を支援する。

基本方針 2 地域支え合い体制づくりの推進

施策 1 地域福祉活動の促進

身近な地域で支え合う力を育てるため、それぞれの地域で関係団体などが連携し、地域の課題を解決するための仕組みづくりに取り組みます。

- ◎ 地域支え合いネットワークの強化
- ◎ 団体活動の促進
- ◎ 地域コミュニティの拠点づくり

ケアタウン構想における取組の方向性

団体間の連携促進、市民意識の向上、相談・交流の場の確保、
交流の仕組みづくり

(1) 方向性に対する役割

① 住民・地域（地区社会福祉協議会など）が取り組める役割

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に声掛けを行うなど、地域で見守りましょう。
- ・子育て中の保護者や高齢者、障がい者など支援の必要な人を地域全体で支え合いましょう。
- ・子育て中の保護者や、高齢者や障がい者の家族介護者など、同じ悩みを持つ人が集い、情報交換や悩みごとの相談ができる場を身近な地域で作りましょう。
- ・情報の入手が困難な人を地域で支援し、生活に必要な情報を人と人とのつながりによって伝え合いましょう。
- ・子どもから高齢者まで、誰もが集える交流の場や機会を積極的につくりましょう。
- ・あいさつ運動などにより、地域内での顔見知りを増やしましょう。
- ・自治会や子ども会、老人会などの団体間の連携を強めましょう。
- ・地域福祉に関心を持ち、地域で行われている福祉活動を知りましょう。
- ・「ノーマライゼーション」の理念を理解し、障がいを理由とする差別をしないようにしましょう。

- ・地域の福祉活動に積極的に参加しましょう。

② 市社会福祉協議会の役割

- ・地域の課題把握及び解決に向けてのつなぎ役が求められる「地域福祉コーディネーター」を養成するとともに、その活動を支援します。
- ・26の自治会連合会を単位に組織され、地域福祉活動の担い手である地区社会福祉協議会の活動を支援します。
- ・多くの市民から参加してもらうためのきっかけとして、福祉ボランティアスクール・福祉施設体験学習・移動福祉教育などを開催します。
- ・広報啓発活動を通して、福祉活動への市民参加を促します。
- ・地域固有の課題を把握するために、地区社会福祉協議会や地域福祉コーディネーターとともに地域アセスメントを進めます。
- ・誰もが交流できる機会として、地区社会福祉協議会で取り組まれる世代間交流事業を支援します。
- ・家族介護者の情報交換などの場を目指して、地区社会福祉協議会が福祉施設などと連携しながら開催するサロン、集い、交流会を支援します。

③ 市の役割

- ・地域福祉を支える関係者によるネットワーク会議（地域ケア会議）を開催し、地域の課題を地域で解決する仕組みをつくります。
- ・地域福祉に関する活動を自主的・主体的に行う団体を支援します。
- ・地域住民の交流や話し合い、学び、相談など、さまざまな機能を備えた身近な拠点を自治会や商店街などと連携して確保します。
- ・地域固有の課題を解決するための場づくりを支援します。

(2) 主な取組

地域のチカラ

ウォーキング大会・豚汁会（久野地区社会福祉協議会）

久野小学校から県立おだわら諏訪の原公園まで、Aコース（留場北沢地区ルート）とBコース（中宿七軒村ルート）にわかれて歩きました。ゴール地点では毎年大好評の久野ボランティア会による豚汁もふるまわれました。

多くの役員の方々が一丸となって開催される、地域をあげてのウォーキング大会は、小さな子供・小学生の参加も多く、久野地区の自然を活かした特色ある事業となっています。



地域のチカラ

一昼食会

ふらっと城山で「餅つき大会」（幸地区社会福祉協議会）



各地区社会福祉協議会で一人暮らし高齢者などを対象に実施される食事会や配食は、身近な生活圏の領域で展開することで、高齢者相互の交流を図ることや、見守り活動にも活かされています。

幸地区社会福祉協議会では、ケアタウン構想で住民の交流拠点として位置付けられている「ふらっと城山」を活用し、特別な昼食会として新年に「餅つき大会」を開催しています。

市社会福祉協議会のチカラ

・地区社会福祉協議会活動の支援

全ての地区で取り組まれている活動(見守りの手段として実施されている「きずなチーム」及び「昼食会・配食」活動、団体間の連携強化や住民の交流の場となっている「世代間交流」、福祉活動に関心を持ってもらうための「広報活動」)の支援を継続する一方、地域特性にあった新しい展開も目指す。

・家族介護者支援事業

家庭で介護をされている人の情報交換などの場を目指して、地区社会福祉協議会が福祉施設などと連携しながら開催するサロン、集い、交流会に対して、年末たすけあい義援金を活用し支援する。

市のチカラ

市では主に次のような取組をしていきます。

- ・地域包括ケア推進事業…地域ケア会議を開催したり、多職種共同研修等を通して、医療と介護の従事者が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行う。
- ・市民活動助成事業…市民活動を行うものが実施する事業を、財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を促す。
- ・地域コミュニティ推進事業…市内26地区の自治会連合会の区域ごとに課題解決を目指す地域コミュニティ組織を設立し、その活動を支援する。

地区社会福祉協議会とは

私たちが暮らしている地域には、いろいろな団体が住みよい地域づくりをめざしてさまざまな活動を行っています。

このような活動をより効果的に進めることを目的に、本市では、地域内の諸団体の参加による地区社会福祉協議会が市内26地区の自治会連合会を単位に組織され、援護が必要な高齢者への支援や児童の健全育成のための世代間交流事業など、地域の実情に沿った、きめ細かい福祉活動が行われております。

1 各地区の活動内容

- 一人暮らし高齢者等昼食会及び配食
- 世代間交流事業
- 転倒予防などの高齢者の介護予防教室
- 地区情報紙の発行
- きずなチーム（旧在宅福祉サービスチーム）による見守り活動等

これらの事業は、すべての地区で実施されています。

地区によって異なる場合がありますが、多くの地区で子供会と老人クラブが地区社会福祉協議会を構成する団体となっているので、世代間交流事業についても効果的に開催されております。

- 敬老会の主催・協力
- サロン活動
- ボランティアなどの研修
- 一人暮らし・寝たきり老人などの安否確認
- 交通安全指導・青少年育成・子育て支援

援護が必要な高齢者を見守る活動や、地域の児童が安全に登校できるよう声をかけたりする活動は、地区社会福祉協議会ならではのものです。地区社会福祉協議会役員・自治会長・民生委員児童委員などの方々の連携のもと、地域に密着しながらのきめ細かな対応が地域の皆様の安心感を支えています。

- 福祉施設の支援
- バザー・夏祭り・慰霊祭などの催し
- 清掃活動

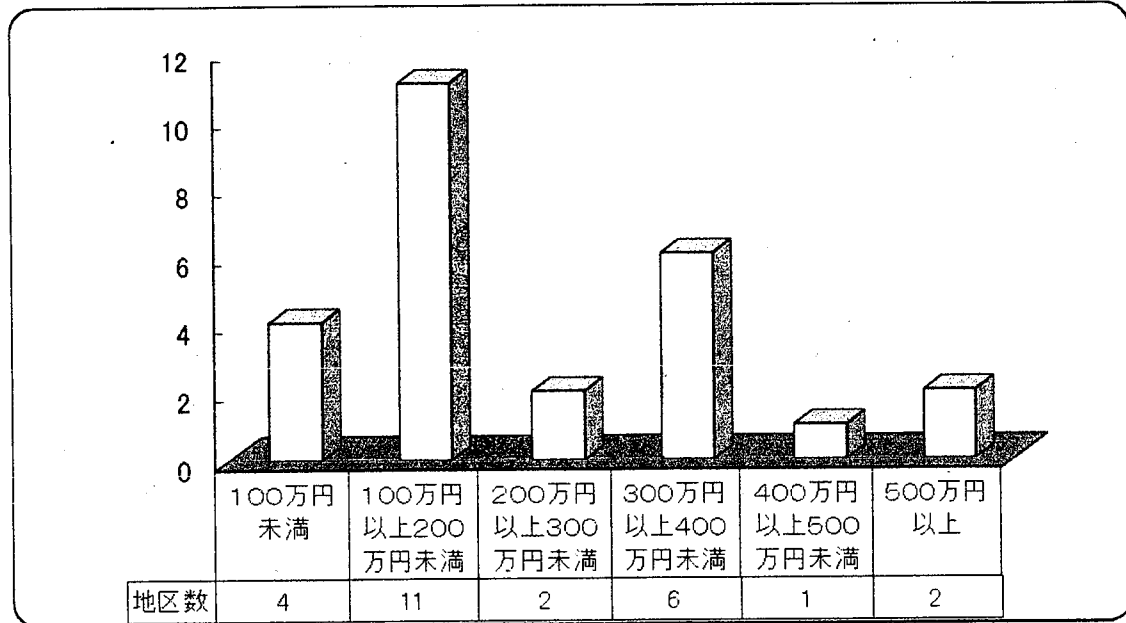
施設への定期的な支援活動や、行事の手伝いを行うことによって、地域に開かれた福祉施設の運営にも協力しています。

また、地域住民総ぐるみで開催されるバザーなどの催しも地域の諸団体で構成される地区社会福祉協議会だからこそ、盛況に行うことができます。

2 平成27年度の運営状況

※各地区社協の状況については、平成27年度に開催された各地区社協の総会資料をもとに作成しています。

(1) 予算の状況



(2) 役員（理事・監事・評議員等）の就任・構成団体等状況

就任人数（26地区合計）		地区社協を構成する団体等の状況	地区数
役職・団体名	人数		
自治会長（副会長等も含む）	339	自治会長（副会長等も含む）	26
民生委員児童委員（主任児童委員も含む）	311	民生委員児童委員（主任児童委員も含む）	
地区ボランティア	80	地区ボランティア	21
子育て支援・青少年育成・補導員関係	58	健康普及員	22
健康普及員	50	子育て支援・青少年育成・補導員関係	21
公民館長	29	老人クラブ	21
老人クラブ	42	子供会	12
婦人会（部）	33	体育振興会	17
子供会	21	交通安全関係団体	13
防災・防犯関係	28	福祉施設・団体	5
体育振興会	25	防災・防犯関係	9
福祉施設・団体	12	公民館長	9
学校関係者（幼稚園も含む）	20	その他（保護司等）	20
交通安全関係団体	25	婦人会	6
学識経験者	10	学校関係者（幼稚園も含む）	8
その他（保護司等）	88	学識経験者	4
合計人数	1,171		

施策2 地域福祉を担う人づくり

地域福祉に関するさまざまな団体の担い手育成をはじめ、多くの人が福祉について学ぶ機会を設けるなど積極的な人材育成に努めます。

- ◎ 人材教育の推進
- ◎ 福祉教育の推進
- ◎ 地域人材の活用促進

ケアタウン構想における取組の方向性

人材・担い手の育成、福祉教育の推進

(1) 方向性に対する役割

① 住民・地域（地区社会福祉協議会など）が取り組める役割

- ・ 障がい者と交流する機会をつくり、障がい者に対する理解を深めましょう。
- ・ 認知症を理解するための講習会などに参加しましょう。
- ・ 地域活動に中学生や高校生などの力を生かしましょう。
- ・ 身近な地域で住民が顔の見える関係をつくり、隣近所の人をさりげなく気に掛けましょう。
- ・ ボランティア活動の担い手の発掘と育成に努めましょう。
- ・ 福祉に関する講習会や研修会に参加し、自らの能力のレベルアップに努め、それを地域福祉の推進のために生かしましょう。
- ・ 地域福祉に関心を持ち、地域で行われている福祉活動を知りましょう。

② 市社会福祉協議会の役割

- ・ 地区社会福祉協議会活動の担い手としても期待される「地域福祉コーディネーター」を養成するとともに、その活動を支援します。
- ・ 誰もが交流できる機会として、地区社会福祉協議会で取り組まれる世代間交流事業を支援します。
- ・ 地域福祉について学ぶ機会として、小中学生などが行う共同募金運動を支援します。
- ・ 小中学校の児童・生徒から参加してもらうためのきっかけとして、福祉ボランティアスクール・福祉施設体験学習・移動福祉教育などを開催します。
- ・ 地区社会福祉協議会が実施する研修活動を支援します。

- ・地域福祉に積極的な活動展開をしている小田原創友クラブ（市老人クラブ連合会）事業の運営を支援します。

③ 市の役割

- ・地域における青少年育成団体の活動を支援します。
- ・小・中学校での福祉教育を促進します。
- ・認知症サポーター養成講座を実施します。

(2) 主な取組

地域の子カラ

ーサロン活動ー

「ほっと下堀」（下府中地区社会福祉協議会）

子どもと大人が自由に参加、プログラムなしの自由な時間

公民館を開放し、子どもと大人のいこいの場として提供し、一切のプログラムはなく、自由に過ごします。

特に遊びのメニューは、卓球、バドミントン、吹き矢、ボードゲームなど豊富にそろえ、子どもたちが選んで遊べるようになっています。

運営は、地域の諸団体（自治会、公民館、民生委員・児童委員、子ども会、ボランティア会）のメンバー20人ほどが公民館の鍵当番となり、会場の開け閉めと、子どもたちの見守りを行なうだけです。毎回平均で10人ほどの子どもたちが遊びに来ています。



小学生の頃から参加し続けている中学生が、下の子（小学生）の面倒をみるという縦のつながりもできています。

子どもたちは、公民館に入ると出席簿に〇印をつけ、好きなものを使って遊び始めます。

最近購入したランドゴルフも人気で、公民館前の広場で大人が子どもたちに教えています。

市社会福祉協議会のチカラ

- ・地域福祉コーディネーター（養成研修会開催・活動支援）

地域での人、活動、情報のつなぎ役であり、地区社会福祉協議会活動の推進役としても期待される「地域福祉コーディネーター」を養成するとともに、養成研修後の地域における活動を支援する。

- ・共同募金運動

共同募金運動の推進を通して、地域福祉活動に多くの人に参加するような社会づくりに努める。

市のチカラ

市では主に次のような取組をしていきます。

- ・認知症サポーター養成講座…市民や介護従事者、民間企業等に対し、認知症に関する正しい知識を普及し、地域において認知症の人やその家族を見守るという意識の向上を図る。

サロン活動

表中のサロンは地区社会福祉協議会からの申し出を受けて、市社協が支援（立上げ時の運営費助成・開催時の保険加入など）をさせていただいている運営状況をまとめたものです。
（平成28年10月末時点）

地区名	サロン名	主な会場	参加条件	開催日程	年間開催数
新 玉	新宿フラダンス会	14 区公民館	おカケgeld	毎週火曜日	5 2
万 年	サロンしおぎる	17 区公民館	誰でも	年 1 回	1
山王網一色	山王網一色地区サロン	70 区公民館	誰でも	年 2 回	2
十 字	十字ふれあいサロン	十字公民館	誰でも	毎月最終金曜日	1 2
大 窪	大窪貯筋教室	市消防署南分署	高齢者	毎週金曜日	5 2
	囲碁将棋サロン	板橋公民館	誰でも	毎週火・毎月第3水曜日	5 2
早 川	早川貯筋教室	早川公民館	誰でも	毎週金曜日	5 2
	早川リズム会	早川公民館	誰でも	毎週月曜日	5 2
	あゆっこ	早川保育園	親 子	月 1～2 回	2
	陽だまりサロン	早川小学校	親 子	年 7 回程度	7
	はやか輪くわくサロン	早川小学校 東組公民館	誰でも 誰でも	2か月に1回（第3水曜） 2か月に1回（第3木曜）	6 6
足 柄	さんさん会	地区内公民館	会員制	月 1 回	1 2
二 川	二川地区サロン会	地区内公民館	おカケgeld	年 3～4 回	3
久 野	お茶飲み会	地区内公民館	誰でも	年 1～3 回	2
東富水	よし田ふれあいサロン	よし田自治会	高齢者	毎月第4月曜日	9
	サロン「ひがとみ」	テニスガーデン	高齢者	月 1 回（15日）	1 1
	蛭生会ふれあいサロン	蛭田住宅集会所	高齢者	月 3～4 回	2 5
	堀之内ふれあいサロン	堀之内公民館	高齢者	月 1 回（30日）	7
	サロン「お茶飲み会霞の瀬」	霞の瀬集会場	自治会員	年 6 回	6
富 水	ウォーキングサロンいずみ	市内外各所	会員制	不定期	3
	ふれあいサロン	日枝神社社務所	高齢者	月 1 回	6
桜 井	学校前ふれあいサロン	桜井プラザ	誰でも	年 1 回	1
	柳町ふれあいサロン	柳町集会所	高齢者	月 1 回 （8・9・12月を除く）	8
	弥生ふれあいサロン	浅原集会所	高齢・児童	年 3～4 回	3
	西之庭ひだまりの会	曾比公民館	誰でも	毎月第4金曜日 （8・9・12・1月を除く）	8
	中の町ふれあいサロン	尊徳記念館	高齢者	不定期	2
	西栢山ふれあいサロン	西栢山公民館	高齢者	毎月第4火曜日	8
下府中	矢作ふれあいサロン	矢作公民館	誰でも	毎月第1金曜日	1 0
	ふれあいサロン	白銀公民館	誰でも	毎月第3木曜日	1 1
	ふれあいサロン中里	中里公民館	誰でも	毎月第3水曜日	1 1
	ふれあいサロン	鴨宮公民館	誰でも	毎月第4水曜日	1 1
	ほっと下堀	下堀公民館	誰でも	毎週土曜日	4 8
豊 川	桑原清寿会	桑原公民館	おカケgeld	年 1 回	1

地区名	サロン名	主な会場	参加条件	開催日程	年間開催数
上府中	子育てひろばアイアイ	永塚公民館	未就園児	毎月第2・4火曜日	24
	ふれあいひろば	千代・高田公民館	誰でも	年6回	6
	囲碁将棋クラブ	永塚公民館	誰でも	月1回	12
	サロン	延清公民館	高齢者	年4回	4
	サロン	高田公民館	高齢者	年6回	6
	サロン	西大友公民館	高齢者	年3回	3
下曾我	ふらっと下曾我	市民集会施設	誰でも	毎月第1月曜、 第2・4木曜日	34
曾我	ふれあい会	下大井公民館	誰でも	年1回	1
国府津	ふれんどりい	国府津学習館他	高齢者	年6回	6
	まちづくりサロン	国府津学習館	高齢者	月1回	7
酒匂	ふらっとエスケイ	市民集会施設	誰でも	毎月第2・4火曜日	24
富士見	富士見ふれあいサロン	新田公民館	誰でも	毎月第3火曜日	12
橘南	長楽会倶楽部	前羽福祉館	誰でも	毎月第2・4金曜日	24
	輪い輪いサロン	前羽福祉館	高齢者	年4回	4
橘北	中村原遊話会	中村原公民館	高齢者	年6回	6
	あしたばの会	運営者宅	誰でも	年6回	6
	さくらの会	沼代公民館	誰でも	月1回	12
	サロン坂呂	坂呂公民館	高齢者	年4～5回	5
	わかば会	若葉台自治会館	誰でも	週4回	208
	たちばな百彩	中村原公民館	高齢者	月2回	24
合 計 (22地区・53運営)					930

施策3 関係機関との連携強化

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、そして行政との連携を強化し、地域の実情にあった取組を進めるとともに、福祉事業者などとも連携を図りながら、それぞれの担い手が存分に力を発揮できる仕組みをつくります。

- ◎ 行政と社会福祉協議会との連携
- ◎ 民生委員・児童委員活動への支援
- ◎ 福祉事業者との連携

ケアタウン構想における取組の方向性

団体間の連携促進、人材・担い手の育成

(1) 方向性に対する役割

① 住民・地域（地区社会福祉協議会など）が取り組める役割

- ・地区社会福祉協議会の取組をよく理解し、地域福祉活動に積極的に参加しましょう。

② 市社会福祉協議会の役割

- ・行政の取組と連動し、地区社会福祉協議会と社会福祉施設・地域包括支援センターや団体との連携が密になるよう支援します。
- ・地域福祉活動を進める上でのキーパーソンである地区社会福祉協議会会長、自治会長、民生委員・児童委員などとの連携を深め、それぞれの役割を明確にするよう支援します。

③ 市の役割

- ・市社会福祉協議会との連携を強め、さらなる地域福祉の推進を図ります。
- ・地域福祉活動の点検・評価を実施するなど、市社会福祉協議会の機能強化を図ります。
- ・民生委員・児童委員の活動を支援するため、各種研修の充実を図ります。
- ・民生委員児童委員協議会を設置・運営し、より充実した地域福祉活動の推進を図ります。
- ・市民や地域、福祉事業者、行政など地域福祉の担い手が、役割と責任を分かち合い、協力し合いながら存分に力を発揮できる仕組みをつくります。

(2) 主な取組

市社会福祉協議会のチカラ

- ・ 地域における連携支援

ケアタウン構想や地域コミュニティの取組として、地区社会福祉協議会が主体で、地区内の関係諸団体や社会福祉施設などの連携が必要な場合、円滑に進められるよう支援する。

市のチカラ

市では主に次のような取組をしていきます。

- ・ 市社会福祉協議会助成事業…市社会福祉協議会に対し助成し、住民が一体となった社会福祉の向上を図る。
- ・ 民生委員児童委員事業…民生委員児童委員協議会に対し助成し、地域福祉の向上を図るとともに、民生委員・児童委員に対する研修会の開催し、民生委員・児童委員の活動を支援する。

基本方針 3 社会参加と自立支援の推進

施策1 自立した生活を支える環境の整備

バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいて、公共施設などの生活環境の整備に努めます。

また、高齢者や障がい者の社会参加の場や機会を増やし、誰もが参加しやすい条件や参加を支援する仕組みをつくります。さらに、プロダクティブ・エイジングの視点で、高齢者が自らの能力を発揮し、社会の活力を支える存在としていきいきと活動できるよう支援していきます。

そして、公的な支援の対象とならない生活上のちょっとした困り事を地域内の助け合いで解決する仕組みをつくります。

- ◎ 公共施設などのバリアフリー化の推進
- ◎ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- ◎ 障がい者の社会参加の促進
- ◎ 生活応援隊事業の推進
- ◎ 生活困窮者への自立支援

ケアタウン構想における取組の方向性

生活支援サービスの提供

(1) 方向性に対する役割

① 住民・地域（地区社会福祉協議会など）が取り組める役割

- ・支援を必要とする人の行動を地域で支え、日常行動や地域活動への参加が安全にできるよう配慮しましょう。
- ・地域行事などに高齢者や障がい者など支援を必要とする人が参加しやすいよう行事内容を工夫し、参加への声掛けを行いましょ。
- ・子ども会や子育てサークルと老人会などが連携し、昔遊びや昔話など高齢者が持つ経験やノウハウを地域資源として生かしましょう。
- ・筋力トレーニングや健康教室、サロン活動など、同世代の人が集う場への積極的な参加を高齢者に促しましょう。

- ・これまでの経験を通して得た能力や知恵を生かし、高齢になっても生産的な仕事や活動に関わりましょう。

② 市社会福祉協議会の役割

- ・高齢者の社会参加に向けて積極的な活動展開をしている小田原創友クラブ（市老人クラブ連合会）事業の運営を支援します。
- ・高齢者の社会参加の場としても重要な世代間交流事業を支援します。
- ・高齢者の生きがい活動支援などの観点から、身近な公民館などに集い、社会参加の場とするサロン活動を支援します。
- ・日常生活で何らかの支援を必要とする方々を、地域住民が支える「生活応援隊」の取組を地区社会福祉協議会とともに推進します。また、高齢者自身が身に付けた技術を支援が必要な人のために活用する場として同活動を推進します。
- ・障がいのある子ども達をはじめ、誰もが健やかに成長できる地域づくりが目的の「遊びのひろば」について、家族やボランティアの交流の場となることを目指して開催します。
- ・障がい者のコミュニケーションを支援するための技術を有するボランティアを養成するとともに、その活動を支援します。
- ・生活応援隊活動の推進役としても重要な「地域福祉コーディネーター」を養成するとともに、その活動を支援します。
- ・生活困窮世帯に対する資金貸付事業について、関係機関と連携のうえ適正に運営します。
- ・緊急的に支援が必要な生活困窮者・世帯に対し、年末たすけあい義援金を財源に食糧物資等を援助します。

③ 市の役割

- ・道路や公園をはじめ各種公共施設のバリアフリー化を点検し、施設の改善に努めます。
- ・各種情報やサービス、その前提となる意識についてのユニバーサルデザインを進めます。
- ・プロダクティブエイジングの視点で高齢者の社会参加に向けた主体的な活動を促進します。
- ・高齢者の外出を支援し、多様な活動を促すとともに、活動ができる場や関連情報の提供を図ります。
- ・高齢者が就業の機会を確保することを支援します。
- ・高齢者団体の健康づくりや技能訓練、学習や趣味、レクリエーション活動の場

を提供します。

- ・障がい者関係団体と連携して各種イベントなどを開催します。
- ・手話通訳者を派遣するなど、障がい者のコミュニケーションを支援します。
- ・地域活動支援センターを通じて、創作的活動などの機会の提供や社会との交流の促進を図ります。
- ・地域福祉の新たな担い手を掘り起こし、高齢者や障がい者などの身近な生活課題の解決に向けた取組を進めます。
- ・生活困窮者の自立支援に向けた必要な社会資源の活用や社会参加の場づくりの取組を進めます。

(2) 主な取組

地域の子カラ

創友クラブ（老人クラブ）の活動（片浦地区）

創友クラブ（老人クラブ）は、長寿社会を見すえて、会員の知識や経験を地域社会に活かすことを目標とし、健康管理の実践、地域づくりへの貢献、三世代交流への参加を続けています。

写真の片浦地区でもお茶飲み会を開催し、会員さん同士、和気あいあいとしたひと時を過ごしていました。



地域の子カラ

—生活応援隊—

地域福祉コーディネーター会が運営（足柄地区社会福祉協議会）

ゴミ出しなど、ちょっとしたことができなくて、それが生活するうえでの大きな負担になっている人に対して、同じ地域住民が支援する「生活応援隊」については、平成27年度末時点で5地区が取り組んでいます。



足柄地区では、地域福祉コーディネーターを各自治会から1名以上選任し、それらの人で組織する「スマイルの会」を立ち上げ、同会が生活応援隊実施に向けての準備から、開始後の運営を担っています。

毎月の定例会をはじめ、生活応援隊の担い手であるサポーターを対象とした交流会も実施しています。

市社会福祉協議会のチカラ

- ・障がい児者余暇活動支援事業

障がいのある人達がその家族やボランティアと共に自由に遊ぶことの出来る場を提供することで、子ども達をはじめ、誰もが健やかに成長できる地域づくりに努める。

- ・福祉ボランティアスクール（技術ボランティアの養成）

障がい者のコミュニケーションを支援するために、手話、録音、点字、要約筆記などの技術を有するボランティアの養成を、ボランティアグループと共催。

- ・生活応援隊

地域における活動者の発掘やプロダクティブエイジングの視点でも有効な「生活応援隊」を地区社会福祉協議会とともに推進する。

- ・生活困窮者支援事業

緊急的に支援が必要ではあるが、現行の諸制度では対応できない生活困窮者・世帯に対し、年末たすけあい義援金を財源に食糧物資などを援助する。

市のチカラ

市では主に次のような取組をしています。

- ・アクティブシニア応援ポイント事業

…高齢者のボランティア活動の実績をポイントとして評価し、そのポイントに応じた地場産品等の商品を支給することにより、高齢者の社会参加のきっかけをつくる。

- ・障がい者スポーツ・文化活動支援事業

…スポーツ・レクリエーション事業の開催、障がい者の社会参加促進に関する活動を行っている団体への助成を行い、障がい者の社会参加を促進する。

- ・ケアタウン推進事業…市内各地区において、地域の高齢者等を対象に、介護保険制度に該当しない日常生活での些細な困りごとに対応する有償ボランティアによるサービスを提供する仕組みをつくり、地域の主体的な取組を推進する。

地域福祉コーディネーター会

「地域福祉コーディネーター」とは、特別な職種や資格を持つ人ではなく、地域で起こっている問題を解決するために、さまざまな人を結びつけながら行動する人で、これからの地区社会福祉協議会活動の新しい担い手にもなっていただける人のこと。

これが市社協の地域福祉コーディネーターに対する考え方です。

この活動を有効に進めるため、コーディネーター会を発足し、新しい地区社会福祉協議会活動に取り組む10地区の状況は次のとおりです。(平成28年10月末時点)

地区名	会の名称	発足年度	コーディネーター数	主な活動
	特徴など			
早川	早川地区地域福祉コーディネーター会	平成25年度	6人	生活応援隊の運営 サロンの運営
	登録しているボランティアと一緒に地域ごとの課題を改めて見直し、有効な活動に結びつけることを目指しています。			
足柄	あしがらスマイルの会	平成26年度	12人	生活応援隊の運営
	各自治会から1人以上がメンバーになっているので、バランスのとれた活動ができます。			
久野	ささえあい久野 ひまわりの会	平成25年度	8人	生活応援隊の運営
	「助ける人も楽しく」をモットーに「お互いに支え合う活動」の大切さを伝えていきたいです。			
東富水	地域福祉コーディネーター会「和」	平成26年度	8人	広報活動
	地区内の行事カレンダーを毎月発行・生活応援隊の運営にも積極的に携わっています。			
富水	とみず向日葵会	平成25年度	17人	広報活動
	地区内の行事カレンダーを毎月発行・保健師からの情報も掲載しています。			
下府中	下府中地区福祉コーディネーター会	平成22年度	12人	ふらっとマロニエの運営
	市内で最初にコーディネーター会を組織化しました。ふらっとマロニエは広域のサロンとして運営しています。			
下曽我	地域福祉コーディネーター会「憩」	平成28年度	13人	ふらっと下曽我の運営
	ふらっと下曽我の運営、きずなチームとの連携で、見守り活動の推進に協力しています。			
国府津	国府津地区地域福祉コーディネーター会	平成28年度	12人	サロンの運営
	国府津地区まちづくり委員会のなかで組織され、広報活動やサロンの企画・運営を行っています。			
酒匂	エスケイひだまり	平成26年度	13人	生活応援隊の運営
	酒匂・小八幡地区まちづくり委員会のなかで組織されたコーディネーター会です。			
橘南	橘南ケアタウン推進委員会	平成26年度	5人	サロンの運営
	民生委員・児童委員の経験者なので、活動も円滑に進んでいます。			

生活応援隊

社会的に何らかの支援を必要とする方々を、社協及び地域がもつ様々な資源を動員し、それぞれが補いあって有効に活用する日常生活支援活動である生活応援隊の平成27年度末時点での取組状況は次のとおりです。

特に本活動に取り組む際に実施する担い手募集も兼ねたニーズ把握調査は、下記の各地区サポーター登録数が示すとおり、新しい担い手を発掘するための有効な手段となっています。

①東富水地区社会福祉協議会（平成24年4月開始）

サポーター登録数…… 73人 依頼者数……32人 サポーター活動実績…… 739件

②早川地区社会福祉協議会（平成26年4月開始）

サポーター登録数…… 44人 依頼者数……12人 サポーター活動実績…… 29件

③久野地区社会福祉協議会（平成26年11月開始）

サポーター登録数…… 54人 依頼者数……46人 サポーター活動実績…… 325件

④酒匂地区社会福祉協議会（平成27年7月開始）

サポーター登録数……120人 依頼者数…… 8人 サポーター活動実績…… 17件

⑤足柄地区社会福祉協議会（平成27年11月開始）

サポーター登録数…… 49人 依頼者数…… 1人 サポーター活動実績…… 2件

施策2 主体的な介護予防・健康づくりの推進

「自らの健康は自らが守る」といった健康に対する意識をさらに醸成し、体力の増強・心の健康に取り組むとともに、食を通じた健康づくりにも取り組みます。さらに、病気の早期発見、早期治療に向けた予防対策に努め、市民の主体的な健康づくりを促進します。また、介護予防を充実することで、健康寿命の延伸を目指します。

- ◎ 地域ぐるみでの介護予防、健康づくりの推進
- ◎ 食育の推進
- ◎ 健康管理の促進

(1) 方向性に対する役割

① 住民・地域（地区社会福祉協議会など）が取り組める役割

- ・高齢者も気軽に参加できるよう、市民体操やラジオ体操などの軽い体操を行う場を身近なところでつくり、みんなで声を掛け合って参加しましょう。
- ・体力によって選べるウォーキングコースを地域内で設定し、マップをつくるなどして地域住民に周知しましょう。
- ・介護を必要とする状態にならないよう、日頃から健康に留意し、体力づくりに励みましょう。
- ・料理教室や栄養教室に参加したり、または、料理教室や栄養教室などを開催するなど、健康管理に関する知識を身につけましょう。
- ・食を通じて健康づくりに取り組みましょう。
- ・健康カレンダーなどを活用し、各種健康診断や健康診査などを受けるようにしましょう。
- ・「かかりつけ医」を決め、その情報を緊急時に家族や第三者が活用できるよう見つけやすい場所に備えておきましょう。
- ・健康に対する意識を醸成し、身近なところから健康づくりに取り組みましょう。

② 市社会福祉協議会の役割

- ・介護予防を目的に各地区社会福祉協議会で開催される「いきいき健康事業」を支援します。
- ・介護予防としての効果も注目されているサロン活動を支援します。

③ 市の役割

- ・小さな地域ごとに健康体操や筋力トレーニングなどに取り組み、気軽に楽しく参加できる場をつくります。
- ・地域で健康づくりに取り組むボランティアを養成し、その活動を支援します。
- ・心の健康に関する知識の普及啓発や人材育成など、自殺予防に取り組みます。
- ・望ましい食生活を送り、健康で元気に暮らし続けることができるよう、食による健康維持を支援します。
- ・保健師などによる地域での健康相談の充実を図ります。
- ・様々な年代の人が一緒に食事を摂取する機会をつくるなど食を通じたコミュニケーションを図る施策を推進します。
- ・保健師などによる地域での健康相談の充実を図ります。
- ・健康や疾病予防の啓発イベントを行います。
- ・健康カレンダーを配布するなど健康情報の周知を行います。
- ・生活習慣病の予防に向けた意識啓発や指導を行います。
- ・障がい者の歯科診療及び歯科保健指導を実施します。

(2) 主な取組

地域の子カラ

—いきいき健康事業—

転倒予防教室・音楽で脳トレ（緑・芦子地区社会福祉協議会）

介護予防を目的に、転倒予防、認知症予防、体操、レクリエーション等のさまざまなメニューに高齢者が参加する「いきいき健康事業」は、全ての地区社会福祉協議会で開催されています。

平成27年度の実績は、26地区で78回開催し、延べ参加人数は2,806名にもなっています。



【緑地区】



【芦子地区】

市社会福祉協議会のチカラ

・いきいき健康事業

高齢者の介護予防を目的に、高齢者自身が予防方法を知識として得ることができる教室を地区社会福祉協議会と共催。

市のチカラ

市では主に次のような取組をしています。

- ・地域でつくる健康づくり支援事業…市内26地区でミニミニ健康デー、体操教室、栄養教室等を開催し、地域の主体的な健康問題に関する取組を促進する。
- ・食生活改善推進員支援事業…食生活改善推進員を育成し、または研修を実施し、食生活改善を通して市民の健康増進を図る。
- ・健康相談事業…心身の健康に関する個別相談を実施し、生活改善など必要な助言・指導を行う相談事業を開催し、市民の健康保持、増進を図る。

基本方針 4 災害時における要配慮者支援体制の整備

施策 1 災害時における要配慮者への支援

地震や風水害などの災害の発生時に備え、避難等に支援を要する人に対して円滑かつ迅速な支援が行えるよう、災害時要配慮者支援マニュアルを整備し、支援を要する人の支援体制を整えていきます。

◎ 災害時における要配慮者への支援

ケアタウン構想における取組の方向性

災害時支援体制の充実

(1) 方向性に対する役割

① 住民・地域（地区社会福祉協議会など）が取り組める役割

- ・多くの地域住民が参加しての実践的な防災訓練を実施しましょう。
- ・防災用資機材の整備・点検を行い、定期的に使い方を練習しましょう。
- ・日頃からの近所付き合いを大切にし、災害時における要援護者の把握に努めましょう。
- ・災害時の備えや災害時の避難方法・場所などについて、地域で情報を共有しましょう。
- ・災害時要援護者に対する安否確認や避難誘導などについて地域で対策を考えましょう。
- ・中学生や高校生、消防団OB、防災リーダー経験者、地元企業など災害時に機動的に動ける人材の確保に努め、災害対応の仕組みをつくっておきましょう。

② 市社会福祉協議会の役割

- ・防災関連講座、研修会の開催などを通して防災意識の高揚を図り、減災に努めます。
- ・避難所で起こる様々な出来事に、どう対応していくかを考える「避難所運営ゲーム」を貸出し、多くの人に体験してもらうことにより、防災意識の高揚を図ります。
- ・市社会福祉協議会としての災害時対応マニュアルについて、小田原市と連携し

ながら整備するとともに、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルについても、引き続き小田原市などに見直し作業をしていきます。

③ 市の役割

- ・ 防災意識の高揚を図ります。
- ・ 災害時における避難行動要支援者を交えた防災訓練を実施します。
- ・ 災害時における要支援者の所在マップを適時更新し、地域防災関係者との情報共有を図ります。
- ・ 小田原市災害時要配慮者支援マニュアルの随時見直しを図ります。

(2) 主な取組

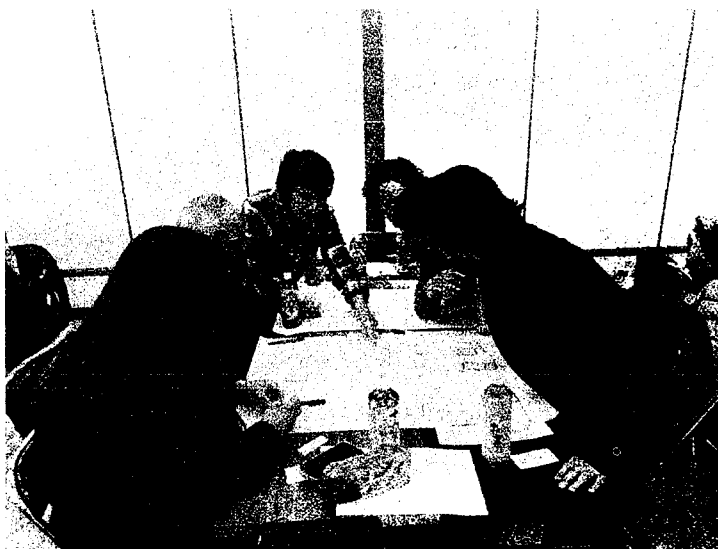
地域の子カラ

—きずなチーム活動—

在宅福祉サービスチーム研修会（早川地区社会福祉協議会）

早川地区で見守り活動を展開している在宅福祉サービスチームでは、チーム員だけではなく、早川小学校、保育園、地域包括支援センターの各関係者からの参加も得て、避難所運営ゲームを体験しました。

平常時に多職種の人達が同じグループで検討することによって、災害時の連携強化にもつながっていきます。



市社会福祉協議会のチカラ

- ・避難所運営ゲーム（HUG）の貸出し
さまざまな立場の人達が同じテーブルで考えることで、より有意義になる避難所運営ゲーム（HUG）の貸出しを通して、地域で減災について考える機会とする。
- ・関連マニュアルの整備
「災害時対応マニュアル」の整備及び「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の見直し作業を継続する。

市のチカラ

市では主に次のような取組をしていきます。

- ・住民防災等訓練事業…いっせい防災訓練において、避難行動要支援者を交えた避難訓練の実施し、防災意識の高揚を図る。
- ・避難行動要支援者所在マップ…避難行動要支援者の所在をシステム管理し、随時更新するとともに、民生委員に提供し、災害時に迅速な避難ができるよう備える。

第5章 計画の推進

1 地域の実情に応じた計画の推進

計画に掲げられている各取組内容は、全市的に取り組むべき内容もありますが、地域によっては取り組む必要のない内容や計画に掲げられた方法と異なるアプローチで取り組むことができる内容もあります。このような取組についてまで全市画一的に推進することは、かえって、その地域に負担をかけ、地域福祉の担い手離れを招くなど弊害が生じるおそれもあります。

したがって、その地域の実情に応じ、その地域に根ざした取組を促進することにより、市全体の地域福祉の推進を図っていきます。

2 計画の推進体制

行政には、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、地域福祉を推進する関係機関や団体などと連携を図るとともに、行政内部の関係各課とも連携を図り、また、ソーシャルキャピタルの醸成を念頭におきながら、本計画が円滑に推進されるよう努めます。

また、市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。したがって、市社会福祉協議会は、本計画に掲げられている地域福祉を推進するためのさまざまな事業を地域と連携を取りながら行っています。

さらに、地域においては、ケアタウン構想に掲げられている「市民一人ひとりが地域福祉を『自分自身の問題』と捉え、主体的に行動するまち」という基本目標のもと、福祉に対する意識を高め、地域の活動に積極的かつ主体的に参加することが必要となります。

3 計画の進行管理

本計画における市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の取組内容の進行・達成状況について随時把握し、それらの内容を適宜公表することにより、本計画の円滑な推進に取り組みます。

第 2 期おだわら障がい者基本計画（素案）について

1 計画策定の趣旨

第 2 期おだわら障がい者基本計画（以下「本計画」という）は、障害者基本法第 11 条第 3 項により策定が義務付けられた「市町村障害者計画」であるとともに、本市の総合計画である「おだわら TRY プラン（第 5 次小田原市総合計画）」及び本市の地域福祉を総合的に推進するための「小田原市地域福祉計画」の個別計画として位置付けられている。

2 計画期間

平成 29 年度から平成 34 年度までの 6 年間

3 基本理念と目標

○基本理念

地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままで普通に暮らすという社会を実現するために、第 1 期計画に引き続き、第 2 期計画においても、「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念とする。

○基本目標

本計画の基本理念と障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととする。

- 豊かな暮らしの基礎づくり [日常生活の支援]
- 生きがいのある暮らしづくり [社会参加の支援]
- バリアフリーと権利擁護のまちづくり [社会環境の整備]
- 個性と可能性を伸ばす支援づくり [療育環境の整備]

4 第 2 期計画の特徴

- (1) 基本目標を整理した上、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ「バリアフリーと権利擁護のまちづくり」と設定
- (2) 基本目標に「個性と可能性を伸ばす支援づくり」を新たに追加

5 施策の分野と取組

施策の分野	取組
権利擁護と差別解消	○啓発活動の充実 ○相談支援の充実 ○権利擁護の充実

施策の分野	取組
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者本位の生活支援体制の整備 ○在宅福祉サービスの充実 ○住まいの確保 ○経済的な支援 ○スポーツ・文化活動の支援 ○自立活動の支援 ○ボランティア活動の活性化
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、建築物等のバリアフリー化 ○公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化 ○防災、防犯対策の推進
教育・療育	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施 ○継続性のある支援体制の整備 ○障がい児保育・教育の充実
雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用に関する理解の啓発 ○就労相談、就労支援体制の整備 ○就労の場の拡大
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの原因となる疾病等の予防 ○障がいに対する保健、医療サービスの充実 ○精神保健・医療施策の推進
情報・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ○情報バリアフリー化の推進 ○情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

6 今後のスケジュール

平成28年

12月 パブリックコメント実施（12月15日～平成29年1月13日）

平成29年

2月 第5回おだわら障がい者基本計画策定検討委員会開催

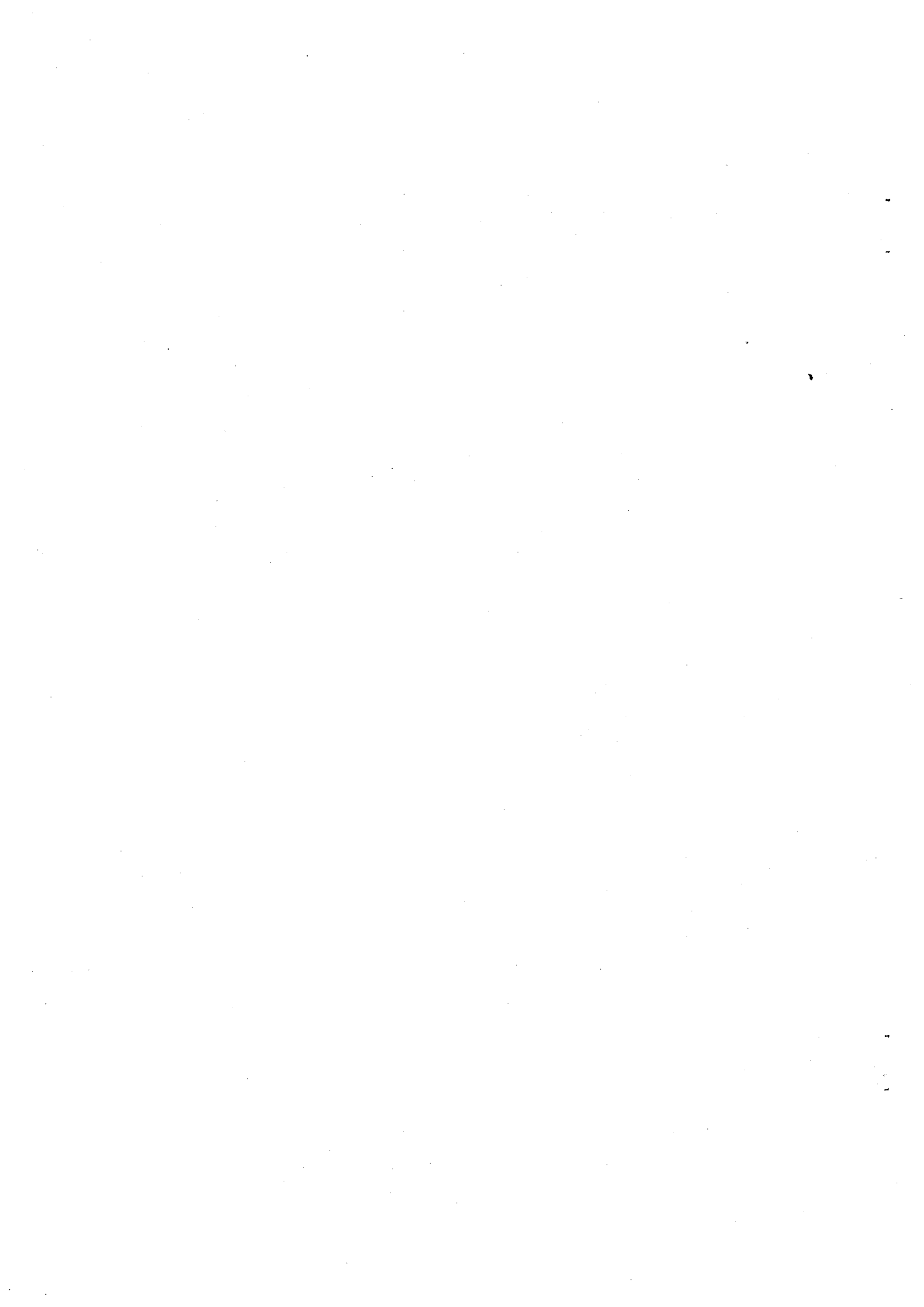
3月 策定

第2期おだわら障がい者基本計画（素案）

計画期間：平成29年度～平成34年度

平成28年11月

小田原市



第2期 おだわら障がい者基本計画 目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	1
2	計画の概要	3

第2節 小田原市の障がい者数の状況等

1	小田原市の人口の推移	4
2	障がい者数の状況について	5
3	身体障がい者の現状	7
4	知的障がい者の現状	8
5	精神障がい者の現状	8

第3節 基本理念・基本目標と施策の体系図

1	基本理念	10
2	基本目標	11
3	施策の体系図	12

第4節 計画の推進

1	計画の推進体制	13
2	計画の進捗状況の点検及び評価	13

第2章 施策の展開

施策の詳細体系図	15
----------	----

第1節 権利擁護と差別解消

1	啓発活動の充実	22
2	相談支援の充実	27
3	権利擁護の充実	29

第2節 生活支援

1	利用者本位の生活支援体制の整備	32
2	在宅福祉サービスの充実	34
3	住まいの確保	38
4	経済的な支援	40
5	スポーツ・文化活動の支援	46
6	自立活動の支援	49
7	ボランティア活動の活性化	51

第3節	生活環境	
1	道路、建築物等のバリアフリー化	53
2	公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化	55
3	防災、防犯対策の推進	57
第4節	教育・療育	
1	早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施	60
2	継続性のある支援体制の整備	65
3	障がい児保育・教育の充実	68
第5節	雇用・就労	
1	障がい者雇用に関する理解の啓発	72
2	就労相談、就労支援体制の整備	74
3	就労の場の拡大	76
第6節	保健・医療	
1	障がいの原因となる疾病等の予防	78
2	障がいに対する保健、医療サービスの充実	82
3	精神保健・医療施策の推進	84
第7節	情報・コミュニケーション	
1	情報バリアフリー化の推進	87
2	情報提供・コミュニケーション支援体制の充実	89

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 小田原市の障がい者数の状況等

第3節 基本理念・基本目標と施策の体系図

第4節 計画の推進

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

本市の障がい者福祉についての計画に関しては、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、障がいのある人もない人も住み慣れた地域や家庭で安心して生き生きと暮らせるようノーマライゼーションを理念とした「小田原市障害者計画」を平成12年度から平成16年度までを計画期間として策定しました。

その後、計画期間の満了に伴い、ノーマライゼーションの理念を継承した「第2期小田原市障害者福祉計画」を平成17年度から平成22年度までを計画期間として策定しました。

障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「小田原市障がい福祉計画」を、平成18年度から3年ごとに策定しています。

また、平成21年度には、障がい者だけでなく、高齢者や子育て家庭など、地域において支援を必要とする方々を、制度的な枠組みを超え、市民、事業者、行政が協力して互いに支え合う社会を目指して、「いのちを大切にする ケアタウンおだわら」を基本理念とする「小田原市ケアタウン構想」を策定しました。

平成22年度には、これまでの障がい福祉制度の変革などを踏まえながらもノーマライゼーションの理念を継承した「おだわら障がい者基本計画」を平成23年度から平成28年度までを計画期間として策定しました。

県は、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする「かながわ障害者計画」を策定しています。この計画では、すべての県民を対象に「ひとりひとりを大切にすること」を基本理念として、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、

障がい者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、県が取り組むべき施策の基本的な方向を定めています。

国においては、平成23年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者などが盛り込まれました。

さらに平成24年には、障がい者への虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組などを定めた障害者虐待防止法が施行され、平成25年には、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めた障害者差別解消法が制定され、障害者権利条約は、平成26年1月に批准されました。

その他にも障害者総合支援法や障害者優先調達推進法などが施行されるなど、障がい者施策に関係する多くの法律が制定されています。

このような中、本市では、「おだわら障がい者基本計画」を改訂し、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会を目指し「第2期おだわら障がい者基本計画（計画期間：平成29年度～平成34年度）」を策定するものです。

2 計画の概要

① 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項により策定が義務付けられた「市町村障害者計画」であるとともに、本市の総合計画である「おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）」及び本市の地域福祉を総合的に推進するための「小田原市地域福祉計画」の個別計画として位置付けられています。

また、国・県は、それぞれ障害者基本法第11条第1項及び第2項に基づき、「障害者基本計画」、「かながわ障害者計画」を策定していますので、本計画は

これらの計画と整合性を持ったものとなります。

なお、第3章（別冊）の「小田原市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項により策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」を本計画の個別計画として取り込んだものです。

② 計画の期間

本計画の計画期間を平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

なお、第3章（別冊）の「小田原市障がい福祉計画」は、全国的に計画期間が統一されており、計画期間は平成27年度から平成29年度までとなっています。

本計画期間中に「小田原市障がい福祉計画」を順次改定する必要がありますが、本計画の中の第3章（別冊）のみを改定します。

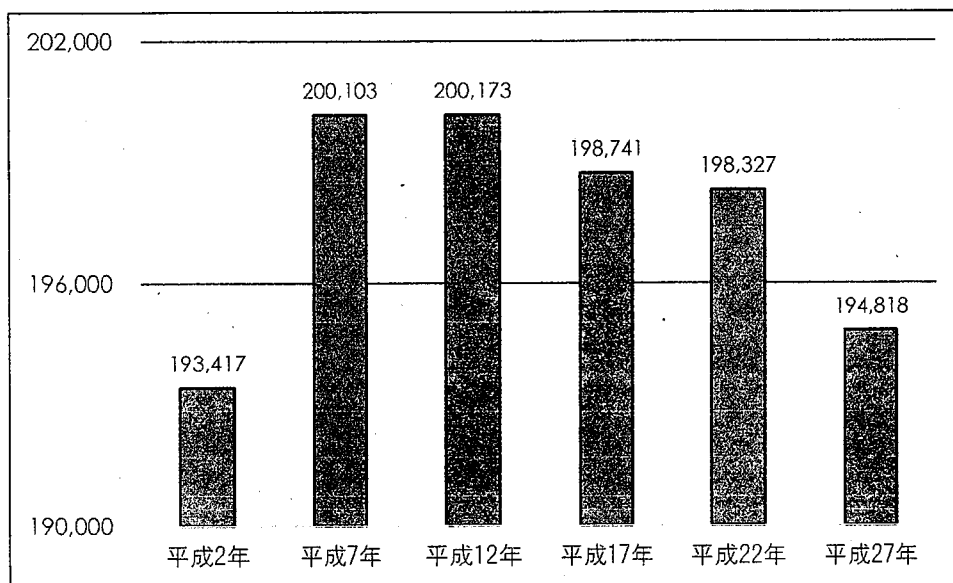
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」 平成23～34年度											
小田原市地域福祉計画 平成24～28年度						次期小田原市地域福祉計画 平成29～33年度					
おだわら障がい者基本計画 平成23～28年度						第2期おだわら障がい者基本計画 平成29～34年度					
第3期小田原市障害福祉計画 平成24～26年度				第4期小田原市障がい福祉計画 平成27～29年度				第5期小田原市障がい福祉計画 平成30～32年度			

第2節 小田原市の障がい者数の状況等

1 小田原市の人口の推移

本市が市政を施行した昭和15年12月の人口は、54,699人でした。その後、周辺の市町との合併、高度経済成長期などを経て、人口は増加を続け、平成7年の国勢調査では20万人に達しました。その後も増加傾向にありましたが、平成11年の200,587人をピークに減少に転じ、以降は緩やかな減少傾向を示しています。

本市の人口の推移（国勢調査結果から）



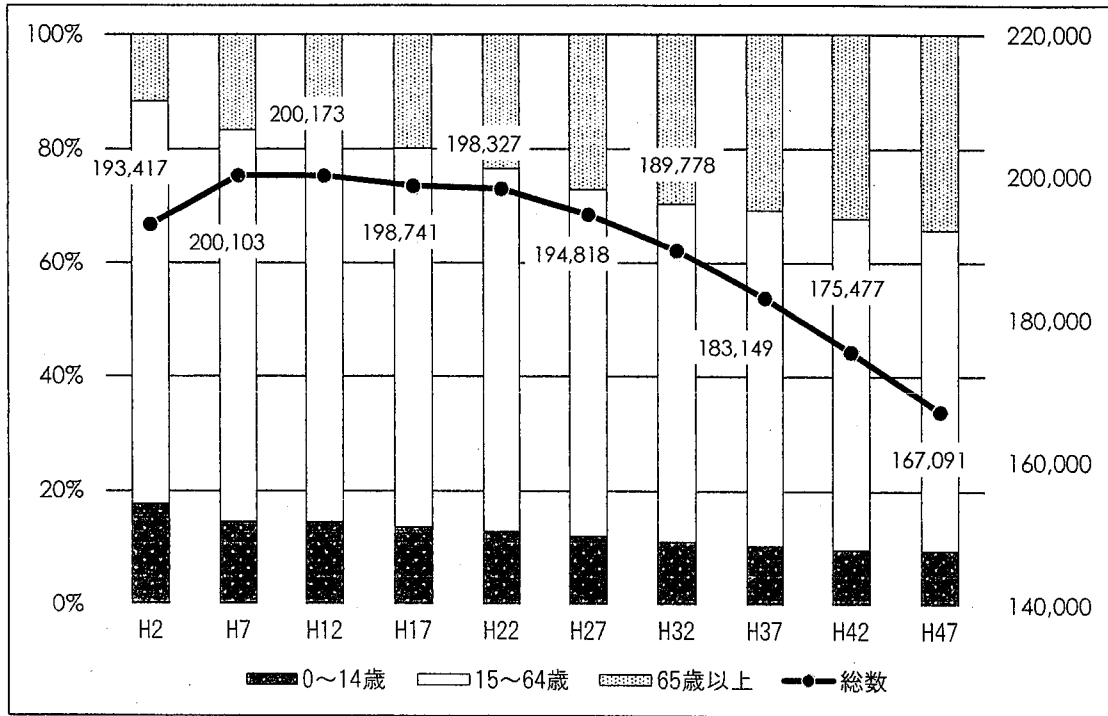
国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した人口推計では、本市の将来人口は、平成32年には189,778人、平成37年には183,149人となっています。

また、本市の人口構成を国勢調査の数値をもとに見てみると、年少人口（0～14歳）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が急速に増加していることが分かります。また、生産年齢人口（15～64歳）の比率も減少傾向にあることから、この傾向が続くとすれば、人口減少、少子高齢化はさらに進行する

と思われます。

本市の人口（推計）と年齢構成別人口比の推移

（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所公表資料から）



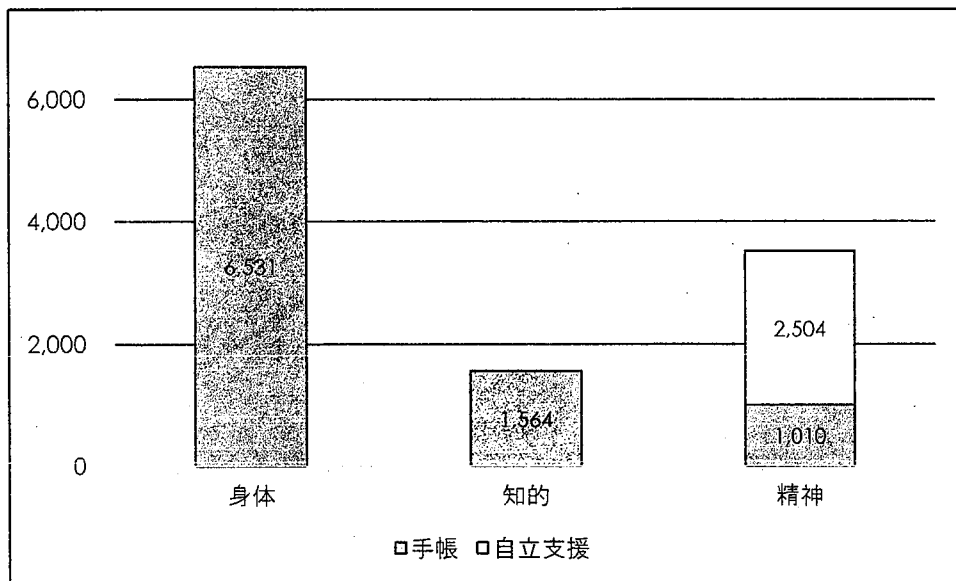
2 障がい者数の状況について

平成28年4月現在の本市の障がい者数は、9,105人（本市の総人口の約4.7%）で、この内訳は、身体障がい者（身体障害者手帳交付者数）が6,531人、知的障がい者（療育手帳交付者数）が1,564人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）が1,010人となっています。（重複障がいは、それぞれの障がいに含む。）また、精神障がい者に関しては、2,504人が自立支援医療（精神通院医療）を受給しており、これを含めた精神障がい者は、3,514人となっています。

なお、神奈川県内の状況をみると、県内の障がい者数は、374,237人（県の総人口の約4.1%）で、この内訳は身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）が261,835人、知的障がい者（知的障害児者把握数）が56,010人、

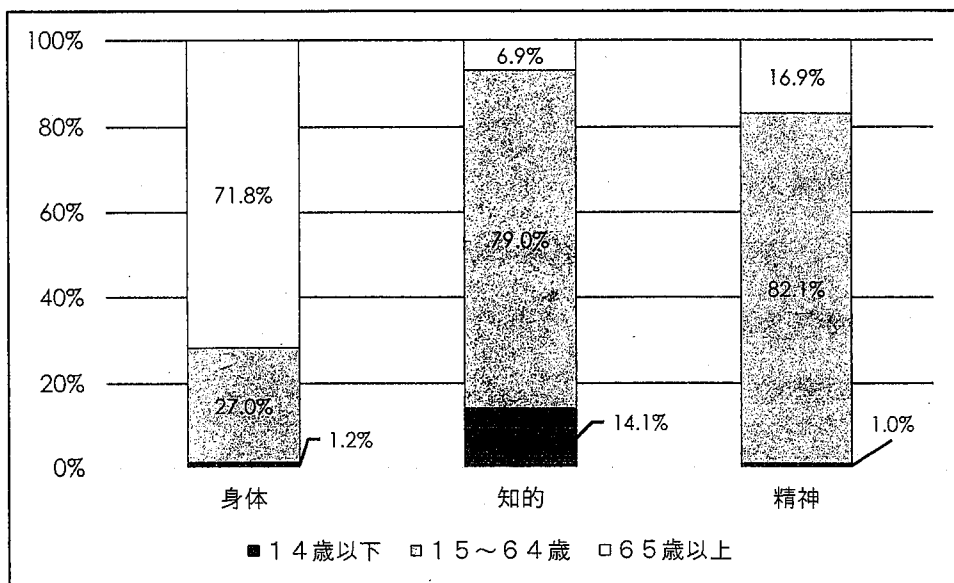
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）が56,392人となっています。（各数値は、かながわ障害計画（平成26年3月））

平成28年4月現在の小田原市障がい者数（市障がい福祉課資料）



障がい種別ごとに年齢構成を比較すると、身体障がい者の約72%が65歳以上の高齢者となっており、若年から身体障害者手帳を取得した方が高齢化しているほか、新たに65歳以上になってから、身体障害者手帳の対象となる方などが増加してきており、今後も高齢化の傾向は続くと推測されます。

障がい種別ごとの年齢構成の割合（市障がい福祉課資料）



知的障がい者については、ほかの障がいに比べると、14歳以下の年少人口が多く、65歳以上の高齢者人口が少ないという状況になっています。

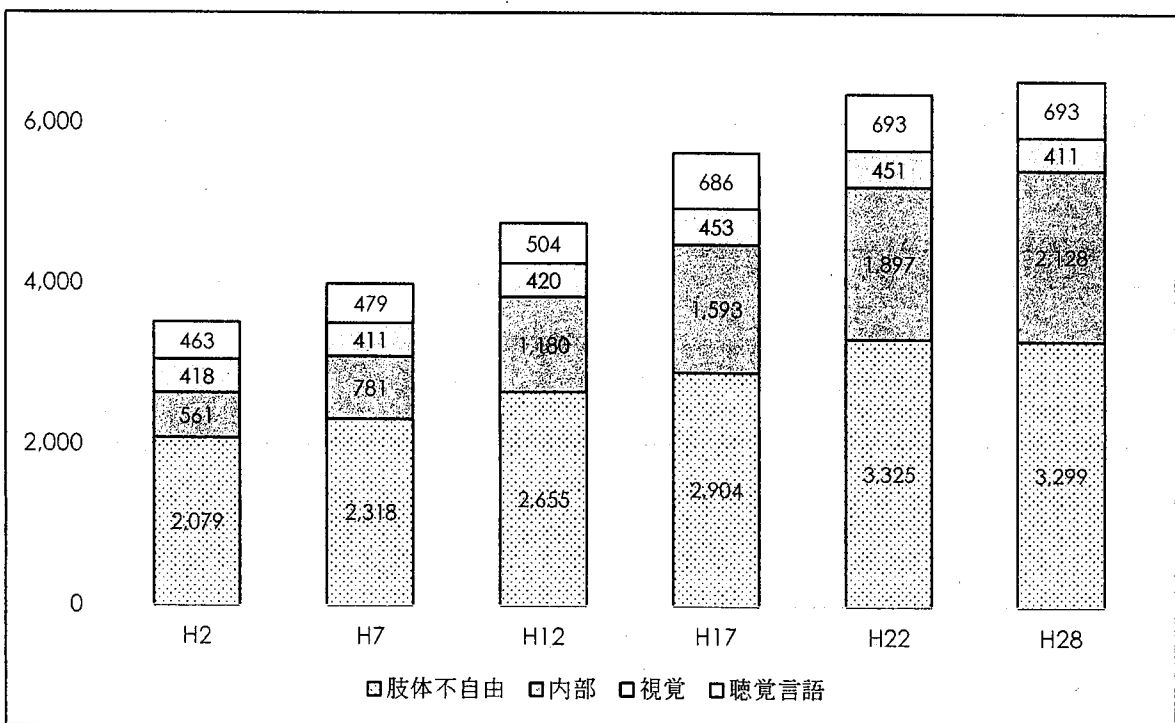
精神障がい者については、約82%が15歳から65歳までの生産年齢層となっており、厳しい競争によるストレスなど様々な社会環境が影響していると考えられます。

3 身体障がい者の現状

平成28年4月現在の身体障がい者（身体障害者手帳交付者数）は6,531人で、障がい部位ごとでは、肢体不自由が3,299人、内部障がい者が2,128人、視覚障がい者が411人、聴覚・言語障がい者が693人となっています。

平成2年度と平成28年度を比べると、全体で約1.9倍になっており、特に内部障がいは約3.8倍と大きく伸びています。内部障がいのうちでは、心臓機能障がいと腎臓機能障がいで合わせて約75%と多くを占めています。

身体障害者手帳所持者の推移（市障がい福祉課資料）

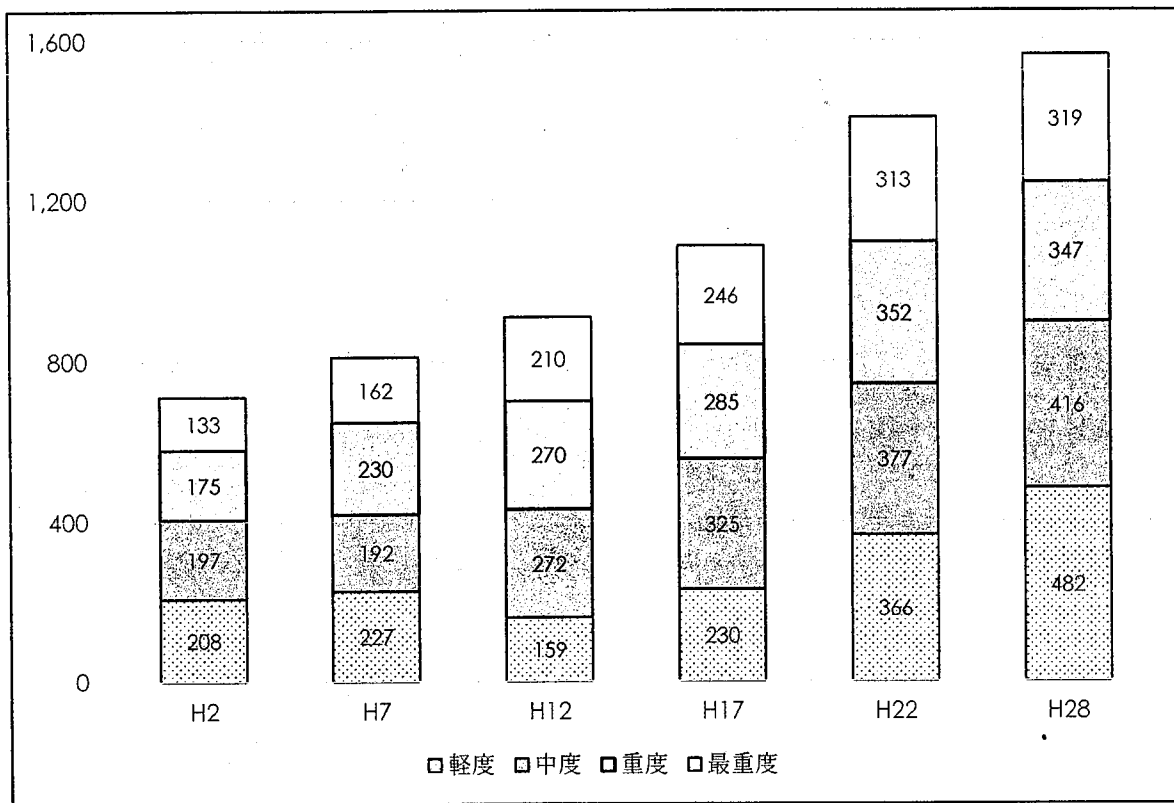


4 知的障がい者の現状

平成28年4月現在の知的障がい者（療育手帳交付者数）は、1,564人となっています。障がいの程度別に見ると、最重度の方が319人、重度の方が347人、中度の方が416人、軽度の方が482人となっています。

次の図にあるように、知的障がい者の方も増加傾向にあります。

療育手帳所持者の推移（市障がい福祉課資料）



5 精神障がい者の現状

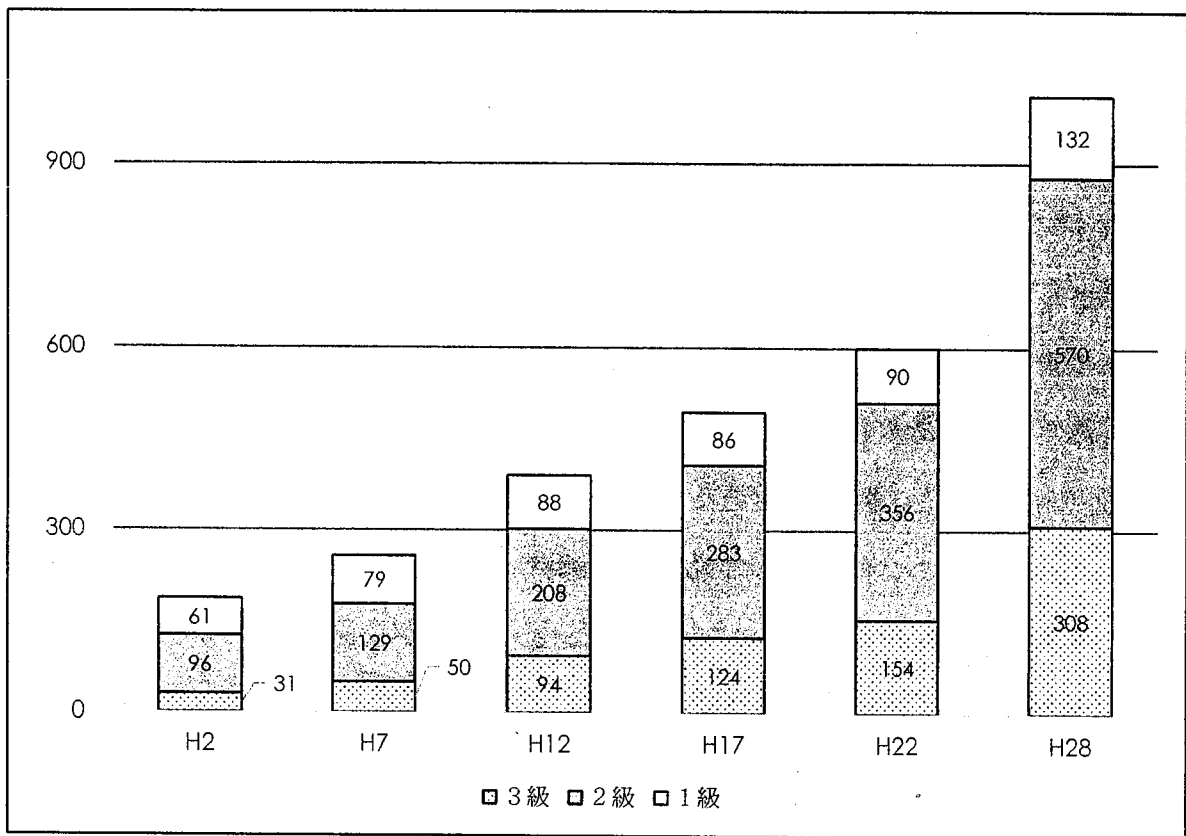
平成28年4月現在の精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）は、1,010人となっています。

障がいの等級別に見ると、1級が132人、2級が570人、3級が308人となっています。

前回の計画の統計時点である平成22年度と平成28年度の手帳交付者数を比較すると約1.7倍と大きく増加しています。

また、精神障がいに対する支援施策として、通院に掛かる医療費を助成する自立支援医療（精神通院医療）がありますが、前回の計画の統計時点である平成22年度の受給者数（1,766人）と平成28年度の受給者数（2,504人）を比較すると約1.4倍となっており、今後も増加傾向が見込まれます。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（市障がい福祉課資料）



1 基本理念

「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」

「ケアタウン」とは、市民一人ひとりが、ともに支え合い、助け合いながら、安心して暮らせるまちのことです。

障がいのある人もない人も共に生きる社会こそ、あたりまえの社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方は、社会全体の認識になっているのは明らかですが、依然として、障がい者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）があります。ノーマライゼーションの背景には、心身に障がいを抱えている人たちの「ただ普通でありたい」という願いがあります。健常者には、何でもなく感じる障壁（バリア）も、障がいがある人にとっては超えられない壁になることがあります。社会としても、個人としても、まず障壁（バリア）を解消する手段を考えるように意識が働くことが、ノーマライゼーション理念が意図する方向です。

地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らすという社会を実現するために、第1期計画に引き続き、第2期計画においても、「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念とします。

2 基本目標

基本理念を達成するために、次の4つの基本目標を定め、取り組んでいきます。

・豊かな暮らしの基礎づくり [日常生活の支援]

障がい者が自分にあった生活を送ることができるように、さらには障がい者の自立を支援するため、福祉や医療等のサービスの充実を図ります。

また、サービスに関する情報を容易に得ることができるようにするとともに、その利用等についての相談も気軽に受けられるよう、相談支援体制等の充実を図ります。

・生きがいのある暮らしづくり [社会参加の支援]

障がい者が地域社会の一員として暮らしていくため、地域住民の支え合いの気持ちを育み、ボランティア活動の促進に努めます。

また、障がい者が生きがいを持って地域社会で生活できるよう、障がい者の雇用・就労の支援を続けるとともに、障がい者や障がい者団体の活動を支援するなど障がい者の社会参加の機会の充実を図ります。

・バリアフリーと権利擁護のまちづくり [社会環境の整備]

障がい者が安全に暮らせるまちであるように、道路や公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、教育の場や地域社会などにおいて、ノーマライゼーション理念や障がいの特性について啓発し、心のバリアフリーの推進を図ります。

また、障害者差別解消法の理念に基づき、障がい者への不当な差別的の取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組めます。

・個性と可能性を伸ばす支援づくり [療育環境の整備]

発達の遅れや障がいがある児を、早い段階から継続的な支援を実施していくよう療育に取り組めます。また、医療的ケアを必要とする児に適切な支援を図ります。

3 施策の体系図

基本理念	基本目標	施策分野と取組
<p>誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個性と可能性を伸ばす支援づくり 「療育環境の整備」 ・バリアフリーと権利擁護のまちづくり 「社会環境の整備」 ・生きがいのある暮らしづくり 「社会参加の支援」 ・豊かな暮らしの基礎づくり 「日常生活の支援」 	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護と差別解消 <ol style="list-style-type: none"> 1 啓発活動の充実 2 相談支援の充実 3 権利擁護の充実 2 生活支援 <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者本位の生活支援体制の整備 2 在宅福祉サービスの充実 3 住まいの確保 4 経済的な支援 5 スポーツ・文化活動の支援 6 自立活動の支援 7 ボランティア活動の活性化 3 生活環境 <ol style="list-style-type: none"> 1 道路、建築物等のバリアフリー化 2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化 3 防災、防犯対策の推進 4 教育・療育 <ol style="list-style-type: none"> 1 早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施 2 継続性のある支援体制の整備 3 障がい児保育・教育の充実 5 雇用・就労 <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者雇用に関する理解の啓発 2 就労相談、就労支援体制の整備 3 就労の場の拡大 6 保健・医療 <ol style="list-style-type: none"> 1 障がいの原因となる疾病等の予防 2 障がいに対する保健、医療サービスの充実 3 精神保健・医療施策の推進 7 情報コミュニケーション <ol style="list-style-type: none"> 1 情報バリアフリー化の推進 2 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

第4節 計画の推進

1 計画の推進体制

この計画は、障がい者の生活全般を対象としたものですので、その取り組む分野は、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。また、この計画の基本理念を達成するためには、ケアタウン構想や地域福祉計画と連携して取り組んでいく必要があります。

このため、この計画の推進にあたっては、福祉健康部が中心となり、地域、市社会福祉協議会、障がい者関係団体、事業者、地域障害者自立支援協議会、国・県など、多くの関係機関等との連携や協力を図りながら、全庁的な体制で取り組んでいきます。

2 計画の進捗状況の点検及び評価

第2期おだわら障がい者基本計画の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて障がい福祉課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

第2章 施策の展開

施策の詳細体系図

第1節 権利擁護と差別解消

第2節 生活支援

第3節 生活環境

第4節 教育・療育

第5節 雇用・就労

第6節 保健・医療

第7節 情報・コミュニケーション

施策の詳細体系図

分野	取組	個別の取組
1 権利擁護と差別解消	1 啓発活動の 充実	001 障害者週間を中心とする啓発活動 002 福祉活動の啓発事業の実施 003 きらめき出前講座の実施 004 自立更生障がい者・援助功労者表彰の実施 005 障がい者への理解を深める啓発教育活動の推進 006 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施 007 心のバリアフリー啓発活動への支援 008 地域ミーティング事業の実施 009 ノーマライゼーション理念普及啓発事業の実施 010 人権に関する意識啓発の推進 011 「小田原市人権施策推進懇談会」の設置 012 障害者差別解消法の周知と取組 *** 福祉施設一日体験学習事業（小田原市社会福祉協議会）
	2 相談支援の 充実	013 小田原市・足柄下郡 3 町地域障害者自立支援協議会の運営 014 障がい者総合相談支援センターの充実 015 地域包括支援センターと障がい者総合相談支援センター等との連携の推進
	3 権利擁護の 充実	016 成年後見制度利用支援事業の実施 017 障がい者虐待防止体制の整備と周知 再掲 障害者差別解消法の周知と取組（012） 再掲 障がい者総合相談支援センターの充実（014） *** 法人後見事業の実施（小田原市社会福祉協議会） *** 日常生活自立支援事業（小田原市社会福祉協議会）

分野	取組	個別の取組
2 生活支援	1 利用者本位の生活支援体制の整備	018 障害支援区分認定等審査会の設置 019 障がい者のための手引の作成・配布 再掲 障がい者総合相談支援センターの充実 (014)
	2 在宅福祉サービスの充実	020 障害福祉サービス費の給付 021 補装具費の給付 022 重度障がい者訪問入浴サービス費の給付 023 移動支援サービス費の給付 024 日中一時支援サービス費の給付 025 日常生活用具費の給付 026 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付 027 障がい者食の自立支援事業の実施 028 重度障がい者緊急通報システム事業の実施 029 障がい者地域活動支援センターの運営支援 030 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の実施 031 施設入所者等の地域生活への移行支援 032 在宅介護・介助する家族への相談支援の検討
	3 住まいの確保	033 重度障がい者住宅設備改良費の助成 034 グループホームの設置促進 035 身体障がい者・精神障がい者のグループホームの確保 036 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の検討 037 市営住宅のバリアフリー化の検討
	4 経済的な支援	038 市心身障害児福祉手当の支給 039 特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給 040 外国籍等高齢者・障がい者に対する福祉給付金の支給 041 障がい者施設等への通所交通費の助成 042 タクシー運賃の助成 043 障がい者の自動車運転免許取得費の助成 044 身体障がい者の自動車改造費の助成 045 障がい者就職支度金の支給 046 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

4 経済的な支援

- 047 重度障がい者医療費の助成
- 048 軽自動車税の減免
- *** 障害基礎年金（国）
- *** 特別障害給付金（国）
- *** 特別児童扶養手当（国）
- *** 神奈川県在宅重度障害者等手当（神奈川県）
- *** 神奈川県心身障害者扶養共済制度（神奈川県）
- *** 生活福祉資金の貸付事業（小田原市社会福祉協議会）

5 スポーツ・文化
活動の支援

- 049 障害者スポーツ大会参加選手への支援
- 050 「県西地区みんなのつどい」の運営支援
- 051 「障がい者レクリエーション大会」の運営支援
- 052 「県西地区障害者文化事業」の運営支援
- 053 「精神保健福祉地域交流会」の運営支援
- 054 大活字本の閲覧・貸出
- 055 バリアフリー映画会の開催
- 056 郵送貸出サービスの実施

6 自立活動の
支援

- 057 知的障がい者サークル活動の育成
- 058 障がい者団体への支援
- 059 障がい者団体の活動の周知
- 再掲 心のバリアフリー啓発活動への支援（007）
- *** 精神障がい者団体への支援（小田原保健福祉事務所）

7 ボランティア活動
の活性化

- *** 市民ボランティアとの連携（小田原市社会福祉協議会）
- *** ボランティア相談・派遣事業（小田原市社会福祉協議会）
- *** 車いす介助法・視覚障がい者誘導体験事業（小田原市社会福祉協議会）
- *** 福祉ボランティアスクール事業（小田原市社会福祉協議会）
- *** 地区ボランティアクラブリーダー研修会の実施（小田原市社会福祉協議会）

分野	取組	個別の取組
3 生活環境	1 道路、建築物等のバリアフリー化	060 障がい者にやさしいまちづくりのための指導助言 061 障がい者や高齢者に配慮した街路の築造 062 セーフティロードの整備 063 市施設のバリアフリー化の推進
	2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化	064 公共交通に関するバリアフリー化の推進に向けた取組 065 放置自転車への対策 066 視覚障がい者用信号機等の設置促進
	3 防災、防犯対策の推進	067 避難行動要支援者マップの活用 068 災害時要配慮者用資機材の整備 069 災害時避難所の在り方の検討 070 119 番ファクシミリ通報の運用 071 メール 119 番の運用 072 防災訓練への障がい者の参加促進 073 災害・防犯等情報のメール配信

分野	取組	個別の取組
4 教育・療育	1 早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施	074 乳幼児事後検診の実施 075 1歳6か月児健康診査フォロー教室の実施 076 3歳児健康診査フォロー教室の実施 077 妊産婦訪問指導の実施 078 乳幼児訪問指導の実施 079 未熟児訪問の実施 080 乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業） 081 早期発達支援体制の整備 082 障害児通所給付費の給付 083 保育所等訪問支援事業の実施 084 医療的ケアを必要とする障がい児の支援 085 障害児通園施設「つくしんぼ教室」の運営

4 教育・療育	2 継続性のある支援体制の整備	<p>086 就学支援委員会の設置</p> <p>087 継続性のある相談支援体制の整備</p> <p>*** 在宅重症心身障がい児者訪問等指導の実施（小田原児童相談所）</p> <p>*** 在宅進行性筋萎縮症児者居宅訪問検診の実施（小田原児童相談所）</p> <p>*** 巡回更生相談の実施（神奈川県総合療育相談センター）</p> <p>*** 巡回リハビリテーション事業（神奈川県総合療育相談センター）</p>
	3 障がい児保育・教育の充実	<p>088 保育所における障がい児保育の実施</p> <p>089 幼稚園における障がい児の受入れ体制の確保</p> <p>090 市特別支援教育推進協議会の設置</p> <p>091 特別支援学級担任者等研修会の実施</p> <p>092 特別支援学級児童・生徒宿泊学習の実施</p> <p>093 個別支援員研修会の実施</p> <p>094 特別支援学級の設置</p> <p>095 ことばの教室の実施</p> <p>096 特別支援教育相談室の設置</p> <p>097 情緒障がい通級指導教室の実施</p>

分野	取組	個別の取組
5 雇用・就労	1 障がい者雇用に関する理解の啓発	<p>098 障がい者雇用の啓発</p> <p>099 障がい者施設で製造した食品等の販売促進</p> <p>再掲 心のバリアフリー啓発活動への支援（007）</p>
	2 就労相談、就労支援体制の整備	<p>100 障害者就業・生活支援センター運営の支援</p> <p>101 職場体験実習生の受入れ</p> <p>*** 西湘地区障害者就職面接会の開催（小田原公共職業安定所ほか）</p> <p>再掲 障がい者地域活動支援センターの運営支援（029）</p>
	3 就労の場の拡大	<p>102 特例子会社等の設立支援</p> <p>103 アクティブシニア応援ポイント事業の実施</p> <p>104 障がい者施設からの優先調達</p> <p>105 障がい者雇用の対象拡大</p>

分野	取組	個別の取組
6 保健・医療	1 障がいの原因となる疾病等の予防	106 ママパパ学級の実施 107 不育症治療費助成事業の実施 108 妊婦健康診査の実施 109 新生児訪問指導の実施 110 乳幼児健康診査の実施 111 4か月児健康診査の実施 112 8～9か月児健康診査の実施 113 1歳6か月児健康診査の実施 114 3歳児健康診査の実施 115 妊婦歯科健康診査費助成の実施 116 特定健康診査の実施 117 長寿高齢者健康診査の実施
	2 障がいに対する保健、医療サービスの充実	118 障がい者歯科二次診療所運営事業 119 救命救急センターの運営 120 救急要請カードの活用 *** 障害者歯科一次医療担当医制度（神奈川県）
	3 精神保健・医療施策の推進	121 精神保健福祉相談・訪問指導の実施 122 ピアカウンセラー育成の検討 123 医療保護入院等への協力 124 心神喪失者医療観察制度への協力 125 自殺予防対策の推進 再掲 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施 (006) *** 精神保健福祉相談・訪問指導事業（小田原保健福祉事務所） *** 精神保健集団活動事業（小田原保健福祉事務所） *** 自立支援医療（精神通院医療）の給付事業（神奈川県）

7
情報・コミュニケーション

1 情報バリアフリー
化の推進

126 カラーバリアフリーの普及・啓発
127 障がい者や支援者向け先端技術の普及・啓発

2 情報提供・コミュニケーション支援
体制の充実

再掲 障がい者のための手引の作成・配布 (019)
128 手話通訳者の設置
129 手話通訳者・要約筆記者の派遣
130 声の広報の発行
131 点訳「広報おだわら」の発行
132 ホームページにルビ振り機能の追加
133 点字版・音訳版各種お知らせの発行
134 手話通訳者・要約筆記者の養成
135 入院時のコミュニケーション支援
136 主要観光施設の障がい者対応状況の情報提供
137 城址公園内の環境整備について

第1節 権利擁護と差別解消

1 啓発活動の充実

現状と課題

市民向けアンケート調査においては、「福祉」に「身近な問題として関心がある」と「社会的な問題として関心がある」を合わせた回答が92%あり、「ノーマライゼーション理念」に「大いに賛同する」「ある程度賛同する」「賛同する」を合わせた回答が89.9%ありましたが、障害者差別解消法の認知度は、37.4%でした。このように概念や制度としてノーマライゼーション理念は普及していますが、具体的な理解が進んでいないものと思われます。

障がい者が地域で暮らしていくためには、障がいのある人も住み慣れた地域で、安心して生き生きと生活できるよう、市民一人ひとりが、真に「ノーマライゼーション理念」を理解し、障がいの特性等、障がい者に対する理解を深めることが必要です。

そして、行政やサービス提供事業所など特定の人たちだけでなく、地域全体で障がい者や高齢者の生活を支え合う地域福祉の推進が求められています。

障がい者に対する理解を深める手段として、講演会や地域ミーティング、障がい者施設での防災訓練やお祭りなどを通じた地域住民との交流活動等が行われています。また、学校などにおいても、障がいや障がい者についての理解を深めるための教育が実施されています。

取組の方向

障がいや障がい者についての理解を深め、ノーマライゼーション理念の普及を図るために、広報やホームページなど様々なメディアを活用し啓発活動を行うとともに諸団体の啓発活動を支援します。

また、啓発活動への障がい者の参画を進めます。

個別の取組

001 障害者週間を中心とする啓発活動

概要	障がい者に対する理解と認識を深めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」を中心に重点的な啓発活動を行います。
所管課	障がい福祉課

002 福祉活動の啓発事業の実施

概要	広報紙等を通じ、市民の障がいについての理解と認識を深めるため、障がい福祉事業や障がい福祉施設の紹介など啓発事業を実施します。
所管課	障がい福祉課

003 きらめき出前講座の実施

概要	市職員が講師として市内在住・在勤・在学の希望者に障がい福祉施策をはじめ、市の各種事業について説明するとともに、障がい者施設の見学を行います。
所管課	生涯学習課・障がい福祉課

004 自立更生障がい者・援助功労者表彰の実施

概要	障がいを克服し自立された障がい者と障がい者の更生に尽力された方を表彰し、障がい者の自立更生意欲を高めるとともに障がい及び障がい者についての理解を深めます。
所管課	障がい福祉課

005 障がい者への理解を深める啓発教育活動の推進

概要	すべての教育活動のなかで、障がい者に対する正しい理解と、共に生きる教育の推進を図ります。
所管課	教育指導課

006 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施

概要	精神保健福祉についての理解を深めるため、市民や団体を対象に説明します。
所管課	障がい福祉課

007 心のバリアフリー啓発活動への支援

概要	障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、障がい福祉事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。
所管課	障がい福祉課

008 地域ミーティング事業の実施

概要	自治会長や民生委員、PTA など地域のキーパーソンを対象に、地域や近隣にある障がい者施設を見学し、施設の概要や利用者の日常生活について説明を受け、施設職員や利用者との懇談する地域ミーティング事業を実施します。
所管課	障がい福祉課

009 ノーマライゼーション理念普及啓発事業の実施

概要	市民を対象に、障がいや障がい者への理解を促進するため、障がい者や家族による講演会や演奏会、障がいをモチーフにした映画の鑑賞会など様々な事業を実施します。
所管課	障がい福祉課

010 人権に関する意識啓発の推進

概要	「人権」について正しい理解と認識を深め、偏見と差別のない社会づくりを推進するため、「人権を考える講演会」等、啓発事業を行います。
所管課	人権・男女共同参画課

011 「小田原市人権施策推進懇談会」の設置

概要	小田原市人権施策推進指針に基づき、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため懇談会を設置し、本市の人権に係る施策について、意見等を伺います。
所管課	人権・男女共同参画課

012 障害者差別解消法の周知と取組

<p>概 要</p>	<p>市民に障害者差別解消法の周知を図ります。また、職員向けの対応要領を作成し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて周知徹底を図ります。</p>
<p>所管課</p>	<p>障がい福祉課、職員課、各課</p>

*** 福祉施設一日体験学習事業（小田原市社会福祉協議会）

<p>概 要</p>	<p>高齢者や障がい者に対する理解と認識を深めることを目的とし、小学生から社会人を対象に福祉施設での一日体験学習事業を実施します。</p>
<p>所管課</p>	<p>社会福祉協議会</p>

2 相談支援の充実

現状と課題

障害福祉サービスは、障がい者のニーズに合わせ多様化してきています。そのため障がい者自らが、様々なサービスの中から自分にあったサービスを選択することで、自分らしく生きることができる反面、サービスの情報提供不足や複雑化による適切な制度利用の難しさなどの面があることも否めません。

そこで、障がいのある方、その保護者、支援者等が様々な困りごと等について気軽に相談でき、かつ専門的なアドバイスを受けることのできる相談体制を維持し、公的なサービスだけでなくボランティアグループによる支援も含め、障がい者や家族等が自分で判断し、自分で決定できる十分な情報提供や支援を行う必要があります。

取組の方向

障がいのある方、その保護者、支援者等からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。また、虐待や不当な差別などの相談は、その内容に応じて関係機関と連携して取り組みます。

個別の取組

013 小田原市・足柄下郡3町地域障害者自立支援協議会の運営

概要	小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している地域障害者自立支援協議会を、相談支援事業の運営評価や障害福祉計画の進捗状況の評価、地域の関係機関のネットワーク構築を推進する中核的役割を果たす協議の場として活用していきます。
----	--

所管課	障がい福祉課
-----	--------

014 障がい者総合相談支援センターの充実

概要	<p>個別に設置していた身体、知的、精神、子どもの4つの相談機能を統合し、1カ所で複合的な相談・支援等ができるおだわら障がい者総合相談支援センターを開設し、障がい者や家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用相談、生活や健康などに関する相談など必要な支援を行います。そして、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立って相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p>
所管課	障がい福祉課

015 地域包括支援センターと障がい者総合相談支援センター等との連携の推進

概要	<p>介護保険制度における地域包括支援センターと障がい者総合相談支援センター等の協力関係を強化し、個別のケース検討会などを通じて、相談支援機能の充実を図ります。</p>
所管課	障がい福祉課・高齢介護課

3 権利擁護の充実

現状と課題

障がい者の社会参加が進む中で、障がい者の自己決定権が重視されていますが、その一方で、障がい者の権利侵害や財産の保全管理などの問題があります。

障害福祉サービスの利用の際の「自己選択」や「自己決定」を支援し、権利侵害や財産の保全管理などの問題に対応するためには、障がい者に対して適切な情報提供が行われ、また、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度などを有効に活用していく必要があります。

また、障がい者への虐待は、家族の介護疲れ等により家庭内で起きやすいこと、コミュニケーションが苦手であるといった障がいの特性などのため発見が難しいことから、虐待防止体制を整備するとともに、周囲の理解を得るための周知が必要です。

取組の方向

障がい者の自己選択や自己決定を尊重しながらも、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度の利用を支援します。また、虐待防止や差別解消法に関して周知を図ります。

個別の取組

016 成年後見制度利用支援事業の実施

概要	知的障がいや精神障がいにより、判断能力が十分でない方に対し、後見人等が契約行為や財産管理を行えるよう、家庭裁判所に成年後見制度の申し立てを行うための支援等を行います。
所管課	障がい福祉課

017 障がい者虐待防止体制の整備と周知

概要	<p>障がい福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の相談や防止のための支援などを行います。事案発生時には、必要に応じて、県や地域障害者自立支援協議会などの機関と協力して対応します。また、虐待防止に関する情報等を市民に周知します。</p>
所管課	障がい福祉課

再掲(012) 障害者差別解消法の周知と取組

概要	<p>市民に障害者差別解消法の周知を図ります。また、職員向けの対応要領を作成し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて周知徹底を図ります。</p>
所管課	障がい福祉課

再掲(014) 障がい者総合相談支援センターの充実

概要	<p>個別に設置していた身体、知的、精神、子どもの4つの相談機能を統合し、1カ所で複合的な相談・支援等ができるおだわら障がい者総合相談支援センターを開設し、障がい者や家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用相談、生活や健康などに関する相談など必要な支援を行います。そして、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立って相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p>
所管課	障がい福祉課

*** 法人後見事業の実施（小田原市社会福祉協議会）

<p>概 要</p>	<p>障がい者や高齢者などのうち判断能力が十分でない方を対象に、小田原市社会福祉協議会が後見人等になる法人後見事業を実施します。</p>
<p>所管課</p>	<p>社会福祉協議会</p>

*** 日常生活自立支援事業（小田原市社会福祉協議会）

<p>概 要</p>	<p>一人暮らしの認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々や身体的な障がいにより日常生活を送る上で不安を抱えている方々が、地域において安心して生活できるよう、福祉サービスの利用支援、財産の保全・管理、権利擁護相談事業などを行います。</p>
<p>所管課</p>	<p>社会福祉協議会</p>

第2節 生活支援

1 利用者本位の生活支援体制の整備

現状と課題

障がい者向けアンケート調査において、「障がいのある人が住みやすい社会をつくるため、今後どのような取り組みが大切だと思いますか」との設問に、「経済的な援助の充実（22.6%）」に次いで、「障がい者の日常生活を支援するサービスの充実（8.8%）」及び「入所（居住する）福祉施設の充実（7.3%）」に関する回答が多くなっています。このように障害福祉サービスに対する要望が高い中で、障がい者自らがサービスを選択し決定できる質の高い供給体制の確保と十分な情報提供が欠かせません。

また、利用者の人権に配慮したサービスを受けることができるよう、事業者が提供するサービスの質を高めていく必要があります。

取組の方向

利用者本位のサービスを受けることができるよう、情報の提供に努めるとともに、障害支援区分認定審査会を設置し、障害福祉サービス費の支給決定手続きの透明化・公平化を図ります。

また、計画相談事業所や支援する事業所と行政が連携し、利用者や家族の意思を尊重し、適切なサービスの提供に努める必要があります。

個別の取組

018 障害支援区分認定等審査会の設置

概要	利用者本位の適正な支援体制を確保するため、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして設けられている「障害支援区分」を認定する審査会を設置し、支給決定手続きの透明化・公平化を図ります。
所管課	障がい福祉課

019 障がい者のための手引の作成・配布

概要	障がい別に、障害福祉サービスや手当等等の情報を記載した「手引」を作成し、手帳交付時等に配布することにより、障がい者に必要な情報を提供します。
所管課	障がい福祉課

再掲(014) 障がい者総合相談支援センターの充実

概要	<p>個別に設置していた身体、知的、精神、子どもの4つの相談機能を統合し、1カ所で複合的な相談・支援等ができるおだわら障がい者総合相談支援センターを開設し、障がい者や家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用相談、生活や健康などに関する相談など必要な支援を行います。そして、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立って相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p>
所管課	障がい福祉課

2 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者や家族の高齢化が進み、高齢の親や兄弟姉妹が高齢の障がい者を介護する状態も進行しています。

施設への入所から地域生活へと国の政策が重点を移す中、障がい者がグループホームや在宅で自立した生活をするためには、ライフステージごとの生活上の課題やニーズに対応した適切なサービスが必要です。

取組の方向

より充実した在宅生活を実現していくため、関係機関と連携しながら、既存のサービスのより適切な提供に努めるとともに、在宅で介護する家族への相談の充実等に努めます。

個別の取組

020 障害福祉サービス費の給付

概要	法に基づくホームヘルプなどの居宅介護サービスや就労継続支援サービスなどの通所サービスの利用者、入所施設やグループホームの利用者に対し、介護給付費・訓練等給付費などを給付します。
所管課	障がい福祉課

021 補装具費の給付

概要	法に基づく障がい者等の身体機能を補完する補装具（義肢、車いす、補聴器など）の購入費・修理費を給付します。
所管課	障がい福祉課

022 重度障がい者訪問入浴サービス費の給付

概要	専用の浴槽を装備した入浴車で自宅を訪問し、入浴が困難な在宅の重度障がい児者の入浴を支援する訪問入浴サービスを利用する方に、重度障がい者訪問入浴サービス費を給付します。
所管課	障がい福祉課

023 移動支援サービス費の給付

概要	<p>一人で外出することが困難な視覚障がい者や知的障がい者・精神障がい者などの外出支援のため、ガイドヘルパーによる支援を行う移動支援サービスを利用する方に対し、移動支援サービス費を給付します。</p> <p>また、義務教育課程の通学についてもサービスを利用することが出来るよう、制度の見直しを進めます。</p>
所管課	障がい福祉課

024 日中一時支援サービス費の給付

概要	介護者の一時的な休養などのために、障がい福祉施設などで見守りを行う日中一時支援サービスを利用する方に対し、日中一時支援サービス費を給付します。
所管課	障がい福祉課

025 日常生活用具費の給付

概要	在宅の障がい児者の日常生活の利便を図るため、ストマ用品、入浴補助用具などの日常生活用具の購入費を給付します。
所管課	障がい福祉課

026 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

概要	小児慢性特定疾病児の日常生活上の利便を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。
所管課	障がい福祉課

027 障がい者食の自立支援事業の実施

概要	重度障がい者のみの世帯やひとり暮らし等で、栄養管理等に支障がある在宅障がい者の配食サービス利用を支援します。
所管課	障がい福祉課

028 重度障がい者緊急通報システム事業の実施

概要	重度障がい者のみの世帯やひとり暮らし等が抱える緊急事態に対する不安解消を図るため、緊急時に市が委託した警備会社に通報を発信することができる装置の利用を支援します。
所管課	障がい福祉課

029 障がい者地域活動支援センターの運営支援

概要	在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域活動支援センターの運営費を助成します。
所管課	障がい福祉課

030 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の実施

概要	在宅の重症心身障がい児者、緊急的な支援が必要なケース等に対応するため、県西圏域の市町が連携し、支援が困難な障がい児者に対するサービス提供体制を整えることを目的に、県が指定する拠点事業所を支援します。また、在宅の重症心身障がい児者の認定を受けていないが医療的ケアを必要とする障がい児者については、実態を把握し地域障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し対応を検討します。
所管課	障がい福祉課

031 施設入所者等の地域生活への移行支援

概要	障がい者施設に入所、または精神科病院に長期入院していた方が、グループホームを利用しながら地域での生活を開始した場合に、グループホームの家賃を助成します。
所管課	障がい福祉課

032 在宅介護・介助する家族への相談支援の検討

概要	在宅で障がい者を介護・介助する家族等に対し、障がい福祉事業所や関連機関と連携し相談を充実させるとともに、支援の施策について検討します。
所管課	障がい福祉課

3 住まいの確保

現状と課題

障がい者向けアンケート調査において、現在住んでいる住宅についての設問には、約3分の2の方が、本人または家族の持ち家（一戸建て、分譲マンションなど）と回答しています。このため、障がい者が、家族とともに住みなれた地域において快適かつ安全に生活するためには、障がい者にも家族にも使いやすい住まいが必要で、段差の解消や手すり等の整備など安全性や利便性の確保が求められています。

また、国は、施設入所から地域生活への移行を推進しており、障がい者が地域の中で、普通の暮らしができるよう日常生活面での支援を受けながら生活できるグループホームも増加してきています。

取組の方向

既存住宅のバリアフリー化への改修費の助成事業やグループホームの開設に係る助成事業を推進するとともに、居住サポートについて、関係機関と連携しながら検討します。

個別の取組

033 重度障がい者住宅設備改良費の助成

概要	重度障がい者の在宅生活を支援するため、玄関の段差解消やトイレ・風呂などを障がいに適するように改造する場合、その工事費用の一部を助成します。
所管課	障がい福祉課

034 グループホームの設置促進

概要	障がい者の地域移行を推進するに当たり、グループホーム設置について地域住民の理解を得るため、広報等による周知啓発に努めます。 また、グループホームの開設時に必要となる洗濯機・冷蔵庫などの購入費を助成します。
所管課	障がい福祉課

035 身体障がい者・精神障がい者のグループホームの確保

概要	知的障がい者を主な対象者とするグループホームに比べ、市内への開設が進んでいない身体障がい者・精神障がい者を主な対象者としたグループホームの開設を、社会福祉法人等に働きかけます。
所管課	障がい福祉課

036 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の検討

概要	住まいを求める障がい者に対し、情報の提供、相談、入居時及び入居後のサポートを行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施について、検討します。
所管課	障がい福祉課

037 市営住宅のバリアフリー化の検討

概要	大規模改修時等に障がい者等が入居しやすくなるよう、市営住宅のバリアフリー化について検討します。
所管課	建築課

4 経済的な支援

現状と課題

障がい者の経済的負担を軽減し、自立や社会参加を進めるため、さまざまな経済的支援が実施されています。

障がい者向けアンケート調査において、「障がいのある人が住みやすい社会をつくるため、今後どのような取り組みが大切だと思いますか」との設問は、「経済的な援助の充実」に最も多くの回答がありました。

特に、就労が困難な障がい者にとって、国から支給される障害基礎年金は生活を支えるものとなっていることから、その充実が望まれています。

また、障がい者が通所施設などでの作業を通して得られる工賃収入は、依然として低い水準にあり、施設までの交通費を工賃でまかなえない場合も多くあります。

取組の方向

障がい者の経済的負担を軽減するための施策については、少子高齢化社会の急激な進展や様々な要因による厳しい財政状況の中、障がい者の自立と人権擁護の観点から継続的に実施していけるよう関係機関と連携していく必要があります。

個別の取組

038 市心身障害児福祉手当の支給

概要	市内在住の20歳未満の障がい児（身体障害者手帳1級～4級所持者、IQ50以下の障がい児、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）で、国の障害児福祉手当を受給していない障がい児の保護者に対し、手当を支給します。
所管課	障がい福祉課

039 特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給

概要	日常生活において、常時特別な介護を必要とする状態の在宅重度障がい児者等に対し、制度の周知を図り、手当の支給を行います。
所管課	障がい福祉課

040 外国籍等高齢者・障がい者に対する福祉給付金の支給

概要	昭和61年3月31日以前に日本に居住し、本市に外国人登録若しくは住民登録をしている方で、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方に対して福祉給付金を支給します。
所管課	福祉政策課

041 障がい者施設等への通所交通費の助成

概要	就労移行支援事業所や地域活動支援センターなどの障がい者施設へ通所する方に、施設までの交通費を助成し、障がい者の経済的負担を軽減します。
所管課	障がい福祉課

042 タクシー運賃の助成

概要	在宅重度障がい者等の社会参加や医療機関受診を促進するため、タクシー等を利用した場合に、タクシー券により運賃の一部を助成し、障がい者の経済的負担を軽減します。
所管課	障がい福祉課

043 障がい者の自動車運転免許取得費の助成

概要	障がい者が社会参加のために自動車運転免許の取得をする場合に、免許の取得にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。
所管課	障がい福祉課

044 身体障がい者の自動車改造費の助成

概要	身体障がい者が社会参加のために、自らが運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。
所管課	障がい福祉課

045 障がい者就職支度金の支給

概要	初めて就職するなど、就職に伴ってワイシャツ・靴などが必要となる障がい者に対し、支度金を支給します。
所管課	障がい福祉課

046 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

概要	障がいの除去または軽減を目的に、対象者の手術や治療にかかる医療費のうち、自己負担分の一部を給付します。
所管課	障がい福祉課

047 重度障がい者医療費の助成

概要	<p>重度障がい者（身体障害者手帳1級・2級、身体障害者手帳3級かつIQ50以下の方、IQ35以下の方、精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ））が療養又は医療の給付を受けた場合に、その医療費の自己負担分を助成します。また、対象者の範囲について検討していきます。</p>
所管課	障がい福祉課

048 軽自動車税の減免

概要	<p>障がい者又は障がい者と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活で障がい者のために主に使用する軽自動車等に対する軽自動車税を、申請により減免します。</p>
所管課	市税総務課

*** 障害基礎年金（国）

概要	<p>国民年金加入中に、病気やケガで障がいになったとき、20歳前の病気やケガによって障害等級表に定める障がいの状態になったときなど、一定の要件を満たす場合に、障害基礎年金が国から支給されます。</p>
所管課	国

*** 特別障害給付金（国）

概要	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者のうち、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある方に対して、国から特別障害給付金が支給されます。
所管課	国

*** 特別児童扶養手当（国）

概要	一定の障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対して、国から特別児童扶養手当が支給されます。
所管課	国

*** 神奈川県在宅重度障害者等手当（神奈川県）

概要	在宅の重度重複障がい者や特別障害者手当、障害児福祉手当受給者に、在宅重度障害者等手当が支給されます。
所管課	県

*** 神奈川県心身障害者扶養共済制度（神奈川県）

概要	加入者（保護者）の相互扶助により、保護者が死亡し、又は重度障がいになったとき、残された心身障がい者に終身一定額の年金が支給されます。
所管課	県

*** 生活福祉資金の貸付事業（小田原市社会福祉協議会）

概 要	低所得者、障がい者、高齢者等に対し、生活資金等の貸付を行います。
所管課	社会福祉協議会

5 スポーツ・文化活動の支援

現状と課題

人々が生活をする上で、スポーツやレクリエーション、文化活動などへの参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりと潤いのある生活を送るためになくてはならないものです。

こうした活動は、障がい者にとって、社会参加、リハビリテーションのみならず健康の維持・増進、余暇の充実等の機会であり、また、生きがいや仲間との触れ合いの場として必要です。

しかし、障がい者が気軽に活動や交流ができる場は少なく、情報も限られています。こうした活動を障がい者団体が実施したり支援したりしてきましたが、団体へ加入していない障がい者や団体を知らない障がい者が増えています。

取組の方向

スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援策として、手話通訳者等の情報保障、主催団体への支援、活動機会・活動場所の確保等について支援します。

個別の取組

049 障害者スポーツ大会参加選手への支援

概要	全国障害者スポーツ大会、神奈川県障害者スポーツ大会への参加を支援します。
所管課	障がい福祉課

050 「県西地区みんなのつどい」の運営支援

概要	県西地区の施設利用者、在宅の障がい者とその家族の方々が集まり、相互の親睦を図る「県西地区みんなのつどい」の運営を支援します。
所管課	障がい福祉課

051 「障がい者レクリエーション大会」の運営支援

概要	障がい者と家族の方々が集まり、相互の親睦を図る「障がい者レクリエーション大会」の運営を支援します。
所管課	障がい福祉課

052 「県西地区障害者文化事業」の運営支援

概要	県西地区の障がい者の文化・芸術作品を展示するとともに、地域住民の理解と障がい者に対する認識を深め、障がい者の社会参加を図る障害者文化事業の運営を支援します。
所管課	障がい福祉課

053 「精神保健福祉地域交流会」の運営支援

概要	市民を対象に、精神保健福祉及び精神障がい者について理解を深めるため、専門家を招いた講演会を開催するなど、精神障がい者福祉の向上を図る精神保健福祉地域交流会を支援します。
所管課	障がい福祉課

054 大活字本の閲覧・貸出

概要	弱視の方が読みやすい大活字本を購入し、図書館で配架し、閲覧及び貸出をします。
所管課	図書館

055 バリアフリー映画会の開催

概要	聴覚障がい者や視覚障がい者が楽しめるよう、手話通訳者によるガイドのほか、字幕や音声ガイドに工夫を凝らした映画会を開催します。
所管課	図書館

056 郵送貸出サービスの実施

概要	身体に障がいがあるために図書館の利用が困難な方を対象にした図書資料の郵送貸出サービスや視覚に障がいがある方を対象にした視聴覚資料の郵送貸出サービスを実施します。
所管課	図書館

6 自立活動の支援

現状と課題

障がい者自らが積極的に社会参加していくことは、障がい者の社会的な自立を促進する上で重要なことです。

しかし、こうした活動に大きな役割を果たしてきた障がい者団体の中には、会員の高齢化などにより会員数が減少している団体もあります。

障がい者自身の自立や社会参加への意欲を高めるためには、障がい者個人やグループによる主体的な活動とともに、ボランティアや地域住民による支援も必要です。

少子高齢化社会の中で、障がい者も地域の中でできる活動を行い、互いに助け合う社会づくりが求められています。

取組の方向

障がい者団体の運営や障がい者の自立と社会参加に向けた積極的な活動に対し、その実情に配慮しながら、引き続き支援します。また、障がい者の地域活動への参加を支援します。

個別の取組

057 知的障がい者サークル活動の育成

概要	在宅知的障がい者を対象とし、余暇の有効な利用と日常生活に必要な基礎知識の習得を目的とするサークル活動育成事業を実施します。
所管課	障がい福祉課

058 障がい者団体への支援

概要	障がい者団体の育成を図るため、団体運営について助言するとともに運営を支援します。
所管課	障がい福祉課

059 障がい者団体の活動の周知

概要	様々な活動をしている障がい者団体の活動内容等の周知を図り、新たな参加者の加入を促進します。
所管課	障がい福祉課

再掲(007) 心のバリアフリー啓発活動への支援

概要	障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、障がい福祉事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。
所管課	障がい福祉課

*** 精神障がい者団体への支援（小田原保健福祉事務所）

概要	精神障がい者の自助グループ及び家族会の組織づくりなどを支援しています。
所管課	小田原保健福祉事務所

7 ボランティア活動の活性化

現状と課題

障がい者が地域社会で安心して暮らしていくためには、行政やサービス提供事業者だけでなく、地域住民の積極的な支援、ボランティアの存在が必要不可欠です。

一般向けアンケートの調査結果において、障がい者や高齢者を対象としたボランティア活動を実践してみたいと回答した割合は39.1%で、前回調査時の31.0%と比べ、増えていることから、市民のボランティア意識が高まっていることが伺えます。しかしながら、障がい者向けアンケートの調査結果では、1年以内にボランティアの支援を受けた方は10.6%であり、ボランティアとその支援を必要としている人たちとを結び付ける仕組みが十分整っているとはいえません。

取組の方向

地域社会全体で障がい者等を支え合うまちづくりを進めるために、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、市民ボランティアの育成やボランティアの活動を支援します。

個別の取組

*** 市民ボランティアとの連携（小田原市社会福祉協議会）

概要	障がい者に身近な地域住民を中心とした市民ボランティアと連携し、障がい者が必要としている支援に対応できる仕組みの構築について検討します。
所管課	社会福祉協議会

*** ボランティア相談・派遣事業（小田原市社会福祉協議会）

概 要	ボランティアニーズに応じ、ボランティアの調整を行います。
所管課	社会福祉協議会

*** 車いす介助法・視覚障がい者誘導体験事業（小田原市社会福祉協議会）

概 要	車いす介助、視覚障がい者誘導体験など、障がい者介助の基礎を学ぶ機会を設けます。
所管課	社会福祉協議会

*** 福祉ボランティアスクール事業（小田原市社会福祉協議会）

概 要	ボランティアとしての基礎知識の習得や福祉活動の理解を深めるとともに、福祉的活動や必要な技術を有する新たなボランティアの養成・育成と、すでに登録されているボランティアの技術向上を目的に開催します。
所管課	社会福祉協議会

*** 地区ボランティアクラブリーダー研修会の実施（小田原市社会福祉協議会）

概 要	指導者層を対象に、地域でのボランティア活動の方策等を学ぶための研修会を開催します。
所管課	社会福祉協議会

第3節 生活環境

1 道路、建築物等のバリアフリー化

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、鉄道駅舎へのエレベータの設置や歩道の整備等、障がい者等にやさしいまちづくりを推進してきました。

しかし、公共施設などを含め、既存の建築物やその設備のバリアフリー化は、まだ十分とは言えない状況にあります。また、特に観光の中心である小田原駅から小田原城址公園周辺にかけての歩道等の整備が待たれるところです。

取組の方向

利用者本位のサービスを受けることができるよう、情報の提供に努めるとともに、安心して外出ができるよう、公共施設などの整備を行うとともに、民間事業者の協力を得て、暮らしやすいまちづくりを推進します。

個別の取組

060 障がい者にやさしいまちづくりのための指導助言

概要	障がい者や高齢者が安心して自由に行動できるよう、公共施設や公共性の高い民間施設に対して、「バリアフリー法」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく指導や助言を行い、整備基準に適合している場合には、適合証を交付します。
所管課	建築指導課

061 障がい者や高齢者に配慮した街路の築造

概要	障がい者や高齢者を含めた歩行者の安全を確保するために、広幅員歩道、歩道の段差解消、点字ブロック等の設備を有する街路を整備します。
所管課	都市計画課・道水路整備課

062 セーフティーロードの整備

概要	障がい者や高齢者を含めた歩行者の安全を確保するために、歩道の段差を改善するとともに、点字ブロックを設置します。
所管課	道水路整備課

063 市施設のバリアフリー化の推進

概要	既存の市施設の改修等に合わせ、バリアフリー化を進めます。
所管課	各施設所管課

2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、障がい者等にやさしいまちづくりを推進してきました。

障がい者や高齢者が安心して外出できるようにするためには、建物などのバリアフリー化以外にも、公共交通機関などでは、知的障がい者にも分かりやすい案内版の表示やコミュニケーションボードを活用したりするなどの工夫が大切になります。

また、視覚障がい者や車いすを利用する障がい者の通行を妨げないよう、歩行空間の安全確保も必要です。

取組の方向

誰もが自分の意思に基づいて自由な行動がとれるよう、民間事業者の協力を得て、暮らしやすいまちづくりを推進します。

個別の取組

064 公共交通に関するバリアフリー化の推進に向けた取組

概要	各鉄道事業者に対し、障がい者や高齢者をはじめ誰もが利用しやすい駅施設の整備促進について協力を求め、また、バス事業者やタクシー事業者と連携し、ノンステップバスや低床バス、UDタクシーなどの車両の導入を推進します。
所管課	都市計画課

065 放置自転車への対策

概要	駅周辺に駐輪場を確保し、また、視覚障がい者や車いすを利用する障がい者等の移動の妨げにもなる放置自転車等を整理・処分します。
所管課	地域安全課

066 視覚障がい者用信号機等の設置促進

概要	視覚障がい者用信号機等の設置について、神奈川県、小田原警察署等の関係機関に要望します。
所管課	地域安全課

3 防災、防犯対策の推進

現状と課題

障がい者は、地震や台風などの災害が発生した時、避難できず取り残されたり、取れる行動に制限があったりする場合があることから、早期の情報提供や避難行動とその支援が欠かせません。大規模地震災害時など、特に長期間の避難所生活が見込まれる場合においては、障がいの特性により生活場所等を考慮する必要があります。

避難所に開設される仮設救護所では、一般的な医薬品を確保していますが、普段から服薬している薬は、一定の量を自宅で保管したり、お薬手帳を常に身につけたりするなど、自己対策も必要です。

また、障がい者は、犯罪に対する情報や知識・認識が不足しやすく、犯罪被害者になりやすい傾向があります。

取組の方向

「小田原市地域防災計画」などにに基づき、地域及び小田原警察署などの関係機関と連携を取るほか、総合的な防災・防犯対策を推進します。

個別の取組

067 避難行動要支援者マップの活用

概要	障がい者など避難行動要支援者の居所を正確に把握し、災害発生時の救出及び避難誘導を行うため、避難行動要支援者マップ（居所を表示した明細地図）を作成し、消防機関、自治会長・民生委員などに配布するとともに、制度の周知に努めます。
所管課	福祉政策課・障がい福祉課

068 災害時要配慮者用資機材の整備

概要	災害発生時に、災害時要配慮者が避難所で生活を送るために必要な資機材を整備します。
所管課	防災対策課・障がい福祉課

069 災害時避難所の在り方の検討

概要	大規模災害発生時に、災害時要配慮者等が避難所での生活を支障なく送れるよう、福祉避難所も含め、その在り方を検討します。
所管課	防災対策課・障がい福祉課

070 119番ファクシミリ通報の運用

概要	聴覚障がい者等に119番ファクシミリ通報専用用紙を事前配布し、救急車、消防車等の要請をファクシミリで受信、また、指令室からも受信確認専用用紙を用いて相互に通信します。
所管課	情報指令課・障がい福祉課

071 メール119番の運用

概要	電子メールによる119番通報の利用を希望する聴覚障がい者等を事前に登録し、救急車、消防車等の要請を電子メールで受信し、指令室からも電子メールを用いて相互に通信します。
所管課	情報指令課・障がい福祉課

072 防災訓練への障がい者の参加促進

概要	地域団体や障がい者団体等の協力を得て、地域の防災訓練への障がい者の参加を促進します。
所管課	防災対策課・障がい福祉課

073 災害・防犯等情報のメール配信

概要	災害や防犯等に関する情報を、アドレス登録者にメール配信し、特に災害時等緊急事態発生時に速やかな情報提供を実施します。
所管課	防災対策課・地域安全課・障がい福祉課

第4節 教育・療育

1 早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施

現状と課題

乳幼児や児童の障がいを早期に発見し、適切な早期療育を行うことは、子どもの成長に良い結果をもたらすと考えられます。

しかし、乳幼児期においては成長の個人差も大きく、保護者が我が子の障がいを受容することが難しい場合もあります。

保育所や幼稚園では、発達障がいの疑いなどがある子どもが増加している傾向にあり、臨床心理士等の専門職員や医療機関などの関係機関が連携して、障がいを早期に発見し、できるだけ早い時期から療育を行うことが可能となるような体制の充実が求められています。

また、子どもが健やかに生まれ育まれるため、妊産婦、乳幼児に対する健康診断やハイリスク妊産婦に対するきめ細かな保健指導などの充実を図る必要があります。

取組の方向

利用者本位のサービスを受けることができるよう、情報の提供に努めるとともに、児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所給付事業を提供します。

また、市が運営する「つくしんぼ教室」では専門職による療育の充実を図ります。

さらに、医療機関や小田原児童相談所、保健センター等の関係機関と連携し、早期発見・早期療育体制の充実を図るとともに、保育所・幼稚園等における発達障がい疑われる子等に対して適切に指導できるよう、早期発達支援に取り組みます。

個別の取組

074 乳幼児事後検診の実施

概要	各種乳幼児健康診査・育児相談及び家庭訪問等により、指導が必要と認められる乳幼児に対し、障がいの早期発見や経過を確認するために検診を実施し、適切な指導を行い乳幼児の発育・発達を促進します。
所管課	健康づくり課

075 1歳6か月児健康診査フォロー教室の実施

概要	経過観察・指導を要する親と子に対し、親子での遊びを中心とした教室を開催し、集団・個別指導を通して子どもへの関わり方や発達を理解できるよう、必要な指導や助言を行います。
所管課	健康づくり課

076 3歳児健康診査フォロー教室の実施

概要	経過観察・指導を要する親と子に対し、親子での遊びを中心とした教室を開催し、集団・個別指導を通して子どもへの関わり方や発達を理解できるよう、必要な指導や助言を行います。
所管課	健康づくり課

077 妊産婦訪問指導の実施

概要	ハイリスク妊産婦に対し、保健師等が家庭訪問を行い、妊娠中及び産褥期の健康管理と出産・育児に向けて準備を整えられるように支援します。
所管課	健康づくり課

078 乳幼児訪問指導の実施

概要	各種乳幼児健康診査・育児相談等で保健師の家庭訪問が必要と認められた乳幼児に対し、発育・発達の確認や育児指導を行い、安心して育児ができるよう支援します。
所管課	健康づくり課

079 未熟児訪問の実施

概要	未熟児は正常な新生児に比べ生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高いため、家庭訪問を通して、養育支援の必要な家庭を早期にかつ的確に把握し、未熟児の健やかな成長・発達を支援するとともに、保護者への重点的支援を行います。
所管課	健康づくり課

080 乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業）

概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、支援が必要な家庭を適切なサービス提供につなげます。
所管課	子育て支援課

081 早期発達支援体制の整備

概要	発達障がい専門とする臨床心理士や保健師が保育所等を訪問し、発達障がい疑われる児童を観察し助言・指導を行うとともに、関係機関との連携を図る中で、児童に対する早期発達支援の充実を図ります。
所管課	保育課

082 障害児通所給付費の給付

概要	障がい児や発達の遅れがある児童などについて、その児童や家族などを支援するため、障害児相談支援、放課後等デイサービス、児童発達支援などのサービスを給付します。
所管課	障がい福祉課

083 保育所等訪問支援事業の実施

概要	保育所等を訪問し、障がい児や職員等に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
所管課	障がい福祉課

084 医療的ケアを必要とする障がい児の支援

概要	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等の通所について支援します。
所管課	障がい福祉課

085 障害児通園施設「つくしんぼ教室」の運営

概 要	障がい児や発達に遅れや心配のある乳幼児が親子で通園し、保育を通して豊かな成長・発達を促すとともに、保護者の相談に応じ、子育て支援をします。また、必要に応じ、理学療法士等、専門職が個別訓練します。
所管課	障がい福祉課

2 継続性のある支援体制の整備

現状と課題

障がい児に対する支援は、成長段階に応じて様々な機関が関係するため、障がい児に対する支援情報が適切に引き継がれ、障がい児や保護者の相談を継続性のある体制で受け止められるようにする必要があります。

このため、関係機関の連携を強化するとともに、情報の共有化を図る必要があります。

取組の方向

児童相談所、県総合療育相談センター、県発達障害支援センター、市役所、保健センター、相談支援事業者、児童発達支援事業所、保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等の連携を強化し、小学校就学時、中学校進学時等に、関係機関での情報の共有化を図るとともに、児童の成長につれて主たる支援機関が変わっても、継続して支援できる体制整備を図ります。

個別の取組

086 就学支援委員会の設置

概要	特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、その教育的ニーズや必要な支援等について検討します。
所管課	教育指導課

087 継続性のある相談支援体制の整備

概要	健康づくり課、子育て政策課、保育課、障がい福祉課、教育指導課等の出産前から各時期に渡って支援する関係機関が、支援や相談の内容等の情報を適切かつ切れ目なく引き継がれる体制の構築について検討し、整備に努めます。
所管課	障がい福祉課・関係各課

*** 在宅重症心身障がい児者訪問等指導の実施（小田原児童相談所）

概要	在宅重症心身障がい児者の家庭を訪問し、必要な療育支援を行います。
所管課	小田原児童相談所

*** 在宅進行性筋萎縮症児者居宅訪問検診の実施（小田原児童相談所）

概要	在宅の進行性筋萎縮症児者の家庭を訪問し、必要な支援を行います。
所管課	小田原児童相談所

*** 巡回更生相談の実施（神奈川県総合療育相談センター）

概要	知的障がい者に関する療育手帳申請、医療、日常生活等の様々な相談に専門職員が対応します。また、身体障がい者の補装具に関する相談に専門事業者等が対応します。
所管課	神奈川県総合療育相談センター

*** 巡回リハビリテーション事業（神奈川県総合療育相談センター）

概要	総合療育相談センターの専門職員が、市「つくしんぼ教室」等を巡回し、障がい児の身体機能、心理的発達の状態等について、事業所職員や保護者に対し、療育上の助言等を行います。
所管課	神奈川県総合療育相談センター

3 障がい児保育・教育の充実

現状と課題

本市では、保育所や幼稚園においては、障がい児と健常児の統合保育を導入し、小・中学校においては、保護者からの要望を受け入れながら、特別支援学級の充実に努めています。発達障がいをはじめとする支援を要する子どもは増加傾向にあります。

また、市内にある県立小田原養護学校では、小学部、中学部、高等部が設置されており、知的障がい児・肢体不自由児の教育を行っていますが、障がいの重度化や医療的ケアを要する児童の増加などの傾向が見られます。

障がい児の教育についても、平成26年1月に締結された障がい者の権利条約におけるインクルーシブ教育の観点から実践していくことが考えられます。

取組の方向

「小田原市子ども・子育て支援事業計画」と歩調を合わせながら、保育所や幼稚園における障がい児の受け入れや特別支援学級の充実など、障がい児保育・教育の推進に取り組めます。

個別の取組

088 保育所における障がい児保育の実施

概要	市立保育所において、発達の遅れが見られる園児等の集団保育を実施します。また、私立保育所に対して、障がい児の受入れに係る保育士の加配に対する補助を行うことで、私立保育所における障がい児保育の実施を促進します。
所管課	保育課

089 幼稚園における障がい児の受入れ体制の確保

概要	幼稚園に在籍する障がいのある幼児に対し、身の回りの世話や移動、遊びや友達関係が円滑に進められるよう、支援を行う介助員を配し、障がい児が健常児と一緒に集団生活を楽しめるようにします。
所管課	教育指導課

090 市特別支援教育推進協議会の設置

概要	特別支援教育に関する基本的な考え方、教育環境整備、就学指導の在り方、教育内容、指導方法の改善等について、研究協議を実施します。
所管課	教育指導課

091 特別支援学級担任者等研修会の実施

概要	教育上配慮を要する児童・生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の在り方等について、研修を行います。
所管課	教育指導課

092 特別支援学級児童・生徒宿泊学習の実施

概要	小学校3年生以上及び中学校の特別支援学級の児童・生徒に対し、1泊2日の宿泊学習を通じて、生活経験の拡大を図るとともに、自主性、責任感及び協調性を養い、共に学ぶ力を育みます。
所管課	教育指導課

093 個別支援員研修会の実施

概要	教育上配慮を要する児童・生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の仕方について研修することにより、支援の充実を図るため、研修会を行います。
所管課	教育指導課

094 特別支援学級の設置

概要	身体障がい、知的障がい、自閉症・情緒障がい等のある児童・生徒に対し、適切な指導・支援を行うため特別支援学級を設置します。
所管課	教育指導課

095 ことばの教室の実施

概要	市立小学校に在籍する、言語に課題のある児童に適切な指導を行うために、市立新玉小学校・下府中小学校に「ことばの教室」を設置し、通級による指導を行います。
所管課	教育指導課

096 特別支援教育相談室の設置

概要	特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒並びにその教育に関わる保護者及び教員等の相談に応じるため、相談員を配置し、支援の推進を図ります。
所管課	教育指導課

097 情緒障がい通級指導教室の実施

概 要	市立小学校に在籍する情緒等に課題のある児童に対し、改善を図り、それを克服する心構えや態度を身につけ、充実した生活が送れるよう指導します。
所管課	教育指導課

1 障がい者雇用に関する理解の啓発

現状と課題

平成25年4月から、民間企業の障がい者の法定雇用率が、1.8%から2.0%に引き上げられるとともに、対象企業が従業員56人以上から50人以上になったことから、民間企業による積極的な雇用が必要となっています。

平成27年6月現在の小田原市内の民間企業の法定雇用率達成企業の割合は52.8%(注)となっており、全国の法定雇用率達成企業の割合47.2%を上回っていますが、未達成の企業が半数近くとなっています。

障がい者の雇用や就労を促進するためには、障がい者の雇用に関する企業の理解が必要であるとともに、障がい者の就労に関する市民の理解も必要です。

(注) 調査対象は、小田原公共職業安定所管内に本社を有する障がい者の雇用義務のある50人以上規模の企業（資料提供：神奈川県労働局職業安定部職業対策課）

取組の方向

小田原公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、地域の中小企業が障がい者を雇用するために必要な知識や制度の情報を発信し、障がい者雇用に関する理解を高めます。

また、市民の障がい者の就労に関する意識の啓発を図ります。

個別の取組

098 障がい者雇用の啓発

概要	障がい者の一般就労を促進するため、企業などを対象に、障がい者を雇用するために必要な配慮や制度についての啓発を図ります。
所管課	障がい福祉課

099 障がい者施設で製造した食品等の販売促進

概要	障がい者の就労支援事業所等で製造した食品などを市役所等で定期的に販売し、併せて、障がい者の就労に関する市民の意識の啓発を図ります。
所管課	障がい福祉課

再掲(007) 心のバリアフリー啓発活動への支援

概要	障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、障がい福祉事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。
所管課	障がい福祉課

2 就労相談、就労支援体制の整備

現状と課題

障がい者の就労相談については、小田原公共職業安定所のほか、障害者就業・生活支援センターやおだわら障がい者総合相談支援センター、県障害者就労相談センターなどが実施しており、地域障害者自立支援協議会に設置されている就労支援部会などをはじめ各機関が連携した支援体制の整備に取り組んでいます。

一般就労に至っても、障がい特性に応じた配慮が十分でない、職場環境になじめないなどの個々の状況により、短期間で離職してしまうケースが多くあります。

このため、障がい者を雇用した企業が、障がい特性に応じた配慮をすることはもちろんですが、企業と障がい者の間に立ち、双方に適切な支援や助言を行うなどのフォローをしていくことが重要です。

取組の方向

小田原公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、地域の中小企業が障がい者を雇用するために必要な知識や制度の情報を発信し、障がい者雇用に関する理解を高めます。

また、市民の障がい者の就労に関する意識の啓発を図ります。

個別の取組

100 障害者就業・生活支援センター運営の支援

概要	障がい者の求職や就職後の相談・助言、公共職業安定所や企業との調整等、職場実習や職業準備訓練の斡旋・調整などを実施し、障がい者の就業や生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを運営する法人に対して、県西2市8町共同で運営費を助成します。
所管課	障がい福祉課

101 職場体験実習生の受入れ

概要	神奈川県立小田原養護学校に通学する生徒の職場体験実習を市役所で受け入れます。
所管課	障がい福祉課

*** 西湘地区障害者就職面接会の開催（小田原公共職業安定所ほか）

概要	障がい者の雇用を促進するため、企業による障がい者を対象とした就職面接会を開催します。
所管課	小田原公共職業安定所ほか・障がい福祉課

再掲(029) 障がい者地域活動支援センターの運営支援

概要	在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域活動支援センターの運営費を助成します。
所管課	障がい福祉課

3 就労の場の拡大

現状と課題

障がい者の法定雇用率の引き上げ等により、これまで障がい者の雇用に消極的であった企業も、積極的に障がい者を雇用する可能性が考えられますが、障がい者を雇用したことのない企業には、障がい者の雇用にあたって、障がいの特性に合わせてどのような配慮が必要なのかといったノウハウの蓄積がないため、専門機関の支援が必要になるものと考えられます。

また、本市には、特例子会社が1社、就労継続支援A型事業所が1事業所設立されていますが、障がい者の就労拡大のため、これらの企業や事業所の増加が求められています。

取組の方向

小田原公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、地域の中小企業に対して障がい者雇用について啓発し、雇用の場の拡大を図ります。

また、市役所における障がい者雇用について適切な方法による雇用の拡大に努めます。

個別の取組

102 特例子会社等の設立支援

概要	市内における特例子会社や就労継続支援A型事業所の設立について関係事業者とともに検討します。
所管課	障がい福祉課

103 アクティブシニア応援ポイント事業の実施

概要	本市在住の60歳以上の方が登録し、市指定の介護保険施設などでボランティア活動をすると、その活動に対してポイントがつき、地場産品などと交換ができるアクティブシニア応援ポイント事業の活動場所や商品提供事業所に、障がい福祉事業所の参加を促進します。
所管課	高齢介護課・障がい福祉課

104 障がい者施設からの優先調達

概要	障がい者の就労の拡大や工賃額の向上を図るため、障がい者施設等で作られる物品や提供できる役務を小田原市役所各課で調達します。
所管課	障がい福祉課

105 障がい者雇用の対象拡大

概要	市役所における障がい者雇用の拡大のため、新たに知的障がい者及び精神障がい者も雇用対象とし、合理的配慮を持って適切に雇用する方法を検討します。
所管課	障がい福祉課・職員課

第6節 保健・医療

1 障がいの原因となる疾病等の予防

現状と課題

障がいの原因には、病理的要因などの先天的なものや疾病や事故等による後天的なものがあります。いずれの場合にも早期の発見が求められます。

妊娠中からの健診を通じ、胎児へ悪影響が及ばないよう適切な生活習慣指導等を行い、疾病等の予防を図ることが重要です。

また、高齢化の進展や生活習慣の多様化に伴い、心疾患、糖尿病、腎機能障害等の生活習慣病に起因する身体障がい者が増加しており、健康の維持・管理が求められます。

取組の方向

障がいの原因となる疾病等を予防・発見するため、妊婦及び乳幼児の健康診査を実施し、必要に応じて保健指導を行います。

また、成人の健康診査等を実施し、生活習慣病の予防や早期発見を支援するとともに、生活習慣病予防の意識啓発に努めます。

個別の取組

106 ママパパ学級の実施

概要	妊娠・分娩・産褥及び育児に関する正しい知識の普及、仲間づくりや母性・父性を育むことにより親としての自覚を促し、健やかな妊娠生活と育児に向けて支援します。
所管課	健康づくり課

107 不育症治療費助成事業の実施

概要	不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、不育症治療費に要する費用の一部を助成します。
所管課	健康づくり課

108 妊婦健康診査の実施

概要	妊婦の健康管理のために健康診査を実施し、妊娠中の疾病の予防に努め、妊婦・乳児の死亡率の低下及び安全な分娩と健やかな児の出生に向けて支援します。
所管課	健康づくり課

109 新生児訪問指導の実施

概要	新生児は、外界に対する適応能力が弱く、また、親も育児不安が最も強い時期にあります。このため、保健師が家庭訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の認識、育児に関する指導を行い、安心して育児ができるよう支援します。
所管課	健康づくり課

110 乳幼児健康診査の実施

概要	乳幼児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所管課	健康づくり課

111 4か月児健康診査の実施

概要	4か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所管課	健康づくり課

112 8～9か月児健康診査の実施

概要	8～9か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所管課	健康づくり課

113 1歳6か月児健康診査の実施

概要	1歳6か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所管課	健康づくり課

114 3歳児健康診査の実施

概要	3歳児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所管課	健康づくり課

115 妊婦歯科健康診査費助成の実施

概 要	妊婦と生まれてくる子どものために、妊娠中の歯科検診費用を助成します。
所管課	健康づくり課

116 特定健康診査の実施

概 要	40～74歳の方を対象に健康診査を行い、生活習慣病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図ります。
所管課	健康づくり課

117 長寿高齢者健康診査の実施

概 要	75歳以上等の方を対象に健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図ります。
所管課	健康づくり課

2 障がいに対する保健、医療サービスの充実

現状と課題

障がい者にとって、障がいの軽減や重度化・重複化などを防ぐため、保健、医療サービスは重要な役割を担っています。

障がい者が保健、医療サービスを適切に受けることができるよう、地域医療連携室などを通じた個人の特性にあった医療情報の提供が必要とされています。

取組の方向

障がい者の特性や状態に合わせた診療・支援等が受けられるよう、保健、医療サービスの連携を図るとともに情報提供に努めます。

個別の取組

118 障がい者歯科二次診療所運営事業

概要	重度障がい者の歯科診療や保健指導を実施するため、一般社団法人小田原歯科医師会と協力し、歯科二次診療所を設置、運営します。
所管課	障がい福祉課

119 救命救急センターの運営

概要	市立病院救命救急センターを運営し、急性期医療の充実を図ります。
所管課	経営管理課

120 救急要請カードの活用

概要	避難行動要支援者マップ登録者に、緊急時や災害時に適切な医療等が受けられるよう、障がいの状態、かかりつけ医や服薬情報などを記入するカードを配布します。
所管課	障がい福祉課

*** 障害者歯科一次医療担当医制度（神奈川県）

概要	障害者歯科一次医療担当医制度を設け、障がい者の歯科治療の充実を図ります。
所管課	県

3 精神保健・医療施策の推進

● 現状と課題 ●

現代社会においては、急激な社会生活環境の変化やストレス社会の影響により、こころの健康を保つことが難しくなっています。

精神障がい者は年々増加の傾向にあり、潜在的な方を含めると多くの方が日々悩み事を抱えながら生活を送っていると思われます。

全国の自殺者は、一時期3万人を超えていました。現在はその時期に比べ少なくなっていますが、自殺者の多くがうつ病をはじめとする精神的な疾患を抱えていたと言われており、自殺予防対策としても、精神保健・医療施策が重要になっています。

● 取組の方向 ●

精神的に悩みを抱えた方々が気軽に相談できるよう、相談支援体制や適切な情報提供の充実を図るとともに、精神医療の専門機関等との連携体制を強化します。

● 個別の取組 ●

121 精神保健福祉相談・訪問指導の実施

概要	保健師、ケースワーカーが、福祉サービスの利用に関する相談、日常生活相談、訪問を行います。
所管課	障がい福祉課

122 ピアカウンセラー育成の検討

概要	医療機関の専門相談員や保健福祉事務所、障がい者総合相談支援センター、団体等と連携して、精神障がい者をサポートするピアカウンセラーの育成について検討します。
所管課	障がい福祉課

123 医療保護入院等への協力

概要	保健福祉事務所、保健センター、医療機関等と連携し、医療保護入院を要する保護義務者がいない精神障がい者についての市長同意等を適正に実施します。
所管課	障がい福祉課

124 心神喪失者医療観察制度への協力

概要	心神喪失等の状況で重大な他害行為を行った者が社会復帰できるよう、保護観察所、福祉事務所、県保健福祉事務所、医療機関等が連携して対応します。
所管課	障がい福祉課

125 自殺予防対策の推進

概要	自殺につながる恐れがある不眠やうつ病等の啓発や相談窓口の周知等、自殺予防対策を推進します。
所管課	健康づくり課・関係各課

再掲(006) 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施

概 要	精神保健福祉についての理解を深めるため、市民や団体を対象に説明します。
所管課	障がい福祉課

*** 精神保健福祉相談・訪問指導事業（小田原保健福祉事務所）

概 要	精神嘱託医、ケースワーカー及び保健師が、精神保健相談（主に医療面）・訪問を行います。
所管課	小田原保健福祉事務所

*** 精神保健集団活動事業（小田原保健福祉事務所）

概 要	地域で生活する精神障がい者の再発予防や社会参加のための講演会等を当事者及び家族に向けて行います。
所管課	小田原保健福祉事務所

*** 自立支援医療（精神通院医療）の給付事業（神奈川県）

概 要	障がい者が、指定された医療機関において受ける、精神疾患の通院医療を受ける際に、自立支援医療費が給付されます。
所管課	県

1 情報バリアフリー化の推進

現状と課題

視覚・聴覚障がい者や知的障がい者に対して的確に情報を伝えるためには、一定の配慮が必要になりますが、そうした配慮に対する一般市民の認識は、必ずしも高いものではありません。

本市では、「点字広報」の発行や「声の広報」の発行を実施していますが、広報以外の各種刊行物についても、バリアフリー化を図っていく必要があります。

また、情報技術の急速な進化の中で、障がい者の日常生活の利便性の向上や社会参加の促進等を図る観点から、障がい者にとっても様々な技術を活用した情報の取得及び提供は重要になってきています。

取組の方向

市が発行する刊行物等のバリアフリー化を推進します。

また、障がい者の情報格差等を解消するため、障がい者や支援者、事業者等に情報技術の普及・啓発を図ります。

個別の取組

126 カラーバリアフリーの普及・啓発

概要	市広報などにより、カラーバリアフリーの普及・啓発を図ります。 また、市刊行物について、カラーバリアフリーに配慮した紙面づくりをします。
所管課	障がい福祉課・広報広聴課

127 障がい者や支援者向け先端技術の普及・啓発

概 要	障がい者やその支援者、事業者などに、民間企業の協力のもと、ライトセンター等と連携して、情報技術をはじめとする先端技術について紹介します。
所管課	障がい福祉課

2 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

現状と課題

障がい者の自立した社会生活には、日常生活を送るための適切な情報提供が必要です。

そこで、広報等様々な手段で各種の福祉サービスや制度等の情報提供を行い、障がい者の自立及び社会参加の促進に努めています。

また、災害時の緊急情報が入手困難な災害時要配慮者への情報提供については、その在り方について対策を講じる必要があります。

取組の方向

障がい者の自立した社会生活のために十分な情報提供に努めるとともに、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対しては、その障がいを補完する施策を講じ、コミュニケーション支援の充実を図っていきます。

個別の取組

再掲(019) 障がい者のための手引の作成・配布

概要	障がい別に、障害福祉サービスや手当て等の情報を記載した「手引」を作成し、手帳交付時等に配布することにより、障がい者に必要な情報を提供します。
所管課	障がい福祉課

128 手話通訳者の設置

概 要	聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑に行うため、市役所窓口到手話通訳者を配置します。
所管課	障がい福祉課

129 手話通訳者・要約筆記者の派遣

概 要	聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑に行うため、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
所管課	障がい福祉課

130 声の広報の発行

概 要	視覚障がい者のための広報紙として、広報小田原の内容をテープに録音し、配布します。
所管課	広報広聴課

131 点訳「広報おだわら」の発行

概 要	広報小田原の点字広報を作成し、視覚障がい者に郵送します。
所管課	広報広聴課

132 ホームページにルビ振り機能の追加

概要	市ホームページの全テキストに、ボタンをクリックすることで、ルビを振ることができます。
所管課	広報広聴課

133 点字版・音訳版各種お知らせの発行

概要	市からの各種お知らせについて、点字版・音訳版に翻訳し、希望する視覚障がい者に配布します。
所管課	障がい福祉課

134 手話通訳者・要約筆記者の養成

概要	聴覚障がい者のコミュニケーションを支える手話通訳者や要約筆記者を養成します。
所管課	障がい福祉課

135 入院時のコミュニケーション支援

概要	意思の疎通を図ることが難しい重度障がい者が医療機関に入院した際に、医療スタッフと円滑に意思疎通が図れるようにするためのコミュニケーション支援について実施します。
所管課	障がい福祉課

136 主要観光施設の障がい者対応状況の情報提供

概 要	本市を訪れる障がい者のため、公共施設を中心とした対応状況を、市ホームページで情報提供します。
所管課	観光課

137 城址公園内の環境整備について

概 要	公園内の道標の設置や段差の解消など園路の整備を行い、車いすをご利用の方々が安心して城址公園内を楽しめるよう園内環境を向上させていきます。
所管課	観光課

小田原市保育所等訪問支援事業の実施について

1 事業の趣旨

小田原市障害児通園施設つくしんぼ教室に通う児童の保護者をはじめ、同教室の卒園児の保護者からも、集団生活時における支援や同教室との連携を望む声が多数あることから、本市においても児童福祉法の規定による保育所等訪問支援の事業を実施し、専門的な支援を行うことで療育効果を図っていくものであり、その運営等に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

2 事業の主な内容

(1) サービスの概要

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うものとする。

(2) 対象児

本市の区域内に居住地を有する者であって、保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給決定の対象である障がい児その他小田原市福祉事務所長が必要と認める児童とする。

(3) 実施方法

上記児童を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、療育効果の向上を図るものとする。

3 今後のスケジュール

平成28年

12月 パブリックコメント実施（12月15日～平成29年1月13日）

平成29年

2月 小田原市議会3月定例会に条例議案を提出

4月 施行予定

第 2 期小田原市食育推進計画（素案）について

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年 3 月に「小田原市食育推進計画」を策定し、家庭や学校、幼稚園・保育所等、地域、職域などあらゆる場面において食育を推進してきた。

平成 28 年度末の同計画の計画期間満了を控え、計画の進捗状況を分析する中で、毎日朝食をとる小中学生の割合が高くなる一方、20 歳代の朝食の欠食率や栄養バランスの乱れ、高齢者の孤食の割合が高いことなどが明確となり、ライフステージに応じた食育の推進が必要となってきた。そこで、より地域の実情に沿った食育施策を計画的に推進していくため、現計画を見直し、新たに「第 2 期小田原市食育推進計画」を策定する。

2 計画期間

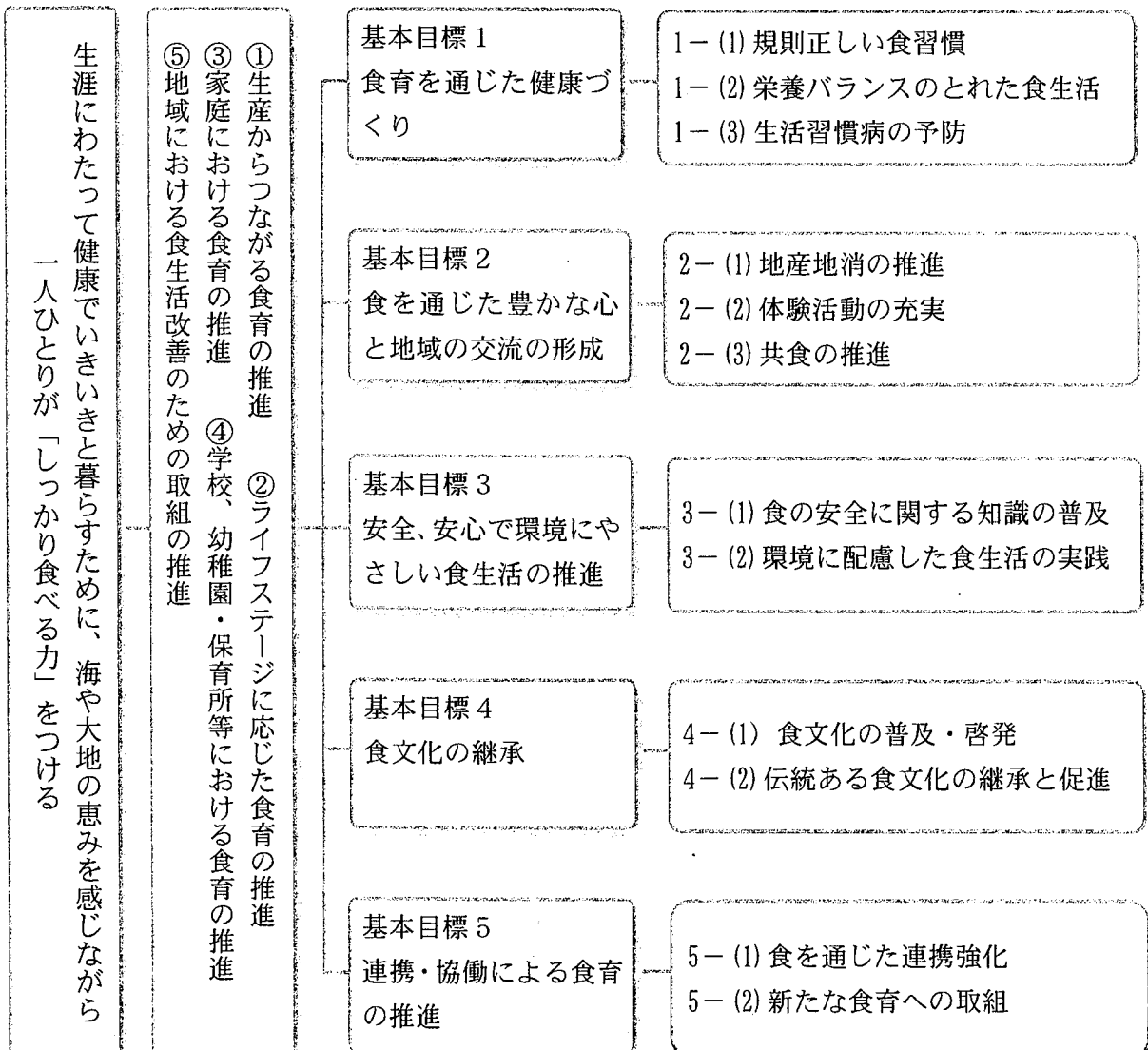
平成 29 年度から平成 34 年度までの 6 年間

3 施策の体系

【基本理念】 【計画の視点】

【基本目標】

【基本施策】



4 第2期計画の特徴

- (1) 各世代の孤食を防ぐための共食の推進
- (2) ライフステージに応じた食育の推進
- (3) 5つの計画の視点を位置付け

5 今後のスケジュール

平成28年

- 12月 パブリックコメント実施(12月15日～平成29年1月13日)

平成29年

- 1月 食育推進のための庁内連絡会開催
- 2月 第3回小田原市食育推進計画策定検討委員会開催
- 3月 策定

第2期小田原市食育推進計画 (素案)

平成 年 月
小 田 原 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 小田原市の食に関わる現状	3
1 小田原の風土と食	3
2 小田原の食をめぐる現状	8
3 第1期計画の評価	9
第3章 計画の基本方針	10
1 基本理念	10
2 計画の視点	10
3 基本目標	12
4 計画指標	14
5 施策の体系	15
第4章 計画の視点から見た基本施策	16
1 視点1 生産からつながる食育の推進から見た基本施策	16
2 視点2 ライフステージに応じた食育の推進から見た基本施策	17
3 視点3 家庭における食育の推進から見た基本施策	
視点4 学校、幼稚園・保育所等における食育の推進から見た基本施策	
視点5 地域における食生活改善のための取組の推進から見た基本施策	19
基本目標1 食育を通じた健康づくり	19
(1) 規則正しい食習慣	22
(2) 栄養バランスのとれた食生活	23
(3) 生活習慣病の予防	24
基本目標2 食を通じた豊かな心と地域の交流の形成	26
(1) 地産地消の推進	29
(2) 体験活動の充実	31
(3) 共食の推進	32
基本目標3 安全、安心で環境にやさしい食生活の推進	33
(1) 食の安全に関する知識の普及	36
(2) 環境に配慮した食生活の実践	36

基本目標 4 食文化の継承	38
(1) 食文化の普及・啓発	39
(2) 伝統ある食文化の継承と促進	39
基本目標 5 連携・協働による食育の推進	41
(1) 食を通じた連携強化	43
(2) 新たな食育への取組	44
第5章 計画の推進	45
1 周知	45
2 推進体制	45
3 進行管理	45
参考資料	46

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、「食」の大切さに対する意識が希薄になり「健全な食生活」が失われつつあると懸念されており、健康面では、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題が挙げられています。さらには、大量の食品ロス、食への感謝の心が薄れるといった問題も生じています。

この現状を受けて、国では平成17年7月に食育基本法を制定し、食育の推進に取り組むための基本計画を明らかにしました。平成28年3月には「第3次食育推進基本計画」を策定し、食を取り巻く社会環境が変化する中、食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、神奈川県においても、平成25年3月に「第2次神奈川県食育推進計画（食みらいかながわプラン 2013）」を策定し、県、市町村、関係団体・事業者と県民がかながわ食育フェスタ等の啓発イベントや日頃の食育活動において連携を図り、県民一人ひとりが「いのち」の源である「食」のあり方を学び、食生活を見直すことで、将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

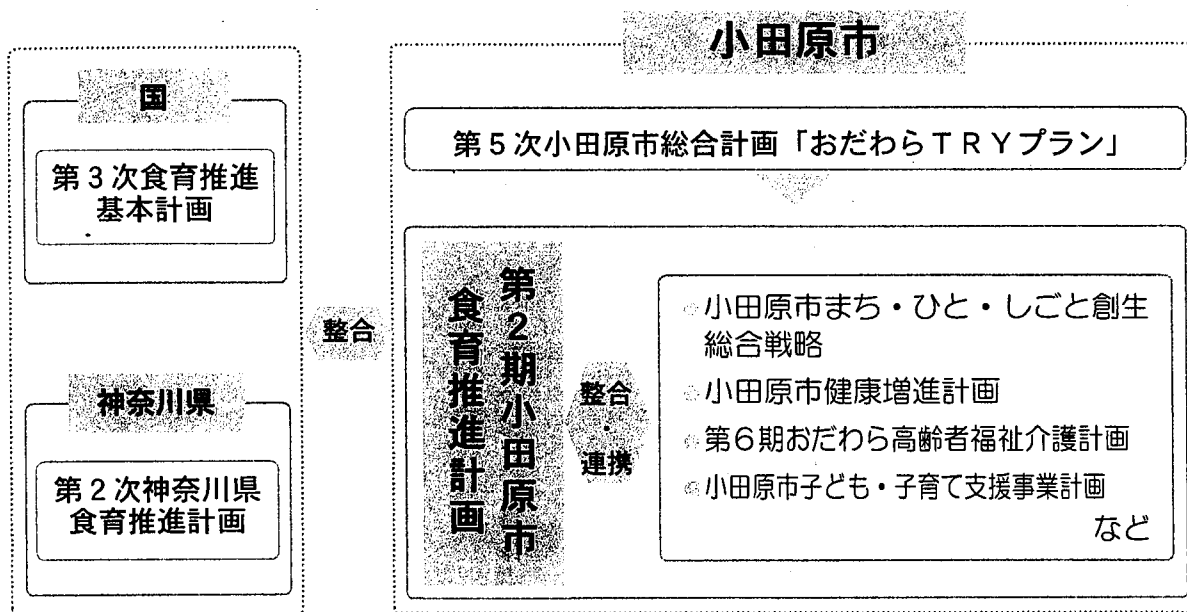
本市においても、平成23年3月に「小田原市食育推進計画」を策定し、『生涯にわたって健康でいきいきと暮らすために、海や大地の恵みを感じながら一人ひとりが「しっかり食べる力」をつける』ことを基本理念に、家庭や学校、幼稚園・保育所等、地域、職域などあらゆる場面において、食育を推進してきました。

平成28年度末の同計画の計画期間満了を控え、計画の進捗状況を分析する中で毎日朝食をとる小中学生の割合が高くなる一方、20歳代の朝食の欠食率や栄養バランスの乱れ、高齢者の孤食の割合が高いことなどが明確となり、ライフステージに応じた食育の推進が必要となってきました。そこで、より地域の実情に沿った食育施策を計画的に推進していくため、このたび、現計画を見直し、新たに「第2期小田原市食育推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけられます。その実施にあたっては、本市の上位計画である第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」や他の計画と整合性をもたせることにより、関係する事業を協働し推進するものとなります。

また、本計画はすべての食育関係者並びに市民がそれぞれの特性をいかしながら、連携を図り、食育活動に取り組むための基本事項を示しています。



3 計画の期間

本計画の期間は平成 29 年度から 34 年度までの 6 年間です。

情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
					見直し						見直し
小田原市食育推進計画						第 2 期小田原市食育推進計画					

第2章 小田原市の食に関わる現状

1 小田原の風土と食

農業は、市の中心部を貫流する酒匂川流域に広がる水田地帯の稲作と西部及び南部の箱根山麓及び東部の曾我丘陵の樹園地のみかんを主体とした果樹に大別されます。

漁業は、昔から相模湾西部の漁業の中心地として栄え、海の幸に恵まれてきました。中でも全国的に有名なものが定置網漁業です。海域は急深な地形であり、岸から沖へ 1,500メートルも離れば水深が 200メートルに達するほどです。このため、この深い海底地形に適した定置網が発達してきました。

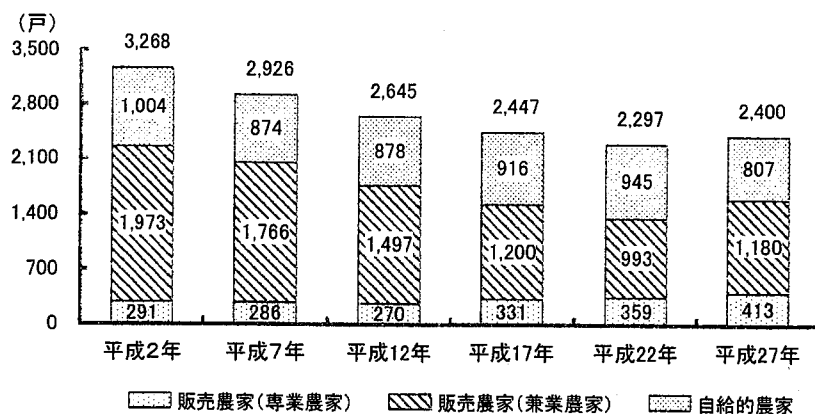
また、古くから、多くの人々が往来し、さまざまな文化の交流が行われてきた地域でもあり、自然と歴史の中で育まれた「かまぼこ」や「梅干し」「ひもの」など、小田原の伝統食品は全国的にも有名です。

(1) 農家

農家戸数の推移をみると、平成 22 年までは減少していましたが、平成 27 年に増加し 2,400 戸となっています。

特に減少の大きい販売農家（兼業農家）についても、平成 22 年までは減少していましたが、平成 27 年に増加しています。また、販売農家（専業農家）については、近年、増加しています。

図 農家戸数の推移



出典：農林業センサス

(2) 農産物収穫量

農産物の収穫量をみると、みかんが 11,400 t で最も多く、次いで、水稻 2,140 t、たまねぎ 1,370 t となっています。

また、みかん、たまねぎ、梅については、神奈川県内で 1 位となっています。

図 小田原農産物 収穫量

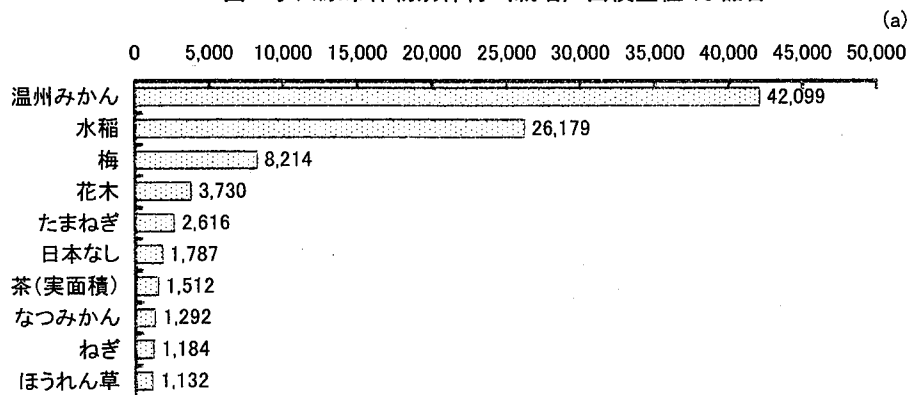
項目	収穫量	神奈川県内順位
みかん	11,400 t	1 位
水稻	2,140 t	2 位
たまねぎ	1,370 t	1 位
梅	903 t	1 位
茶	125 t	4 位

出典：平成 18～19 年神奈川県農林水産統計年報

(3) 作物別作付（栽培）面積

生産高の第 1 位は栽培面積が約 482ha に及ぶみかん（その他柑橘も含む）で、他に米・梅・花木類などがあります。

図 小田原市作物別作付（栽培）面積上位 10 品目

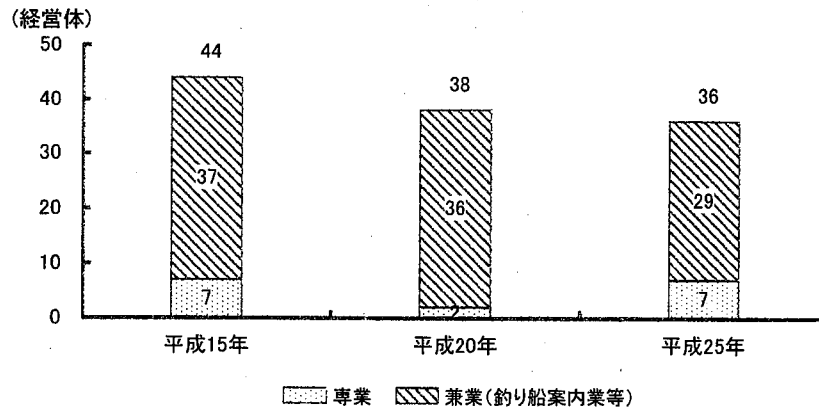


出典：2005 年農林業センサス

(4) 漁業

自営漁業（個人）の専業・兼業経営体数の推移をみると、平成15年から減少しており平成25年には36経営体となっています。しかし、専業経営体数は平成20年以降増加しており、平成25年には平成15年と同じ7経営体となっています。

図 自営漁業（個人）の専業・兼業経営体数の推移

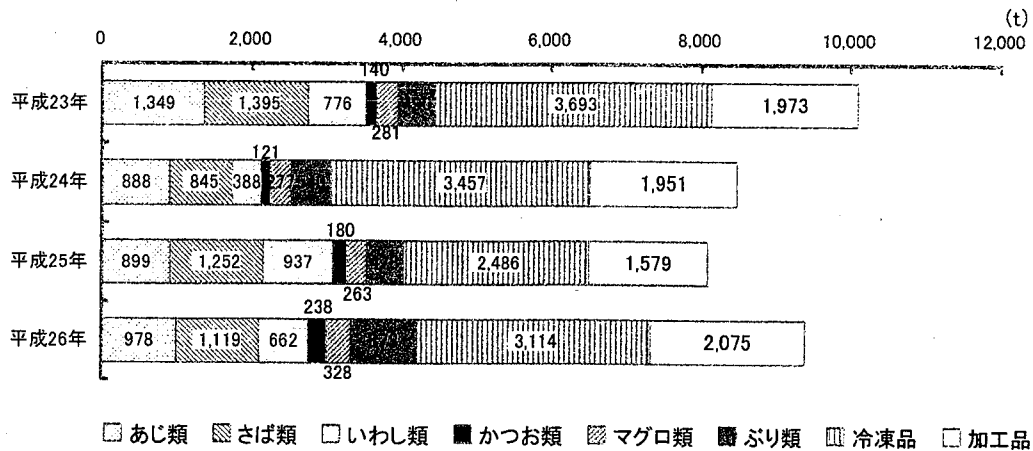


出典：漁業センサス

(5) 公設水産地方卸売市場での主な取扱数量

小田原市公設水産地方卸売市場での主な取扱数量をみると、全数量は平成25年までは減少し、平成26年で増加しています。平成26年では冷凍品、加工品を除き、さば類が最も多く1,119t、次いで、あじ類が978t、ぶり類が873tとなっています。

図 小田原市公設水産地方卸売市場での主な取扱数量



出典：水産海浜課

(6) 平成 26 年度水揚げ量と水揚げ金額ベスト 5

平成 26 年度の水揚げ量の 1 位はサバ類で 712 t、水揚げ金額の 1 位は活魚類で 223,901 千円となっています。

表 平成 26 年度水揚げ量と水揚げ金額ベスト 5

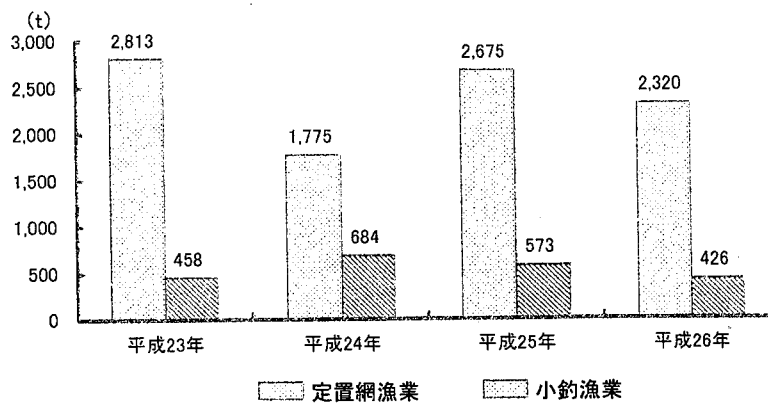
順位	魚の名前	水揚げ量	順位	魚の名前	水揚げ金額
1 位	サバ類	712 t	1 位	活魚類	223,901 千円
2 位	イワシ類	464 t	2 位	アジ類	202,572 千円
3 位	アジ類	311 t	3 位	サバ類	76,025 千円
4 位	ソウダガツオ	259 t	4 位	その他	70,064 千円
5 位	カマス	227 t	5 位	貝類	45,830 千円

出典：水産海浜課

(7) 地元漁業種別水揚状況（数量）

地元漁業種別水揚量をみると、定置網漁業、小釣漁業ともに増減を繰り返しており、平成 26 年で定置網漁業は 2,320 t、小釣漁業は 426 t となっています。

表 地元漁業種別水揚量

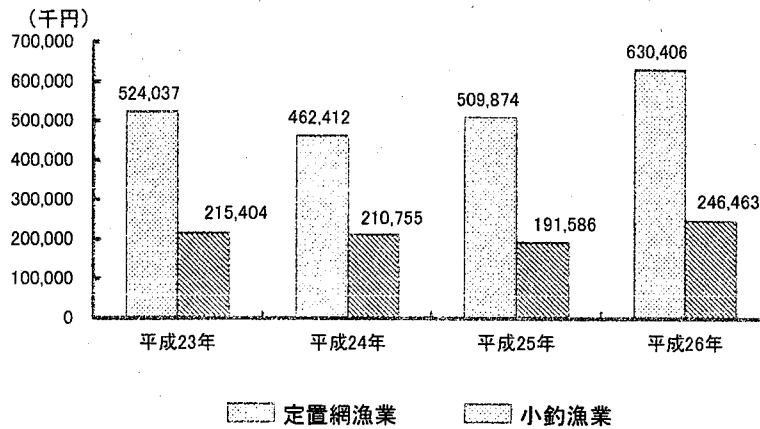


出典：水産海浜課

(8) 地元漁業種別水揚状況 (金額)

地元漁業種別水揚金額をみると、定置網漁業は増減を繰り返しており、小釣漁業は減少傾向となっています。平成26年で定置網漁業は630,406千円、小釣漁業は246,463千円となっています。

図 地元漁業種別水揚金額



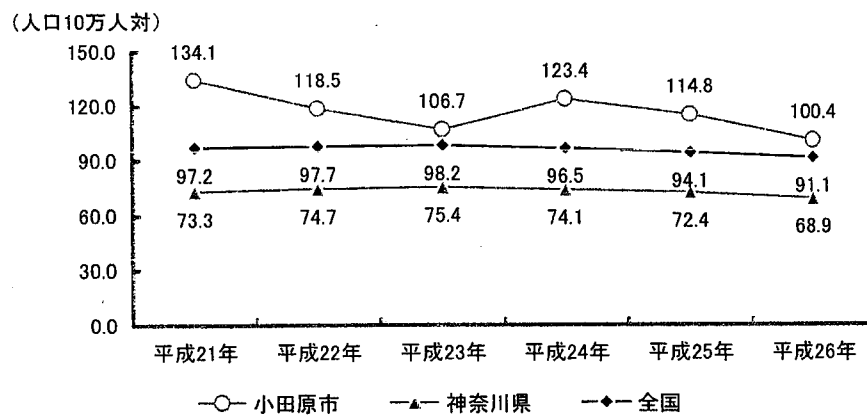
出典：水産海浜課

2 小田原の食をめぐる現状

(1) 脳血管疾患死亡率

脳血管疾患死亡率の推移をみると、平成24年に増加しますが、平成21年から減少傾向にあり、平成26年には100.4となっています。しかし、神奈川県や全国に比べ高い値で推移しています。

図 脳血管疾患死亡率の推移

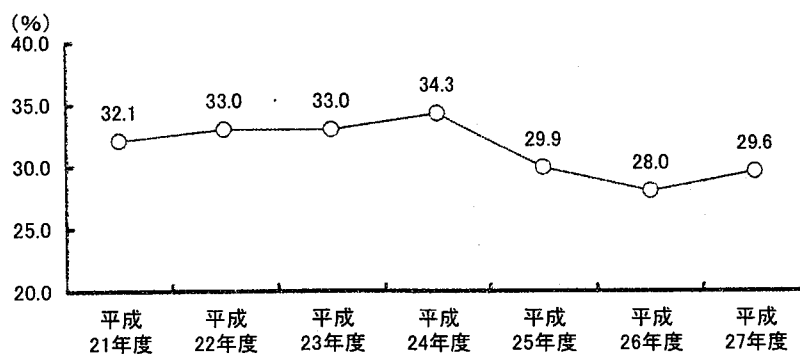


出典：小田原市、神奈川県は神奈川県衛生年報
全国は人口動態統計

(2) 学校給食

学校給食における県内地場産品（生鮮食料品）使用率の推移をみると、平成21年度から平成24年度までは増加しており34.3%となっていますが、そこから減少し平成27年度には29.6%となっています。

図 学校給食における県内地場産品（生鮮食料品）使用率の推移



出典：小田原市環境基本計画・年次報

3 第1期計画の評価

前計画において、5つの基本目標に7項目の数値目標を設定しました。

7項目中1項目（食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合）でA評価、4項目でB評価、2項目（栄養のバランスを考えて食事をする市民の割合、食育に関心を持っている市民の割合）でC評価となっています。

○目標1 健康に配慮した食習慣を身につける

指標		当初値 (H22)	目標値 (H28)	現状値 (H28)	評価
毎日朝食をとる市民の割合	小学生	86.1%	95%以上	95.8%	B
	中学生	79.0%		90.3%	B
	20歳以上の男女	80.6%	85.0%	80.7%	B

○目標2 バランスよく食べる

指標	当初値 (H22)	目標値 (H28)	現状値 (H28)	評価
栄養のバランスを考えて食事をする市民の割合	40.3%	75.0%以上	34.1%	C

○目標3 食の安全・安心について理解を深める

指標	当初値 (H22)	目標値 (H28)	現状値 (H28)	評価
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	63.4%	75.0%以上	87.6%	A

○目標4 食べ物を大切にする気持ちを育む

指標	当初値 (H22)	目標値 (H28)	現状値 (H28)	評価
日ごろから「もったいない」と感じる市民の割合	58.3%	90.0%以上	58.8%	B

○目標5 市民・団体・行政が一体となって食育を推進する

指標	当初値 (H22)	目標値 (H28)	現状値 (H28)	評価
食育に関心を持っている市民の割合	77.6%	90.0%以上	65.7%	C

※1 当初値は、平成21年度「小田原市健康と食に関する意識調査」の結果

※2 目標値は、前計画策定時に設定した数値目標（目標1と目標2の数値は、小田原市健康増進計画に準ずる。

※3 現状値のうち、毎朝朝食をとる市民の割合の小・中学生の数値は、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果、その他の数値は、平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査の結果

※4 評価

A	目標達成	目標値に達した
B	改善	目標値には達していないが、当初値は上回った
C	未達成	目標値・当初値ともに達していない

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

**生涯にわたって健康でいきいきと暮らすために、
海や大地の恵みを感じながら
一人ひとりが「しっかり食べる力」をつける**

私たちが生涯にわたって心身ともに健康で、いきいきと過ごすために、「食育」はあらゆる世代に必要です。そして、私たち一人ひとりが自然の恵みを感じ、食べることは命の循環であることを認識し、「しっかり食べる力」をつけること、さらに、その食べる力を「生きる力」につなげていくことが大切です。

そのため、基本理念は第1期計画を引き継ぎ『生涯にわたって健康でいきいきと暮らすために海や大地の恵みを感じながら一人ひとりが「しっかり食べる力」をつける』とします。

2 計画の視点

食育の推進により、市民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理を実践でき、生涯を通じ、健康で心豊かな市民が増えるよう、「個人・家庭」、「地域・保健・福祉・医療・ボランティア団体等」、「農林漁業者・食品関連事業者」、「学校」、「幼稚園・保育所等」、「行政」、それぞれの役割を明確にして取り組んでいくことが重要です。

そのため、以下の5つの視点から食育を推進します。

- 視点1 生産からつながる食育の推進
- 視点2 ライフステージに応じた食育の推進
- 視点3 家庭における食育の推進
- 視点4 学校、幼稚園・保育所等における食育の推進
- 視点5 地域における食生活改善のための取組の推進

視点1 生産からつながる食育の推進

食べるということは、地域や環境を含めたさまざまなつながりと広がりをもった行動です。食べ物は、森や海、田んぼや畑などで生産され、流通、販売、調理されます。食べることで健康な心身をつくります。そして自然に次の生産活動に働きかける循環性をもっており、食の循環を意識した食育を推進します。

視点2 ライフステージに応じた食育の推進

食は命の源であり、食がなければ命は成り立ちません。生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた食育を推進します。

視点3 家庭における食育の推進

近年、ライフスタイルの変化や食をめぐる環境変化の中で、食習慣の乱れ等が生じています。そのため、一人一人が家庭における食生活を大切に、健全な食生活を実践できるよう、食育を推進します。

視点4 学校、幼稚園・保育所等における食育の推進

子どもが食の大切さや楽しみを実感することにより、家庭への波及効果をもたらすことも期待できます。子どもの健全な育成に重要な役割を果たしている学校、幼稚園・保育所等において、あらゆる機会を通じて、食育を推進します。

視点5 地域における食生活改善のための取組の推進

生活習慣病を予防する上では、運動習慣の徹底等とともに食生活の改善が大切です。そのため、家庭や学校、幼稚園・保育所等と連携しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう、食育を推進します。

3 基本目標

基本理念『生涯にわたって健康でいきいきと暮らすために、海や大地の恵みを感じながら一人ひとりが「しっかり食べる力」をつける』を達成するため、5つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1 食育を通じた健康づくり

医食同源という言葉があるように、食べることは健康に生きることに繋がります。バランスのとれた食事を適量摂ることは、健康な生活を維持するために不可欠です。

現代は飽食の時代と言われ、食料は豊かになっています。また、食に関する情報も溢れています。しかし、バランスのとれた食事を実践できていない人も多くいます。また、食事の摂り方を知らなかったり、朝食を摂らない人もいます。

望ましい食生活を送り、健康で元気に暮らし続けることができるよう、食による健康維持を支援します。

基本目標2 食を通じた豊かな心と地域の交流の形成

現代では、ライフスタイルが多様化したことで、家庭での食事の風景も変わっています。また、単身世帯の増加により、孤食の問題も浮き彫りになっています。

家族や友人と食事を摂ることは、豊かな心を育むことに繋がります。そこで、食を通じたコミュニケーションを図る施策を推進します。

また、日常生活では多くの消費者は食品を購入するだけで、生産や加工の現場を知らない人が多くなっています。そのため、食が自然の恵みであること、多くの人に関わって食品ができていることを忘れがちです。食に対する感謝の気持ちを育てられるよう、体験活動の充実を図ります。

基本目標 3 安全、安心で環境にやさしい食生活の推進

現代の食料が豊かになっている一方で、食べ残し、消費期限・賞味期限切れなどに伴う食品の廃棄が家庭や食品関連事業者から発生しています。

資源の本来の価値を大切にす「もったいない」の心を持って、食べ残しや食品の廃棄を減らしたり、身近なところでとれる農林水産物を積極的に消費・利用することは環境への負荷の軽減につながります。

さらに、調理の工夫などにより、食べ残しを減らすといった生活環境に配慮した取組を推進し、環境への負荷を減らしながら、食環境を改善していきます。

基本目標 4 食文化の継承

伝統的な食文化は、親から子へと引き継がれていくことが大切であり、その基盤になるのが家庭です。

豊かな自然に育まれた地域の食材や、長い歴史を持つ食文化を見直すことは、世代間交流のみならず、食に対する楽しさを伝えることとなります。地域の伝統食などを伝えることで、食の楽しさを伝えます。

基本目標 5 連携・協働による食育の推進

食育は、性別・年代を問わず、すべての人が実践する必要があるものです。しかし、ライフスタイルが多様化した現在では、個人の努力だけですべての人が食育を実践することは難しくなっています。

すべての人が食育を実践できるよう、団体や企業とネットワークをつくり、食育の輪を広げることですべての人に食育が行き届くよう努めていきます。

4 計画指標

5つの基本目標ごとに、より市民に食育を身近に感じてもらうための指標を設定し、計画を推進します。

基本目標	指標	現状値 (H28)	目標値 (H34)
基本目標1 食育を通じた健康づくり	毎日朝食をとる 20歳以上の市民の割合	80.7%	85%以上
	栄養のバランスを考えて食事 をとる市民の割合	34.1%	75%以上

※現状値は、平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査の結果

基本目標	指標	現状値 (H28)	目標値 (H34)
基本目標2 食を通じた豊かな心と地域の交流 の形成	家族や友人と1日1食以上、食事 をとる市民の割合	72.4%	80%以上

※現状値は、平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査の結果で、「家族や友人と食べることが多い」「朝食のみ1人で食べる」「夕食のみ1人で食べる」と回答した人を合わせた割合

基本目標	指標	現状値 (H28)	目標値 (H34)
基本目標3 安全、安心で環境にやさしい食生 活の推進	食品の安全性に関する基礎的な 知識を持っている市民の割合	87.6%	90%以上

※現状値は、平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査の結果で、「充分あると思う」「ある程度あると思う」と回答した人を合わせた割合

基本目標	指標	現状値 (H28)	目標値 (H34)
基本目標4 食文化の継承	地域や家庭の料理や作法等受け 継いでいる市民の割合	55.4%	70%以上

※現状値は、平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査の結果で、「受け継いでいるし、伝えている」「受け継いでいるが、伝えていない」と回答した人を合わせた割合

基本目標	指標	現状値 (H28)	目標値 (H34)
基本目標5 連携・協働による食育の推進	食育に関心をもっている市民の 割合	65.7%	90%以上

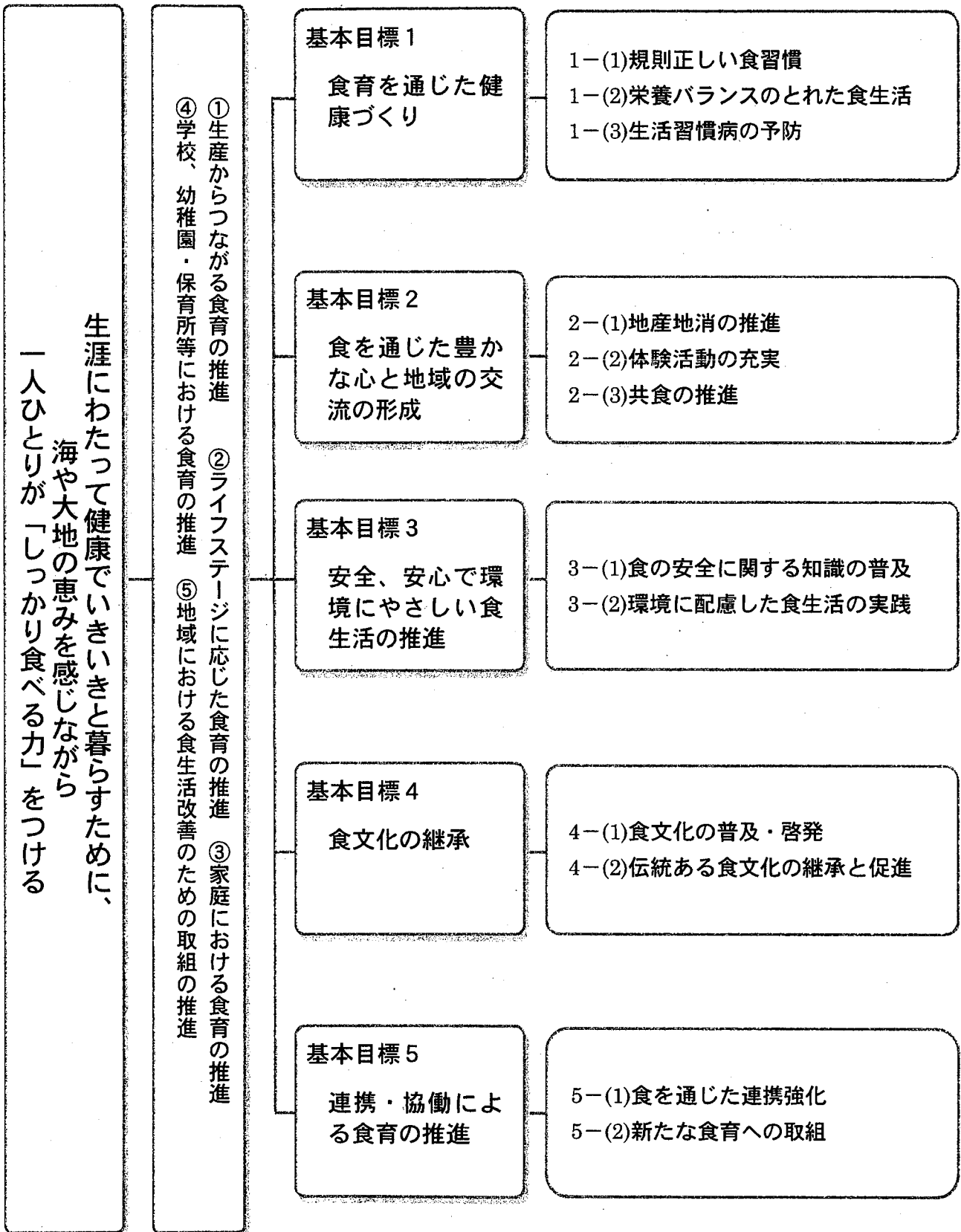
※現状値は、平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査の結果で、「関心がある」「どちらからといえ
ば関心がある」と回答した人を合わせた割合

5 施策の体系

【基本理念】 【計画の視点】

【基本目標】

【基本施策】



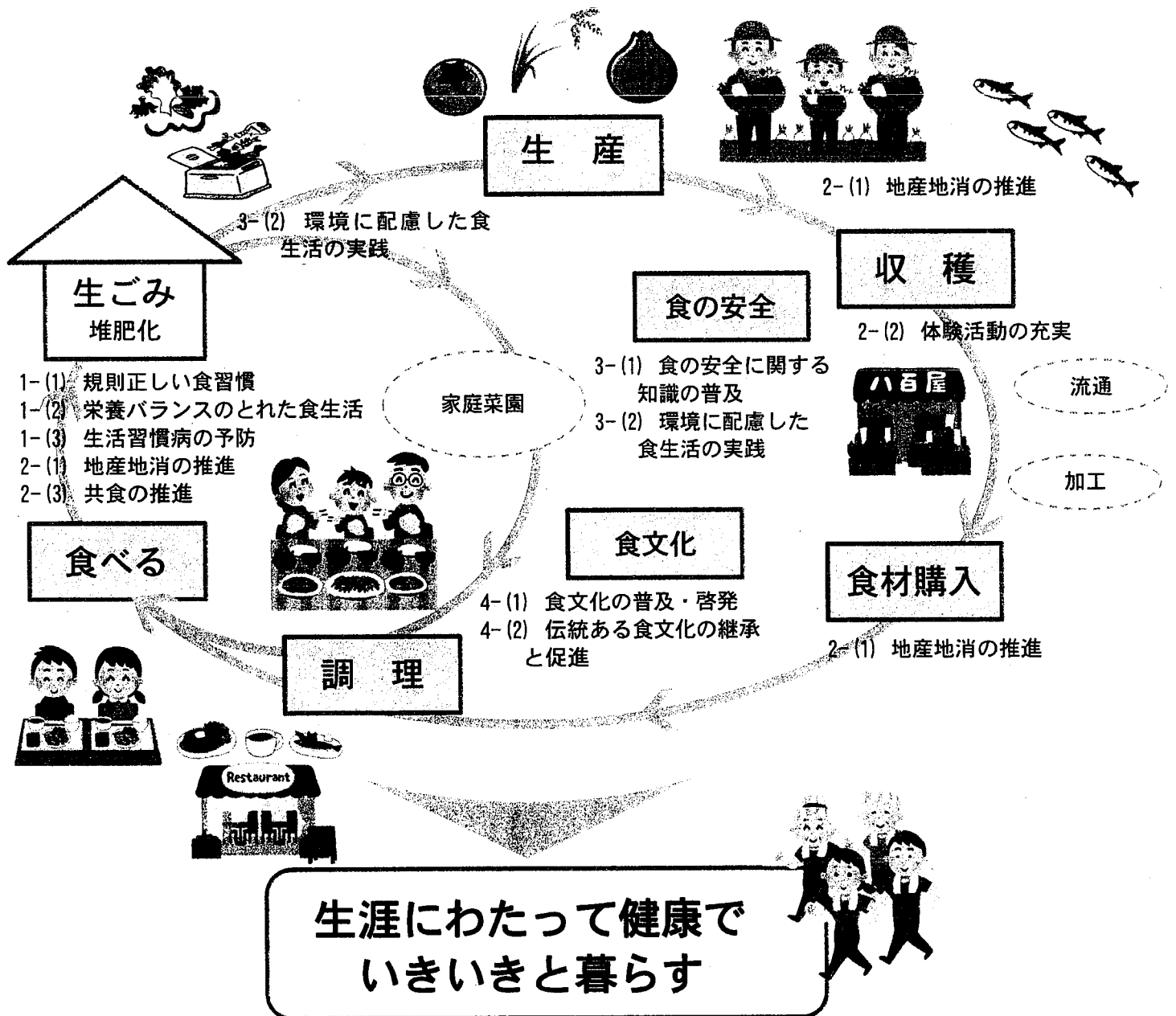
第4章 計画の視点から見た基本施策

1 視点1 生産からつながる食育の推進から見た基本施策

食料の生産から消費に至る食の循環を意識することにより、多くの関係者により食が支えられていることを理解したり、食に対する感謝の念を深めたり、環境への配慮につながります。また、生産者、食品関連事業者、消費者が、それぞれの立場で食の循環を意識し、食の安全を確保することが大切です。

さらに、食文化は、地場産物を生かした郷土料理やその食べ方、食事の際の作法等、生産や食べるといった食の循環にも大きく関わることから、食文化を継承していく必要があります。

※図の中の数字は、基本施策の番号です。



2 視点2 ライフステージに応じた食育の推進から見た基本施策

ライフステージ	乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～19歳)
めざす姿	望ましい食習慣の基礎をつくる	自立に向けた望ましい食習慣を確立する
基本目標1 食育を通じた健康づくり	食べたい物を増やす 1-(2)	食べ物をおいしく食べるため、 歯と口腔の健康を保つ 1-(1)
	発育・発達に応じた食事をする 1-(1)	
	かむ機能を育てる 1-(1)	よく噛んで食べる 1-(1)
	栄養バランスのとれた食事をし、生活習慣病を予防する 1-(2)	
	望ましい食習慣を身につける 1-(1)	
基本目標2 食を通じた豊かな心と地域の 交流の形成	会話（乳児期は声かけ）をしながら、楽しく食事をする 2-(3)	
	調理等の手伝いをする 2-(2)	調理の基本を学ぶ 2-(2)
	農林水産業体験等を通して生産や流通を学ぶ 2-(1)	
	自然や食べ物に触れる 2-(2)	
	孤食を防ぐ 2-(3)	
基本目標3 安全、安心で環境にやさしい 食生活の推進	食の安全等に関する正しい知識、選択力を身につける 3-(1)	
	食の安全等に関する正しい知識に基づいて、 適当な取り扱いをする 3-(1)	
	生産者の苦勞を認識し、食品廃棄の減量、リサイクルに努める 3-(2)	
	農林水産業体験等を通して生産や流通を学ぶ 3-(1)	
基本目標4 食文化の継承	食事の際のあいさつ、マナーを身につけ、あいさつの意味を考える 4-(1)	
	伝統料理を知る 4-(2)	食文化について 理解を深める 4-(1)
	伝統食などの食文化 を継承していく 4-(2)	
基本目標5 連携・協働による食育の推進	食に関する興味をもち、食の大切さを認識する 5-(1)	
		積極的に食育に関する 情報を得る 5-(1)

※図の中の数字は、基本施策の番号です。

青年期 (20～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)	高齢期 (65 歳以上)
健全な食生活を実現する	健全な食生活の維持と健康管理を行う	食を通じた豊かな生活を実現する
<p style="text-align: center;">食べ物をおいしく食べるため、 歯と口腔の健康を保つ 1- (1)</p>		
<p style="text-align: center;">よく噛んで食べる 1- (1)</p>		
		<p style="text-align: center;">低栄養と虚弱化を予防する 1- (2)</p>
<p style="text-align: center;">栄養バランスのとれた食事をし、生活習慣病を予防する 1- (2)</p>		
<p style="text-align: center;">望ましい食習慣を身につける 1- (1)</p>	<p style="text-align: center;">体調に合った食生活をおくる 1- (1)</p>	
<p style="text-align: center;">会話をしながら、楽しく食事をする 2- (3)</p>		
<p style="text-align: center;">栄養バランスを考えた調理をする 2- (2)</p>		
<p style="text-align: center;">農林水産業体験等を通して地場産品を意識するとともに、自ら栽培等に取り組む 2- (2)</p>		
<p style="text-align: center;">孤食を防ぐ 2- (3)</p>		
<p style="text-align: center;">食の安全等に関する正しい知識に基づいて、 適当な取り扱いをする 3- (1)</p>		
<p style="text-align: center;">生産者の苦勞を認識し、食品廃棄の減量、リサイクルに努める 3- (2)</p>		
<p style="text-align: center;">次世代に食のありがたさ、大切さ、知識を伝える 4- (1)</p>		
<p style="text-align: center;">食文化について理解を深める 4- (1)</p>		
<p style="text-align: center;">伝統食などの食文化を継承していく 4- (2)</p>		
<p style="text-align: center;">積極的に食育に関する情報を得る 5- (1)</p>	<p style="text-align: center;">経験や知識を生かして食育活動に参加する 5- (1)</p>	

3 視点3 家庭における食育の推進から見た基本施策

視点4 学校、幼稚園・保育所等における食育の推進から見た基本施策

視点5 地域における食生活改善のための取組の推進から見た基本施策

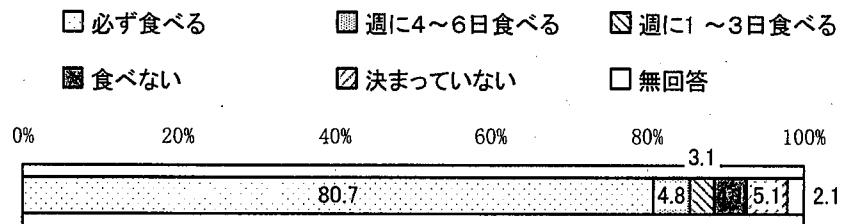
基本目標1 食育を通じた健康づくり

【現状と課題】

- アンケート調査結果をみると、若い世代、特に20歳代の朝食の欠食率や栄養バランスに配慮した食生活などに課題が見られます。

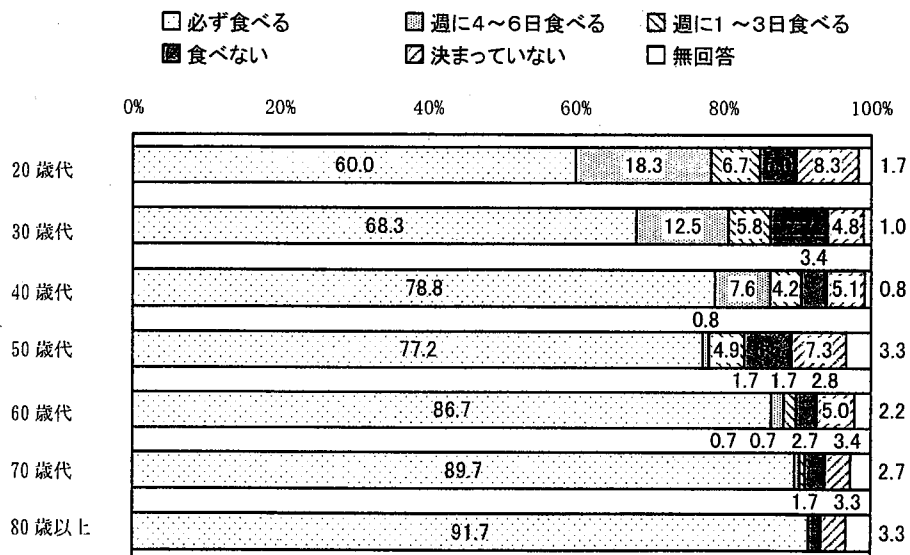
また、栄養成分表示を参考にしている人も少なく、若い世代には朝食の大切さを周知するとともに、栄養バランスのとれた食生活の実践に向けた働きかけが必要です。

■ 朝食の摂取状況



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

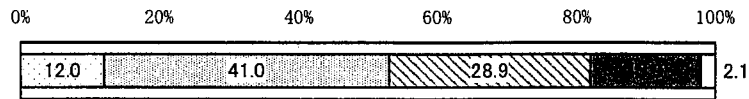
■ 朝食の摂取状況 (年齢別)



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

■ 食品購入時の栄養成分表示参考状況

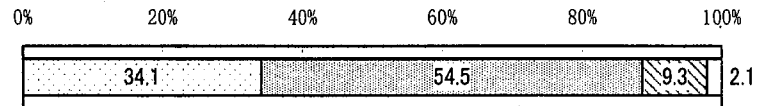
- いつも参考になっている
- 時々参考になっている
- あまり参考にしていない
- ほとんど参考にしていない
- 無回答



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

■ 栄養バランスを考えた食事の摂取状況（全体）

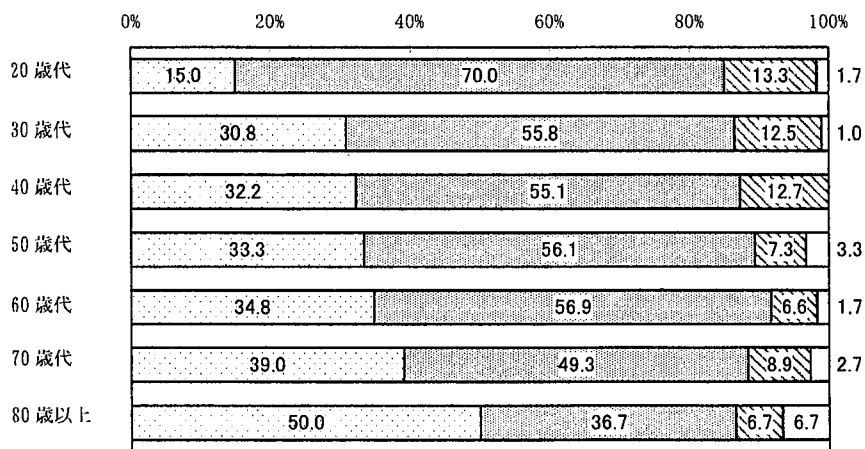
- 考えて食べている
- 少しは考えて食べている
- 考えていない
- 無回答



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

■ 栄養バランスを考えた食事の摂取状況（年齢別）

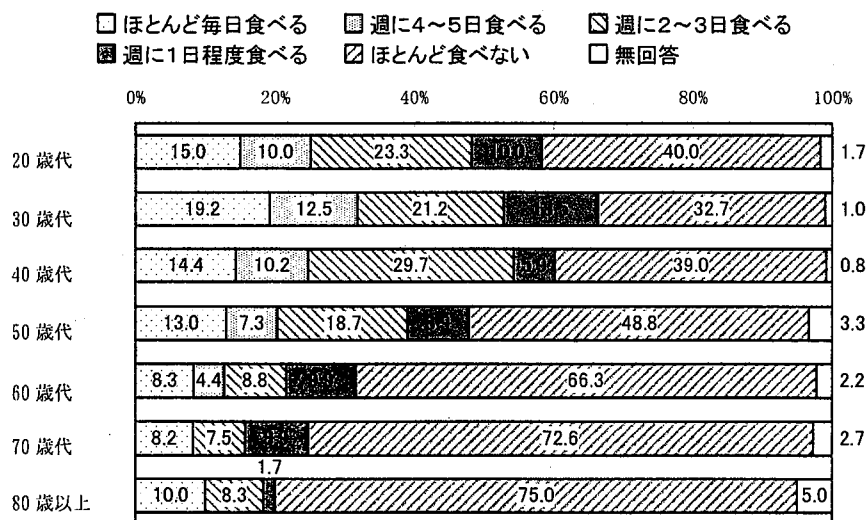
- 考えて食べている
- 少しは考えて食べている
- 考えていない
- 無回答



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

- 男性の中高年は、肥満の割合も高く、他の年代に比べ、就寝前2時間以内に食事を食べたり、夜食を食べる傾向があります。今後も引き続き、食に関する知識を深め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践できるよう、食育を推進していくことが大切です。

■ 就寝前2時間以内の食事や夜食の摂取状況（年齢別）

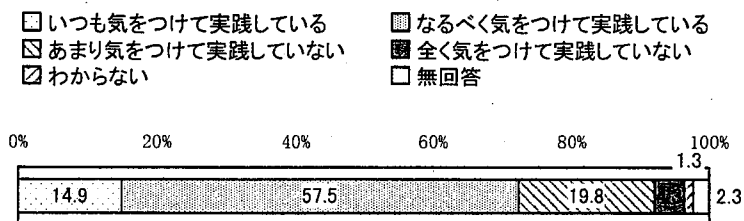


出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

- 本市では脳血管疾患による死亡率が全国、県平均と比べて高く、糖尿病、腎不全、高血圧症などの生活習慣病とその重症化疾患による死亡率も県を大きく上回っている状況です。

生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践している割合は約7割となっています。栄養・食生活等の生活習慣の改善を図るとともに、高血圧、脂質異常症等の危険因子の早期発見・早期治療により、健康寿命の延伸につながる生活習慣病の予防や改善を図っていくことが必要です。

■ 適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活の実践状況



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

【方向性】

生活習慣病は、食生活が大きく影響しています。そのため、子どもの頃からの規則正しい食習慣を身につけたり、栄養バランスのとれた食生活を実践するなど、望ましい食生活を送り、健康で元気に暮らし続けることができるよう、食による健康維持を支援します。また、食生活・栄養などの生活習慣の改善と生活習慣病予防を進めます。

(1) 規則正しい食習慣

健康診査や各種事業を通じて、規則正しい食習慣を身につけることができるよう、食に関する情報提供や相談支援を行います。

○行政の取組

取組	内容
妊婦に対する食に関する情報提供の充実	母子健康手帳の交付時や妊婦健康診査、保健師等による相談、ママパパ学級等の事業において、妊婦への食に関する情報提供を行います。
乳幼児期における食に関する相談体制の充実	乳幼児健康診査、いきいき親子育児相談、育児相談、1歳6か月児、2歳児、3歳児などの成長の節目の歯科健康診査を通じて、専門スタッフによる食事リズムやおやつのととり方、歯と食の関係について個別相談などを行います。
食に関する情報提供の充実	学校や幼稚園・保育所等、行政などあらゆる場から、インターネット、給食だより、健康教室、講座など様々な媒体や機会を通して、食習慣や食文化、健康づくりについて発信します。
「おだわらっ子の約束」の推進	子どもたちに身につけてほしいこととして、「早寝 早起しして 朝ご飯を食べます」「もったいないことをしません」「どんな命でも大切にします」など、食習慣の習得や食を大切にする心の育成を含む 10 の約束を、家庭、学校、地域などが一体となって、推進します。

(2) 栄養バランスのとれた食生活

栄養バランスのとれた食生活を実践するため、相談や学習、体験の機会を提供するとともに、栄養に関する情報提供を行います。

○行政の取組

取組	内容
乳幼児健診等を通じた栄養指導等の充実	身体発育及び発達の面から重要な時期である乳幼児に対し、医師等専門スタッフによる総合的な健康診査と食を通じた健康づくり講話や調理指導を行うことにより、保護者に適切な援助を行い、母子保健の向上を図ります。
個別の健康相談・栄養相談の実施	子育て中の保護者などを対象に、育児における食生活面の疑問や不安を解消し、成長段階に応じた健康相談・栄養相談を行います。 また、病院と連携してアレルギーの子どもに対する栄養相談も実施しています。
集団健康教育・栄養教育の実施	専門スタッフによる食を含む総合的な健康づくりを推進します。
食に関する学習の場の提供	妊産婦や子育て中の保護者などに対し、子育て応援講座や親子教室等を通して、食生活に関する正しい知識を普及し、家族の健康づくりを推進します。
発達段階に応じた食事体験の充実	月齢・年齢・個人に合わせた、食事体験を通して、食べる意欲を育みます。 また、集団生活の中で、離乳期の乳児や食物アレルギー・摂食障害の児童などに対応した食事を提供することによって、相互に食事の違いに気付いたり、一緒に食べる楽しさを味わうことができるようにします。
家庭への食事支援や情報提供の充実	保育参加などで保護者に試食会を実施し、発達段階に応じた食事体験や、離乳食、食物アレルギー児への除去食・代替食の提供をすることにより保護者と情報を共有し、食事への正しい理解を支援します。 また、毎月の給食だよりを活用し、健康な体をつくるための食事について情報提供を行うとともに、毎日提供する食事をサンプルケースに展示し、園児、児童、生徒と保護者が食事について話し合うきっかけづくりや、調理方法を伝えることによって保護者が食事づくりへの関心を持てるようにします。

取組	内容
高齢者・障がい者等に対する食生活への支援	高齢者・障がい者等に対し、より健康で自立した食生活をおくるために、個々に応じた栄養や口腔に関する支援をします。

(3) 生活習慣病の予防

がんや高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、若年期から生活習慣の改善や歯の健康に対する啓発など食に視点をおいた予防対策を推進します。

○行政の取組

取組	内容
健康状態に応じた栄養相談の実施	疾病管理に関する不安や健康づくりに関する疑問などを解消し、生活習慣や食習慣、健診の結果などをもとに改善点を見つけ、望ましい食習慣の習得を促します。
生活習慣病予防や高齢者の栄養改善に関する学習の場の充実	保健センターや地域の公民館などにおいて、調理実習や栄養教室、運動教室など健康づくりに関する教室を開催します。地域の人たちがふれあいながら、日ごろの生活習慣や食習慣を見直し、基礎知識を身につけることにより、生活習慣病予防を図ります。
特定保健指導の実施	40歳から74歳までの小田原市国民健康保険加入者の方を対象に、生活習慣病を予防するために、健診の結果に基づき必要に応じて、医師・保健師・管理栄養士などが、受診者に生活習慣における改善の支援・アドバイスを行います。
食や健康に関するイベントの開催	行政や関係団体などが一体となり、健康チェックや個別相談、情報提供、調理実習などを行うふれあいけんこうフェスティバル等を開催し、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。
歯の健康と食育の推進	市民とふれあうイベントや様々な機会を通じて、むし歯・歯周疾患の予防や歯・口の健康づくりの普及啓発をします。講演会等で、市民に最新の歯の健康に関する情報と食育について学習できる場を提供します。

基本目標1 食育を通じた健康づくり

視点3 家庭における食育の推進から見た基本施策

【個人・家庭の取組】

- 朝食を始めとする規則正しい食習慣の重要性を理解し、毎日実践する。
- 栄養と食品の正しい知識に基づいて自ら判断できる能力を身につける。
- 肥満、痩身の健康被害を知り、自分に適した食事の内容や量を調整し、運動習慣を身につける。
- 生活習慣病に関する知識を持つ。

視点4 学校、幼稚園・保育所等における食育の推進から見た基本施策

【学校、幼稚園・保育所等の取組】

- 食育に関する情報提供の充実を図る。
- 「おだわらっ子の約束」を推進する。
- 発達段階に応じた食事体験の充実を図る。
- 家庭への食事支援や情報提供の充実を図る。

視点5 地域における食生活改善のための取組の推進から見た基本施策

【地域の取組】

- 食事バランスガイド等の活用を食育に関連したボランティア機関、団体を通じ、市民への浸透を図る
- 地域で食育について学べる機会や場を充実する。

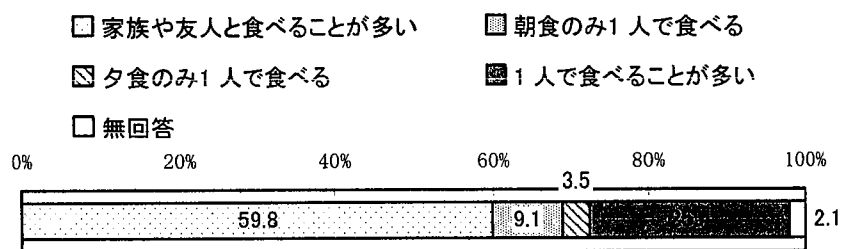
基本目標 2 食を通じた豊かな心と地域の交流の形成

【現状と課題】

- 全国的に、核家族化など家族規模の縮小が進み、個々のライフスタイルが多様化しています。

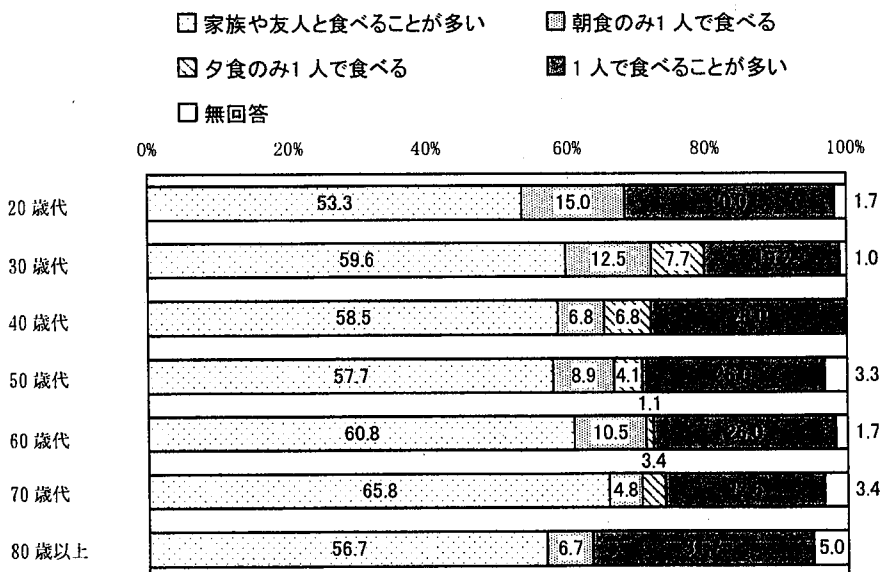
アンケート調査結果をみると、普段の食事を家族等と食べる人が多い人は約6割である一方、1人で食べる人が多い人は4人に1人となっており、20歳代、80歳以上は3割以上となっています。そのため、家族や友人等とともに食事づくりや食事をする中でコミュニケーションを図り、その楽しさを実感できるよう、共食を推進していく必要があります。

■ 普段の食事を家族等と食べることの摂取状況



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

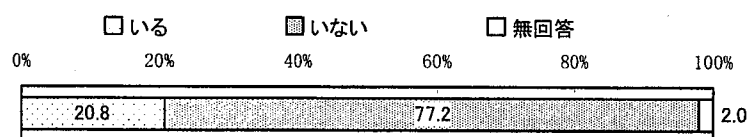
■ 普段の食事を家族等と食べることの摂取状況（年齢別）



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

- 食育への意識を高めるためには、野菜等の農産物を育てる楽しさ、収穫の喜びを知ることが重要となります。農林水産業体験に参加したことがある人は2割、参加したことのない人は約8割となっています。そのため、より、食に触れる体験機会を充実させていくため、生産者と消費者との交流を図り、農業への理解と支援、「食」への関心を高めていく必要があります。

■ 家族の中で農林水産業体験の参加の状況

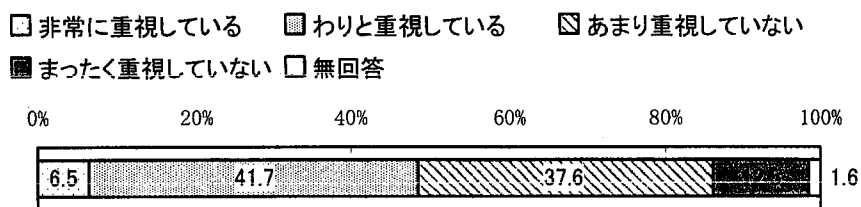


出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

- 食品を購入する際、地場産を重視している割合は5割であり、年齢が高くなるにつれ高くなる傾向がみられます。また、小田原市の特産品を知っている割合は7割以上ですが、20歳代、30歳代で、知らない割合が高く、約3割となっており、「地産地消」についても20歳代で、知らない割合が高く、約3割となっています。

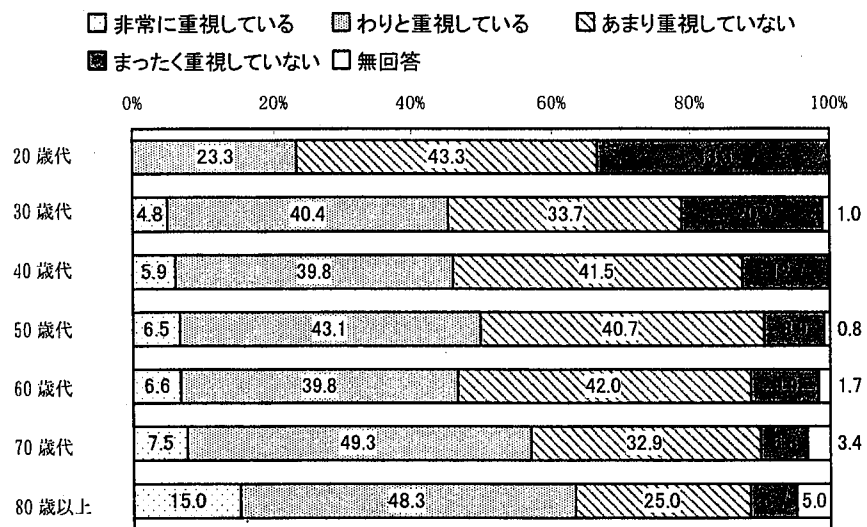
そのため、小田原市の恵まれた条件を活かした、生産者の顔の見える農漁業産業を推奨するとともに、多様な主体が連携し地産地消や食育の取組を進めていくことが必要です。

■ 食品を購入する際、地場産を重視している状況



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

■ 食品を購入する際、地場産を重視している状況(年齢別)



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

【方向性】

身近なところでとれる地場産物を積極的に消費・利用することを推進します。また、家族や友人と食事を摂ることは、豊かな心を育むことにつながります。そこで、食を通じたコミュニケーションを図る施策を推進するとともに、食に対する感謝の気持ちを育てられるよう、体験活動を充実します。

(1) 地産地消の推進

食品販売店や学校給食などでの市内産農林水産物の積極的な利用促進や、市内への農林水産物の供給に努めます。

○行政の取組

取組	内容
食に関する指導内容を充実した学校づくり（未来につながる学校づくり推進事業）	<p>子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくりを目指して、小田原の良さを活用した特色ある学校づくりを推進していく中において、食育への取組を重点項目に掲げている学校では、子どもの食に対する正しい知識と実践力を養っていきます。</p>
地場産物を利用した学校、幼稚園・保育所等における食育の推進	<p>地元の農産物（たまねぎ、さといも、みかん、キウイ、ほうれん草、小松菜など）や水産物（アジ、かます、その他大量に漁獲された魚、かまぼこ製品）を積極的に給食に利用します。</p> <p>かまぼこ献立や小田原献立などのかながわ産品学校給食デーを実施するなど、児童生徒に生きた教材として学校給食を活用し、生産者や食材に対する感謝の心を育むとともに、食材納入業者も含め地域の中で子どもたちを育てていくよう意識啓発をしていきます。</p> <p>また、講演会等を開催し、成長期を中心にした食生活に関する正しい知識の普及活動を行うほか、料理教室を開催し、食育を実践していく子どもや家庭の健康づくりを推進します。</p>
食の団体との連携による地場産物を使った料理教室の推進	<p>若い保護者や子どもを対象とした親子の料理教室や地場産の食材を使った料理教室の普及活動の場を広げて、推進します。</p>
旬の野菜・地魚を使った料理教室の開催	<p>一般の方々を対象に、旬の野菜を使った料理教室を開催し、減塩等の健康につながる野菜料理のレパートリーを増やし、積極的に野菜を食べる機会を増やしていきます。また、小田原の地魚を使った料理教室を開催し、魚のさばき方を学びながら、簡単にできる料理に挑戦してもらい、できたものを実際に食べてもらって、魚食について親しんでもらう機会を充実します。</p>

取組	内容
地域産物のPR事業の推進	<p>地元の農林水産物や加工品をイベントや品評会等を通じて、市内外に広くPRするとともに、小田原のブランドイメージの向上を図ります。</p> <p>小田原の持つ自然、歴史、文化、そこから生み出される特産品。その特徴を生かした「小田原ブランド」の確立を進めることによって、地域と特産品のブランド力の相乗効果による地域の振興を目指します。</p> <p>また、農産物の計画的な生産出荷を推進し、PR事業等により農産物の消費拡大・販売促進を目指します。</p>
名産品・特産品の紹介	<p>小田原の伝統食品であるかまぼこ、ひもの、梅干し、和菓子を紹介し、名産品・特産品への理解を促し、地域における消費につなげていきます。</p> <p>消費者への情報発信として、名産品・特産品を紹介したパンフレットの配布をしています。</p>

(2) 体験活動の充実

様々な体験や交流を通じて食べることへの感謝の心や豊かな人間性を育てるため、家庭や学校、地域等において、農業体験や食品の流通加工現場の見学などを通じて、生産者と消費者の交流を促進します。

○行政の取組

取組	内容
食に関する体験活動の提供	調理実習などの場を通じ、地域の人や親子がふれあいながら食育を実践していく力を育てます。
生きる力・生活力の充実	自園で園児が栽培・収穫した食材を給食にとりいれます。収穫した食材を利用してカレー作りや焼き芋大会など子どもの発達段階に応じて調理作業に携わります。 また、毎日の園生活の中で野菜の皮むきやすじ取りなどお手伝いをして食事作りに関わります。買い物も体験します。
地区栄養教室や減塩味噌汁試飲会などの実施	健康おだわら普及員の健康づくり運動実践活動事業の一環として、地区に応じて栄養教室（調理実習）や減塩味噌汁試飲会を実施します。
体験の場の提供	地域に存在する、食を生み出す生産の現場は、食育を進めていくための貴重な資源です。この場を利用し、市民を対象に体験の場を提供することで、農業者、漁業者との交流や農業・漁業への理解を推進します。
家庭における生ごみ堆肥化の支援	生ごみ堆肥化による堆肥の作り方の紹介を ^{いき} 生ごみサロンなどの市民集会で行い、各家庭のミニ菜園やプランター菜園での野菜づくりを奨励します。
教育ファームの推進	地元小・中学生が田植え・稲刈りに挑戦することで、都市と農業の共生について考える機会をつくれます。

(3) 共食の推進

家族や友人等と共に食事を摂りながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点でもあり、「共食」はバランスのとれた食事の摂取や規則正しく食べるという基本的な生活習慣の確立につながり、食事マナーの習得の機会となることから、家庭、友人、地域で共食への関心が高められるように、情報の発信や周知に取り組みます。

○行政の取組

取組	内容
家庭教育における知識の習得	小・中学校及び幼稚園などのPTAにおける家庭教育学級や、地域の食に関連する団体による調理実習、食に関する講話を通じて、基本的な食習慣の知識の習得や親子の絆を深めるための取組を支援します。
友だちや地域の人との会食の場の提供	保育士・栄養士・調理員などの大人と一緒に食べる機会や友だちと楽しく食べる機会をつくれます。 また、地域の高齢者を招き、昔の遊びを学び、一緒に食事をしながら色々な話を聞くなどして、他の人と一緒に食べたい、誰かと共に食べるほうがおいしいと感じられる心を育てます。

基本目標 2 食を通じた豊かな心と地域の交流の形成

視点3 家庭における食育の推進から見た基本施策

【個人・家庭の取組】

- 家族や友達と一緒に食事を楽しみながら、マナーや思いやりの大切さを実感する。
- 農業体験を通じて食べ物の生産への理解を深める。
- 地域の特産物を積極的に利用し、地産地消に取り組む。

視点4 学校、幼稚園・保育所等における食育の推進から見た基本施策

【学校、幼稚園・保育所等の取組】

- 生きる力・生活力の充実を図る。
- 教育ファームを推進する。
- 友だちや地域の人との会食の場を提供する。

視点5 地域における食生活改善のための取組の推進から見た基本施策

【地域の取組】

- 地域での行事やイベント等を活用し、様々な年代の人が一緒に食事を摂る機会をつくるよう働きかける。
- 様々な農業体験や交流機会への参加を呼びかける。

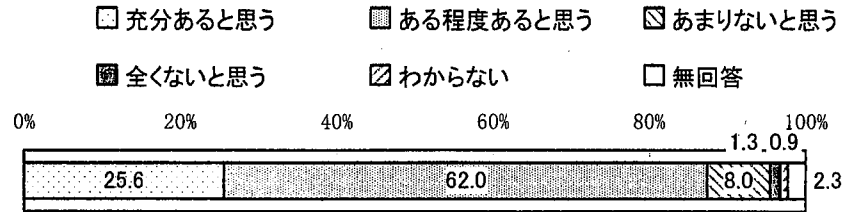
基本目標 3 安全、安心で環境にやさしい食生活の推進

【現状と課題】

○ 食品表示の偽装や食中毒等の、食品の安全や信頼を揺るがす事件や事故が発生する中、アンケート調査結果をみると、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合は平成21年度の調査時と比べ増加していますが、若い世代では、まだ十分な知識を持っていないと感じている人がいます。

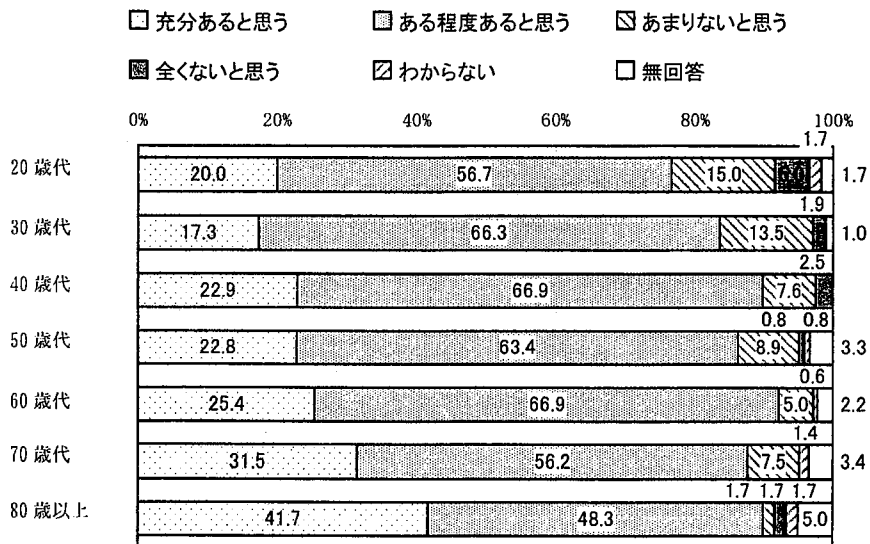
そのため、食品の安全性をはじめとする「食」に関する知識と理解を深め、食を市民自らの判断で正しく選択していけるよう、情報の発信等の取組が必要です。

■ 食品の安全性に関する基礎的な知識の有無の状況



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

■ 食品の安全性に関する基礎的な知識の有無の状況 (年齢別)



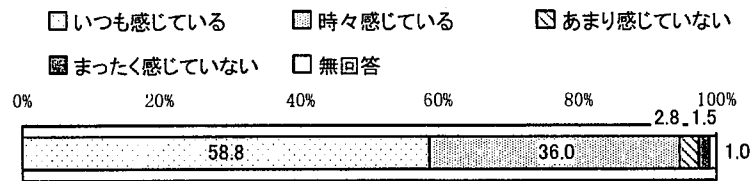
出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

○ 近年では、食品が食べられる状態で廃棄される「食品ロス」の増加が問題になっています。

アンケート調査結果をみると、食品産業や家庭において食べ残しや食品の廃棄が発生していることについて、日ごろから「もったいない」と感じている割合は9割以上と高くなっています。また、「食品ロス」を少なくするために「冷凍保存を活用する」や「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する、「残さず食べる」などに取り組んでいる状況です。

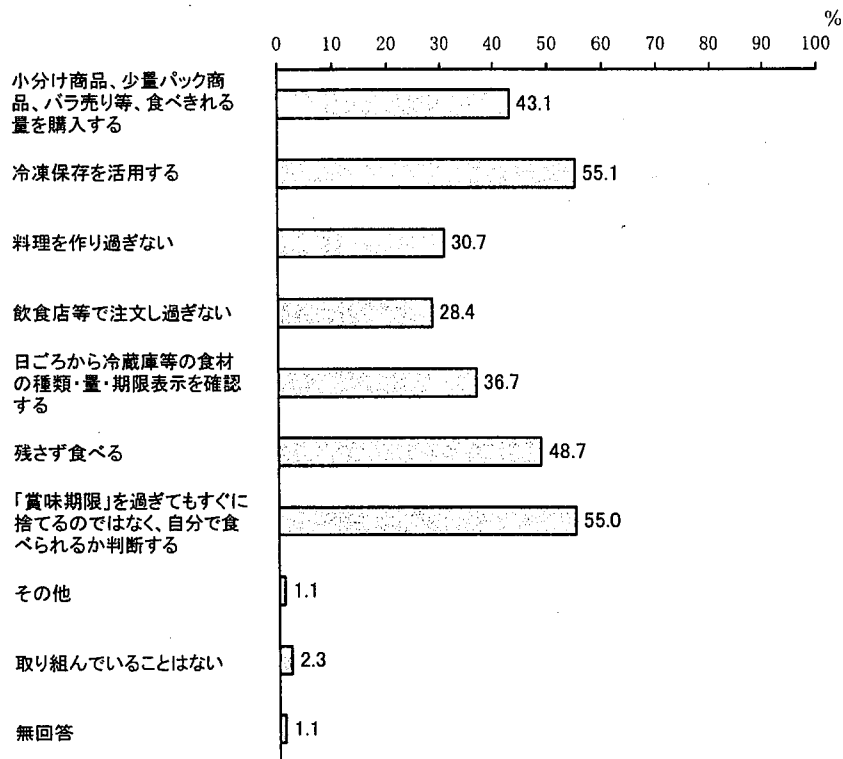
そのため、食品の食べ残しや廃棄を少なくするなど、日ごろから自然の恩恵のうえに食が成り立っていることを意識し、環境に配慮した食生活を実践することが必要です。

■ 食べ残しや食品の廃棄について、「もったいない」と感じている状況



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

■ 食品ロスを少なくするための取組状況



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

【方向性】

現代の食料が豊かになっている一方で、食べ残し、消費期限・賞味期限切れなどに伴う食品の廃棄が家庭や食品関連事業者から発生しており、資源の本来の価値を大切にす
る「もったいない」の心を持って、食べ残しや食品の廃棄を減らしたりすること等が環
境への負荷の軽減につながります。さらに、調理の工夫などにより、食べ残しを減らす
といった生活環境に配慮した取組を推進し、環境への負荷を減らしながら、食環境を改
善していきます。

(1) 食の安全に関する知識の普及

市民が食の安全に関する正しい知識と理解を深め、安心して健全な食生活が実践できるよう、食の安全に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

○行政の取組

取組	内容
食の安全・安心に関する学習機会の充実	消費者問題が高度化、多様化する現代社会にあって、特に食の安全・安心等に関連するテーマで「くらしの講座」を開催し、消費者の知識の向上を図ります。
学校、幼稚園・保育所等における食の安全への取組	集団給食を提供している学校、幼稚園・保育所等において食の安全や衛生の徹底を図ります。
食の安全・安心に関する情報提供の充実	食の安全・安心に関わる情報を、ホームページなどのメディアを通じて広く提供します。

(2) 環境に配慮した食生活の実践

毎日の食生活における環境への配慮に関する理解を深め、「もったいない」意識の浸透を図り、環境に配慮した食生活の実践に取り組めるよう支援します。

○行政の取組

取組	内容
生産からつながる食の循環への支援	家庭の食卓を食の学びの場ととらえ、子どもと一緒に買い物に出かけたり、市場や産地の見学会等に参加するなどの機会を通して、食の循環への理解を深めます。
生ごみ堆肥化事業	家庭から出る生ごみを堆肥化し資源の循環を体験することにより、環境問題を身近な存在として考える意識啓発を行います。 段ボールコンポストなどによる家庭での堆肥化の取組や、小学校の大型生ごみ処理機を使用した堆肥化の取組を行います。また、「生ごみサロン」を開催し、相談や情報交換を行うとともに、できた野菜や花の展示会イベントを行うなど、参加者との交流を通じて普及を図ります。

基本目標 3 安全、安心で環境にやさしい食生活の推進

視点3 家庭における食育の推進から見た基本施策

【個人・家庭の取組】

- 食の安全や食品衛生の知識を持ち、食中毒など食品による被害を防止する。
- 「もったいない」の精神を持って、食べ残しや食品の廃棄を減らす。

視点4 学校、幼稚園・保育所等における食育の推進から見た基本施策

【学校、幼稚園・保育所等の取組】

- 学校、幼稚園・保育所等における食の安全への取組を行う。
- 生ごみ堆肥化事業を推進する。

視点5 地域における食生活改善のための取組の推進から見た基本施策

【地域の取組】

- 食品の安全性、食物アレルギー、食品履歴、その他食生活に関する情報を的確に提供する。
- 食生活における環境への配慮に関する理解及び実践を働きかける。

基本目標 4 食文化の継承

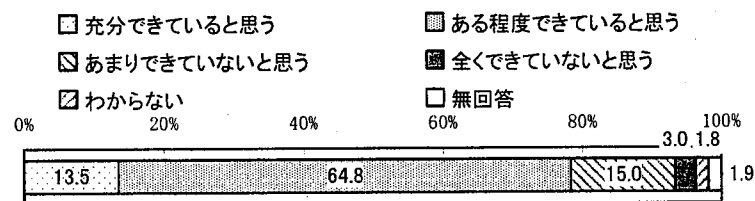
【現状と課題】

- 食育活動を通じて、食事をする姿勢や配膳の仕方、箸の持ち方といった食事のマナーや作法を身につけることが重要です。

アンケート調査結果をみると、食事のマナーや作法が正しくできていると思う市民の割合は8割となっています。一方、できていないと思う割合は2割程度となっています。

今後も、家庭や集団での楽しい食事を通じて、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ習慣や正しい食事のマナー、作法を身につけることが必要です。

■ 食事のマナーや作法が正しくできている状況



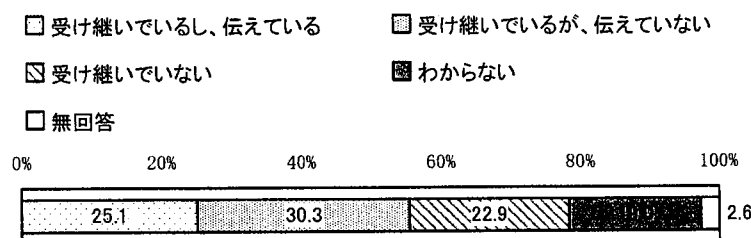
出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

- 昔ながらの行事食や伝統的な料理等は、歴史を経て培われてきた貴重な財産です。

アンケート調査結果をみると、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法について、「受け継いでいるが、伝えていない」が約3割、「受け継いでいない」が約2割となっています。

このため、消費者と生産者との交流機会を増やし、小田原の特産品や郷土食、食文化への関心を高めるとともに、子どもの頃から家庭などを通じて、地元の食材に直接ふれて、食事づくりや食事をする機会を増やし、次世代へ伝える機会を充実させていくことが必要です。

■ 地域や家庭で料理や味、箸づかいなどの食べ方・作り方の受け継がれている状況



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

【方向性】

地域の伝統料理などの食文化は、その地域の自然環境との関わりの中で、長い間に培われてきたかけがえのない財産です。この食文化への理解を促進し、継承する取組を推進します。

(1) 食文化の普及・啓発

食育を推進していくため、家庭や学校、地域等で食文化の普及・啓発の取組を進めます。

○行政の取組

取組	内容
「食育月間」や「食育の日」の普及活動の推進	食育を推進していくために、毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」に合わせた食育普及活動を、親子ぐるみ、地域ぐるみで行います。
学校、幼稚園・保育所等の給食を通じた食文化の啓発の推進	給食を通じた栄養教育や地場産物を使った献立、行事食を提供することにより、子どもたち及び保護者に向けて、地域の食文化の啓発に努めます。

(2) 伝統ある食文化の継承と促進

米を中心に地域で生産された豊かな食材を用いた多様な副食からなる日本型食生活のよさを啓発したり、郷土料理等の地域の食文化、伝統的な作物などを継承していきます。

○行政の取組

取組	内容
日本の食文化の提供	保育の中に伝統的な文化を取り入れ（節分・ひなまつりなど）給食で行事食を提供することにより、保育と食事が一体となり、生活の中で日本の文化と食事を知るようになります。 また、旬の食材に触れ、食べることにより日本には四季があり季節によって食べ物の種類や味が違うことを知るようになります。 毎月の「食育の日」には献立内容を工夫し、子どもたちが「食」について考える機会を提供します。

取組	内容
郷土料理の継承	農産物の栽培から調理まで深い知識を持つ農家の方々を講師とし、料理教室等の講習会を開催するとともに各種団体の協力を得て、伝統的な食文化の継承に努めます。
昔ながらの梅干し作りを伝承	東海道五十三次の宿場町として栄えた小田原名産の梅干しは、箱根越えをする旅人の元気の源として大活躍をしました。大切に育てた梅を塩だけで漬けた昔ながらの梅干し作りを、講習会等で現代に伝えます。

基本目標 4 食文化の継承

視点 3 家庭における食育の推進から見た基本施策

【個人・家庭の取組】

- 季節や行事にちなんだ料理や地域独自の食文化を理解し、自分で調理する。
- 旬の食材を生かした食事づくりをする。

視点 4 学校、幼稚園・保育所等における食育の推進から見た基本施策

【学校、幼稚園・保育所等の取組】

- 「食育月間」や「食育の日」の普及活動の推進を行う。
- 学校、幼稚園・保育所等の給食を通じた食文化の啓発の推進を図る。
- 日本の食文化の提供をする。

視点 5 地域における食生活改善のための取組の推進から見た基本施策

【地域の取組】

- 伝統料理や地域独自の食文化や食事作法を次代に伝える。
- 地域で郷土料理等の地域の食文化を継承していく。

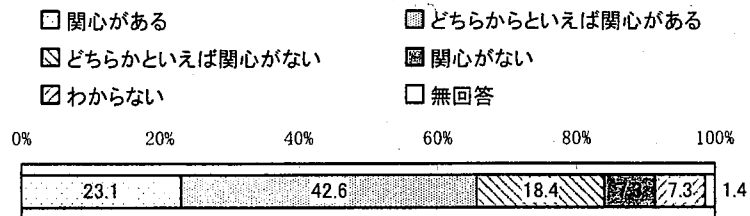
基本目標 5 連携・協働による食育の推進

【現状と課題】

- 食育を推進する上で、家庭や学校、幼稚園・保育所等、地域、行政等の連携・協働は重要です。

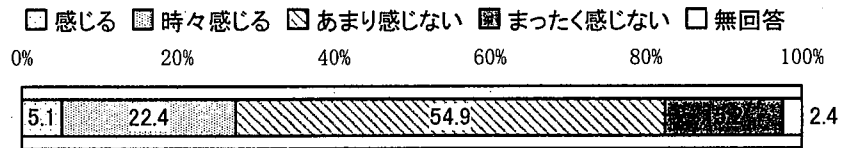
アンケート調査結果をみると、食育に関心を持っている市民の割合は平成21年度の調査時と比べ減少傾向となっています。また、市民・団体・行政が一体となって食育を推進しているように感じている市民は3割程度となっており、特に若い世代で低くなっています。

■ 食育への関心の有無の状況



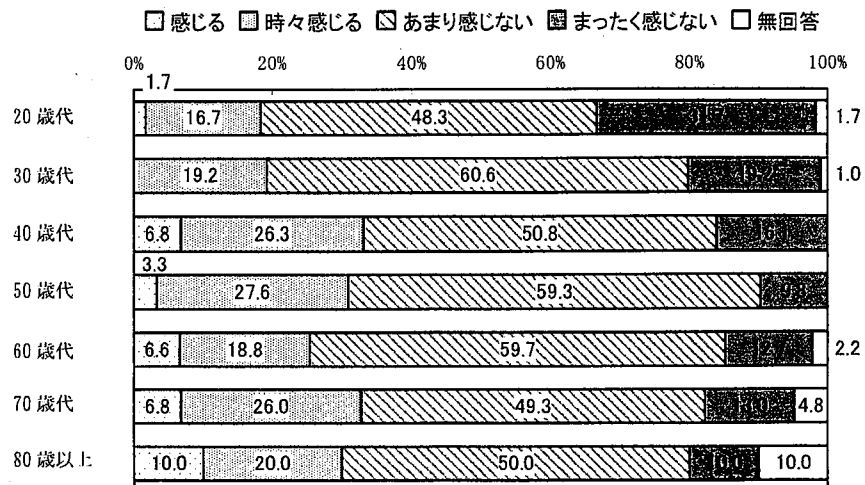
出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

■ 市民・団体・行政が一体となって食育を推進しているように感じている状況



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

■ 市民・団体・行政が一体となって食育を推進しているように感じている状況 (年齢別)



出典：平成28年度「食と健康」に関するアンケート調査

- 第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」においては、恵まれた条件を活かした地産地消の推進や農業資源等を活かした交流・体験による活性化を進めています。

そのため、今後、家庭や学校、幼稚園・保育所等、地域、行政等それぞれの特性を活かした食育の推進に取り組み、ネットワークを構築する必要があります。

また、地産地消を通じたまちづくりを進めていくため、各地域の農水産資源等を活かしたさまざまな交流や体験の機会を創出し、地域の活性化を図ることが重要です。

【方向性】

食育は、性別・年代を問わず、すべての人が実践する必要があるものです。しかし、ライフスタイルが多様化した現在では、個人の努力だけですべての人が食育を実践することは難しくなっています。

すべての人が食育を実践できるよう、団体や企業とネットワークをつくり、食育の輪を広げることですべての人に食育が行き届くよう努めます。

(1) 食を通じた連携強化

食育を推進するためには、家庭、学校、地域社会の連携が重要になります。そこで、学校、幼稚園・保育所等、地域において、あらゆる機会と場所を利用して、積極的かつ魅力的な食育活動を行うため、家庭、学校、幼稚園・保育所等、地域、その他関係機関・団体の連携強化を図ります。

○行政の取組

取組	内容
栄養教諭・学校栄養職員を中心とした、学校・家庭・地域への食育啓発の推進	<p>栄養教諭・学校栄養職員が、食に関する年間指導計画に基づき、教科等と関連した食育授業を通して、正しい食生活習慣の育成を図るとともに、保護者を対象とした給食試食会・学校保健委員会などの各種行事や給食だよりを通して家庭や地域に向けて食育を啓発します。また、学校給食が授業の生きた教材として活用できるように献立を工夫します。</p> <p>なお、学校と家庭との連絡を密にし、肥満や食物アレルギー等については、学校の実情に添って対応します。</p>
食や健康づくりに関わるボランティア団体などの養成と活動支援の充実	<p>地域に根ざした活動をしている食生活改善推進員（ヘルスマイト）や健康おだわら普及員などのボランティアの養成、資質向上のための研修を充実するとともに、団体活動を支援します。</p>
食育ネットワークの構築（企業、NPO、各種団体）	<p>企業、NPO、各種団体などと食育ネットワークを広げ、情報の共有化を図り、共催で行うイベント活動を行います。</p>
食育拠点機能の活用	<p>市民が交流し、食育について考える場を提供します。</p>
食生活や栄養に関する調査の推進	<p>地域の食や健康づくりに関する団体と行政が、身近な食生活や栄養に関する問題を考え、地域の食を知るためのアンケート調査や塩分測定等の取組を推進します。</p>
広域における栄養の情報共有化	<p>栄養に関わる専門職種や関係者で構成される会議等で、神奈川県や近隣地域の栄養に関する情報を共有化し、地域における市民の栄養改善事業につなげていきます。</p>

(2) 新たな食育への取組

小田原市の地域特性を活かし、多様な主体が連携し、地産地消や新たな食育の取組を推進します。

○行政の取組

取組	内容
学校における食育年間指導計画の作成	学校教育活動全体を通じた食育を推進するため、給食指導と教科等を含めた食育年間指導計画を作成します。
保育所等における食育の年間計画の作成	保育課程に食育を位置づけ、保育所毎に食育の年間計画を作成します。
学校等での食育計画に基づく食育活動の推進	幼稚園・保育所等、小学校、中学校において、学校ごとの食育計画作成を進めており、各学校の特色を活かし、子どもの食に関する取組を推進します。
食育による地域活性化の推進	地域の農産資源を生かしたさまざまな交流や体験の機会を創出することや小田原漁港周辺を観光資源として活用することなどにより、地域の活性化を図ります。

基本目標 5 連携・協働による食育の推進

視点 3 家庭における食育の推進から見た基本施策

【個人・家庭の取組】

- 食や健康づくりに関わる活動へ積極的に参加する。
- 食育に関心を持ち、交流機会やイベントに参加、支援する。

視点 4 学校、幼稚園・保育所等における食育の推進から見た基本施策

【学校、幼稚園・保育所等の取組】

- 栄養教諭・学校栄養職員を中心とした、学校・家庭・地域への食育の啓発を行う。
- 食育年間指導計画を作成し、教育活動全体を通じた食育を推進し、幼稚園、保育所等、小学校、中学校において各学校の特色を活かした子どもの食に関する取組を推進する。

視点 5 地域における食生活改善のための取組の推進から見た基本施策

【地域の取組】

- 食育に関係するグループ、団体が交流、連携して活動を推進する。
- 地域での食育を担う人材を確保、育成する。
- 多様な主体が連携し、小田原市の地域特性を活かした取組を推進する。

第5章 計画の推進

1 周知

小田原市食育推進計画を推進していくためには、市民が計画の内容を理解し参加していただくことが大切です。

本計画で記載した「生産からつながる食育の推進イメージ」「ライフステージに応じた食育の推進」など、市民が食育をより身近に感じられるよう、広報紙やホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成・活用等多くの機会を通じて周知し、市民の食育に対する意識を高めていきます。

2 推進体制

本計画は、すべての市民を対象とするものであり、総合的かつ計画的に推進するために、市の関係部署だけでなく様々な分野の関係者間で連携を図り、それぞれの特性を活かしてまちぐるみで食育に取り組んでいくことが重要です。

家庭はもちろん、学校、幼稚園・保育所等、地域、職域、生産・流通・販売等の関係機関、地域活動団体等が協働し、食育を推進していきます。

3 進行管理

本計画に基づく食育の取組状況や目標値については、食育推進のための関係団体による連絡会や庁内連絡会においてその内容の検討並びに評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

そのため、計画の進捗状況や社会情勢の変化や国の動向等によっては、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととします。

參考資料

小田原市立病院経営改革プラン（案）について

1 策定の背景と目的（P 2）

人口減少や少子高齢化が急速に進展し、医療需要が大きく変化することが見込まれる中で、国（総務省）は平成27年に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置している地方公共団体に對し、「新公立病院改革プラン」の策定を求めた。

ガイドラインでは、①「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、②「経営の効率化」、③「再編・ネットワーク化」、④「経営形態の見直し」の4つの視点に立って、公立病院の役割や経営の効率化に係る具体的な取組のほか、医療機能等の指標に係る数値目標及び経営指標に係る数値目標の設定をすることが求められている。

そこで、小田原市立病院が地域の基幹病院としての役割を十分に果たせるよう、今後のあり方や将来像、目指すべき数値目標等を設定し、その実現に向けた取組を着実に実行するため「小田原市立病院経営改革プラン」を策定する。

2 計画期間（P 2）

平成29年度から平成32年度まで

3 市立病院の果たすべき役割と将来像（P 1 4）

(1) 地域医療構想を踏まえた市立病院の果たすべき役割

- ・基幹病院として高度急性期、急性期医療を中心に地域の医療を守り続ける
- ・高齢者人口の増加に伴う疾病構造の変化へも対応可能な体制を構築する
- ・地域の医療機関や在宅医との間での連携を強化する

(2) 平成37年（2025年）における市立病院の将来像

高度で専門的な医療を安定的に提供し、地域住民の安全安心に寄与する医療機関

(3) 医療機能等に係る数値目標

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
手術件数(件)	3,613	3,674	3,697	3,721	3,744	3,767
救急搬送人数(人)	5,628	5,628	5,719	5,811	5,902	5,993
紹介率(%)	63.7	66.0	67.0	68.0	69.0	70.0
逆紹介率(%)	67.4	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0

(4) 一般会計負担の考え方（P 1 5・P 2 2）

総務省の定める「地方公営企業繰入金通知」に基づき、繰入金基準の範囲内で繰り入れることとし、また、適正かつ必要最小限の繰入額となるよう努める。（単位：百万円）

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
一般会計繰入金の見通し	1,300	1,350	1,350	1,283	1,217	1,150

4 経営改革の進め方（P18）

（1）基本方針

収益と費用のバランスがとれた健全な病院経営の実現と、それを支える人材の確保・育成及び職員の改革意識の醸成を基本方針とし、各種の数値目標を定めたうえで経営改革に取り組む。

（2）目標達成に向けた具体的な取組

収支状況の改善、人材の確保・育成、建物設備の更新に向けた取組を行う。

（3）主な経営指標に係る数値目標

収支改善、経費削減、収入確保及び経営の安定に係る数値目標を設定する。

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支比率(%)	97.6	99.3	99.8	99.8	99.9	100.6
医業収支比率(%)	90.8	92.2	92.7	93.2	93.7	94.9
材料費対医業収益比率(%)	25.8	25.8	25.7	25.6	25.6	25.5
委託料対医業収益比率(%)	10.0	10.3	10.2	10.0	9.9	9.7
後発医薬品の使用割合(%)	58.0	58.0	63.5	69.0	74.5	80.0
1日あたり入院患者数(人)	327	333	335	337	340	342
病床利用率(%)	78.4	79.9	80.4	80.9	81.4	81.9
査定率(%)	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2
純資産の額(百万円)	5,985	5,985	5,985	5,985	5,985	5,985
流動比率(%)	177	177	177	177	177	177

5 再編・ネットワーク化への対応（P23）

積極的な紹介患者の受入、逆紹介の推進等により、病院間・病院診療所間の連携を強化し、地域完結型の医療ネットワークの構築に努める。

6 経営形態の見直し（P23）

「新公立病院改革ガイドライン」では経営形態を見直す際の選択肢として、①地方公営企業法の全部適用、②地方独立行政法人化（非公務員型）、③指定管理者制度、④民間譲渡を示している。

公立病院に求められる不採算医療を引き続き担え、かつ、経営の自由度が高い経営形態は、地方独立行政法人化であると想定しており、本プランに基づく経営改革を行った上で、平成32年度に地方独立行政法人化に向けた検討に着手することとしている。

なお、現在当院は地方公営企業法の一部適用だが、全部適用への移行により経営の改善効果が確実に見込まれると判断した場合は、地方独立行政法人化の前段階として地方公営企業法の全部適用の移行に着手する予定としている。

7 今後のスケジュール

- （1）12月中旬から平成29年1月中旬まで パブリックコメントの実施
- （2）2月 第3回小田原市立病院運営審議会開催
- （3）3月 小田原市立病院経営改革プラン策定

小田原市立病院経営改革プラン（案）

（平成29年度～平成32年度）

平成29年3月

小田原市立病院

目次

1	経営改革プラン策定に関する基本方針.....	2
	(1) 策定の背景と目的.....	2
	(2) 計画期間.....	2
2	市立病院の現状.....	3
	(1) 医療圏の状況.....	3
	(2) 市立病院の状況.....	8
	(3) 市立病院の課題.....	13
3	市立病院の果たすべき役割と将来像.....	14
	(1) 地域医療構想を踏まえた市立病院の果たすべき役割.....	14
	(2) 平成 37 年（2025 年）における市立病院の将来像.....	14
	(3) 医療機能等に係る数値目標.....	14
	(4) 一般会計負担の考え方.....	15
4	経営改革の進め方.....	18
	(1) 基本方針.....	18
	(2) 目標達成に向けた具体的な取組.....	18
	(3) 主な経営指標に係る数値目標と考え方.....	19
	(4) 対象期間における収支計画.....	21
5	再編・ネットワーク化への対応.....	23
6	経営形態の見直し.....	23
7	病院の建替えに向けた取組.....	25
8	実施状況の点検・評価・公表.....	26

1 経営改革プラン策定に関する基本方針

(1) 策定の背景と目的

小田原市立病院は、昭和 33 年 6 月の開設以来、「患者の権利を尊重した患者中心の医療に努めるとともに、地域基幹病院としての機能を発揮し、地域住民から信頼され愛される病院を目指す」という理念のもと、より良い病院として医療水準の向上と良質で適切な医療の提供に努め、地域医療の発展に貢献すべく努力してきました。

2000 年代（平成 10 年代後半）に入ると、公立病院の多くは、不採算医療を担っていることや、国の構造改革に伴う診療報酬の引下げ等の影響から、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持がきわめて難しい状況になったことから、総務省は、平成 19 年 12 月 14 日付けで「公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対し、持続可能な病院経営の確保を図るため、公立病院改革プランの策定を要請しました。

当院においても安定的な医療提供体制の構築により、地域医療を確保するという公立病院の使命と役割を果たすため、平成 21 年度から「小田原市立病院改革プラン」（以下、「前改革プラン」という。）を策定し、経営改革や経営健全化の取り組みを推進してきました。

しかしながら、依然として、医師の地域・診療科偏在等の厳しい環境が続いている一方、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、今後、医療需要が大きく変化することも見込まれています。

このため、国は団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を目指して、医療及び介護の総合的な確保を推進するための改革の一環として、「都道府県による地域の将来の医療提供体制に関する構想」（以下、「地域医療構想」という。）の策定をはじめとした医療制度改革を進めており、平成 27 年 3 月 31 日付け総務省自治財政局長通知「公立病院改革の推進について（通知）」で示された「新公立病院改革ガイドライン」（以下、「新改革ガイドライン」という。）において、病院事業を設置する地方公共団体に対して、地域医療構想と整合性のとれた「新公立病院改革プラン」の策定を求めています。

これを受け、当院においても、今後のあり方や将来像、目指すべき数値目標等について病院職員全体でしっかりと検討したうえで、その実現に向けた取組を着実に実行し、当院に期待される役割を十分に果たせるよう、「小田原市立病院経営改革プラン」（以下、「新改革プラン」という。）を策定します。

(2) 計画期間

新改革プランの計画期間は平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

2 市立病院の現状

(1) 医療圏の状況

当院は、「神奈川県保健医療計画」で定められた二次保健医療圏のうち、県西二次保健医療圏（以下、「県西医療圏」という。）に属しています。県西医療圏は、小田原市をはじめとする2市8町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）で構成されており、県内の医療圏においては最も面積が広い一方（県面積の約1/4、26%）、最も人口が少ない（県人口の3.8%）医療圏です。

また、生産年齢人口の流入が少なく、早くから高齢化が進行している地域です。

表1) 高齢化率の比較

(平成27年10月1日時点)

	県西医療圏	神奈川県	全国
総人口 (A)	347,157 人	9,126,214 人	127,094,745 人
65歳以上人口 (B)	102,097 人	2,158,157 人	33,465,441 人
高齢化率 (B÷A)	29.4%	23.6%	26.3%

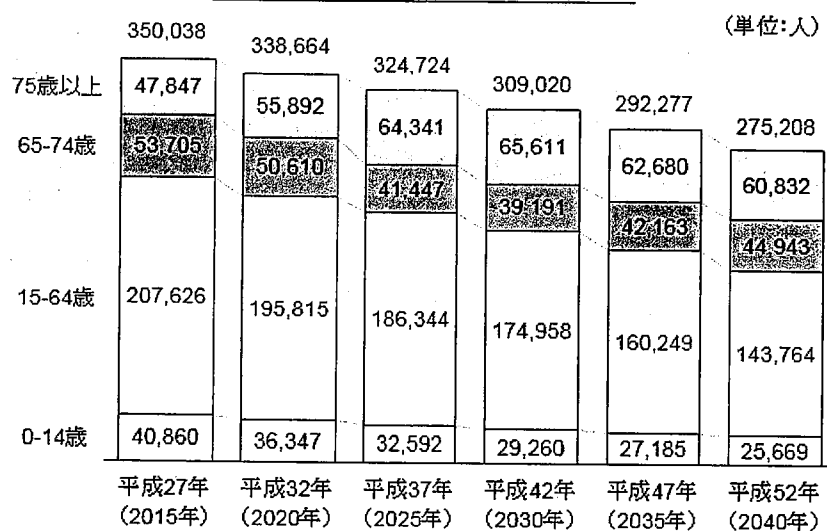
出典：総務省統計局「平成27年国勢調査 人口等基本集計」

(ア) 医療需要動向

県西医療圏は既に人口減少が進んでいる地域ですが、受療率の高い高齢者人口は今後増加すると推計されており、神奈川県地域医療構想においては、平成42年（2030年）までは医療需要が増加すると予想されています。ただし、高齢者人口の増加率は、神奈川県及び全国平均と比べて非常に緩やかであり、県や全国平均と同程度の医療需要の伸びは想定できません。

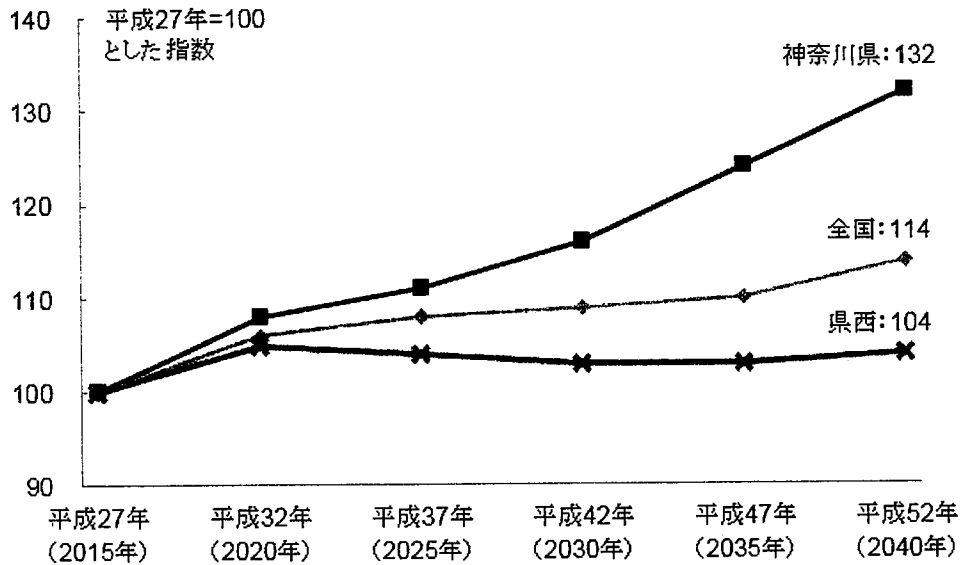
また、病床機能別の入院医療需要は、図3のとおり推計されています。

図1) 年齢階級別の将来推計人口



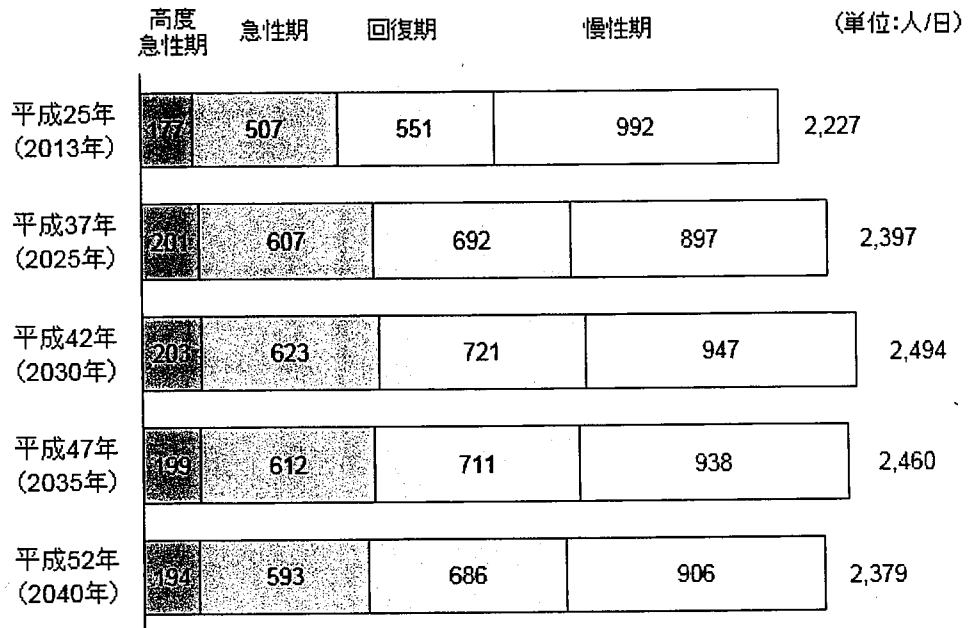
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

図2) 今後の高齢者人口(65歳以上)の変化



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

図3) 県西医療圏の入院医療需要の病床機能別推計



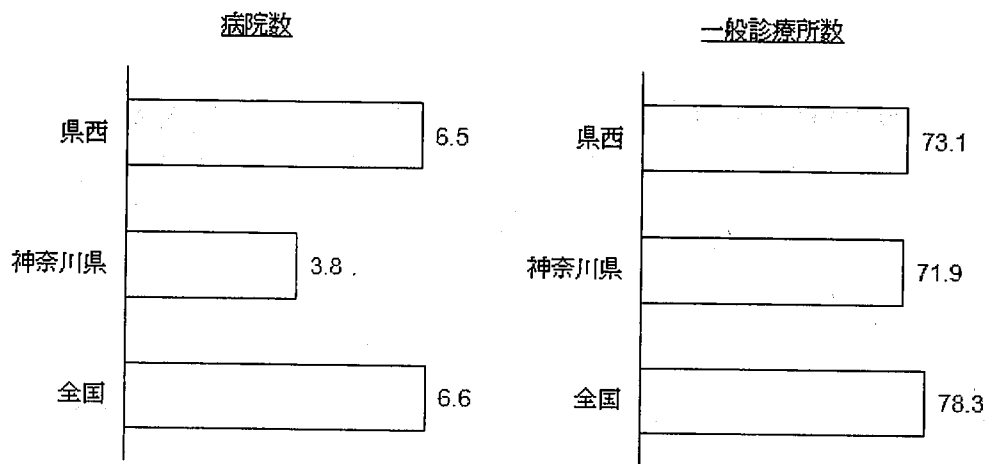
出典：「神奈川県地域医療構想に係るデータ集」を基に作成

(イ) 医療圏内の医療提供体制

① 施設数

県西医療圏内の病院・一般診療所は、平成 26 年 10 月 1 日時点で病院数は 23、一般診療所数は 258 施設存在し、小田原市内に集中しています。人口 10 万人あたりの施設数では、病院数は全国平均並みですが、一般診療所数は全国平均を下回っています。

図 4) 医療機能の供給体制 (人口 10 万人あたり)



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(平成 27 年 1 月 1 日時点)、厚生労働省「医療施設調査」(平成 26 年 10 月 1 日時点)

② 病床数

県西医療圏内の一般病床・療養病床の既存病床数は 3,200 床であり、基準病床数と比べると 287 床が余剰となっています。

県西医療圏は、病床過剰地域であることから、新規の病院開設や増床は原則として許可されない医療圏となっています。

表 2) 基準病床数及び既存病床数 (一般病床・療養病床)

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	基準病床数	既存病床数	過不足
県西医療圏	2,913 床	3,200 床	+ 287 床

出典：神奈川県保健福祉局ホームページ「神奈川県の病床状況について」

③ 医師数

県西医療圏は、全国平均と比べて概ね全ての診療科において医師数が少ない状況です。特に、消化器内科、整形外科、放射線科、麻酔科、外科及び呼吸器内科は医師数の少なさが顕著となっています。

表3) 人口10万人あたりの診療科別医師数

(単位：人)

診療科	県西-全国	県西	全国	(参考) 県
消化器内科	-4.6	6.2	10.8	9.5
整形外科	-3.9	12.5	16.4	14.5
放射線科	-3.7	1.1	4.8	4.1
麻酔科	-3.6	3.1	6.7	6.4
外科	-3.5	8.5	12.0	6.9
呼吸器内科	-3.2	1.1	4.3	3.6
泌尿器科	-2.8	2.5	5.3	4.7
眼科	-2.7	7.4	10.1	9.2
皮膚科	-2.7	4.2	6.9	6.8
糖尿病内科	-2.7	0.8	3.5	3.2
小児科	-2.6	10.5	13.1	12.3
耳鼻咽喉科	-2.4	4.8	7.2	6.6
循環器内科	-2.3	7.1	9.4	7.4
内科	-2.2	45.6	47.8	37.3
産婦人科	-2.0	6.2	8.2	7.5
精神科	-1.9	9.9	11.8	10.7
腎臓内科	-1.7	1.4	3.1	3.8
心臓血管外科	-0.4	2.0	2.4	2.1
神経内科	-0.2	3.4	3.6	3.2
脳神経外科	-0.2	5.4	5.6	4.7
消化器外科	-0.1	3.7	3.8	3.8
その他*	-15.2	19.5	34.7	33.0
医師平均	-2.9	7.6	10.5	9.1

*1:その他は、血液内科、アレルギー科、リウマチ科、心療内科、呼吸器外科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、小児外科、リハビリテーション科、臨床検査科等が含まれる。

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成27年1月1日時点）、厚労省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成26年12月31日時点）」

④ 医療機能

県西医療圏には、特定機能病院や病床数 500 床以上の大規模病院がなく、病床数 200 床未満の小規模な病院が多い地域です。その中で、当院は、県西医療圏で唯一、地域医療支援病院であるとともに救命救急センターや地域周産期母子医療センター等を有し、地域の基幹病院としての役割を担っています。

表 4). 一般病床数 100 床以上の病院における医療機能等の状況

病院名	総病床数	地域医療支援病院	救命救急センター	広域二次病院群輪番制参加医療機関	災害拠点病院	地域周産期母子医療センター	地域がん診療連携拠点病院
小田原市立病院	417	○	○	○	○	○	○
県立足柄上病院	296			○	○		
湯河原病院	244						
小澤病院	202			○			
箱根病院	199						
小林病院	163			○			
山近記念総合病院	152			○			

出典：一般病床数及び総病床数については、関東信越厚生局「届出受理医療機関名簿」（平成 28 年 9 月 1 日現在）、地域医療支援病院、災害拠点病院、地域周産期母子医療センター及び地域連携がん診療拠点病院については、神奈川県ホームページ、救命救急センターについては、神奈川県保健医療計画医療機関情報（平成 26 年 10 月 1 日時点）、広域二次病院群輪番制参加医療機関については、小田原市ホームページを基に作成。

(2) 市立病院の状況

当院は、昭和 33 年 6 月に市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的として診療科 9 科、一般病床 110 床で開設しました。昭和 56 年から昭和 59 年にかけて全面改築工事を行い、診療科 15 科、一般病床 417 床の現施設が完成しました。その後も、医療ニーズの多様化に対応するため、救急科や糖尿病内分泌内科などを新設し、平成 28 年 9 月末現在では 26 診療科を備えています。

また、災害拠点病院の指定をはじめ、地域周産期母子医療センター及び地域がん診療連携拠点病院の指定や救命救急センターの開設などにより、県西地域の基幹病院として急性期医療や救急医療、高度医療において中核的役割を担ってきました。

開 設	昭和 33 年 6 月 24 日
病床数	一般 417 床
主な指定・承認等	○平成 10 年 3 月 災害医療拠点病院の指定 (平成 24 年 12 月から災害拠点病院に名称変更) ○平成 15 年 10 月 管理型臨床研修病院の指定 ○平成 17 年 1 月 地域周産期母子医療センターの指定 ○平成 18 年 8 月 地域がん診療連携拠点病院の指定 ○平成 21 年 4 月 救命救急センターの開設 ○平成 21 年 10 月 地域医療支援病院の承認
	○平成 17 年 5 月 公益財団法人「日本医療機能評価機構」による病院機能評価の認定 ○平成 27 年 5 月 公益財団法人「日本医療機能評価機構」による病院機能評価の認定を更新 (一般病院 2、3rdG: Ver. 1.0)
施設概要	敷地面積: 21,268 m ² 延床面積: 23,562 m ²
	本館(病棟) 中央診療棟 外来診療棟
	駐車場 収容台数 272 台
職員数	581 名 [うち、医師数 90 名、看護師 378 名、准看護師 2 名、医療技術職 83 名、事務職 28 名]
診療科	26 科 内科 腎臓内科 糖尿病内分泌内科 精神科 神経内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断・臨床検査科 救急科 麻酔科

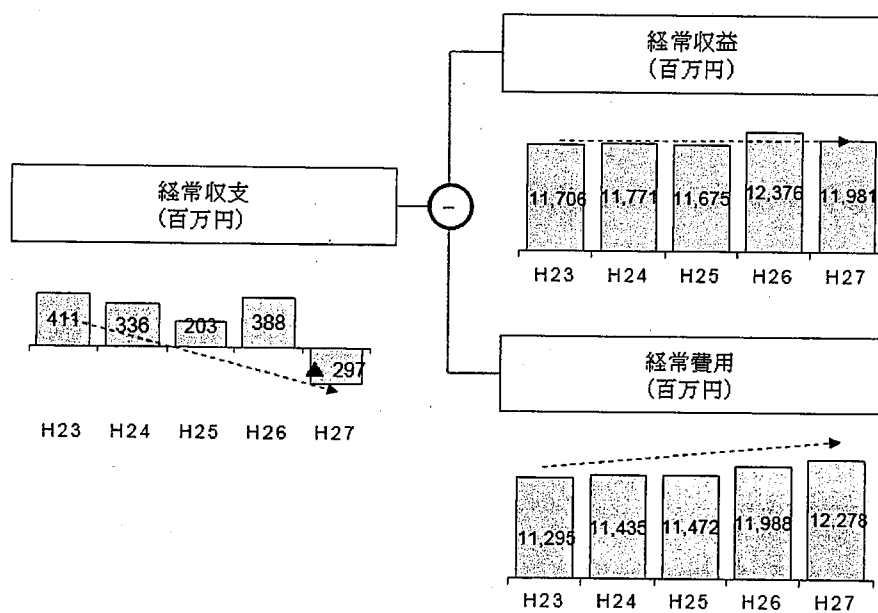
(平成 28 年 10 月 1 日現在)

(ア) 経営の状況

① 収支の状況

当院は平成 23 年度以降、継続して経常黒字を確保していましたが、延患者数の減少による入院収益の減少に加え、退職者の増加による退職給付費の増加、常勤麻酔科医の減少に伴う非常勤麻酔科医の確保に要する費用の増加等の影響で、平成 27 年度決算では約 3 億円の経常赤字となっています。また、経年での変化を確認すると、収益の伸び悩みに対して、費用が拡大傾向にある点が経営状況を圧迫している要因と考えられます。

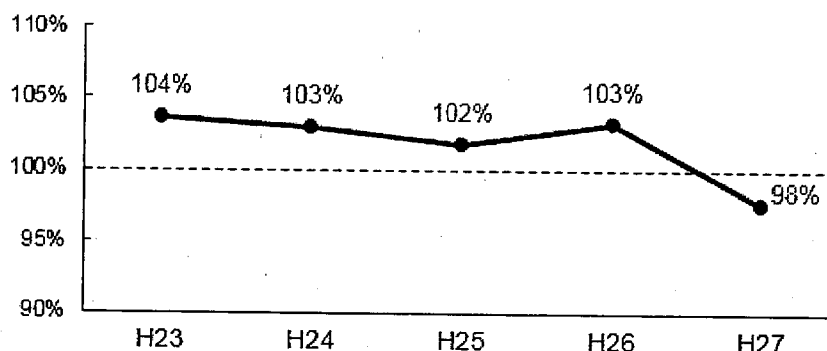
図 5) 経常収支の推移



出典：病院年報（平成 23 年～27 年度）

なお、新改革ガイドラインにおいては、新改革プランの対象期間中である平成 32 年度までに経常収支の黒字化（経常収支比率 100%以上）が求められています。

図 6) 経常収支比率の推移

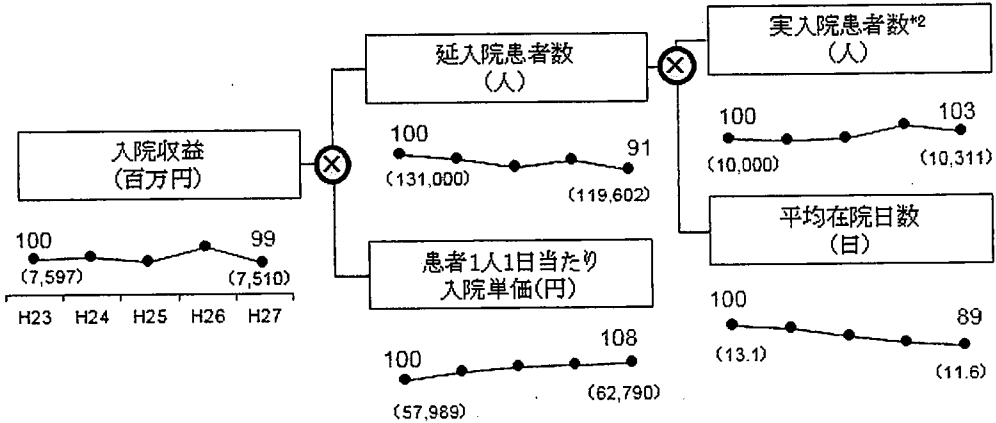


出典：病院年報（平成 23 年～27 年度）

② 入院診療の状況

当院の延入院患者数は減少傾向にあります。これは、実入院患者数は微増であるものの、平均在院日数が短くなっているためです。患者1人1日当たりの入院単価は上昇傾向にあり、結果として入院収益はほぼ横ばいで推移しています。

図7) 入院収益の構造と経年変化^{*1}



*1: 折線グラフの上段が平成23年度を100とした場合の平成27年度における指数、下段()内
が実数を表す。

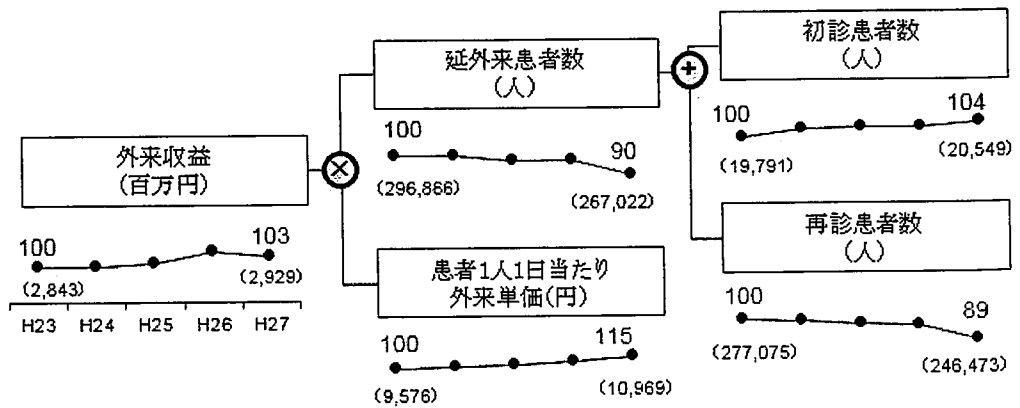
*2: 実入院患者数は、延入院患者数を平均在院日数で割り返して算定。

出典: 病院年報 (平成23年~27年度)

③ 外来診療の状況

当院の延外来患者数は減少傾向にあります。これは、内科を中心に紹介制に移行したため、紹介による初診患者が増え、再診患者が減少したためです。患者1人1日当たりの外来単価は上昇傾向にあり、結果として外来収益は増加傾向にあります。

図8) 外来収益の構造と経年変化^{*1}



*1: 折線グラフの上段が平成23年度を100とした場合の平成27年度における指数、下段()内
が実数を表す。

出典: 病院年報 (平成23年~27年度)

(イ) 人材の確保・育成の状況

病院経営の安定化には、医師や看護師などの医療従事者の確保、定着が必要不可欠であるとともに、それを支えるためには、病院経営の専門知識を有する事務職員も必要になります。

今後の医療従事者をはじめとしたさらなる人材の確保、定着のためには、職員にとって魅力ある勤務環境づくりや柔軟な勤務形態の検討が必要となりますが、現在、当院は地方公営企業法の一部適用であることから、表 6 のとおり人事面での制約(課題)が存在します。

なお、当院における職種別の職員数の推移は表 5 のとおりです。

表 5) 職種別常勤職員数の推移

(各年度 3 月 31 日時点)

職種	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医師	86	94	97	100	92
看護師等 ^{*1}	384	381	386	386 (2)	381 (1)
コメディカル	71	74 (1)	76 (2)	78 (2)	76 (2)
事務職員	22	23 (1)	26 (2)	28 (3)	26 (2)
合計	563	572 (2)	585 (4)	592 (7)	575 (5)

*1:看護師等には、看護師、助産師及び准看護師が含まれる。

() 内は正規職員のうち、再任用短時間勤務職員を再掲。

出典：小田原市病院事業会計決算報告書その他財務諸表（平成 23 年度～27 年度）

表 6) 人材確保・育成の観点における現状と課題

	採用	教育	評価
現状	<ul style="list-style-type: none"> 法令により、職員定数、勤務条件、給与等が細かく定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務職員については、市役所の人事異動に伴い数年で入れ替わる。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業に比べ評価に基づく処遇の差が小さく、メリハリがつきにくい。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市場変化に迅速かつ柔軟に対応できない。 優秀な人材、欲しい人材が獲得しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 知識、経験が積み上がらず、病院事務に精通した人材が育ちにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「努力しても報われない」との印象からモチベーションが上がりにくい。 優秀な医療職員の離職が懸念される。

(ウ) 建物設備の状況

現在の病院施設は、建設後34年が経過しており、壁面のひび割れ、配管や機械設備の老朽化等の物理的劣化が進んでいます。また、たび重なる増改築の結果、集中治療室や救急部門、検査部門が分散していることによる人員や設備の非効率な配置、施設の狭隘化といった社会的劣化も進んでいる状況にあります。

表7) 現在の建物設備の状況

	物理的劣化	社会的劣化
現状	<ul style="list-style-type: none"> • 壁面のひび割れ、建物結合部での雨漏りの発生 • 水道配管の水漏れ • 空調設備の機能低下の発生 	<ul style="list-style-type: none"> • 集中治療室や検査部門が分散し、人員や設備の配置が非効率 • 職員数や診療科数の増加に伴うスペースの不足（診察室、カンファレンス室等） • 求められる医療水準の変化に伴うスペースの不足（病室、相談室等）
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 修繕費用の増加 • 災害拠点病院として、大規模災害時に機能を発揮できない可能性 	<ul style="list-style-type: none"> • 施設面の制約により、効率的な診療報酬の算定ができていない • 施設面の制約から、今後地域の基幹病院として求められる医療水準を満たせなくなる可能性 • 患者アメニティー向上やプライバシーの確保、インフォームドコンセントの環境整備等に支障をきたす可能性

(3) 市立病院の課題

当院の経営、人材及び建物設備の状況分析により、以下の 3 点を本プランの計画期間中に優先的に取り組むべき課題として認識しています。

(ア) 収支状況の改善

収益が伸び悩んでいる一方、費用は慢性的に増加傾向にあります。平成 27 年度決算では経常赤字となり、収支の改善は喫緊の課題と考えます。医師の確保を最優先で行うことをはじめ、患者や地域の医療機関から「選ばれる病院」を目指すとともに、収益確保及び費用削減の徹底が求められています。

(イ) 人材の確保・育成

当院の人事制度上、柔軟な採用が困難であることに加え、定期的な人事異動により、事務職員の知識や経験が積み上がりにくい環境にあります。また、人事評価による処遇の差が小さいため、モチベーションの低下による医療職員の離職の可能性があります。

さらに、医療の高度化や専門化に対応するため、認定看護師や認定薬剤師の養成等、医療職の専門性を高める取組が必要になっています。

(ウ) 老朽化した建物設備の更新

当院の建物は、建設後 34 年が経過しており、壁面のひび割れ、配管や機械設備の老朽化等の物理的劣化に加え、集中治療室や救急部門、検査部門が分散していることによる人員や設備の非効率な配置、施設の狭隘化といった社会的劣化も進んでいます。このため、当面の医療提供機能の確保に向けた計画的な維持修繕や設備の更新が必要です。

なお、物理的劣化及び社会的劣化を根本的に解消し、これからの医療提供体制に見合う建物設備の実現のためには、建替えの検討に着手する必要があります。

3 市立病院の果たすべき役割と将来像

(1) 地域医療構想を踏まえた市立病院の果たすべき役割

当院は、地域医療構想における構想区域の一つとして定められた県西医療圏において、高度急性期、急性期医療を中心に地域の中核的な役割を担っています。今後も、地域における唯一の基幹病院として、安定した経営基盤のもと、救急、小児、周産期といった公立病院に期待される医療を確実に提供し、高度急性期、急性期医療を中心に、地域の医療を守り続けていきます。

また、高齢者人口の増加により想定される疾病構造の変化に対しても、当院に課せられた役割を十分に果たせるよう、しっかりと対応可能な体制を構築していきます。

さらに、地域包括ケアシステムの構築に向け、急性期病院である当院においては、地域の医療機関や在宅医との間で、積極的な紹介患者の受入、逆紹介の推進及び医療情報の共有等を中心に連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築実現に向け尽力していきます。

(2) 平成 37 年（2025 年）における市立病院の将来像

当院は、平成 37 年（2025 年）においても、引き続き、高度で専門的な医療を安定的に提供することで地域医療を支え、地域住民の安全安心に寄与する医療機関を目指します。

また、地域医療構想で示されている入院医療需要は、平成 37 年（2025 年）には、平成 25 年（2013 年）比で 1.08 倍に増加し、平成 42 年（2030 年）の 1.12 倍をピークに、平成 52 年（2040 年）には 1.07 倍と逡減していくことが予想されています。限られた医師及び看護師の有効的な配置の観点から、適正な病床規模については、地域医療構想における平成 37 年（2025 年）の必要病床数の試算との整合性を踏まえつつ、引き続き検討を行っていきます。

(3) 医療機能等に係る数値目標

当院が、その果たすべき役割に沿った医療機能を十分に発揮しているかを検証する観点から、以下の数値目標を設定します。

急性期医療を担う病院の指標として手術件数、引き続き地域の救急医療を牽引していく指標として救急搬送人数を数値目標に設定しました。また、地域の医療機関との連携を強化していくため、紹介率及び逆紹介率を指標として設定しました。

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
手術件数(件)	3,613	3,674	3,697	3,721	3,744	3,767
救急搬送人数(人)	5,628	5,628	5,719	5,811	5,902	5,993
紹介率(%)	63.7	66.0	67.0	68.0	69.0	70.0
逆紹介率(%)	67.4	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0

(4) 一般会計負担の考え方

総務省の定める「地方公営企業繰入金通知」に基づき、表 8 に記載する項目及び繰入金基準の範囲内で、一般会計から繰り入れることとします。なお、当院の経営改革を行うことで、適正かつ必要最小限の繰入額となるよう努めてまいります。こうした取り組みを行う前提で、計画期間中の一般会計負担金の額は、22 ページの「(ウ) 一般会計等からの繰入金の見通し」に記載の金額を想定します。

表 8) 一般会計負担の繰入項目と繰入基準 (参考)

項目	繰入基準
病院の建設改良に要する経費	病院の建設改良費（当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫（県）補助金等の特定財源を除く。以下同じ。）及び企業債元利償還金（PFI 事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金の 2 分の 1（ただし、平成 14 年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては 3 分の 2）を基準とする。）
リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
周産期医療に要する経費	周産期医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
小児医療に要する経費	小児医療（小児救急医療を除く。）の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
救急医療の確保に要する経費	救急医療の確保に要する経費のうち、必要な経費に相当する額
高度医療に要する経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
院内保育所の運営に要する経費	病院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の 2 分の 1
保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費	病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の 2 分の 1

項目	繰入基準
病院事業会計に係る 共済追加費用の負担 に要する経費	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号。以下「施行法」という。）の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計（施行法の施行日以降に事業を開始した病院事業会計を含む。）に係る共済追加費用の負担額の一部
公立病院改革の推進 に要する経費	<p>① 新改革プランの策定並びに実施状況の点検、評価及び公表に要する経費</p> <p>② 新改革プラン（当分の間、「公立病院改革ガイドラインについて」（平成19年12月24日付け総経第134号）に基づく公立病院改革プラン（以下「前改革プラン」という。）を含む。以下③及び④において同じ。）に基づく公立病院の再編等に伴い必要となる施設の除却等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額</p> <p>③ 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化に伴い、新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費（④及び⑤の経費を除く。）</p> <p>④ 新改革プランに基づく公立病院の再編等（財政通知に基づき再編・ネットワーク化計画を提出したものに限る。）に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金の3分の2を基準とする。ただし、⑤に定める出資の場合を除く。）</p> <p>⑤ 前改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要となる建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費とする。</p>
医師確保対策に要する経費	<p>ア 医師の勤務環境の改善に要する経費 国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額</p> <p>イ 医師の派遣を受けることに要する経費 公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費</p>

項目	繰入基準
地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	前々年度において経常収益(基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に繰り入れられた額を除く。)の経常費用に対する不足額(以下「経常収支の不足額」という。)を生じた場合又は前年度において繰越欠損金がある場合に繰り入れることとし、繰入の基準額は、職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額(前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。)
地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。 ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費(ウの掲げる経費を除く)の15分の8の額 イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。) ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費

出典：「平成28年度の地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」を基に作成

4 経営改革の進め方

(1) 基本方針

当院が、県西地域における高度急性期、急性期医療を担う唯一の基幹病院として、これからも地域の医療を守り続けていくためには、持続可能な病院経営に向けて経営基盤の構築が不可欠です。

経営改革にあたっては、収益と費用のバランスがとれた健全な病院経営の実現と、それを支える人材の確保・育成及び職員の改革意識の醸成を基本方針とし、各種の数値目標を定めたうえで経営改革に取り組んでまいります。

(2) 目標達成に向けた具体的な取組

経営改革の基本方針に準拠し、目標達成に向けて以下の取組を実施します。

表 9) 目標達成に向けた具体的な取組

区分	項目		具体的な取組
収支状況の改善に向けた取組	収益関連の取組	患者数増加施策	<ul style="list-style-type: none"> 紹介経由の入院患者の増加に取り組むため、地域の医療機関との連携を強化し、院内における紹介患者の受入体制を改善 救急経由の入院患者の増加に取り組むため、引き続き、「断らない救急」の方針のもと、地域の救急医療を牽引
		単価適正化施策	<ul style="list-style-type: none"> 保険請求の実態を検証し、医師への情報提供を始めとした査定率の改善に向けた業務フローの見直し 認定看護師等の活用による加算取得の検討
		未収金抑制施策	<ul style="list-style-type: none"> 未収金の発生抑制と早期回収に向けた未収金回収フローの見直し
	費用関連の取組	材料費の削減策	<ul style="list-style-type: none"> 安全性を考慮したうえでの後発医薬品の使用促進 同種・同効品の絞り込みや医薬品及び診療材料の価格交渉を通じた単価引き下げ
		経費の削減策	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な支出内容の見直し 委託内容、範囲及び契約方法の見直し
	その他の取組		<ul style="list-style-type: none"> 職員に対する経営情報の公開と共有化の推進 各診療科・部署における年度目標の設定と評価

区分	項目	具体的な取組
人材の確保・育成に向けた取組	人材の確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師、医療技術職員の勤務環境の整備 看護師等奨学金制度の充実
	人材の育成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師、医療技術職員及び事務職員の専門能力の向上に資する職場外における研修の充実 専門的な知識を有するプロパーの事務職員の採用検討
建物設備の更新に向けた取組	建物設備に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 維持修繕計画に基づく既存建物の整備 医療機器の更新計画の策定 病院の建替計画の策定

(3) 主な経営指標に係る数値目標と考え方

(ア) 収支改善に係る数値目標

新改革ガイドラインに定められている必須の数値目標である経常収支比率及び医業収支比率を収支改善に係る数値目標として設定しました。なお、経常収支比率に関しては、持続可能な病院経営を行っていくため、経常黒字及び純利益の確保を目指す観点から目標値を設定しています。

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支比率(%)	97.6	99.3	99.8	99.8	99.9	100.6
医業収支比率(%)	90.8	92.2	92.7	93.2	93.7	94.9

(イ) 経費削減に係る数値目標

費用項目に関しては、材料費、委託料の削減を中心に実施していくため、材料費対医業収益比率、委託料対医業収益比率を経費削減に係る数値目標として設定しました。特に、材料費の削減に関しては、後発医薬品の使用を促進していくため、後発医薬品の使用割合についても指標として設定しました。

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
材料費対医業収益比率(%)	25.8	25.8	25.7	25.6	25.6	25.5
委託料対医業収益比率(%)	10.0	10.3	10.2	10.0	9.9	9.7
後発医薬品の使用割合(%)	58.0	58.0	63.5	69.0	74.5	80.0

(ウ) 収入確保に係る数値目標

当院の医業収益の約 7 割を占める入院収益に着目し、1 日あたり入院患者数及び病床利用率を収入確保に係る数値目標として設定しました。また、適正な保険請求を推進するために、査定率（金額ベース）の改善についても指標として設定しました。

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
1日あたり入院患者数(人)	327	333	335	337	340	342
病床利用率(%)	78.4	79.9	80.4	80.9	81.4	81.9
査定率(%)	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2

(エ) 経営の安定性に係る数値目標

経営の安定性を図る指標として、純資産の額その他、短期の負債に対する支払能力を注視し、経営の安全性を検証するため、流動比率を指標として設定しました。なお、各指標については、平成 27 年度の決算数値を上回るよう努めます。

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
純資産の額(百万円)	5,985	5,985	5,985	5,985	5,985	5,985
流動比率(%)	177	177	177	177	177	177

(4) 対象期間における収支計画

新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画は以下のとおりです。なお、収支計画は、診療報酬の改定等の経営環境の変化により影響を受けるため、新改革プラン策定後においても、こうした状況変化を踏まえ必要に応じて見直しを行ってまいります。

(ア) 収益的収支

(単位:百万円(税抜)、%)

区分	年度	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
収	1. 医業収益 a	10,765	10,975	11,024	11,061	11,099	11,137
	(1) 入院収益	7,510	7,637	7,685	7,733	7,782	7,830
	(2) 外来収益	2,929	3,012	3,012	3,012	3,012	3,012
	(2) その他	326	326	326	316	305	294
	うち他会計負担金	208	208	208	198	187	176
	うちその他の医業収益	118	118	118	118	118	118
	2. 医業外収益	1,216	1,266	1,266	1,210	1,154	1,098
	(1) 他会計負担金・補助金	1,092	1,142	1,142	1,086	1,030	974
	(2) 国(県)補助金	51	51	51	51	51	51
	(3) 長期前受金戻入	11	11	11	11	11	11
(4) その他	61	61	61	61	61	61	
経常収益(A)	11,981	12,241	12,289	12,271	12,252	12,234	
入	1. 医業費用 b	11,852	11,902	11,890	11,865	11,842	11,733
	(1) 職員給与費 c	6,515	6,318	6,318	6,318	6,318	6,318
	(2) 材料費	2,774	2,829	2,833	2,837	2,841	2,845
	(3) 経費	1,936	1,989	1,977	1,964	1,952	1,929
	(4) 減価償却費	594	731	728	711	696	606
	(5) その他	34	34	34	34	34	34
	2. 医業外費用	426	426	426	426	426	426
	(1) 支払利息	14	14	14	14	14	14
	(2) その他	412	412	412	412	412	412
	経常費用(B)	12,278	12,327	12,316	12,290	12,267	12,159
経常損益(A)-(B)(C)	▲297	▲87	▲27	▲19	▲15	76	
特別損益	1. 特別利益(D)	100	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	173	63	63	63	63	63
	特別損益(D)-(E)(F)	▲73	▲63	▲63	▲63	▲63	▲63
純損益(C)+(F)	▲370	▲150	▲90	▲83	▲78	13	
累積欠損金(G)	0	0	0	0	0	0	
不良債務	流動資産(ア)	3,687	3,817	3,816	3,749	3,683	3,616
	流動負債(イ)	2,085	1,887	1,866	1,802	1,754	1,657
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
不良債務差引 {(イ)-(エ)}-(ア)-(ウ)(オ)	▲1,602	▲1,930	▲1,950	▲1,947	▲1,929	▲1,959	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	97.6	99.3	99.8	99.8	99.9	100.6	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲14.9	▲17.6	▲17.7	▲17.6	▲17.4	▲17.6	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.8	92.2	92.7	93.2	93.7	94.9	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$	60.5	57.6	57.3	57.1	56.9	56.7	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	▲1,602	▲1,930	▲1,950	▲1,947	▲1,929	▲1,959	
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	▲14.9	▲17.6	▲17.7	▲17.6	▲17.4	▲17.6	
病床利用率	78.6%	79.9%	80.4%	80.9%	81.4%	81.9%	

(イ) 資本的収支

(単位:百万円(税込)、%)

区分	年度	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
収	1. 企業債	100	300	300	250	250	250
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	3	3	3	0	3	3
	7. その他	12	5	5	5	5	5
入	収入計 (a)	115	308	308	255	258	258
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
	純計(a)-(b)+(c) (A)	115	308	308	255	258	258
支	1. 建設改良費	352	571	576	523	559	504
	2. 企業債償還金	335	353	279	256	192	198
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	27	39	50	50	50	50
支出計 (B)	714	963	905	829	801	752	
差引不足額 (B)-(A) (C)	599	655	597	574	543	494	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	597	655	597	574	543	494
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	2	0	0	0	0	0
計 (D)	599	655	597	574	543	494	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

(ウ) 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円(税抜))

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	(0) 1,300	(0) 1,350	(0) 1,350	(0) 1,283	(0) 1,217	(0) 1,150
資本的収支	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合計	(0) 1,300	(0) 1,350	(0) 1,350	(0) 1,283	(0) 1,217	(0) 1,150

注: () 内は、「基準外繰入金額」を表す。「基準外繰入金額」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいう。

5 再編・ネットワーク化への対応

新改革ガイドラインでは、県と十分連携しつつ、二次医療圏又は構想区域等の単位で予定される公立病院等の再編・ネットワーク化の概要と当該公立病院が講じるべき具体的な措置を記載することとされており、その際、県の策定する地域医療構想との整合性を図るものとされています。

急性期病院である当院においては、地域の在宅医や医療機関との間で、積極的な紹介患者の受入、逆紹介の推進及び医療情報の共有等を中心に連携を強化し、病院間・病院診療所間での連携強化による地域完結型の医療ネットワークの構築に努めます。

6 経営形態の見直し

現在の市立病院の経営形態は、地方公営企業法の一部適用であり、企業会計方式による経理処理などを定めた財務規定のみが適用されています。新改革ガイドラインでは、民間的経営手法の導入等の観点から、経営形態を見直す際の選択肢として、以下が示されています。

表 10) 経営形態見直しの選択肢について

経営形態		概要	主な課題等
公営型	地方公営企業法の全部適用	<ul style="list-style-type: none"> 市長が事業管理者を任命し、事業管理者に人事・予算に関する責任と権限が付与される 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的取り組みやすい反面、経営の自由度の範囲は、地方独立行政法人化に比べて限定的である
	地方独立行政法人化（非公務員型）	<ul style="list-style-type: none"> 市とは別の法人格を有する経営主体を設立し、経営を譲渡 市長が理事長を任命し、理事長に病院運営に関する権限と責任が付与される 	<ul style="list-style-type: none"> 設立団体（市）からの職員派遣は、段階的に縮減を図る等、実質的な自立性の確保に配慮する
民営型	指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 市が指定する法人等に、病院事業の管理運営を委ねる 指定管理者の裁量で病院運営が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な指定管理者の選定に特に留意する 提供されるべき医療の内容、委託料の水準等、指定管理者に係わる諸条件について事前に十分に協議し、相互に確認しておく必要がある
	民間譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 民間の医療法人等に、病院事業を譲渡し、経営を委ねる 	<ul style="list-style-type: none"> 採算確保に困難性を伴うものなど、公立病院が担っている医療の提供が引き続き必要な場合は、地域医療の確保の面から譲渡条件等について十分な協議が必要である

出典：総務省「新改革ガイドライン」を基に作成

前改革プランにおいて、今後の当院の経営形態については、経営体としての健全なあり方等を踏まえ平成 23 年度までに結論を出すこととしていました。その結果、平成 23 年度までは一般会計負担金を含んだ経常黒字化が達成できていたことから、当面の間は経営形態の見直しは実施せず、地方公営企業会計制度が大幅に改正される平成 26 年度までは現在の地方公営企業法の一部適用を維持しながら、引き続き経営形態について検討していくこととしました。

新改革プラン策定にあたって、改めて選択し得る経営形態について検討した結果、まずは地域の基幹病院として、公立病院に求められる救急、小児、周産期といった不採算医療も守っていくことが当院の役割となる以上、経済性を優先した病院経営が行われる可能性がある指定管理者制度の導入及び民間譲渡は選択の対象外と判断しました。

一方で、現在の当院の経営形態である地方公営企業法の一部適用については、特に人事視点を中心に以下の課題が存在します。

図 9) 人事視点を中心とした一部適用における課題

	採用	教育	評価 (給与への反映含む)	
あるべき姿	必要職種や専門性を有する職員の能力に見合った雇用形態や処遇での採用を実現できる	医療業界は専門性が必要な業界のため、固定して知識や経験を積み上げる必要がある	努力や成果に基づき「頑張った人が報われる評価」がなされる必要がある	頑張った人が報われ職員が集まる病院の人事制度
現状	法令等により、職員定数、勤務条件、給与等が細かく定められている	事務職員については、市役所の人事異動に伴い数年で入れ替わる	民間企業に比べ評価に基づく処遇の差が小さく、メリハリが付きにくい	病院を支える強い人材が育ちにくい人事制度
課題	市場変化に迅速かつ柔軟に対応できない優秀な人材、欲しい人材が獲得しづらい	知識、経験が積み上がらず、病院事務に精通した人材が育ちにくい	「努力しても報われない」との印象からモチベーションが上がりにくく、優秀な医療職員の離職が懸念される	

現在の一部適用の制度のもとでは、職員の採用、教育及び評価における課題から、今後必要な人材が集まらず、地域の基幹病院としての役割が果たせなくなる可能性があります。

経営形態に基因するこれらの課題を解決するためには、最も経営の自由度が高い地方独立行政法人化が当院にとっての最適な経営形態であると想定しています。

ただし、地方独立行政法人化が、病院の建替えの検討に与える影響を見定める必要があるとともに、自助の努力により改善できる余地も多いことから、まずは、新改革プランの対象期間である平成 32 年度まで着実に経営改革を進め、新改革プランの数値目標の達成という成果を確実にあげることをもって、平成 32 年度に地方独立行政法人化に向けた実務的な検討に本格着手します。

なお、平成 32 年度までの間に、他の公立病院における全部適用の実務的な利点を調査し、現状の地方公営企業法の一部適用に比べ、全部適用に移行した場合に確実に経営の改善効果が見込まれると判断した場合には、地方独立行政法人化の前段階として、全部適用（事業管理者の設置を前提）への移行に着手する予定です。今後の検討体制及び検討スケジュールに関しては、表 11 のとおりです。

表 11) 経営形態の見直しに関する今後のスケジュール

時期	検討体制及び内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 既存の病院経営戦略委員会又は専門の検討委員会を立ち上げ、その委員会にて、全部適用の実務的な利点を調査・検討する。 現状の地方公営企業法の一部適用に比べ、全部適用に移行した場合に確実に経営の改善効果が見込まれるか否かの結論を出す。
平成 30 年度	(地方公営企業法の全部適用に移行すべきとの結論が出た場合) <ul style="list-style-type: none"> 条例の制定改廃、職員説明などの準備に着手する。
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の全部適用に移行。
平成 32 年度	(新改革プランの数値目標を達成した場合) <ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人化に向けた検討に着手する。

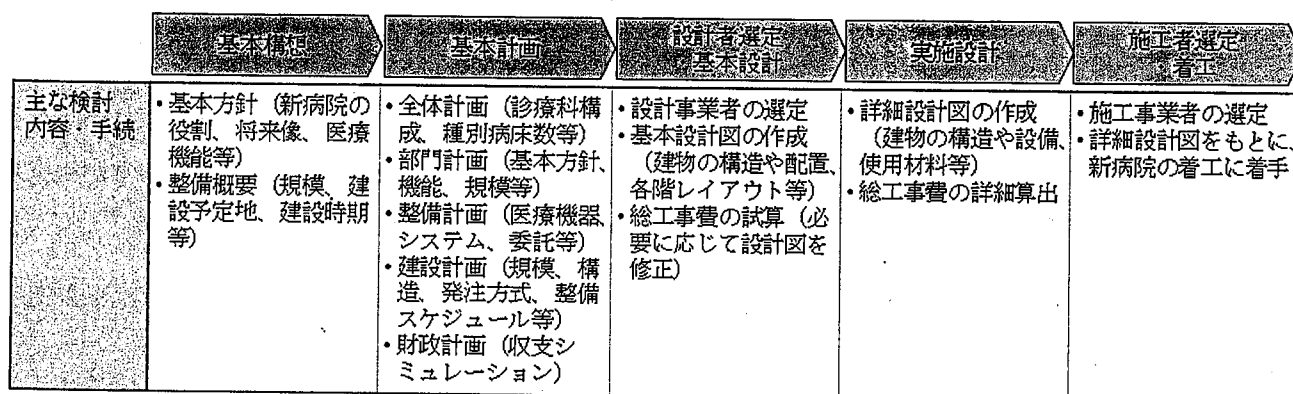
7 病院の建替えに向けた取組

当院は、昭和 56 年から 59 年にかけて全面改築工事を行い、診療科 15 科、一般病床 417 床の現施設が完成しました。その後も、医療ニーズの多様化に対応するため、救命救急センターや外来化学療法室など診療機能の拡充に合わせ、順次、増改築を行ってきました。

建物自体、建設後 34 年が経過し、老朽化による物理的劣化が見られることに加え、集中治療室や検査部門が分散していることによる人員や設備の非効率な配置、施設の狭隘化といった社会的劣化が進んでいます。そのため、地域の基幹病院として果たすべき役割や機能の提供が困難な状況になりつつあります。

当院では、地域の基幹病院として、これからも地域の医療を守り続けていくため、小田原市における総合計画との整合性を図りつつ、建替えを前提とした新病院の施設整備に向けて取り組んでいきます。

図 10) 建替えの作業工程イメージ (参考)



8 実施状況の点検・評価・公表

新改革プランの実施状況の点検及び評価は、外部の有識者や医療関係団体の代表者等で構成する「小田原市立病院運営審議会」にて行います。第三者の立場から客観的なご意見をいただくとともに、当院の医師、看護師等の医療職も参加することで医療機能の発揮状況についても十分に検証します。

実施状況の公表については、ホームページに掲載することとします。

平成 28 年度（平成 27 年度分）
教育委員会事務の点検・評価報告書

平成 28 年 11 月
小田原市教育委員会



目次

1. 平成 27 年度教育委員会の活動状況	
(1)教育委員	1
(2)平成 27 年度定例会・臨時会案件	1
(3)会議等への出席状況	4
2. 平成 28 年度（平成 27 年度分）教育委員会事務の点検・評価	5
No.1 学校施設整備の推進	7
No.2 食育推進事業	9
No.3 確かな学力の向上の推進	11
No.4 教職員研修事業	13
No.5 キャンパスおだわら	15
No.6 子ども読書活動の推進	17
3. 平成 27 年度（平成 26 年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業 における点検・評価後の状況	19
4. 小田原市学校教育振興基本計画における成果指標	25

1. 平成27年度 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員



委員長 和田重宏 委員長職務代理者 萩原美由紀 委員 吉田眞理 委員 山口潤 教育長 栢沼行雄

(H20. 10. 1~) (H27. 10. 5~) (H26. 10. 1~) (H20. 10. 1~) (H25. 10. 1~)
28. 9. 30 31. 10. 4 30. 9. 30 28. 9. 30 29. 9. 30

※H18.10.1~H26.9.30 (委員長職務代理者) 山田浩子 カッコ内は任期

(2) 平成27年度定例会・臨時会案件

※○印：定例会 □印：臨時会

平成27年4月30日定例会

○平成28年度使用中学校教科用図書の採択方針について

○小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

○小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

【報告事項】

○市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について

○平成26年度下半期寄付採納状況について

○教育委員会職員の公務災害の状況について

平成27年5月26日定例会

○平成27年6月補正予算について (非公開)

○キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱について

○小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について

【報告事項】

○芸術文化普及啓発事業 (アウトリーチ) の実施状況等について

○青少年の体験交流事業等について

平成27年6月25日定例会

○小田原市就学指導委員会委員の委嘱について

【報告事項】

○小田原城天守模型等の調査研究報告 (最終報告) について

平成27年7月23日臨時会

□特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
【協議事項】

□平成28年度使用中学校教科用図書の採択に向けての協議について

平成27年7月28日定例会

○江戸城石垣石丁場跡 (早川石丁場群関白沢支群) の意見具申について

【協議事項】

○平成28年度使用中学校教科用図書の採択に向けて

【報告事項】

○市議会6月定例会の概要について

○復興派遣に関する文化庁長官表彰に係る小田原市及び派遣職員に対する感謝状授与について

平成27年8月4日臨時会

□平成27年度義務教育諸学校使用教科用図書採択に関する請願

□平成28年度使用中学校教科用図書の採択について

平成27年8月20日定例会

○平成27年9月補正予算について (非公開)

○小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱替えについて

○下中幼稚園における保育機能の充実に関する方針に

ついて

○小田原市いじめ防止対策調査会委員の委嘱について
【報告事項】

○第17回城下町おだわらツデーマーチの開催について

平成27年9月29日定例会

○事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）について

○事務の臨時代理の報告（小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則）について

○学校運営協議会設置校の指定について

○新玉小学校学校運営協議会委員の任命について

○教育委員会委員長の選挙について

○教育委員会委員長職務代理者の指定について

平成27年10月29日定例会

【協議事項】

○平成27年12月補正予算について（非公開）

【報告事項】

○市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について

○平成27年度上半期寄付採納状況について

○平成27年度上半期公務災害について

平成27年11月26日定例会

○事務の臨時代理の報告（平成27年12月補正予算）について

○事務の臨時代理の報告（史跡小田原城跡 用地の取得）について

【報告事項】

○平成28年度 公立幼稚園新入園児応募状況について

○（仮称）小田原市スポーツ振興・教育環境改善基金について

○文化審議会の答申について

平成27年12月21日定例会

○平成28年度 全国学力・学習状況調査への参加及

び結果の公表について

【協議事項】

○平成28年度 学校教育の基本方針及び取組の重点（案）について

【報告事項】

○第17回城下町おだわらツデーマーチ開催結果について

○小田原市学校教育振興基本計画の進捗状況について

○平成27年度 全国学力・学習状況調査の本市の結果について

平成28年1月21日定例会

○平成28年度 学校教育の基本方針及び教育指導の重点について

○事務の臨時代理の報告（工事請負契約の締結）について

【協議事項】

○歴史的風致形成建造物の指定について

○今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針（案）について

○平成28年3月補正予算について（非公開）

○平成28年度予算について（非公開）

【報告事項】

○市議会12月定例会の概要について

○平成27年度 全国体力・運動能力・運動習慣等調査の本市の結果について

○芸術文化普及啓発事業（アウトリーチ）の実施結果について

平成28年2月23日定例会

○校長及び教頭の人事異動の内申について（非公開）

○学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

○事務の臨時代理の報告（平成28年3月補正予算）について（非公開）

○事務の臨時代理の報告（平成28年度予算）について（非公開）

○事務の臨時代理の報告（小田原市職員の退職管理に関する条例）について

- 事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例)について
- 事務の臨時代理の報告(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)について
- 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)について

平成 28 年 3 月 18 日定例会

- 教育委員会職員の人事異動について(非公開)
- 行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について
- 小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について
- 小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則について
- 小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程について
- 今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について

【報告事項】

- 子ども読書アンケートの集計結果について
- 駅前図書施設の機能検討状況について
- 小田原市教育大綱について

(3) 平成 27 年度総合教育会議案件

平成 27 年 7 月 2 日

- 小田原市総合教育会議運営要綱(案)について
- 小田原市総合教育会議傍聴要綱(案)について
- 大綱策定について

平成 27 年 10 月 22 日

- 大綱策定について

平成 28 年 1 月 28 日

- 大綱策定について

(3) 会議等への出席状況

日付	活動内容
平成27年 4月14日	西湘地区教育委員会連合会役員会
4月15日	神奈川県市町村教育委員会連合会総会
4月21日	通級指導学級フレンド 千代小学校 開級式
5月8日	小田原文化財団江之浦コンプレックス建設現場視察
5月25日	西湘地区教育委員会連合会総会
6月16日	酒匂小学校放課後子ども教室開所式
6月25日	学校訪問
6月26日	学校訪問
6月29日	学校訪問
7月1日	学校訪問
7月2日	総合教育会議
7月3日	学校訪問
7月6日	学校訪問
7月7日	学校訪問
7月23日	教科書採択へ向けての協議
8月4日	教科書採択へ向けての協議
8月20日	教育講演会
9月3日	西湘地区教育委員会連合会第2回役員会
10月22日	総合教育会議
10月23日	小学校体育大会
10月27日	市長と中学校長会との懇談会
10月30日	神奈川県市町村教育委員会連合会研修会
11月12日	小学校音楽会
11月13日	西湘地区教育委員会連合会研修視察会
11月17日	市長と小学校長会との懇親会
11月24日	事務の点検・評価学識経験者の意見聴取
平成28年 1月10日	成人のつどい
1月16日	未来へつながる学校づくり報告会
2月5日	平成27年度教育委員視察
3月14日	中学校卒業式
3月18日	幼稚園卒園式
3月23日	小学校卒業式

2. 平成 28 年度（平成 27 年度分）教育委員会事務の点検・評価

教育委員会の組織や運営に関し基本的事項を定めている法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）第 26 条により、各自治体の教育委員会は毎年、教育行政事務の管理執行状況について自己点検・評価を行い、その結果を議会に報告し公表することとなっています。これを踏まえ、小田原市教育委員会では、平成 27 年度に実施した事業に対して点検・評価を実施しました。

今回の点検・評価では、ヒアリングを 2 回実施し、第 1 回ではコーディネーター及び教育委員による、対象事業の内容の把握、課題の確認及び論点の取りまとめを行いました。第 2 回のヒアリングでは、第 1 回に取りまとめた論点に沿って、学識経験者及び教育委員による、各事業に対するヒアリングを実施しました。

（1）目的

本市教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進をはかっていくため、教育委員会の事務事業の点検・評価を行う。

また、その結果を市議会に報告し公表することにより、市民への説明責任を果たす。

（2）点検・評価の実施方法

- (1) 各所管課での自己点検・評価する。
- (2) 教育委員会において、各所管課が自己点検・評価した事業のうち、点検・評価対象事業を選定する。
- (3) 選定事業について、コーディネーター及び教育委員による所管課とのヒアリングを実施し、論点を取りまとめる。（第 1 回ヒアリング）
- (4) 第 1 回ヒアリングでまとめた論点をもとに、学識経験者及び教育委員による所管課とのヒアリングを実施する。（第 2 回ヒアリング）
- (5) 教育委員会において、点検・評価案を審議し、議決を得る。
- (6) 点検・評価の結果を市議会に報告し公表する。

（3）対象事業

小田原市事務事業評価を基に、教育委員の承諾のうえ、平成 27 年度に実施した事業の中から、教育委員会事務局が対象事業案を作成し、点検・評価を実施した。

- (1) 学校施設整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育総務課・保健給食課
- (2) 食育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・保健給食課・教育指導課
- (3) 確かな学力の向上の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育指導課
- (4) 教職員研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育指導課
- (5) キャンパスおだわら・・・・・・・・・・・・・・・・・・生涯学習課
- (6) 子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・図書館

(4) 学識経験者のヒアリング

第1回

- (1) 日時 平成28年9月5日(月) 午前9時00分から午後3時55分まで
- (2) 場所 市役所 全員協議会室(3階)
- (3) コーディネーター 石渡秀朗氏(株式会社三浦海業公社常務取締役)
- (4) 教育委員 和田委員長、萩原委員、吉田委員、栢沼教育長

第2回

- (1) 日時 平成28年9月27日(火) 午前9時30分から午後4時30分まで
- (2) 場所 市役所 大会議室(7階)
- (3) 学識経験者 重松克也氏(横浜国立大学教授)
大木健一氏(小田原市PTA連絡協議会会長)
- (4) コーディネーター 石渡秀朗氏(株式会社三浦海業公社常務取締役)
- (5) 教育委員 和田委員長、萩原委員、吉田委員、栢沼教育長

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	学校教育の充実	法令上の実施義務	有
	詳細施策名	教育環境の整備		努力規程
	実施計画事業名	学校施設整備事業	根拠法令	学校教育法 学校施設の確保に関する政令 学校給食法
	個別事業名	学校施設整備の推進 給食調理施設・設備整備事業		条例・要綱
	先導的施策名		実施方法	学校施設：市直営 給食調理施設：市直営
開始時期	学校施設：平成26年4月 給食調理施設：過去より継続的に実施			

2. 事務事業の説明

【事業概要】	<p>どのような事業であるか</p> <p>平成16年3月に「小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画」を策定し、施設の老朽化対策や当時開始した総合的な学習などの教育内容の多様化に対応するための整備を行ってきたが、策定後10年が経過し、施設の老朽化が進み、子どもたちを取り巻く教育環境に支障が出ていたり、教育内容等の変化に伴い、内部改修等の必要性が生じたりしていることから、整備方針を見直すことにした。平成26年2月に「小田原市学校施設整備基本方針」を作成し、その方針に基づき、学校施設や学校給食センター、共同調理場の老朽化対策及び教育環境の計画的な整備を行う。</p> <p>平成26年度から概ね3年間で、これまで積み残してきた緊急度の高い修繕工事を計画的に実施するとともに、平成28年度末までに長寿命化対策や建替え等を計画的に実施するための(仮称)中長期計画を策定し、整備の優先順位等を設定することで個別計画を着実に整備していく。</p>
【目的】	<p>この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか</p> <p>平成16年3月に策定した「小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画」が計画どおりに機能しなかった。さらに、子どもたちを取り巻く教育内容や使い勝手の変化に伴い、内部改修等の必要性が生じていることから、整備方針を見直し、その方針に基づき、短期計画を進め、中期及び長期計画を策定することにした。</p> <p>その計画に基づき、整備を行うことで、学校や地域住民にも納得できるかつ効果的な修繕工事を進めることができる。また、給食調理施設についても老朽化した施設を改善し、調理場内外の環境を整備することで、安心して安全な学校給食を提供することが出来る。</p>
【実施内容】	<p>具体的に市は何を行ったのか</p> <p><学校施設> 「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき「短期計画」として、校舎・園舎等建物の屋上防水、外壁、耐震改修(非構造部材)及びトイレ等を中心に、緊急度の高い修繕工事を、平成26年度から概ね3年間で計画的に実施している。</p> <p>ただし、平成26年度に限り予定件数をクリアできたが、平成27年度以降は計画どおりに進まず、「短期計画」予定分を概ね3年間で完了させることは困難な状況になっている。</p> <p><給食調理施設> 学校給食センター、共同調理場の施設・設備の調査及び補修計画を作成し、故障老朽化した施設・設備・機器の修繕や改修、買い替えを行った。</p> <p>27年度は球根皮むき機2台(学校給食センター)、牛乳保冷库、台ばかり(豊川共同調理)、ガス式食器消毒保管庫、台ばかり(国府津共同調理場)を購入した。</p>

3. 事務事業の概要

単位：千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	国庫支出金	101,686	19,923	14,315	122,856	254,417	269,606	1,165,646
	県支出金	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	208,100	29,700	21,300	369,800	380,500	403,100	1,747,000
	その他	0	0	0	112,040	273,416	263,257	273,117
	一般財源	188,509	122,684	115,590	74,473	870,472	934,473	1,643,143
歳出計		498,295	172,307	151,205	679,169	1,778,805	1,870,436	4,828,906
歳入	使用料・手数料	642	530	696	530	530	530	530
	雑入等	16,254	18,370	16,008	183,710	18,370	18,370	18,370
	歳入計	16,896	18,900	16,704	184,240	18,900	18,900	18,900
今後の方向性・事業展開		平成28年度末までに、(仮称)中長期計画を策定する。本市全体の長期保全計画及び維持修繕計画との連携を図りながら学校施設の長寿命化、機能向上等の整備を進める中期計画と、長寿命化対策を施しても延命化が期待できない施設を順に建替え等を行う長期計画の作成を検討している。						
		施設の長寿命化を図るため、国庫補助制度等を活用し、計画的に取り組む反面、延命化が期待できない施設については建替え等に着手するまでの間、必要な応急修繕に対応していく予定である。						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けた考え方
緊急度の高い修繕工事を最優先課題とする「短期計画」を平成26年度から進めているが、平成28年度予算措置分を含めても、80件近く積み残しが出るなど、予定どおりに実施できていない。	文部科学省以外の国庫補助制度や市基金など、事業実施するための財源確保に努める。

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要な施設についてどのように考えるか。長期のロードマップについて ・中長期計画より、さらに長いスパンでの小・中学校の適正配置の計画について ・小学校を複合施設として位置づけ、災害時に自立できる施設としての設備（調理場・トイレ・電源）の確保について ・建て替えや複合化などの長期計画策定に向けての構想プランに関わる検討・議論の必要性和、その財源の確保及びPFI活用等についての検討について ・中学校を含めた完全給食の継続の重点及び予算重点配分について
<p>学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<p>【学校施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替や施設の複合化などを(仮称)中長期計画に入れ込み、更なる学校施設整備を進めて欲しい。 ・ どの地域で児童生徒数が増減するか予測することは困難であるため、施設の複合化という点を高く評価している。 ・ (仮称)中長期計画について、学校統廃合の基準や複合施設としての活用方針などを示すことも必要であるが、学校の将来について、より具体的なイメージが示されることを地域住民は期待していると思われる。地域の実情に応じた検討が必要であり、地域の市民意見を取り入れ、合意形成を図ることが必要である。 ・ 中学校施設と保育園や幼稚園などとの複合化の親和性が高いと考えられる。いずれにしろ、価値観の多様化による共生の考え方を子どもの頃から根付かせるためには、施設の複合化が有効であり、子どもの成長に寄与する複合化のあり方を検討する必要がある。 ・ 小学校数を現状維持するという方針を軸に、コミュニティ・スクールを市の特徴として打ち出し、小規模化を視野に入れた全小学校の複合施設化が必ずではないか。 ・ 建替の時期は先だが、話し合いのプロセスのロードマップを作成する必要があると思う。 ・ 施設の整備計画を検討する際に、雨漏りなどの現況を鑑みて、躯体自体の劣化の程度の検証が必要である。安易にコンクリートの耐用年数に頼らずに、躯体自体の調査及び評価により、損傷が激しい場合は、優先的に建替などの対応が必要である。 ・ 補強や修繕の指標を新耐震以前以降の建物であるか否かや、建設年次に加えて、雨漏りによる建材の腐食や、これまでの地震等による耐震レベルの低下について非破壊調査を実施する等の事業も予算化し、児童生徒の生命や安全を現実的に最優先にする推進を早急に図る必要がある。 ・ 平成27年度の工事の遅延は、平成28年度の(仮称)中長期計画の策定にも影響が出ると思われる。当該計画のスケジュールの見直しが必要である。 ・ 学校施設整備の財源に国庫補助金を充てているため予定どおりに進まないことが今年度の積み残しの要因である。その他の財源を確保する必要があるのではないか。 ・ 修繕工事の量を増加させるというより、適正な予算配分をするための、計画の見直しに力を入れる必要がある。 ・ 学校毎の個別計画である「実施計画」をいつまでにどう作るのかを(仮称)中長期計画で示すことが必至である。さらに、当該個別計画の策定に住民を巻き込む仕掛けを(仮称)中長期計画で明示する必要がある。 ・ 「学校施設整備の推進」という大きなテーマを計画的に進めるため、予算、人、ともに拡充させ、できるだけ早期に住民参加型の整備計画を策定し、これを広く市民に開示する必要がある。 ・ 小田原市学校施設整備基本方針により緊急度の高い修繕工事を最優先課題として、平成26年度から整備してきた点は、学校現場から高い評価を得ている。しかし、平成27年度は財源不足のために計画どおりの修繕工事が進んでいない。計画の遅延による対策がとられていないことに課題を感じる。 <p>【調理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食設備については、老朽化した施設を補いながら安全で安心な給食提供に努めている。 ・ 学校給食センター設備、機器等の老朽化に伴う、修繕・改修実績は評価したい。今後、本市の学校給食(完全給食)の継続を堅持するため、センターの早期建て替えに向けた具体的な計画策定が急がれる。 ・ 老朽化する給食調理施設に関して、今後の児童生徒数の減少を鑑みて、施設の複合化を検討することが望ましい。 ・ 市は以前から小・中学校の完全給食を実施しており、子どもの貧困が言われ、中学校での給食を実施している都市が少ない中、市の取組は時代を先読みした、優れた施策だと思う。給食センターの老朽化の問題については、スピード感を持って対策を講じる必要がある。
<p>点検評価結果</p>	<p>見直し(新たな教育ニーズへの対応を含め、計画を見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

事務事業名：食育推進事業

担当課 保健給食課・教育指導課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	健康づくりの推進	法令上の実施義務	有
	詳細施策名	食育の推進		努力規程
	実施計画事業名	食育推進事業	根拠法令	食育基本法
	個別事業名	食育啓発事業	条例・要綱	食育推進基本計画・食みらいかながわプラン・小田原市食育推進計画
	先導的施策名	未来を担う子どもを育む	実施方法	市直営
開始時期	過去より継続的に実施			

2. 事務事業の説明

【事業概要】	<p>どのような事業であるか</p> <p>小中学校における食育を推進するため、栄養教諭や学校栄養職員が地場産物を使用した給食や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として活用し、食に関する指導や教科に関連した授業を行う。また、成長期の子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるための家庭、地域に向けた食育の普及啓発事業を行う。</p>
【目的】	<p>この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか</p> <p>魅力ある食育を推進し、児童生徒の健全な食生活の実現と健全な心身の成長を図る。</p>
【実施内容】	<p>具体的に市は何を行ったのか</p> <p>○学校栄養職員・栄養教諭による食に関する指導の推進：食育年間指導計画に基づき教科と関連させた食育授業を実施 ○食育啓発事業（食育講演会H19～・親子料理教室H18～・学校給食展H17～・弁当作り教室H25～・お弁当レシピコンテストH26～）を実施 ○地域の特色を生かした学校給食の実施：地場産物を使用した学校給食の実施。平成27年度は、「かます棒」を学校給食物資として扱い、給食メニューに取り入れた。 ○子どもたちが、学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験などを通して生命・自然環境・食物に対する理解を深めるとともに、日々の食事に対する感謝の気持ちを育む。</p>

3. 事務事業の概要

単位：千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	財源内訳	国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他						
		一般財源	40	140	140	140	140	140
	歳出計	40	140	140	140	140	140	140
歳入	使用料・手数料							
	雑入等							
	歳入計	0	0	0	0	0	0	0
今後の方向性・事業展開		<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消率が現状よりも上がるよう、野菜、魚の流通ルートを検討する。 ・中学校における弁当の日について、実施の課題の調査等を行い、方向性を定める。 						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
<p>・事業のマンネリ化、地場産物使用率が伸びていかないことが課題である。</p>	<p>・事業の合理的な運営を検討していく。 ・関連業者や行政所管課との調整、調理現場との連携を図っていく。</p>

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お弁当の日の課題と目標、子どものSOSの対応(受け場所、方法など)について ・県内地場産品の消費拡大方法について ・家庭を巻き込んだ食育推進の効果的方策について
<p>学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食の啓発事業を進める上で、食事を摂ること、弁当を作ることが困難な状況の生徒への慎重な配慮が必要である。 ・お弁当の日は、年1回実施の学校が多い。実施しない理由があるのか、実態に合わないのか、原因を探り、実施継続の可否や実施方法を検討する必要がある。 ・弁当レシピコンテストが定着しつつある中、今後、小学校高学年もコンテストの枠組みに入れることが出来るか。また、その意味合いも含めてさらに浸透させて欲しい。 ・食育の普及啓発事業は、食育に関心のある層をターゲットにした事業が多いように見受けられる。貧困や孤食など、食を取り巻く環境は食育に関心の無い層にとっても非常に重要な問題であるため、例えば、簡単に出来る朝食メニューや弁当の紹介など、食を通じた健全な育成を図る必要がある。 ・地産地消率を品目でみるか重量でみるかという議論については、両方で把握をすればいいと考える。 ・学校給食における地場産物活用では、練り製品や豆腐での高い割合が評価できる。また、アジの干物の素揚げを給食で提供するなど、他の地域からは評価の高い取組もあり、これからも推進して欲しい。 ・地場産品の使用率を増やす目標値を掲げる際は、取り組むことにより次年度以降の指針となる必要がある。 ・地産地消の食材を活用したメニューの提供時に、生徒への解説を行い、地産地消の意味を伝えるなど、運用の方法や伝える工夫も報告に掲載してほしい。 ・共働き世帯の増加により、家庭の食事のありようが変わってきている。食育に対する市独自の指針を明確に示すべきではないか。 ・中学生での朝食喫食率が5%下がっている。中学生の朝食に対する意識の低下があると思われるので、正しい食習慣を身に付けるためにも、子供向けの啓発が必要である。 ・食育啓発事業では、各種教室やコンテスト等を始め、学校農園を活用した栽培方法や収穫体験など、多岐に渡る事業実績を評価したい。今後は、各事業について、どういった戦略目標や達成度を定めていくのかが課題となる。 ・まちづくりとの関連性を踏まえ、市が目指す食育にどのような独自性を持たせ、児童生徒に生活者としての力を育むのか、というグランドデザインを策定する必要がある。 ・計画的な推進には、学校長や教員も組み入れた学校全体の組織的な事業展開が必要であり、学校の予算配分も柔軟にしていく必要がある。 ・食育に対する現在の取組は、多種多様で様々な工夫もされ「マンネリ化」という自己評価はあるが、客観的にも高い評価ができる。また、家庭を巻き込もうとする姿勢に感銘する。 ・民間企業との協働により、食に興味を湧ききっかけとなるような工夫が必要ではないか。 ・「食育」の推進事業を評価するための指標(代理指標も可)をきちんと持ち、経年変化に対する評価を続けるべきである。
<p>点検評価結果</p>	<p>見直し(食育の方向性を明確にし、事業の進め方を見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	学校教育の充実	法令上の実施義務	無
	詳細施策名	「生きる力」を育む教育活動の推進		—
	実施計画事業名	確かな学力向上事業	根拠法令	
	個別事業名	・学力向上推進事業 ・少人数学級編成推進事業	条例・要綱	
	先導的施策名		実施方法	市直営
開始時期				

2. 事務事業の説明

【事業概要】	<p>どのような事業であるか</p> <p>【学力向上推進事業】 ・小田原市推薦研究委託、プロジェクト研究の実施、学習指導法研修会の開催 ・免許教科外教科教員の配置、新学習指導要領対応非常勤講師の配置</p> <p>【少人数学級編成推進事業】 ・少人数指導スタッフの配置、スタディ・サポート・スタッフの配置 ・スタディ・サポート・スタッフ研修会の実施</p>
【目的】	<p>この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか</p> <p>・児童生徒一人一人に基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度などの「確かな学力」を身につけるため、個に応じたきめ細かい指導や取組みを意図的・計画的に推進する。 ・小学校における少人数による学習指導体制の充実と、小学校入門期の学校生活の基礎的な生活習慣を身につけるため必要な支援を行うためのスタッフを配置する。</p>
【実施内容】	<p>具体的に市は何を行ったのか</p> <p>・教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する内容について推薦研究を委託。その研究成果を本市学校教育に反映させるため、研究発表会や授業公開により市内各学校に公開した。 ・中学校の免許外教科教員配置等の是非を図るため、専門性を生かした教科指導を維持するための市費非常勤講師を配置した。 ・中学校の新学習指導要領の授業時間数増加により、教員が対応可能な授業時数を保つことができない教科の是非を図るため、市費非常勤講師を配置した。 ・小学校1～6年生について、少人数指導やチーム・ティーチング指導をする際に必要なスタッフを配置した。 ・小学校入門期である1・2年生を対象として、円滑に学校生活を送るための基礎的な生活習慣の確立や学力の定着を図るための基礎基本の徹底をめざして市費臨時職員(スタディ・サポート・スタッフ)を配置した。</p>

3. 事務事業の概要

単位：千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	財源内訳	国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他						
	一般財源	36,839	41,399	31,092	39,699	85,106	85,006	85,006
	歳出計	36,839	41,399	31,092	39,699	85,106	85,006	85,006
歳入	使用料・手数料							
	雑入等							
	歳入計	0	0	0	0	0	0	0
今後の方向性・事業展開		<p>① 学力向上への支援 全国学力・学習状況調査の市の分析結果の公開 全国学力・学習状況調査結果に係る各中学校区への訪問（「学力向上支援会議」(仮称)の実施、各校の学力向上プランへの助言 「学力向上支援ドリル(仮称)」(おだわらっこだりル)の市HPへの公開</p> <p>② 人的環境整備の推進：免許教科外教科教員、新学習指導要領対応非常勤講師 少人数指導 スタッフ、スタディ・サポート・スタッフ、ALT、学校司書の配置</p>						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
<p>【学力向上推進事業】 児童生徒の学力向上にねらいとする事業として、「推薦研究委託」という形が適切であるか、再考の時期にきている。</p> <p>【少人数学級編成推進事業】 人材の確保が年々難しくなっている。</p>	<p>児童生徒の学力向上にかかる市の事業を「学力向上への支援」と「人的環境の整備」の視点から整理し、既存の「教職員研修事業」との区別を明確にして、本事業の内容を見直していきたい。</p>

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、事業展開をしていく上での成果指標の設定について ・研究成果の学校現場への活用が見えにくいため、その在り方の再検討について ・推薦研究委託のねらいと在り方の再検討について
<p>学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託された学校の児童生徒の学習効果を調査する取組を行い、その結果とともに研究の方向性や内容を改善するための予算化が必要である。 ・学力向上推進事業の推薦研究委託の成果は、研究会参加者数の少なさから、他の教員へ十分に活かされているとは言い難い。他の形で研修する方法を検討していただきたい。 ・研究成果を見える化するよう努め、その活用が十分図られ、学校の学びに成果として表れるよう、検討することが必要である。 ・研究成果を共有するための公開研究会への教員の参加人数が少ないのも、意識の共有という面から十分とは言えない。せめて、取り組んだ学校における成果として、学力調査の前年度との比較をした方が良いのではないかと。 ・公教育に対する市民の信頼は、目に見える結果を示すことである。その意味では、学力と体力は信頼を得る最も重要な項目であり、市の学力推進事業を見た時に、取組が十分であったとは言えないのではないかと。推薦研究委託校では、学力向上について謳っているが、その結果の検証が十分ではなかったのではないかとと思う。 ・児童・生徒、保護者、先生の自己評価など、授業評価を取り入れたり、スタディサポートについて、アンケートの実施が求められる。 ・委託された学校は長期的視野の中で研究を推進することも必要であり、児童生徒個々の発達を保障する市の教育づくりとして、必須な取組だと考える。しかし、全国学力・学習状況調査で測定されている「学力」は、学校での指導以外にも様々な要因が働いているという学術的な見解であり、研修テーマや内容等の結果と短絡的に捉えてはならない。 ・短期的な成果のみで職員の指導力向上を測ることは難しく、長期的な視野の中で評価することが必須である。このことから、授業研究委託制についての評価は、市全体の教員研修制度の改善と連動してなされる必要がある。 ・希望校に委託する手法である以上、偏りはあると思われるが、中学校も小学校も3年に1回は請け負うなどにより、推薦研究による効果を上げられると考える。 ・推薦研究校のねらいや内容等に関しては、今日的な課題やテーマを教育委員会が提示し、そのテーマ等に沿った研究が進められるようリードアップしても良いのではないかと。 ・推薦研究については、報告書の内容についても評価が必要であり、研究がどのように授業改善に役立ったかの、外部参加者、内部参加者からの評価、事前事後の変化確認などもしていただきたい。 ・全国学力・学習状況調査の結果については、公表する事が望ましい。現状を知ることは大切であり、その結果をどういった取組につなげるかは現場の判断で構わないので、有効に活用していただきたい。 ・免許外教科教員の配置、市費非常勤講師の配置、市費臨時職員の配置など、人的環境整備については、他自治体に比べ手厚い面も認められ、評価できる。 ・児童生徒の学力向上は、教員よりも保護者の強く望むところである。地域住民の評価を学校経営に取り入れることで、学力向上のための手法も変わることが期待できる。コミュニティスクールの推進を図り、児童生徒の学力向上のモデルを目指していただきたい。 ・少人数学級の支援については、支援の質を高めるための研修を行うことが望ましい。
<p>点検評価結果</p>	<p>見直し(取組の方向性を明確にし、事業の進め方を見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	(現状位置づけなし。後期計画から位置づけ予定)	法令上の実施義務	無
	詳細施策名			
	実施計画事業名		根拠法令	
	個別事業名	・教職員研修事業 ・職員研修支援事業	条例・要綱	
	先導的施策名			
	開始時期		実施方法	市直営

2. 事務事業の説明

【事業概要】	<p>どのような事業であるか</p> <p>【教職員研修事業】大学教授等の専門家を招聘し、教職員の資質や指導力等の向上のための研修会を開催する。</p> <p>【職員研修支援事業】教職員の資質や指導力の向上に向けた各校の取組や自主的な研修の活性化に向けた支援を行う。</p>
【目的】	<p>この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか</p> <p>学校教育の充実及び様々な教育課題への適切な対応のために、教職員の資質や指導力の向上を図る。</p>
【実施内容】	<p>具体的に市は何を行ったのか</p> <p>【教職員研修事業】研修会の企画・運営を行う。研修会の内容によって外部から講師を招聘する。 (*は希望参加による研修 **は希望参加かつ勤務時間外の研修)</p> <p>◇指導係主催・・・児童・生徒指導研修会、人権教育研修会Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(Ⅰは県と共催)、部活動地域指導者研修会**、ステイ・サポート・スタッフ研修会(個別支援員研修会と同時開催)</p> <p>◇相談係主催・・・支援教育研修会ⅠⅡⅢ、個別支援員研修会(ステイ・サポート・スタッフ研修会と同時開催)、言語障がい教育研修講座*、教育相談研修講座*</p> <p>◇教育研究所主催・・・学習指導法研修会、マナーアップ研修会、初任者研修会、教育講演会、尊徳学習研修会*、おだわら未来学舎**、自然観察会**</p> <p>◇教職員係主催・・・教頭研修会、人事評価システム評価者研修会、不祥事防止研修会(兼メンタルヘルス研修会)</p> <p>◇その他・・・外国語教育研修講座*</p> <p>【職員研修支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研究に関わる講師謝礼と、消耗品費または他校研修会の資料代を希望する学校に補助する。 ・各校の研修会に関する情報(主に夏休み期間中に開催されるもので、他校教職員の参加が可能なもの)を集約し、市内小・中学校、幼稚園に情報提供する。研修会を開催する学校では他校の教職員の参加を受け付ける。

3. 事務事業の概要

単位：千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	財源内訳	国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他						
		一般財源	1,231	1,720	1,316	1,195	2,320	2,320
	歳出計	1,231	1,720	1,316	1,195	2,320	2,320	2,320
歳入	使用料・手数料							
	雑入等							
	歳入計	0	0	0	0	0	0	0
今後の方向性・事業展開		<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容の精選や回数を見直しを図る。 ・各校を指導主事や外部講師が訪問する形での研修の拡充を図る。 ・校内研究の充実に向けた講師謝礼等の予算の拡充を図る。 ・他の事業との整理統合を図り、市の後期総合計画の実施事業に位置づけていく。 						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
<p>・多様化、複雑化する児童生徒の課題や保護者への対応、学校に求められる教育内容の増加等により、教職員にはより実践的な指導力や専門的知識、地域・保護者と連携・協働する力などが求められている。一方で教職員の多忙解消や子どもと向き合う時間の確保から、研修会の回数を増やすことは難しいことなどから、市の教職員研修のあり方を見直ししていく必要がある。</p> <p>・団塊の世代の大量退職により、新採用教職員の大量採用時代を迎えている。校内のOJTによる人材育成のあり方や、校内研究の改善・充実も必要である。</p>	<p>・校内での教職員研修の活性化、より実践的な指導力の育成、専門性の向上に向けて、指導主事や外部講師の学校への派遣を拡充していく。外部講師の派遣に向けては予算の拡充を図る。</p>

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市と県の研修内容の精査と効率的な実施について 他機関、他部署や民間企業との連携の必要性について
<p>学職経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国が設定した研修時間などの制約がある中でも、市独自に改善できる範囲で研修事業制度のグランドデザインを作成し、大量採用時代における若手教員の急増、年齢構成の今後の変化に伴うモデル・スクール・リーダーの育成という喫緊の課題を見据えた研修内容となっているかどうかの検証が必要だと考える。 若手教員の大きな課題は、自らの文化的資本と異なる者との協働的な取組を作り出す力が弱い点であると考え。自身の生活様式・価値観を相対化できない傾向を現場感覚で把握し、今、何が必要なのか検討し、研修制度の内容を改善する組織的な取組が求められている。 全体研修計画の中の職員研修事業と職員研修支援事業の意味、位置づけ、他の研修(県教委主催)との差別化や目的を明確にすべきであり、効果測定ができるアウトカム指標を明確にすべきである。特に「他の研修との差別化」が重要である。 職員研修事業は必要最小限にとどめ、学校の独自性を活かせる職員研修支援事業にシフトし、教育委員会はその評価を行う仕組みを構築する方法が良いと考える。 臨時採用教職員が多くいる現実を踏まえ、この職員への研修の充実が大切である。 児童生徒の多様なニーズに対して、ケーススタディを行う場が身近にあると良い。 外国語の研修を実施する必要があると思われる。 職員研修支援事業は、その対策の一つとして有効であると評価できるが、教育委員会が行う市費研修よりも、現場における研修に市の教育委員会が必要に応じてコミットする方法が高い効果を生む可能性を感じる。ただ、現場任せではなく、全体研修計画の中の市費研修の意味、位置づけの中で、しっかりとした効果を出せる職員研修支援事業の枠組みを市の教育委員会が作るべきである。 初任者研修については、教員の現場の有意義さを、現場の苦勞とセットでダイアログ形式により行うなど、経験値の浅い新任教員に対して、教員としての動機付けとなるような研修を行うことが望ましい。 研修が体系化されているので、教員一人ひとりの力量と経験に合わせて研修計画を管理職(管理部門)が立てていくことが必要であると考え。 研修ばかり増えるのは負担増となり、仕事の質が下がることも懸念される。 退職する教員数が2年後にピークを迎え、若手教員の養成が急務となる。心配されるのは、「学級運営の力不足」である。特に「学級づくり」で集団を指導する力を育成する教員研修を充実し、重点的に事業展開していく必要がある。 研修の有効性を検証するには、受講者が振り返り(自己評価)する時点を研修終了直後以外にする等の検討が必要である。 集合研修とOJTのバランス良い配置が必須である。 教育委員会として、校内OJTの成果の見える化などについて検討・成果が求められる。 大量採用については、離職率の増加が懸念されるので、経験の浅い教員に対するOJTの必要性が高まるが、OJTに必要な中堅層が少ない、いびつな年齢構成になっているので、OJTをシステム化して、効率的に行う必要がある。 OJTが困難であれば、外部講師に頼ることも一つの手法である。 いじめによる自殺などが絶えない現状で、学校だけでは解決できない問題が山積しており、SNSなどの普及でこの傾向は今後益々強まると思う。そこで、教職員研修で学校外の他機関と連携しながら、問題解決を図るためのソーシャルワークの視点を持った教員を増やす必要があり、そのための研修に力を入れるべきである。
<p>点検評価結果</p>	<p>見直し(研修体制を見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	生涯学習の振興	法令上の実施義務	無
	詳細施策名	多様な学習の機会と情報の提供		—
	実施計画事業名	キャンパスおだわら事業	根拠法令	
	個別事業名	キャンパスおだわら事業	条例・要綱	
	先導的施策名		実施方法	一部委託
開始時期	平成23年度			

2. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか	
	誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう「学習講座の提供」、「人材バンクの運営及び活用」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」を市民が主体で行う。	
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか	
	市民主体で運営することで、より市民ニーズにあった学習講座の情報を提供するとともに、学んだ成果を活かす機会の提供など、市民の生涯学習を推進する。	
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか	
	学習講座(行政講座)の提供、人材バンク及び学習相談の運営(市民団体と市による実行委員会)に対する負担金の支出、学習情報の収集・発信及び生涯学習センター本館施設受付等の市民団体への業務委託、キャンパスおだわら運営委員会の運営	

3. 事務事業の概要

単位：千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)	
歳出	財源内訳	国庫支出金							
		県支出金							
		地方債							
		その他	697	1,170	451	1,170	1,170	1,170	1,170
		一般財源	18,528	19,268	18,322	18,103	18,103	18,103	18,103
歳出計		19,225	20,438	18,773	19,273	19,273	19,273	19,273	
歳入	使用料・手数料								
	雑入等	697	1,170	451	1,170	1,170	1,170	1,170	
	歳入計	697	1,170	451	1,170	1,170	1,170	1,170	
今後の方向性・事業展開		今後も引き続き、市民が主体となった総合的な生涯学習の推進を進めていく							

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
キャンパスおだわらの理念である「まちじゅうキャンパス」を実現するためには、市内各所の生涯学習活動情報を収集し、ニーズにあった魅力ある情報を発信する必要があり、「情報やニーズの把握に偏りがある」、「情報誌やホームページ等の魅力を向上すべき」、「SNSなど新たな情報媒体を活用すべき」といった指摘を、キャンパスおだわら運営委員会において受けている。	多様な年代や様々なスキルを持った市民がキャンパスおだわらの運営に関わるようになることで改善をはかる。

5. 教育委員会の評価

<p style="text-align: center;">論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリニューアルやSNSの活用について ・利用者ニーズではなく、市民ニーズの把握について ・広報媒体としてのあり方と掲載内容に対する基準について
<p style="text-align: center;">学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスおだわら事業を市と協働で実施している市民団体(以下、「市民団体」とする。)の年齢構成を変えることは困難であるが、地域の大学や地域貢献に興味のある民間企業などと連携し、効果的な情報発信をする必要がある。 ・情報発信は専門的な知識やITの使いこなしが必要であるため、市民活動で行っている時代ではないと考える。市民活動の担うべき分野とプロに業務として外注する分野をすみ分ける必要がある。 ・SNSの活用については、ターゲット設定も必要であり、そのSNSの利用者に応じたコンテンツの発信が効果的になる。それには、コンテンツの用意と、それを発信できる人材が必要である。 ・平成23年以来取り組まれてきた事業については、一定の市民層の学習ニーズを掘り起こし、組織化してきたと評価できる。 ・生涯学習の観点を更に充実させ、かつ、まちづくりの観点からも、若年層を中心とした多くの市民が活躍できる、「キャンパスおだわら」となるようなステージへ移行する必要がある。 ・運営の方法について、他自治体の取組を調査するための予算化が必要である。 ・生涯学習を目的とした講座であれば、営利であっても掲載することができるキャンパスおだわらのスタンスは、画期的であり、高く評価できる。今後も継続すべきだと考える。 ・市民団体スタッフの高齢化で公開講座に偏り・マンネリ化が見られる。学生などの若いスタッフを補充する必要がある。 ・業務委託先の公募など競争原理を取り入れ、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の学びにつながるキャンパスおだわらになるよう見直していただきたい。 ・一般的なNPO団体の人材育成の現状を見ると、受託した事業経費に人材育成費を計上するのは難しく、世代交代が困難な事情がある。 ・年齢の高い人達には、ボランティア意識によってNPO団体に参加している人が多いが、若い人達はNPO団体に就職するという意識があり、現状の委託形式では、人材育成は難しいので、人材育成が可能な仕組みづくりが必要ではないか。 ・人材育成費をつけるのが難しくければ、せめて市民団体の収益事業を広報などでサポートする必要があるのではないか。
<p style="text-align: center;">点検評価結果</p>	<p>見直し(若年層も活躍できるステージへ移行するよう見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

事務事業名：子ども読書活動の推進

担当課 図書館

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	生涯学習の振興	法令上の実施義務	有
	詳細施策名	多様な学習の機会と情報の提供		義務規程
	実施計画事業名	身近な図書館推進事業	根拠法令	子どもの読書活動の推進に関する法律、図書館法
	個別事業名	図書館学習イベント開催事業	条例・要綱	小田原市図書館条例
	先導的施策名		実施方法	市民協働
開始時期	昭和34年			

2. 事務事業の説明

【事業概要】	<p>どのような事業であるか</p> <p>図書館所蔵の図書及び視聴覚資料ならびに郷土資料を活用し、地域や家庭等における子ども読書活動を推進する機会を提供する。</p>
【目的】	<p>この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか</p> <p>図書館では、「子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭教育の向上に資する目的で様々な学習イベント等を開催しているが、今後、子どもをとりまく様々な生活の舞台において読書活動が一層推進されることを目指す。</p>
【実施内容】	<p>具体的に市は何を行ったのか</p> <p>○絵本のよみきかせ○子ども映画会○図書館子どもクラブ(かもめっこ・星の子クラブ)○一日図書館員○図書館たんけん隊○布の絵本づくり講習会・布の絵本展○読書活動推進講演会○読み聞かせ講座○としよかんお楽しみぶくろ○夏の子ども手作り絵本講習会(共催事業)○図書館ぬいぐるみおとまり会(共催事業)○紙芝居を楽しく演じてみよう(共催事業)○おはなし聞かせて(共催事業)○つくろう!なまえ絵本(共催事業)○子どもの読書活動に関するアンケートを実施</p>

3. 事務事業の概要

単位:千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	財源内訳							
	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他				268			
	一般財源	224	315	215	283	513	3,913	3,913
	歳出計	224	315	215	551	513	3,913	3,913
歳入	使用料・手数料							
	雑入等							
	歳入計	0	0	0	0	0	0	0
今後の方向性・事業展開		<ul style="list-style-type: none"> 第2次「小田原市子ども読書活動推進計画」の策定と、計画に基づく事業の継続的な実施 小田原市図書館を使った調べる学習コンクールの開催(平成28年度から継続) 平成30年度に新規事業を予定 						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
読書量が減少している未就学児とその世帯及び図書館利用が少ない中高生に対する読書活動の推進を検討する必要がある。	これまで本市が取り組んできた子どもの読書活動の推進に関する取り組みの成果や課題を検証し、子どもが日常生活において過ごす場所である「家庭」「地域」「学校」等のそれぞれの機能や特性を活かした読書活動を推進するとともに、学校や関係機関・団体等との連携を図る。

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児へのサービスの充実(ブックスタートの復活)について ・学校図書館の充実と市図書館の連携について ・図書館へ来場しない人の需要の把握とサービスの仕方について ・中高生の図書館利用促進に関する検討の必要性について
<p>学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児へのブックスタートの検討以外にも、読み終わった本のリサイクルによる共有化など、循環を意識した取組が効果的であると思う。 ・ブックスタートの再開について、一つのNPOの独占事業であることに大きな問題があると認識しているが、その効果をきちんとしたコストパフォーマンスに関する根拠をもって証明できるのであれば、再開もよいと思う。 ・赤ちゃん向けブックスタートに代わる機会を、子育て支援や福祉などの他部局と連携し、実現することが望ましい。 ・未就学児及び小学生低学年を対象としたイベントを積極的に行っている点は評価できる。 ・学校司書の配置数を拡充し、アクティブラーニングの推進の観点からも、学校教育との連携を充実していくことで、本事業への参加層が拡大されると予想される。 ・子ども読書に関する家庭の重要性に鑑み、家庭の役割、家庭と図書館、学校等の連携の手法を明示する必要がある。 ・今後は今の活動を継続し、それに参加していない市民に働きかける方法を模索してほしい。 ・かもめ図書館には幼児連れで利用できるコーナーがあるので、その利用風景などを動画配信するなど、若い世代にアピールする方法を検討する必要がある。 ・図書館利用が少ない中学生を対象にした事業について予算化が必要であると考える。 ・少ない予算の中で、図書館こどもクラブ、一日図書館員、図書館たんけん隊等、市民を巻き込む極めて多種多様な事業について高く評価できる。 ・子どもの読書活動の推進に関する法律は、その目的として「子どもの健やかな成長に資すること」としている。例えば、子どもの年間読書本数、読書時間、「本が好きか否か」のアンケート調査等、指標を明確にし、継続的な効果検証が必要である。 ・駅前図書館の整備が読書の動機付けのきっかけとなる可能性がある。立地を生かし、現在抱える子どもの読書に関する諸課題が解決できるような仕組みづくりを検討してほしい。 ・駅前図書館が新設されるにあたり、人の動線など、関係する部署と十分な連携を取る必要がある。 ・子ども読書活動の推進に家庭の役割は大きいと思われる。家庭と図書館等関係機関との連携に関し総合計画にその記述がないと見受けられる。
<p>点検評価結果</p>	<p>現状維持</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

3. 平成 27 年度（平成 26 年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業における 点検・評価後の状況

平成 27 年度（平成 26 年度分）の点検・評価対象事業において、点検・評価後の状況について自己点検を行った。

No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の 意見を受けて】
1	特別支援教育事業 (教育指導課)	<p>① 一律の配置基準ではなく、包括的支援が行える事業へ見直す必要がある。</p> <p>② 公費だけでなく地域の協力をお願いできるところはないかの検討を、学校支援地域本部の進め方と合わせて検討する必要がある。</p> <p>③ 高度な専門性が必要な部分については、弁護士・警察・ソーシャルワーカーなど多方面の支援が得られるよう特別なチームを結成して学校を支援する体制を整えることが必要と思われる。</p>	<p>① 他の事業との統合を含め、検討している。</p> <p>② 日頃からの支援等の関わりの中で、信頼関係が芽生え、効果的な支援につながってくるため、一時的なスクールボランティア活動での対応は難しい。</p> <p>③ スクールソーシャルワーカー、行政職員、臨床心理士、児童相談所職員、医師など、必要と要望に応じて支援チームを結成し、対応している。</p>
No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の 意見を受けて】
2	生徒指導員派遣事業 (教育指導課)	<p>① 校長OBの積極活用が必要と思われる。</p> <p>② 生徒指導の基本は、日々子どもと向き合っている学校内での対応が基本である。学校現場では、本当に困っ</p>	<p>① 校長OBの活用はないが、専門性を鑑みて、教員免許を有する人材を生徒指導員として活用している。</p> <p>② 組織的な生徒指導について、研修会等で指導しているところであり、生徒指導員に安易に任せることな</p>

		<p>た時のよりどころが必要であるし、安易に指導員に任せることなく、協力して指導にあたる必要があると考える。</p> <p>③ 高度な専門性が必要な部分については、専門家によるスクールアシストチーム（弁護士・警察等）を結成し学校を支援する体制が必要である。</p>	<p>く、協力して生徒の指導にあたっている。</p> <p>③ スクールアシストチームの結成はないが、警察との連携はされており、生徒指導連絡会等で、具体的事案について専門的な立場からアドバイスを受けている。</p>
No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
3	少人数学級編制事業 (教育指導課)	<p>① 本事業は安易な拡大を図るのではなく、早急に小1プログラムの改善策を検討し、事業の縮小を目指すよう方向転換することを検討する必要がある。</p> <p>② 学級あたり人数が少なければ、それだけきめ細かい指導ができることは理解できる。ただし、数人の減が大きく指導に影響するかどうかという点、その効果の検証は難しい。</p> <p>③ 市単予算で全学年35人学級にするという手法はあると思うが莫大な予算が必要となる。その費用対効果を考えれば、現実問題として学校現場が求める部分を丁寧に探り、個々の学校の要望に応じていく方策に転換</p>	<p>① 小学校低学年の学校生活を安定させるために、学校においても様々な手立てをとっているが、現時点ではスタッフの配置は欠かせないと考えている。</p> <p>② 国立教育政策研究所等の調査・研究からも少人数指導による効果があると捉えられており、本市としては基準に基づいて少人数指導の充実を目指していきたい。</p> <p>③ 実施教科や学年など、学校の要望に応じた配置をしている。</p>

No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
4	特別支援相談・通級指導 教室充実事業 (教育センターの設置) (教育指導課)	<p>すべきである。</p> <p>① 他部門との連携を強化し、総合窓口の必要性や専門集団の確立を検討すべき。</p> <p>② 高度、多様化する課題に対しては、専門家集団のノウハウが必要であり、機能を集約すべき。</p> <p>③ センター化によるメリットはあるが、扱う情報量や、実効性の担保を鑑みると、現行事業の拡大や見直しでは対応が難しい。仕組みを再構築する必要があるのではないか。</p>	<p>① 特別支援教育相談室「あおぞら」の移転により、学校施設内から独立した相談施設としての運営となった。また、施設内の相談スペースが拡充することにより、相談件数の増加も見込まれている。</p> <p>② 機能集約の範囲を検討している。</p> <p>③ 仕組みの再構築について、今後検討していきたい。</p>
No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
5	公立幼稚園教育推進事業 (教育指導課)	<p>① 就園率の低い施設が目立つ、施設管理コストを鑑みて維持してよいレベルに無いのではないか。</p> <p>② 既存の小学校の空き教室に入ることが出来れば、小学</p>	<p>① 近年、就園率は減少してきており、現状のままでは適正規模の維持が困難となる。公立幼稚園の役割を考へながら、私立幼稚園との連携や公立幼稚園の統廃合も検討していく。</p> <p>② 幼小連携モデル園として、研究や実践を行うことも考</p>

		<p>校との引継ぎの問題はなく なり、他世代児童との交流、 地域で子育てできるように なる。</p> <p>③ 3歳児就園が必要なのか、 0～2歳の待機児童対策が 必要なのか等、市民ニーズ の的確な把握をする中で、 施策目的を明確にすべき。</p>	<p>えられるが、全ての小学校 で行えないなどの課題も残 る。</p> <p>③ 本来の幼稚園の役割を押さ えつつ、市民ニーズの把握 をし、本市として将来的に どのような施設が必要とな るのかを見極めていく必要 がある。</p>
No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の 意見を受けて】
6	学校給食事業 (学校給食のあり方) (保健給食課)	<p>① センター方式か自校方式か の選択は、それぞれのメリ ットとデメリットを分析 し、どちらを選択すべきか を明確にする必要がある。</p> <p>② 食事の一番大切な要因は 「おいしさ」である。質(お いしさ)の確保を念頭にお いて、調理方法、材料の選 定、配送方法の工夫をして 欲しい。</p>	<p>① 平成 27 年度に、学校給食 のあり方について、課内で 実施可能な方向性を検討し た。 その結果をもとに平成 28 年度は、庁内関係各課を交 え、学校給食センターが調 理している中学校の給食に ついて、センター方式と単 独調理校(自校調理)で近 隣の中学校の給食を調理す る親子調理方式の設備面、 経費面等のメリットやデメ リットなどを分析し、セン ター方式でさらに具体的に 検討をしていくこととし た。</p> <p>② 学校給食のあり方検討をし ていく際には、最新の調理 機器の導入やできるだけ温 かい給食を配送できる配送 体制など、おいしさを念頭 において検討していく。</p>

		③ PFI 方式を含め、老朽化したセンターの再配置計画を策定すべき。	③ 学校給食のあり方検討において、PFI 方式等による民間の力を活用することも視野に入れて検討している。
No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
7	本丸・二の丸整備事業 (文化財課)	<p>① 文化財活用のために、市民の関心を高め、施設整備・管理を進める体制を構築すべきである。</p> <p>② ワークショップを開催し、史跡を自分の庭のように感じる市民を増やすことが大切である。</p> <p>③ 小田原の貴重な文化財・城跡と観光を関連づけていく検討が必要である。</p>	<p>① 百姓曲輪など史跡指定した場所や小峯御鐘ノ台大堀切西堀など一般公開した場所については、広報やマスコミを通じて PR するとともに、小田原ガイド協会に案内ツアーを開催してもらう等市民周知を図っている。また、平成 28 年度から史跡管理嘱託員の増員を図る等体制も整備している。</p> <p>② 民間団体の小田原ラボラトリーの「芝活」事業で、城内地区を芝生化し、ミニイベントを開催する等有効活用してもらい、市民が史跡を庭のように感じる事が出来るよう事業を進めている。</p> <p>③ 天守閣の展示リニューアルに御用米曲輪の最新の情報を反映した。また、文化財・城跡と観光が有機的に結びつき、城跡の管理・活用を一括して行えるよう城址公園総合管理体制の構築について検討しているところである。</p>

No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の 意見を受けて】
8	市立図書館管理運営事業 (図書施設・機能整備等 基本方針) (図書館)	<p>① 施設規模が見えない中、アクセシビリティに目がいきがちだが、本来の図書館法が規定するような機能を保持するよう検討して欲しい。</p> <p>② 運営コスト面のみで委託化を進めるのではなく、質をどのように確保するのか検討して欲しい。</p> <p>③ 駅前図書館を文化の香りがする小田原のシンボルとして、旅行者にも対応できる図書館とすると良い。</p>	<p>① 図書館法における「図書館奉仕」に規定された機能等を基本とした上で、新たな取り組みを検討していく。</p> <p>② 専門性の確保を前提に、委託化によるメリット・デメリットを十分に検討しながら、さらなる質の向上を目指していく。</p> <p>③ 旅行者でも入りやすいエントランス等の工夫をするとともに、近隣施設とも連携を図りながら地域や観光情報を積極的に発信していく。</p>

4. 小田原市学校教育振興基本計画における成果指標

小田原市学校教育振興基本計画において達成すべき具体的な指標として設定した項目について、平成27年度の達成状況を点検しました。

基本目標		成果指標	計画策定時	目標	平成27年度
1	確かな学力の向上	小学校1・2年の30人超学級へのスタディー・サポート・スタッフの配置	100%	100%	100%
		家庭で、自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒 ※1	小学校 49.5% 中学校 48.1%	小学校 58% 中学校 50%	小学校 62.5% 中学校 44.8%
2	豊かな心の育成	不登校生徒訪問相談員の派遣 ハートカウンセラー相談員の派遣 校内支援室指導員の派遣 生徒指導員の派遣	中学校 6校 小学校 6校 中学校 6校 中学校 6校	中学校 11校 小学校 25校 中学校 11校 中学校 11校	中学校 7校 小学校 8校 中学校 6校 中学校 5校
		読書が好きな児童生徒 ※1	小学校 62.1% 中学校 75.8%	小学校 70% 中学校 80%	小学校 73.1% 中学校 72.8%
3	健やかな体の育成	運動・スポーツを週に1回以上している児童生徒 ※2	小学校 85.3% 中学校 79.8%	小学校 88% 中学校 85%	—
		朝食を毎日食べている児童生徒 ※1	小学校 93.2% 中学校 91.6%	小学校 96% 中学校 94%	小学校 95.8% 中学校 90.3%
		米飯給食の回数	週2回+月3回	週3回	週3回
		学校給食における市内産を含む県内産の地場産物利用率(重量比)	33.0%	35%	29.56%
4	幼児教育(就学前教育)の推進	市立幼稚園における預かり保育の実施数	1園	6園	1園
5	これからの社会に対応した教育の推進	将来の夢や目標を持っている児童生徒 ※1	小学校 80.2% 中学校 80.4%	小学校 87% 中学校 83%	小学校 85.1% 中学校 70.2%
		中学校における地域と連携した防災訓練の実施	2校	11校	5校

基本目標		成果指標	計画策定時	目標	平成 27 年度
6	様々な教育的ニーズに対応した教育の推進	支援教育相談支援チームの派遣回数	28 回	40 回	44 回
		幼稚園、小・中学校への個別支援員の配置	87 人分	100 人分	83 人分
7	未来へつながる学校づくりの推進	スクールボランティア延べ人数	延べ 62,000 人	延べ 80,000 人	延べ 62,818 人
		放課後子ども教室の拡充	1 校	2 校	2 校
		地域行事へ参加している児童生徒 ※1	小学校 35.1% 中学校 36.6%	小学校 60% 中学校 40%	小学校 58.1% 中学校 38.8%
		地域の大人と一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりする機会のある児童生徒 ※2	小学校 20.7% 中学校 26.8%	小学校 40% 中学校 30%	—
		年齢の違う友達と一緒に遊んだり、勉強したりする機会のある児童生徒 ※2	小学校 63.0% 中学校 45.5%	小学校 72% 中学校 48%	—
8	教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立	校務支援システムの導入	未実施	導入	導入
9	教育環境の改善・充実	校庭の芝生化	幼稚園 2 園 小学校 2 校	幼稚園 6 園 小学校 6 校	幼稚園 5 園 小学校 3 校
		学校図書室にある図書のバーコード化	全校 5,000 冊分を実施	全校 100%	90.8%
		校舎リニューアル計画の見直し	未実施	計画策定	整備計画策定済 短期計画策定済 中長期計画策定中
		小学校における交通安全対策協議会の設置	20 校	25 校	23 校
10	教育的効果を高める教育行政の推進	教育委員会通信の発行	未実施	発行	未実施

※1…平成 24 年度「全国学力・学習状況調査回答結果」により抜粋。対象は小学校 6 年生・中学校 3 年生

※2…平成 26 年度「全国学力・学習状況調査」で質問がなくなったため、データが存在しない。

